

一般国道 4 0 3 号道路拡幅整備に係る

環境影響評価方法書

令和 7 年 11 月

新 潟 市

【目 次】

第1章	事業者の氏名及び住所	1-1
第2章	対象事業の目的及び内容	2-1
2.1	対象事業の種類	2-1
2.2	対象事業の目的	2-1
2.3	対象事業の概要	2-2
2.4	対象事業実施区域の位置	2-2
2.5	対象事業の工事計画概要	2-4
2.6	事業活動の概要	2-4
2.7	複数案の設定	2-6
第3章	対象事業実施区域及びその周辺の概況	3-1
3.1	地域特性を把握する範囲	3-1
3.2	自然的状況に関する情報	3-2
3.3	社会的状況に関する情報	3-82
第4章	計画段階環境配慮事項の検討の概要	4-1
4.1	複数案の設定	4-1
4.2	計画段階配慮事項の選定結果	4-2
4.3	計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法	4-8
4.4	計画段階配慮事項に係る予測・評価の概要	4-11
4.5	計画段階配慮事項の検討に係る総合評価	4-21
第5章	計画段階環境配慮計画書に対する意見及び意見に対する事業者の見解	5-1
5.1	環境の保全の見地からの意見と事業者の見解	5-1
5.2	新潟市長の意見及び意見に対する事業者の見解	5-1
第6章	環境影響評価項目の選定	6-1
6.1	環境影響評価項目の選定結果	6-1
6.2	選定した項目及びその理由	6-3
6.3	選定しなかった項目及びその理由	6-6
第7章	調査、予測及び評価の手法	7-1
7.1	大気質	7-1
7.2	騒音	7-18
7.3	振動	7-32
7.4	水質	7-46
7.5	動物	7-52
7.6	植物	7-58
7.7	生態系	7-62
7.8	景観	7-66
7.9	人と自然との触れ合いの活動の場	7-71
7.10	廃棄物等	7-75
7.11	温室効果ガス等	7-77
7.12	文化財	7-79

第8章	その他規則で定める事項	8-1
8.1	対象事業の許可、認可等の根拠となる法令	8-1
8.2	方法書の作成者の氏名及び住所	8-1
8.3	方法書の作成にあたり参考とした資料の目録	8-1

巻末資料

用語解説集

第1章 事業者の氏名及び住所

事業者の氏名：新潟市長 中原 八一

事業者の住所：新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の種類

道路の新設又は改築の事業

2.2 対象事業の目的

一般国道 403 号道路拡幅事業の対象道路である新潟都市計画道路 3・3・66 号国道 403 号線（以下、「本路線」という。）は、昭和 57 年に県道三条新津線及び新潟新津線が国道昇格され広域的な幹線道路としての計画整備を図るため、昭和 59 年に新潟県が都市計画道路へ決定し、平成 8 年に広域幹線道路としての機能向上を図るとともに市街地内の円滑な交通を確保するため、終点を延伸することで、変更決定されている。その後、平成 19 年 4 月に本市が政令指定都市に移行したことに伴い、本路線の管理権限が新潟県から本市に移管されている。このうち、対象事業となる一般国道 49 号茅野山 IC から古田交差点区間（以下、「本事業区間」という。）は、現在、都市計画決定幅（完成 4 車線）で道路用地の取得がされているものの、暫定 2 車線又は暫定 3 車線で供用されたまま今日に至っている。

本事業区間は、本市の目指す多核連携型の都市構造において、都心から放射状に広がる国道のひとつとして位置付けられ、市民の日常的な移動はもとより、物流などの社会経済活動を支えるとともに、緊急輸送道路に指定され、災害時における重要な道路ネットワークとしての役割を果たしている。一方で、都市計画決定以降の沿線市街地の著しい発展や本路線を構成する小須戸田上バイパスが令和 2 年 3 月に全線開通したことにより、多くの交通が本事業区間に集中し、小阿賀野橋周辺や古田交差点で慢性的な渋滞が発生している。更には、今後、新潟中央環状道路が本事業区間と接続することで交通量が増加し、更なる渋滞が懸念されている。

このことから、本事業区間を 4 車線に拡幅整備することにより、交通混雑の緩和を図り、物流・交流・連携の強化や災害に強い道路ネットワークを構築するものである。

2.3 対象事業の概要

対象事業の概要を表 2.3.1 に示す。

表 2.3.1 対象事業の概要

項目	内容
延長	7.4km
幅員	24m
車線数	4 車線
計画交通量	17,600～29,700 台/日
道路構造令の規定による道路の区分	第 3 種第 1 級 ^{注)}
設計速度	60km/h
費用便益分析結果 (B/C)	1.2
消雪パイプの設置計画	無し
休憩所の設置計画	無し

注) 第 3 種：地方部のその他の道路

第 1 級：一般国道のうち平野部に存在し計画交通量が 20,000 台/日以上

2.4 対象事業実施区域の位置

起点：新潟市江南区茅野山

終点：新潟市秋葉区古田 1 丁目（図 2.4.1 参照）

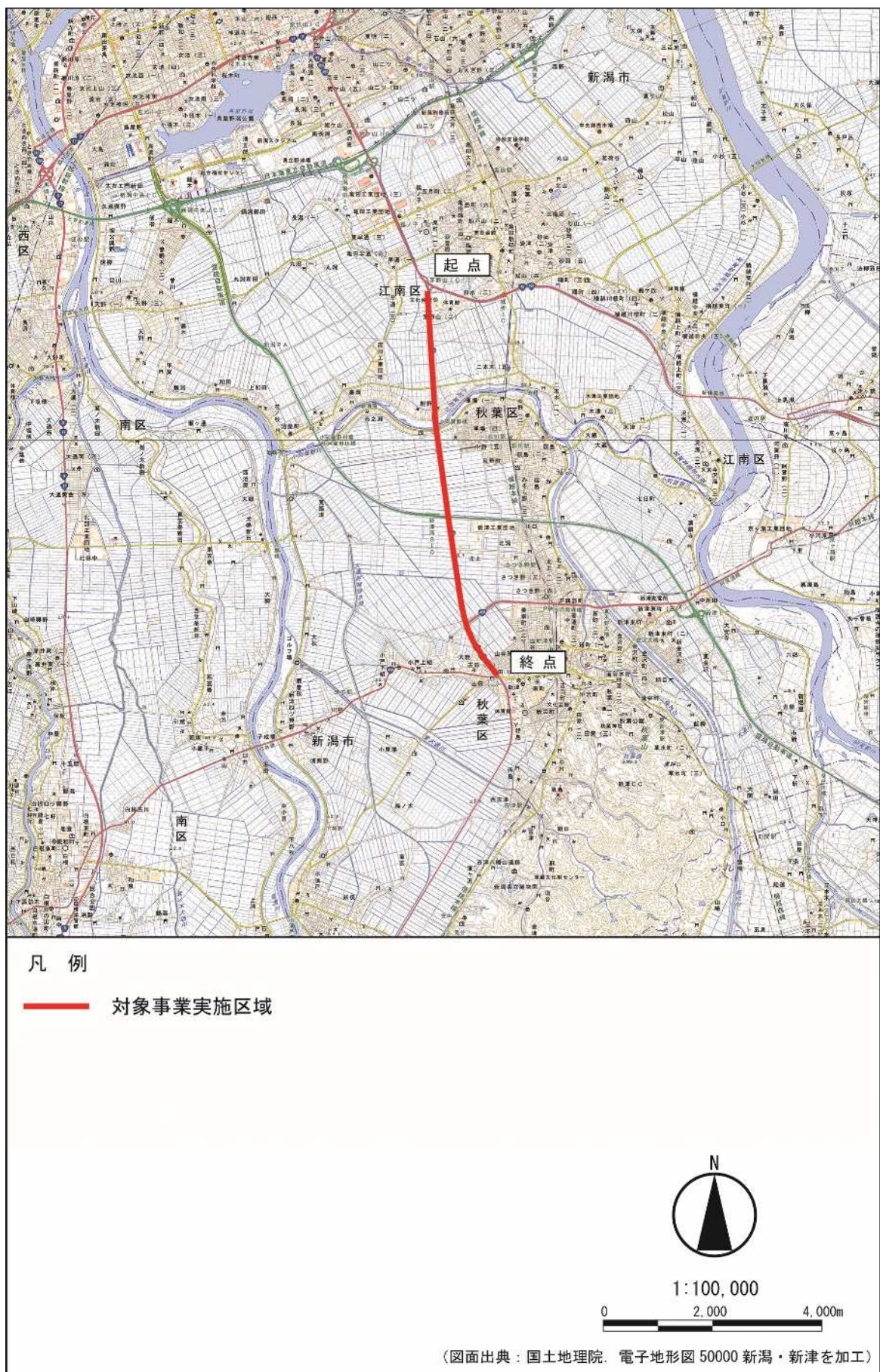


図 2.4.1 対象事業実施区域の位置

2.5 対象事業の工事計画概要

対象事業の工事の実施に係る工法や期間、工程計画などの工事計画は、今後の設計や関係機関協議等により決定するため、現時点で想定される概略の工程を表 2.5.1 に示す。工事は対象事業実施区域の占用物移設を行った後に、橋梁工事、地盤改良及び道路改良を行う予定である。

表 2.5.1 工事計画表（概略）

工種\年 数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
占用物 移設	←→																
橋梁工事				←→													
							小阿賀野橋、車場高架橋										
地盤改良							←→										
道路改良											←→						

注) 占用物移設：拡幅工事において支障となる通信ケーブル等の埋設物や電力柱などの道路占用物を工事に支障とならない位置に移設するもの

2.6 事業活動の概要

2.6.1 道路の種別、構造等

本事業の対象道路である新潟都市計画道路 3・3・66 号国道 403 号線の位置を図 2.6.1 に、対象道路上空からの航空写真を図 2.6.2 に示し、道路の種別、構造等を表 2.6.1 に示す。本事業は、ここに示す新潟都市計画道路区域延長のうち L=7.4km を対象とするものであるまた、平成 8 年都市計画決定時の標準断面図を図 2.6.3 に示す。



図 2.6.1 新潟都市計画道路 3・3・66 号国道 403 号線及び対象事業実施区域の位置

(至 起点：江南区茅野山)



対象事業実施区域

(至 終点：秋葉区古田)



対象事業実施区域

図 2.6.2 対象事業実施区域上空からの航空写真

表 2.6.1 都市計画道路の種別、構造等

項目		内容
種別		幹線街路
名称	番号	3・3・66
	路線名	国道 403 号線
位置	起点	新潟市江南区茅野山字西郷
	終点	新潟市秋葉区鎌倉新田字蓮田
	主な経由地	新潟市秋葉区古田字裏田郷
区域延長		約 15,590m
構造	構造形式	地表式
	幅員	24m
	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路 3・3・150 号亀田バイパスと立体交差 幹線街路 3・5・61 号本町白根線と立体交差 幹線街路と平面交差 4 か所

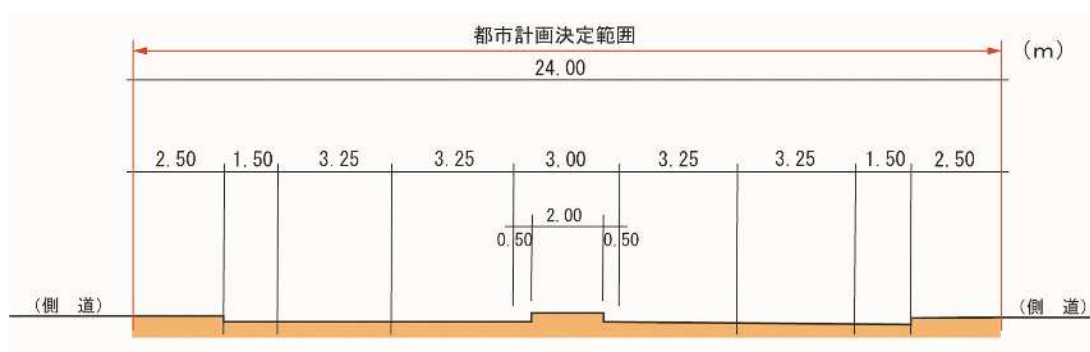


図 2.6.3 標準断面図（平成 8 年都市計画決定時）

2.7 複数案の設定

2.7.1 ゼロ・オプションの検討

複数案の設定にあたり、まず「対象事業を実施しないこととする案（ゼロ・オプション）」の検討を行った。

本事業区間は、広域的な道路として計画・整備し広域都市の健全なる発展を図るため、昭和 59 年に都市計画決定された都市計画道路の一部区間であり、本市の目指す多核連携型の都市構造において、都心から放射状に広がる国道のひとつとして位置付けられ、市民の日常的な移動はもとより、物流などの社会経済活動を支えるとともに、緊急輸送道路に指定され、災害時における重要な道路ネットワークとしての役割を果たしている。

一方で、小阿賀野橋周辺や古田交差点で慢性的な渋滞が発生していることに加え、新潟中央環状道路が本事業区間と接続することにより、更なる渋滞が懸念されている。令和 5 年度に本市により実施した交通量調査では、事業区間の 24 時間交通量は、20,236 台/日～25,674 台/日となっており、暫定 2 車線、もしくは暫定 3 車線区間において道路の交通容量不足から交通渋滞が発生している。また、車線の暫定運用により車線数が変化（減少）している区間では、車線規制始端部と車線規制区間内の単路部がボトルネックとなり、速度低下等による渋滞が発生している。

将来交通量推計（令和 22 年）による計画交通量は 17,600 台/日～29,700 台/日となるが、本事業の実施により交通需要に対して道路の交通容量が確保されることで、渋滞解消や走行時間の短縮、走行経費の減少、交通事故の減少が図られる。なお、将来交通量推計を用いた本事業実施における費用便益分析では、費用便益費（B/C）は 1.2 であり、事業実施による便益が費用を上回っていることから、社会・経済性の側面から事業実施の妥当性が評価される。

このため、本市が目指す多角連携型の都市構造を構築するための幹線道路のネットワークの一つである本路線の 4 車線化事業の実施は必要であると判断する。

2.7.2 位置等に関する複数案の設定

対象事業を実施する区域の位置及び規模（幅員、延長、構造形式）は、都市計画道路として目指すべき都市像を実現させるため、施設の配置や規模等の検討を行い地域の合意形成が図られた上で決定された道路法線および計画であり、既に取得済の道路用地内において、暫定 2 車線又は暫定 3 車線を 4 車線に拡幅整備するものである。

このため、既に決定された道路法線を尊重するとともに、新たな道路用地の取得が不要であるといった経済性の観点や、既存の土地利用に対して改変面積も小さくなるといった環境負荷の観点からみても、複数案を設定することは合理的ではないことから単一案とする。

小阿賀野橋は、完成 4 車線分の橋台が整備され、現在暫定 2 車線で供用されている。4 車線拡幅整備にあたっては、既設橋台及び現橋の健全度を判定したうえでルート及び工法を定めるが、現時点で以下のルート・工法が想定される。

1. 既設橋台を活用し拡幅分のみ架橋
2. 仮設う回路を整備、既設橋台を修繕し架橋
3. 仮設う回路を整備、既存橋台を取り壊し、現ルート上に新橋を架橋
4. 新たなルートに新橋を架橋、その後現橋を撤去

なお、詳細なルート、施工範囲は今後検討を進め、準備書段階で示す予定であり、各施工方法における詳細なルート、施工範囲は、現時点で想定される最大幅を施工範囲と見込んで環境影響評価項目の選定、評価を実施する。図 2.7.1 に小阿賀野橋周辺における施工範囲を示す。



図 2.7.1 小阿賀野橋周辺における最大施工範囲

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

3.1 地域特性を把握する範囲

地域特性を把握する範囲は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に示された各調査項目に係る地域特性を把握する範囲の目安のうち、最大値である「道路端部から 3km 程度」（動物・景観の地域特性把握範囲）を設定した。なお、後述する「人口及び産業の状況」等については、統計範囲の条件から、対象事業実施区域が位置する新潟市全域を対象に整理した。

3.2 自然的状況に関する情報

3.2.1 気象、大気質等に関する大気環境の状況

(1) 気象

対象事業実施区域周辺には、新潟地域気象観測所と新津地域気象観測所が存在し、その所在地を図 3.2.1 に示す。また、これら観測所で観測された気象の状況を表 3.2.1 及び表 3.2.2 に示す。

新潟地域気象観測所における過去 10 年間（平成 27 年～令和 6 年）の気象の状況は、年間平均気温の平均値は 14.6℃、年間降水量の平均値は 1,811.4mm、年間平均風速は 3.0 m/s、最多風向は南となる。また、令和 6 年の気象の状況は、年間平均気温は 15.2℃、年間降水量は 2,065.5mm、年間平均風速は 2.7m/s であり、風向は南の風が卓越している。

新津地域気象観測所における過去 10 年間（平成 27 年～令和 6 年）の気象の状況は、年間平均気温の平均値は 13.8℃、年間降水量の平均値は 1,823.9mm、年間平均風速は 3.2 m/s、最多風向は南南西となる。また、令和 6 年の気象の状況は、年間平均気温は 14.7℃、年間降水量は 1,911.5mm、年間平均風速が 3.0m/s であり、風向は、南南西の風が卓越している。



図 3.2.1 地域気象観測所位置図

表 3.2.1 過去 10 年間（平成 27 年～令和 6 年）の気象の状況

地域気象 観測所	観測年	気温（℃）			年間 降水量 （mm）	最多風向	風速（m/s）		日照時間 （h）
		平均	最高	最低			平均	最大	
新潟	平成 27 年	14.4	36.0	-3.4	1,467.5	南	3.1	15.3	1,684.6]
	平成 28 年	14.5	35.9	-3.5	1,499.0	南)	3.0	13.6	1,738.4
	平成 29 年	13.7	36.4	-4.0	2,036.5	南)	3.2	15.7	1,642.5
	平成 30 年	14.3	39.9	-5.9	1,795.5	南	3.1	18.2	1,698.8
	令和元年	14.6	39.2	-1.8	1,352.0	南)	3.0	14.6	1,832.6
	令和 2 年	14.7	38.8	-3.7	2,077.5	南	3.0	14.0	1,608.5
	令和 3 年	14.5	38.2	-5.0	1,952.0	南)	3.1	16.3	1,826.8
	令和 4 年	14.5	35.6	-3.4	2,002.0	南)	2.9	12.8	1,751.7
	令和 5 年	15.4	39.1	-5.9	1,866.0	南)	2.9	13.0	1,944.0
	令和 6 年	15.2	36.7	-2.3	2,065.5	南	2.7	14.5	1,629.6
	平均	14.6	37.6	-3.9	1,811.4	南	3.0	14.8	1,741.4

地域気象 観測所	観測年	気温（℃）			年間 降水量 （mm）	最多風向	風速（m/s）		日照時間 （h）
		平均	最高	最低			平均	最大	
新津	平成 27 年	13.5	37.9	-5.3	1,435.0	南南西)	3.3	17.6	1,706.7
	平成 28 年	13.6	35.9	-9.4	1,693.5	南西)	3.2	16.1	1,669.3
	平成 29 年	12.8	36.3	-5.3	2,208.5	南南西)	3.4	18.6	1,575.4
	平成 30 年	13.5	38.2	-13.2	1,732.0	南西)	3.3	23.3	1,686.5
	令和元年	13.7	36.7	-4.3	1,574.5	南南西)	3.2	17.9	1,794.3
	令和 2 年	13.9	37.7	-4.7	2,093.5	南南西)	3.3	18.0	1,556.9
	令和 3 年	13.8	39.2	-9.5	2,084.0	東南東)	3.4	20.5	1,579.0]
	令和 4 年	13.9	38.0	-4.6	1,748.5	南西)	3.2	17.7	1,659.3
	令和 5 年	14.8	39.4	-11.6	1,757.5	南西)	3.1	14.4	1,893.3
	令和 6 年	14.7	38.6	-4.6	1,911.5	南南西)	3.0	17.4	1,539.2
	平均	13.8	37.8	-7.3	1,823.9	南南西	3.2	18.2	1,675.7

注 1) 値)：統計を行う対象資料が許容範囲で欠けていることを示す（準正常値）。

注 2) 値]：統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けていることを示す（資料不足値）。

出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

表 3.2.2 月別の気象の状況（令和 6 年）

地域 気象 観測所	気象要素		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年間
新潟	気温 (℃)	平均	4.3	4.8	6.0	13.7	17.1	22.2	26.2	28.0	25.0	18.7	11.5	4.9	15.2
		最高	14.2	19.8	16.8	29.1	28.5	32.8	35.0	36.7	34.8	29.0	23.0	15.5	36.7
		最低	-1.9	-2.3	-0.9	4.2	6.9	13.1	19.2	23.0	17.6	5.8	1.9	-0.1	-2.3
	総降水量 (mm)		180.0	114.5	168.0	54.0	128.0	57.0	376.5	42.0	292.0	144.5	246.5	262.5	2,065.5
	最多風向		南	南	南	北	南	南南東	西南西	北	南南東	南東	南南西	南南西	南
	風速 (m/s)	平均	3.4	2.7	3.5	2.4	2.5	2.2	2.9	2.1	2.1	2.4	2.8	3.7	2.7
		最大	9.9	11.3	11.7	10.7	14.5	8.2	10.1	10.9	11.2	9.4	12.3	11.8	14.5
	日照時間 (h)		72.0	70.1	114.3	204.6	210.8	226.4	99.4	197.1	142.8	142.3	106.7	43.1	1,629.6
地域 気象 観測所	気象要素		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年間
新津	気温 (℃)	平均	3.3	3.9	5.2	13.7	17.2	22.3	25.9	27.7	24.7	18.1	10.6	3.8	14.7
		最高	13.1	20.4	16.5	30.7	30.8	35.3	34.7	38.6	37.2	30.8	23.0	15.7	38.6
		最低	-4.6	-4.1	-1.7	0.9	5.1	12.9	19.0	21.5	16.7	6.9	0.9	-2.4	-4.6
	総降水量 (mm)		205.0	93.0	79.0	72.5	115.5	46.5	266.0	85.5	214.0	142.0	273.5	319.0	1,911.5
	最多風向		南南西	南南西	南南西	北	南西	南東	南西	北北東	東南東	東南東	南南西	南南西	南南西
	風速 (m/s)	平均	3.4	3.0	3.9	2.9	2.9	2.6	3.1	2.2	2.5	2.9	3.1	3.6	3.0
		最大	15.6	13.3	13.8	15.0	17.4	8.8	12.7	11.8	13.1	11.7	12.5	13.1	17.4
	日照時間 (h)		72.1	67.3	105.2	193.7	212.4	220.7	75.7	184.5	132.3	135.9	101.7	37.7	1,539.2

出典：「気象統計情報」（気象庁ホームページ）

(2) 大気質

対象事業実施区域周辺には、一般環境大気測定局として、亀田測定局と新津測定局が存在する。これら測定局の測定項目を表 3.2.3 に、所在地を図 3.2.2 に示す。

また、亀田測定局及び新津測定局における令和 5 年度の環境基準適合状況を表 3.2.4 に示す。

令和 5 年度の大気質の状況は、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質が 2 局で測定されており、二酸化窒素及び微小粒子状物質は 2 局ともに環境基準を達成、光化学オキシダントは 2 局ともに非達成となっている。また、浮遊粒子状物質は亀田測定局で測定され、令和 5 年度は環境基準を達成している。

なお、対象事業実施区域周辺には、自動車排出ガス測定局は存在しない。

表 3.2.3 一般環境大気測定局及び測定項目

地域名	測定局名	所在地	用途地域	測定項目									設置主体
				二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	温度・湿度・日射	
新潟	亀田	新潟市江南区亀田緑町 1 丁目 2 番 8 号	住		○		○		○	○	○		新潟市
	新津	新潟市秋葉区新栄町 4 番 1 号	住		○		○			○	○		新潟市

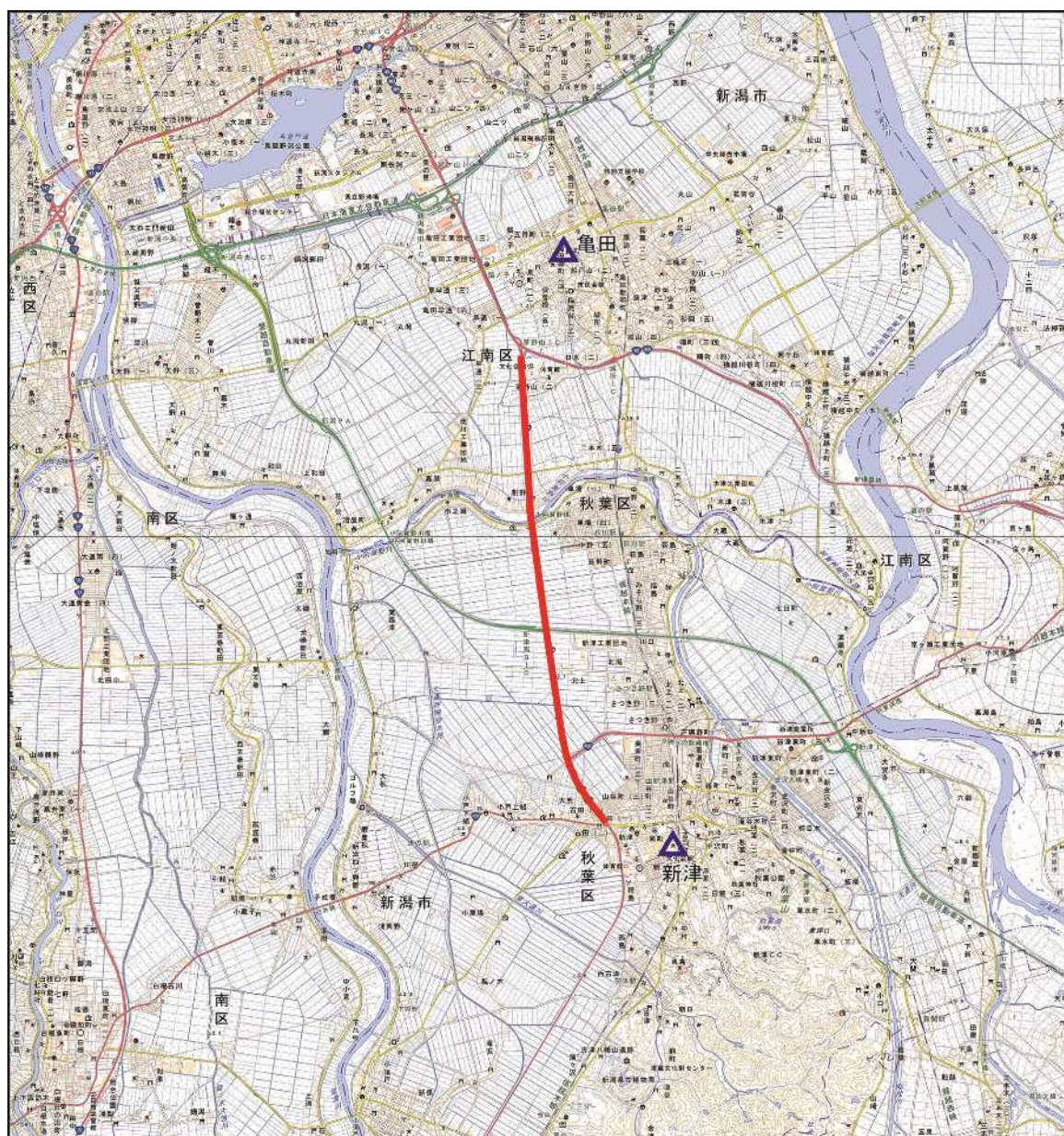
注) 用途地域は、土地計画法第 8 条第 1 項第 1 号の地域区分による。

出典：「令和 5 年度 大気汚染測定結果報告」（令和 6 年 12 月 新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.4 一般環境大気測定局における環境基準達成状況（令和 5 年度）

地域名	測定局名	測定項目ごとの環境基準達成状況			
		二酸化窒素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質
新潟	亀田	○	×	○	○
		環境基準(長期的評価)達成	環境基準(短期的評価)非達成	環境基準(長期的評価及び短期的評価)達成	環境基準(長期基準及び短期基準)達成
	新津	○	×		○
		環境基準(長期的評価)達成	環境基準(短期的評価)非達成	(対象外)	環境基準(長期基準及び短期基準)達成

出典：「令和 5 年度 大気汚染測定結果報告」（令和 6 年 12 月 新潟県環境局環境対策課）



凡 例

- 対象事業実施区域
- △ 一般環境大気測定局



1:100,000

0 2,000 4,000m

(図面出典：国土地理院 電子地形図 50000 新潟・新津を加工)

図 3.2.2 一般環境大気測定局位置図

① 二酸化窒素（NO₂）

二酸化窒素の令和 5 年度の年間値を表 3.2.5 に、最近 5 ヶ年の経年変化（令和元年度～令和 5 年度）を表 3.2.6 に示す。

令和 5 年度の測定結果は、いずれの測定局も環境基準を達成している。また、最近 5 ヶ年の経年変化は大きな変化は認められず、概ね横ばいの推移をしている。

表 3.2.5 二酸化窒素の測定結果（令和 5 年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1 時間値の最高値	日平均値が 0.06ppm を超えた日数とその割合		日平均値が 0.04ppm 以上 0.06ppm 以下の日数とその割合		日平均値の年間 98% 値	98% 評価値による日平均値が 0.06ppm を超えた日数	環境基準の達成状況
	日	時間	ppm	ppm	日	%	日	%	ppm	日	達成○・非達成×
亀田	357	8,365	0.004	0.036	0	0.0	0	0.0	0.010	0	○
新津	352	8,228	0.003	0.033	0	0.0	0	0.0	0.006	0	○

注 1) 環境基準：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

注 2) 長期的評価：年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98% 目に相当するもの（1 日平均値の年間 98% 値）を環境基準と比較して評価を行う。

出典：「令和 5 年度 大気汚染測定結果報告」（令和 6 年 12 月 新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.6 二酸化窒素の経年変化（令和元年度～令和 5 年度）

（単位：ppm）

測定局名	統計項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
亀田	年平均値	0.005	0.005	0.004	0.005	0.004
	日平均値の年間 98% 値	0.012	0.016	0.011	0.012	0.010
新津	年平均値	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
	日平均値の年間 98% 値	0.007	0.010	0.007	0.007	0.006

注) 環境基準（長期的評価）：1 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下であること。

出典：「令和 5 年度 大気汚染測定結果報告」（令和 6 年 12 月 新潟県環境局環境対策課）

② 光化学オキシダント (O_x)

光化学オキシダントの令和 5 年度の年間値を表 3.2.7 に、最近 5 ヶ年の経年変化（令和元年度～令和 5 年度）を表 3.2.8 に示す。

令和 5 年度の測定結果は、いずれの測定局も環境基準を非達成となっている。また、最近 5 ヶ年の経年変化は大きな変化は認められず、概ね横ばいの推移をしており、環境基準非達成の状況が続いている。

表 3.2.7 光化学オキシダントの測定結果（令和 5 年度）

測定局名	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の 1 時間値の年平均値	昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた日数と時間数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上の日数と時間数		昼間の 1 時間値の最高値	昼間の日最高 1 時間値の年平均値	環境基準の達成状況
	日	時間	ppm	日	時間	日	時間	ppm	ppm	達成○・非達成×
亀田	294	4,249	0.037	37	221	0	0	0.091	0.047	×
新津	364	5,256	0.037	42	233	0	0	0.096	0.047	×

注 1) 環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

注 2) 短期的評価：5 時から 20 時の昼間時間帯の 1 時間値を環境基準と比較して評価を行う。

注 3) 「昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上」は、大気汚染防止法第 23 条第 1 項に規定する緊急時の措置の基準。

出典：「令和 5 年度 大気汚染測定結果報告」（令和 6 年 12 月 新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.8 光化学オキシダントの経年変化（令和元年度～令和 5 年度）

（単位：ppm）

測定局名	統計項目	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
亀田	昼間の 1 時間値の年平均値	0.038	0.038	0.038	0.038	0.037
	昼間の 1 時間値の最高値	<u>0.114</u>	<u>0.097</u>	<u>0.081</u>	<u>0.087</u>	<u>0.091</u>
新津	昼間の 1 時間値の年平均値	0.038	0.036	0.039	0.038	0.037
	昼間の 1 時間値の最高値	<u>0.122</u>	<u>0.092</u>	<u>0.081</u>	<u>0.086</u>	<u>0.096</u>

注 1) 環境基準（短期的評価）：昼間（5 時～20 時）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

注 2) 表中の下線は、環境基準の非達成を示す。

出典：「令和 5 年度 大気汚染測定結果報告」（令和 6 年 12 月 新潟県環境局環境対策課）

「令和 4 年度 大気汚染測定結果報告」（新潟県環境局環境対策課）

「令和 3 年度 大気汚染測定結果報告」（令和 5 年 8 月 新潟県環境局環境対策課）

「令和 2 年度 大気汚染測定結果報告」（令和 4 年 9 月 新潟県環境局環境対策課）

「令和元年度 大気汚染測定結果報告」（令和 3 年 3 月 新潟県県民生活・環境部環境対策課）

③ 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質の令和5年度の年間値を表3.2.9に、最近5ヶ年の経年変化（令和元年度～令和5年度）を表3.2.10に示す。

令和5年度の測定結果は、いずれの測定局も環境基準を達成している。また、最近5ヶ年の経年変化は大きな変化は認められず、概ね横ばいの推移をしいる。

表 3.2.9 浮遊粒子状物質の測定結果（令和5年度）

測定局名	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数	環境基準の達成状況	
												短期的評価	長期的評価
	日	時間	mg/m ³	時間	%	日	%	mg/m ³	mg/m ³	有×・無○	日	達成○・非達成×	
亀田	351	8,376	0.010	0	0.0	0	0.0	0.081	0.025	○	0	○	○

注1) 環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

注2) 短期的評価：環境基準の1時間値または1日平均値と比較して評価を行う。

長期的評価：年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した最高値（1日平均値の年間2%除外値）を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合には非達成として評価する。

出典：「令和5年度 大気汚染測定結果報告」（令和6年12月 新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.10 浮遊粒子状物質の経年変化（令和元年度～令和5年度）

（単位：mg/m³）

測定局名	統計項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
亀田	年平均値	0.011	0.011	0.009	0.010	0.010
	日平均値の2%除外値	0.025	0.027	0.024	0.022	0.025

注) 環境基準（長期的評価）：1日平均値の2%除外値が0.10mg/m³以下であること。

出典：「令和5年度 大気汚染測定結果報告」（令和6年12月 新潟県環境局環境対策課）

④ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

微小粒子状物質の令和5年度の年間値を表3.2.11に、最近5ヶ年の経年変化（令和元年度～令和5年度）を表3.2.12に示す。

令和5年度の測定結果は、いずれの測定局も環境基準を達成している。また、最近5ヶ年の経年変化は大きな変化は認められず、概ね横ばいの推移をしいる。

表 3.2.11 微小粒子状物質の測定結果（令和5年度）

測定局名	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値	日平均値が35 μ g/m ³ を超えた日数とその割合		環境基準の達成状況
	日	μ g/m ³	μ g/m ³	日	%	達成○・非達成×
亀田	349	6.8	17.4	0	0.0	○
新津	352	7.1	18.1	0	0.0	○

注1) 環境基準：1年平均値が15 μ g/m³以下であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m³以下であること。

注2) 長期的評価：1年平均値が15 μ g/m³以下であること（長期基準）、かつ、1日平均値のうち、低い方から98%目に相当するもの（1日平均値の年間98%値）が35 μ g/m³以下であること（短期基準）で評価する。

出典：「令和5年度 大気汚染測定結果報告」（令和6年12月 新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.12 微小粒子状物質の経年変化（令和元年度～令和5年度）

(単位： μ g/m³)

測定局名	統計項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
亀田	年平均値	8.8	7.0	6.5	6.8	6.8
	日平均値の年間98%値	20.7	19.4	16.1	17.6	17.4
新津	年平均値	7.5	7.3	6.6	8.1	7.1
	日平均値の年間98%値	18.7	22.4	15.8	21.5	18.1

注) 環境基準（長期的評価）：1年平均値が15 μ g/m³以下であり、かつ1日平均値の年間98%値が35 μ g/m³以下であること。

出典：「令和5年度 大気汚染測定結果報告」（令和6年12月 新潟県環境局環境対策課）

(3) 騒音

① 一般環境騒音

対象事業実施区域及びその周辺における令和 5 年度の一般地域の騒音測定結果を表 3. 2. 13 に、測定地点を図 3. 2. 3 に示す。

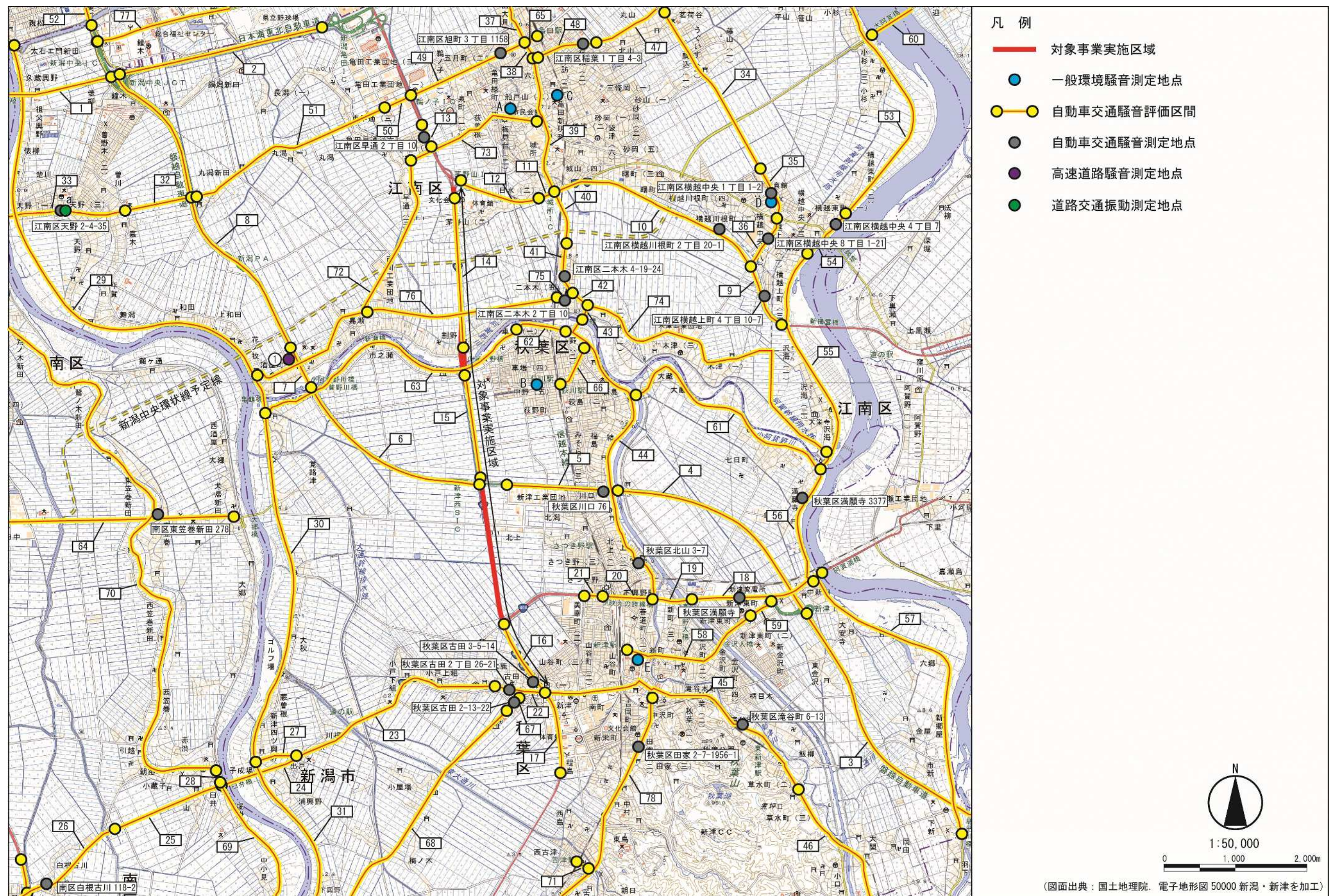
令和 5 年度の測定結果は、いずれの地点も昼夜間ともに環境基準に適合している。

表 3. 2. 13 一般環境騒音の測定結果（令和 5 年度）

No.	測定地点	騒音規制法 区域区分	用途 地域	環境 基準 類型	環境基準 (dB)		等価騒音レベル (dB)		評価 適○・否×	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
A	江南区船戸山 5-7-2	第二種区域	一種中	A	55	45	49	39	○	○
B	秋葉区中野 5-1-50	第二種区域	一種中	A	55	45	43	38	○	○
C	江南区亀田新明町 1-2-3	第二種区域	一種住	B	55	45	47	41	○	○
D	江南区横越中央 1- 1-1	第二種区域	一種住	B	55	45	45	41	○	○
E	秋葉区新津本町 2- 2978-72	第三種区域	商業	C	60	50	47	41	○	○

注) 時間区分：昼間（6～22 時）、夜間（22～6 時）

出典：「新潟市の環境 資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月 新潟市環境部環境政策課）



② 自動車交通騒音

対象事業実施区域及びその周辺における自動車交通騒音の面的評価の結果を表 3.2.14 に、測定地点及び評価区間を前出図 3.2.3 に示す。

一般国道 403 号では、いずれの評価区間も昼夜間ともに環境基準を達成している。また、一般国道 403 号と接続する一般国道 460 号の環境基準達成率は 94～100%、主要地方道新津村松線、主要地方道新潟中央環状線は 100%、一般県道沢海酒屋線は 96～100%となっている。

表 3.2.14 自動車交通騒音の面的評価結果 (1/5)

路線名	No.	評価区間の始点～終点 (騒音測定地点)	延長 (km)	測定 年度	道路近傍騒音評価結果 ○：適合 ×：不適合				沿道地域の面的評価		
					昼間		夜間		住居等 戸数 (戸)	環境基準 達成戸数 (戸)	環境基準 達成率 (%)
北越自動車道	1	江南区鐘木～西区山田	2.3	2022	○	(53)	○	(49)	7	4	57
日本海東北自動車道	2	江南区俵柳～江南区長潟	3.0	2019	○	(58)	○	(53)	60	60	100
磐越自動車道	3	秋葉区下新～ 秋葉区中新田	4.8	2019	○	(53)	○	(52)	1	1	100
	4	秋葉区中新田～ 秋葉区古田ノ内大野開	3.3	2019	○	(53)	○	(52)	37	37	100
	5	秋葉区古田ノ内大野開～ 秋葉区結 (秋葉区川口 76)	1.5	2019	○	53	○	52	56	56	100
	6	秋葉区福島～ 江南区酒屋町	2.9	2019	○	(53)	○	(52)	2	2	100
	7	江南区酒屋町～ 江南区酒屋町	0.6	2019	○	(53)	○	(52)	15	15	100
	8	江南区酒屋町～ 江南区俵柳	4.7	2019	○	(53)	○	(52)	3	2	67
一般国道 49 号	9	江南区木津～江南区横越 (江南区横越上町 4 丁目 10-7)	1.0	2021	○	59	○	53	9	9	100
	10	江南区横越～ 江南区城山 3 丁目 8 (江南区横越川根町 2 丁目 20-1)	3.1	2021	○	58	○	51	50	50	100
	11	江南区城山 3 丁目 8～ 江南区茅野山	0.2	2021	○	(58)	○	(51)	3	3	100
	12	江南区茅野山～ 江南区茅野山	1.3	2021	○	(58)	○	(51)	18	18	100
	13	江南区早通 1 丁目 1～ 江南区泥潟 (江南区早通 2 丁目 10)	0.5	2021	○	60	○	54	53	53	100

表 3.2.14 自動車交通騒音の面的評価結果 (2/5)

路線名	No.	評価区間の始点～終点 (騒音測定地点)	延長 (km)	測定 年度	道路近傍騒音評価結果 ○：適合 ×：不適合				沿道地域の面的評価		
					昼間		夜間		住居等 戸数 (戸)	環境基準 達成戸数 (戸)	環境基準 達成率 (%)
一般国道 403号	14	江南区茅野山～ 江南区割野	2.2	2019	○	(62)	○	(55)	9	9	100
	15	秋葉区車場～秋葉区福島	1.6	2019	○	(62)	○	(55)	3	3	100
	16	秋葉区大鹿～ 秋葉区古田2丁目7 (秋葉区古田3-5-14)	1.1	2019	○	62	○	55	85	85	100
	17	秋葉区古田2丁目7～ 秋葉区程島	1.2	2019	○	(66)	○	(58)	29	29	100
一般国道 460号	18	秋葉区中新田～ 秋葉区古田ノ内大野開 (秋葉区満願寺)	1.9	2021	○	68	○	61	65	65	100
	19	秋葉区古田ノ内大野開～ 秋葉区下興野町5	0.5	2021	○	(68)	○	(61)	3	3	100
	20	秋葉区下興野町5～ 秋葉区下興野	0.7	2021	○	(68)	○	(61)	172	172	100
	21	秋葉区下興野～ 秋葉区下興野	0.3	2021	○	(68)	○	(61)	41	41	100
	22	秋葉区古田3丁目1～ 秋葉区大鹿 (秋葉区古田2丁目26- 21)	0.7	2021	○	66	○	60	88	87	99
	23	秋葉区大鹿～ 秋葉区子成場	3.8	2021	○	(66)	○	(60)	176	176	100
	24	秋葉区出戸～南区臼井	1.2	2021	○	(70)	○	(63)	19	17	89
	25	南区臼井～南区小蔵子	1.6	2021	○	(70)	○	(63)	13	13	100
	26	南区小蔵子～ 南区白根ノ内七軒 (南区白根古川118-2)	2.3	2021	○	70	○	63	225	212	94
	27	秋葉区浦興野～ 秋葉区子成場	0.8	2021	○	(66)	○	(60)	36	36	100
	28	南区臼井～南区臼井	0.2	2021	○	(70)	○	(63)	10	10	100
主要地方道新 潟小須条線	29	中央区親松～ 秋葉区覚路津	7.5	2022	○	(69)	○	(61)	200	200	100
	30	秋葉区覚路津～ 秋葉区子成場	5.0	2022	○	(69)	○	(61)	118	118	100
	31	秋葉区子成場～ 秋葉区小須戸	2.5	2022	○	(63)	○	(53)	34	34	100
主要地方道新 潟寺泊線	32	江南区丸瀧新田～ 江南区嘉木	0.9	2023	○	(67)	○	(62)	1	1	100
	33	江南区嘉木～西区鳥原 (江南区天野2-4-35)	2.2	2023	○	67	○	62	476	475	100

表 3.2.14 自動車交通騒音の面的評価結果 (3/5)

路線名	No.	評価区間の始点～終点 (騒音測定地点)	延長 (km)	測定 年度	道路近傍騒音評価結果 ○：適合 ×：不適合				沿道地域の面的評価		
					昼間		夜間		住居等 戸数 (戸)	環境基準 達成戸数 (戸)	環境基準 達成率 (%)
主要地方道新潟港横越線	34	江南区丸山ノ内善之丞組～江南区横越	2.7	2021	○	(63)	○	(57)	55	55	100
	35	江南区横越～江南区横越中央1丁目3 (江南区横越中央1丁目1-2)	0.8	2021	○	63	○	57	53	53	100
	36	江南区横越中央1丁目3～江南区横越 (江南区横越中央8丁目1-21)	0.8	2021	○	69	○	62	16	16	100
主要地方道新潟新津線	37	江南区亀田中島4丁目3～江南区東船場2丁目1	1.5	2020	○	(69)	○	(62)	322	322	100
	38	江南区東船場2丁目1～江南区東本町2丁目1	0.3	2020	○	(69)	○	(62)	60	59	98
	39	江南区東本町2丁目1～江南区城山3丁目8	2.0	2020	○	(69)	○	(62)	433	432	100
	40	江南区城山3丁目8～江南区二本木4丁目2	0.7	2020	○	(69)	○	(62)	4	4	100
	41	江南区二本木4丁目2～江南区二本木4丁目21 (江南区二本木4-19-24)	0.7	2020	○	69	○	62	53	53	100
	42	江南区二本木4丁目21～江南区二本木1丁目8	0.3	2020	○	(69)	○	(62)	14	14	100
	43	江南区二本木1丁目8～秋葉区中野2丁目4	0.2	2020	○	(66)	○	(58)	7	7	100
	44	秋葉区中野2丁目4～秋葉区下興野町5 (秋葉区北上3-7)	4.6	2020	○	66	○	58	344	344	100
主要地方道新潟村松線	45	秋葉区古田2丁目7～秋葉区草水町2丁目5 (秋葉区滝谷町6-13)	4.3	2020	○	64	○	56	584	584	100
	46	秋葉区草水町2丁目5～秋葉区大関	2.2	2020	○	(64)	○	(56)	107	107	100
主要地方道新潟亀田内野線	47	江南区江口～江南区北山	5.2	2021	○	(66)	○	(59)	175	175	100
	48	江南区北山～江南区東本町2丁目1 (江南区稲葉1丁目4-3)	0.8	2021	○	65	○	58	254	253	100
	49	江南区東船場4丁目1～江南区東早通2丁目1 (江南区旭町3丁目1158)	1.8	2021	○	64	○	59	167	167	100
	50	江南区東早通2丁目1～江南区東早通3丁目1	0.4	2021	○	(65)	○	(58)	6	6	100
	51	江南区東早通1丁目2～江南区嘉木	3.0	2021	○	(67)	○	(60)	57	56	98
	52	江南区太右ヱ門新田～中央区女池8丁目16 (中央区太右ヱ門新田1422-3)	1.4	2021	○	67	○	58	68	68	100

表 3.2.14 自動車交通騒音の面的評価結果 (4/5)

路線名	No.	評価区間の始点～終点 (騒音測定地点)	延長 (km)	測定 年度	道路近傍騒音評価結果 ○：適合 ×：不適合				沿道地域の面的評価		
					昼間		夜間		住居等 戸数 (戸)	環境基準 達成戸数 (戸)	環境基準 達成率 (%)
主要地方道新 潟村松 三川線	53	東区中興野 7～ 江南区横越	8.3	2022	×	(72)	○	(63)	214	214	100
	54	江南区横越～江南区横越 (江南区横越中央 4 丁目 7)	0.8	2022	×	72	○	63	52	52	100
	55	江南区横越～ 秋葉区満願寺	3.4	2022	×	(72)	○	(63)	128	128	100
	56	秋葉区満願寺～ 秋葉区中新田 (秋葉区満願寺 3377)	1.7	2022	○	50	○	43	49	49	100
	57	秋葉区中新田～ 秋葉区下新	4.8	2022	○	(50)	○	(43)	95	95	100
主要地方道新 津停車場線	58	秋葉区新津本町 1 丁目 1 ～秋葉区新津東町 3 丁目 2	2.0	2021	○	(66)	○	(56)	404	404	100
	59	秋葉区新津東町 3 丁目 2 ～秋葉区中新田	0.5	2021	○	(66)	○	(56)	11	11	100
主要地方道新 潟中央 環状線	60	北区浦木～江南区小杉	4.8	2019	○	(64)	○	(55)	28	28	100
	61	秋葉区満願寺～ 秋葉区荻島 1 丁目 18	3.4	—	—	—	—	—	124	124	100
	62	秋葉区中野 2 丁目 6～ 秋葉区車場 1 丁目 19	1.0	—	—	—	—	—	48	48	100
	63	秋葉区車場 1 丁目 19～ 秋葉区覚路津	4.1	—	—	—	—	—	140	140	100
	64	南区大郷～南区北田中 (南区東笠巻新田 278)	2.9	2019	○	64	○	55	49	49	100
一般県 道 亀 田 停車場 線	65	江南区東船場 1 丁目 1～ 江南区東船場 4 丁目 1	0.2	—	—	—	—	—	53	53	100
一般県 道 荻 川 停車場 線	66	秋葉区中野 3 丁目 11～ 秋葉区中野 2 丁目 8	0.7	2022	○	(65)	○	(56)	138	138	100
一般県 道 新 津 茨 曾 根 燕線	67	秋葉区古田 2 丁目 23～ 秋葉区古田 (秋葉区古田 2-13-22)	0.4	2023	○	63	○	56	53	53	100
	68	秋葉区古田～ 秋葉区小須戸	4.2	2023	○	(63)	○	(56)	34	34	100
一般県 道 白 根 黒 崎 線	69	南区戸石～南区臼井	3.6	—	—	—	—	—	68	68	100
	70	南区臼井～西区大野町	10.1	2023	○	(63)	○	(56)	619	619	100
一般県 道 古 津 停車場 線	71	秋葉区朝日～秋葉区朝日	0.2	—	—	—	—	—	35	35	100

表 3.2.14 自動車交通騒音の面的評価結果 (5/5)

路線名	No.	評価区間の始点～終点 (騒音測定地点)	延長 (km)	測定 年度	道路近傍騒音評価結果 ○：適合 ×：不適合				沿道地域の面的評価		
					昼間	夜間			住居等 戸数 (戸)	環境基準 達成戸数 (戸)	環境基準 達成率 (%)
一般県道白根亀田線	72	江南区酒屋町～ 江南区早通1丁目1	4.3	—	—	—	—	—	138	138	100
	73	江南区早通1丁目1～ 江南区亀田本町4丁目3	2.1	—	—	—	—	—	239	239	100
一般県道沢海酒屋線	74	江南区沢海～ 江南区二本木1丁目8	5.1	2022	○	(63)	○	(56)	67	64	96
	75	江南区二本木2丁目6～ 江南区二本木2丁目10 (江南区二本木2丁目10)	0.2	2022	○	68	○	60	15	15	100
	76	江南区二本木2丁目10～ 江南区嘉瀬	2.8	2022	○	(68)	○	(60)	36	36	100
一般県道曾野木一日市線	77	中央区湖南～中央区長潟	2.4	2022	○	(62)	○	(51)	17	17	100
一般県道新津小須戸線	78	秋葉区新津本町4丁目9 ～秋葉区古津 (秋葉区田家 2-7-1956-1)	3.2	2020	○	69	○	61	690	690	100

注1) 道路近傍騒音の環境基準値は、昼間（6時～22時）70dB、夜間（22時～6時）65dB（幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準値）。

注2) 道路近傍騒音評価結果の（ ）内は、測定地点における騒音レベル（dB）を示す。

注3) 環境基準達成戸数は、住居等戸数のうち、昼夜間とも環境基準値を達成している戸数を示す。

注4) 道路近傍騒音評価結果の欄で「—」の評価区間は、交通量から判断し、「環境基準達成とみなす方法」により評価した区間。

出典：「新潟市の環境 資料編（令和5年度データ集）」（令和7年1月 新潟市環境部環境政策課）

③ 高速道路騒音

対象事業実施区域及びその周辺における令和5年度の高速道路騒音の測定結果を表3.2.15に、測定地点を前出図3.2.3に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では高速道路騒音は、磐越自動車道で測定されており、昼夜間ともに環境基準に適合している。

表 3.2.15 高速道路騒音の測定結果（令和5年度）

No.	高速道路名	測定地点	用途 地域等	環境基準 類型	車 線 数	環境基準 (dB)		等価騒音 レベル測 定結果 (dB)	評価 適○・否×
						時間 区分	等価騒音 レベル		
①	磐越自動車道	江南区 酒屋町 799-4	市街化 調整区域	B類型 相当	2	昼間	65	61	○
						夜間	60	59	○

注) 時間区分：昼間（6～22時）、夜間（22～6時）

出典：「新潟市の環境 資料編（令和5年度データ集）」（令和7年1月 新潟市環境部環境政策課）

(4) 振動

対象事業実施区域及びその周辺における令和５年度の道路交通振動の測定結果を表 3.2.16 に、測定地点を前出図 3.2.3 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では道路交通振動は、主要地方道新潟寺泊線で測定されており、昼夜間ともに道路交通振動の要請限度の超過は認められなかった。

表 3.2.16 道路交通振動の測定結果（令和５年度）

No.	路線名	測定地点	用途 地域等	区域 区分	要請限度 (dB)		振動レベル 測定結果 (dB)	評価 適○・否×
					時間 区分	80%レン ジ上端値		
a	主要地方道 新潟寺泊線	江南区 天野 2-4-35	二層低層	第一種 区域	昼間	65	39	○
					夜間	60	35	○

注) 時間区分：昼間（8～19 時）、夜間（19～8 時）

出典：「新潟市の環境 資料編（令和５年度データ集）」（令和 7 年 1 月 新潟市環境部環境政策課）

(5) 悪臭

対象事業実施区域及びその周辺における悪臭調査の公表資料は存在しない。

(6) 公害苦情等の発生状況

新潟市では、令和５年度において大気汚染 46 件、騒音 81 件、振動 16 件、悪臭 71 件の公害苦情が発生している。

3.2.2 水象、水質等に関する水環境の状況

(1) 水象

対象事業実施区域及びその周辺における主な河川等の状況を図 3.2.4 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、表 3.2.17 に示すとおり、信濃川水系及び阿賀野川水系の一級河川が存在し、対象事業実施区域は小阿賀野川及び覚路津大通川を通過する。

表 3.2.17 主要河川

種別	水系	河川名	延長 (m)
一級河川	信濃川	信濃川	153,010
		栗ノ木川	6,855
		鳥屋野潟放水路	1,440
		鷺ノ木大通川	15,470
		西大通川	6,700
		小阿賀野川	10,797
		能代川	32,433
		新津川	5,600
		覚路津大通川	6,896
		東大通川	9,000
	阿賀野川	阿賀野川	92,719
		安野川	16,000
		古川	2,900
		早出川	26,997

出典：「新潟県の河川一覧（令和 6 年 4 月 1 日現在）」（新潟県土木部河川管理課）
「新潟県管内図（河川及び海岸）」（平成 29 年 3 月 新潟県土木部）

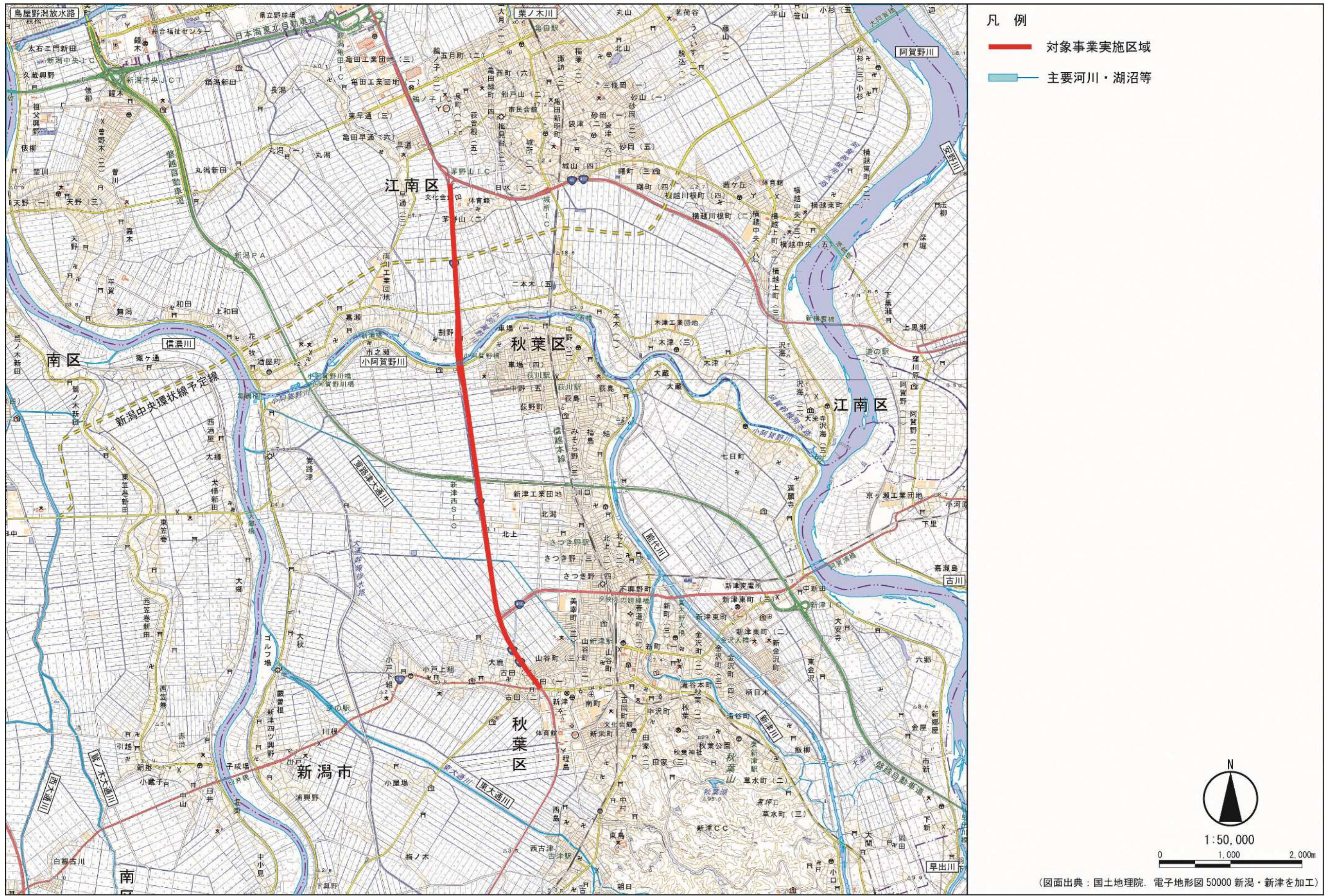


図 3.2.4 主要河川等の状況

(2) 水質

対象事業実施区域及びその周辺における公共用水域水質測定地点を表 3.2.18 及び図 3.2.5 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、公共用水域の水質測定が能代川（結地先（大島橋））、小阿賀野川（新瀬橋）、栗ノ木川上流（二本木地先、石山橋）、阿賀野川（横雲橋）の河川 5 地点と鳥屋野潟（弁天橋、鳥屋野潟出口）の湖沼 2 地点で行われている。

表 3.2.18 公共用水域水質測定地点（令和 5 年度）

区分	水域名（河川名等）	No.	測定地点	類型	測定機関
河川	能代川	①	結地先（大島橋）	河川 B，生物 B	新潟市
	小阿賀野川	②	新瀬橋	河川 A，生物 B	新潟市
	栗ノ木川上流	3	二本木地先	河川 C，生物 B	新潟市
		④	石山橋	河川 C，生物 B	新潟市
	阿賀野川	⑤	横雲橋	河川 A，生物 B	北陸地方整備局
湖沼	鳥屋野潟	⑥	弁天橋	湖沼 B，生物 B	新潟市
		7	鳥屋野潟出口	湖沼 B，生物 B	新潟市

注）表中の調査地点 No. の○は環境基準点を示す。

出典：「新潟市の環境 資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月 新潟市環境部環境政策課）

「令和 5 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和 7 年 3 月 新潟県環境局環境対策課）

「水環境総合情報サイト」（環境省）



図 3.2.5 公共用水域水質測定地点位置図

① 生活環境項目

対象事業実施区域及びその周辺における令和 5 年度の公共用水域水質測定における生活環境項目の測定結果を表 3.2.19 に示す。

河川の生活環境項目では、水素イオン濃度（pH）は結地先（大島橋）、溶存酸素量（DO）は新瀬橋、二本木上流、石山橋、浮遊物質量（SS）は結地先（大島橋）、二本木上流、横雲橋で環境基準不適合となっている。一方、生物化学的酸素要求量（BOD）はいずれの地点も環境基準に適合する状況となっている。

湖沼の生活環境項目では、鳥屋野潟（弁天橋）では、すべての項目で環境基準不適合が認められ、鳥屋野潟出口においては、溶存酸素量（DO）を除き、環境基準に不適合となっている。

表 3.2.19 公共用水域水質測定結果（生活環境項目）（令和 5 年度）

区分	水域名 (河川名等)	No.	測定地点	類型	水素イオン 濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) (mg/L)	浮遊物質量 (SS) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
					最小～最大 (m/n)	最小～最大 (m/n)	75%値	最小～最大 (m/n)	90%値
河川	能代川	①	結地先 (大島橋)	B	6.4～7.1 (2/12)	5.6～11 (0/12)	1.6	2～43 (1/12)	—
	小阿賀野川	②	新瀬橋	A	6.5～7.1 (0/12)	6.8～12 (2/12)	1.1	3～16 (0/12)	—
	栗ノ木川 上流	3	二本木上流	C	6.7～7.1 (0/12)	4.5～11 (1/12)	1.5	6～74 (1/12)	—
		④	石山橋	C	6.6～7.0 (0/12)	4.4～10 (2/12)	1.9	4～39 (0/12)	—
	阿賀野川	⑤	横雲橋	A	7.0～7.2 (0/12)	7.8～12 (0/12)	1.0	2～28 (1/12)	85
環境基準			A 類型		6.5 以上 8.5 以下	7.5mg/L 以上	2mg/L 以下	25mg/L 以下	300CFU/100mL 以下
			B 類型		6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	3mg/L 以下	25mg/L 以下	1,000CFU/100mL 以下
			C 類型		6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	5mg/L 以下	50mg/L 以下	—

区分	水域名 (河川名等)	No.	測定地点	類型	水素イオン 濃度 (pH)	溶存酸素量 (DO) (mg/L)	化学的酸素 要求量 (COD) (mg/L)	浮遊物質量 (SS) (mg/L)	大腸菌数 (CFU/100mL)
					最小～最大 (m／n)	最小～最大 (m／n)	75%値	最小～最大 (m／n)	90%値
湖 沼	鳥屋野潟	⑥	弁天橋	B	6.4～9.1 (3／24)	3.9～11 (3／24)	<u>5.4</u>	4～38 (7／24)	－
		7	鳥屋野潟出口	B	6.6～9.2 (2／24)	6.0～15 (0／24)	<u>7.8</u>	8～36 (15／24)	－
環境基準			B類型		6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以上	5mg/L 以下	15mg/L 以下	－

注 1) 表中の調査地点 No. の○は環境基準点を示す。

注 2) 表中の「m」は環境基準値に不適合な検体数を示し、「n」は総検体数を示す。また、下線は環境基準値に不適合を示す。

注 3) 環境基準の達成状況は、BOD、COD は 75% 水質値、大腸菌数は 90% 水質値、その他は日間平均値で判断する。

出典：「新潟市の環境 資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月 新潟市環境部環境政策課）
「水環境総合情報サイト」（環境省）

② 健康項目

対象事業実施区域及びその周辺における令和 5 年度の公共用水域水質測定における健康項目の測定結果を表 3.2.20 に示す。

健康項目では、栗ノ木川上流（二本木地先、石山橋）を除く河川 3 地点、湖沼 2 地点で測定が行われており、いずれの地点も測定項目は全て定量下限値未満であり、環境基準に適合している。

表 3.2.20 公共用水域水質測定結果（健康項目）（令和 5 年度）

水域名 (河川名等)	No.	測定地点	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
			最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)
能代川	①	結地先(大島橋)	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
小阿賀野川	②	新瀬橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
阿賀野川	⑤	横雲橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
鳥屋野湯	⑥	弁天橋	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
	7	鳥屋野湯出口	<0.0003	<0.1	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005
環境基準			0.003mg/L 以下	検出されなかったこと	0.01mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.0005mg/L 以下

水域名 (河川名等)	No.	測定地点	P C B	ジクロロ メタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロ エタン	1,1-ジクロロ エチレン	シス-1,2-ジク ロロエチレン
			最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)
能代川	①	結地先(大島橋)	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.002
小阿賀野川	②	新瀬橋	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.002
阿賀野川	⑤	横雲橋	<0.0005	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.004
鳥屋野湯	⑥	弁天橋	—	<0.002	<0.0002	<0.0004	<0.01	<0.002
	7	鳥屋野湯出口	—	—	—	—	—	—
環境基準			検出されなかったこと	0.02mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.004mg/L 以下	0.1mg/L 以下	0.04mg/L 以下

水域名 (河川名等)	No.	測定地点	1,1,1-トリク ロロエタン	1,1,2-トリク ロロエタン	トリクロロ エチレン	テトラクロロ エチレン	1,3-ジクロロ プロペン	チウラム
			最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)
能代川	①	結地先(大島橋)	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
小阿賀野川	②	新瀬橋	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
阿賀野川	⑤	横雲橋	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
鳥屋野湯	⑥	弁天橋	<0.0005	<0.0006	<0.001	<0.0005	<0.0002	<0.0006
	7	鳥屋野湯出口	—	—	—	—	—	—
環境基準			1mg/L 以下	0.006mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.006mg/L 以下

水域名 (河川名等)	No.	測定地点	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	ふっ素
			最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)
能代川	①	結地先(大島橋)	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.39	<0.1
小阿賀野川	②	新瀬橋	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.29	<0.1
阿賀野川	⑤	横雲橋	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.21	<0.1
鳥屋野湯	⑥	弁天橋	<0.0003	<0.002	<0.001	<0.002	0.32	<0.1
	7	鳥屋野湯出口	—	—	—	—	0.19	<0.1
環境基準			0.003mg/L 以下	0.02mg/L 以下	0.01mg/L 以下	0.01mg/L 以下	10mg/L 以下	0.8mg/L 以下

水域名 (河川名等)	No.	測定地点	ほう素	1,4-ジオキササン
			最大値 (mg/L)	最大値 (mg/L)
能代川	①	結地先(大島橋)	<0.1	<0.005
小阿賀野川	②	新瀬橋	<0.1	<0.005
阿賀野川	⑤	横雲橋	<0.1	—
鳥屋野湯	⑥	弁天橋	<0.1	<0.005
	7	鳥屋野湯出口	<0.1	—
環境基準			1mg/L 以下	0.05mg/L 以下

注 1) 表中の調査地点 No. の○は環境基準点を示す。

注 2) 「<」は、未満を示す。

出典：「新潟市の環境 資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月 新潟市環境部環境政策課）
「水環境総合情報サイト」（環境省）

③ 水生生物保全項目

対象事業実施区域及びその周辺における令和 5 年度の公共用水域水質測定における水生生物保全項目の測定結果を表 3. 2. 21 に示す。

水生生物の保全に係る項目については、栗木川上流（二本木地先）を除く河川 4 地点、湖沼 2 地点で測定が行われている。全亜鉛は 6 地点全て、ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（L A S）は結地先（大島橋）、新瀬橋で測定されており、いずれも環境基準に適合している。

表 3. 2. 21 公共用水域水質測定結果（水生生物保全項目）（令和 5 年度）

水域名 (河川名等)	No.	測定地点	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン 酸及びその塩 (L A S)
			平均値 (mg/L)	平均値 (mg/L)	平均値 (mg/L)
能代川	①	結地先 (大島橋)	0. 006	<0. 00006	<0. 0006
小阿賀野川	②	新瀬橋	0. 004	<0. 00006	<0. 0006
栗ノ木川上流	④	石山橋	0. 010	—	—
阿賀野川	⑤	横雲橋	0. 011	—	—
鳥屋野潟	⑥	弁天橋	0. 010	—	—
	7	鳥屋野潟出口	0. 008	—	—
環境基準		生物 B 類型	0. 03mg/L 以下	0. 002mg/L 以下	0. 05mg/L 以下

注 1) 表中の調査地点 No. の○は環境基準点を示す。

注 2) 「<」は、未満を示す。

出典：「新潟市の環境 資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月 新潟市環境部環境政策課）
「水環境総合情報サイト」（環境省）

(3) 底質

対象事業実施区域及びその周辺における令和 5 年度の河川底質の測定結果を表 3. 2. 22 に示す。

河川底質については、阿賀野川（横雲橋）1 地点で総水銀が測定されており、底質の暫定除去基準に適合している。

表 3. 2. 22 底質調査結果（令和 5 年度）

水域名 (河川名等)	No.	測定地点	総水銀
			平均値 (μ g/g)
阿賀野川	⑤	横雲橋	<0. 01

注 1) 底質の暫定除去基準（昭和 63 年 9 月 3 日、環水管第 127 号）

：総水銀 25 μ g/g 以上

注 2) 「<」は、未満を示す。

出典：「令和 5 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」
（令和 7 年 3 月 新潟県環境局環境対策課）

(4) ダイオキシン類

対象事業実施区域及びその周辺における令和 5 年度の公共用水域水質測定におけるダイオキシン類の水質測定結果を表 3.2.23 に示す。

ダイオキシン類については、能代川（結地先（大島橋））、小阿賀野川（新瀬橋）、阿賀野川（横雲橋）、鳥屋野潟（弁天橋）で水質及び底質の測定が行われており、いずれの地点も環境基準に適合している。

表 3.2.23 公共用水域水質測定結果（ダイオキシン類）（令和 5 年度）

水域名 (河川名等)	No.	測定地点	水質 (pg-TEQ/L)	底質 (pg-TEQ/g)
能代川	①	結地先（大島橋）	0.53	1.6
小阿賀野川	②	新瀬橋	0.19	1.6
阿賀野川	⑤	横雲橋	0.14	0.22
鳥屋野潟	⑥	弁天橋	0.23	22
環境基準			1pg-TEQ/L 以下	150pg-TEQ/L 以下

注 1) 表中の調査地点 No. の○は環境基準点を示す。

注 2) 水質の結地先（大島橋）及び新瀬橋、弁天橋は 2 回行った調査結果の平均値を示す。

出典：「新潟市の環境 資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月 新潟市環境部環境政策課）
「水環境総合情報サイト」（環境省）

(5) 地下水

対象事業実施区域及びその周辺における令和 5 年度の地下水の水質測定結果を表 3.2.24 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、江南区 6 地点、南区 1 地点で生活用水井戸及びその他の用途の井戸を対象とした地下水の水質測定が行われ、令和 5 年度の測定結果は、江南区亀田の井戸で砒素が環境基準不適合となっている。

また、地下水に係るダイオキシン類の測定については表 3.2.25 に示すとおり、令和 5 年度に南区 1 地点で測定されており、環境基準に適合している。

表 3.2.24 地下水水質測定結果（令和 5 年度）（1/2）

井戸 の 諸元	井戸番号		2200004	2010160	2010146	2010177	環境基準
	地区名		南区白根	江南区亀田	江南区 亀田新明町①	江南区 亀田新明町②	
	調査区分		概況調査	継続監視調査	継続監視終了 時調査	継続監視終了 時調査	
	用途		生活用水井戸	その他の井戸	生活用水井戸	生活用水井戸	
	水温（℃）		15.7	16.5	15.5	16.0	
測定 項目	水素イオン濃度		6.6	6.7	6.1	6.6	—
	電気伝導率	ms/m	23	32	43	15	—
	カドミウム	mg/L	0.0003 未満	—	—	—	0.003 以下
	全シアン	mg/L	検出しない	—	—	—	検出されないこと
	鉛	mg/L	0.005 未満	—	—	—	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	0.01 未満	—	—	—	0.02 以下
	砒素	mg/L	0.022	0.15	—	—	0.01 以下
	総水銀	mg/L	0.0005 未満	—	—	—	0.0005 以下
	P C B	mg/L	—	—	—	—	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	—	—	—	—	0.002 以下
	クロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	0.002 以下
	チウラム	mg/L	—	—	—	—	0.006 以下
	シマジン	mg/L	—	—	—	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	—	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
	セレン	mg/L	—	—	—	—	0.01 以下
	硝酸性窒素	mg/L	0.01 未満	—	—	—	—
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.01 未満	—	—	—	—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.02 未満	—	—	—	10 以下
	ふっ素	mg/L	0.1	—	—	—	0.8 以下
	ほう素	mg/L	0.1 未満	—	—	—	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	0.005 未満	—	—	—	0.05 以下

注）表中の下線は環境基準不適合を示す。

出典：「新潟市の環境 資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月 新潟市環境部環境政策課）
「令和 5 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和 7 年 3 月 新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.24 地下水水質測定結果（令和 5 年度）（2/2）

井戸 の 諸元	井戸番号		2010147	2010178	2010179	環境基準
	地区名		江南区 亀田新明町③	江南区 亀田新明町④	江南区 亀田新明町⑤	
	調査区分		継続監視終了 時調査	継続監視終了 時調査	継続監視終了 時調査	
	用途		生活用水井戸	生活用水井戸	生活用水井戸	
	水温（℃）		16.0	16.5	15.5	
測定 項目	水素イオン濃度		6.7	6.5	6.3	—
	電気伝導率	ms/m	42	15	13	—
	カドミウム	mg/L	—	—	—	0.003 以下
	全シアン	mg/L	—	—	—	検出されないこと
	鉛	mg/L	—	—	—	0.01 以下
	六価クロム	mg/L	—	—	—	0.02 以下
	砒素	mg/L	—	—	—	0.01 以下
	総水銀	mg/L	—	—	—	0.0005 以下
	P C B	mg/L	—	—	—	検出されないこと
	ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	0.02 以下
	四塩化炭素	mg/L	—	—	—	0.002 以下
	クロロエチレン	mg/L	—	—	—	0.002 以下
	1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	0.004 以下
	1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	0.1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—
	1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	0.04 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	1 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	0.006 以下
	トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	0.01 以下
	テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	0.01 以下
	1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	0.002 以下
	チウラム	mg/L	—	—	—	0.006 以下
	シマジン	mg/L	—	—	—	0.003 以下
	チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	0.02 以下
	ベンゼン	mg/L	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.01 以下
	セレン	mg/L	—	—	—	0.01 以下
	硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	—
	亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	—
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	10 以下
	ふっ素	mg/L	—	—	—	0.8 以下
	ほう素	mg/L	—	—	—	1 以下
	1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	0.05 以下

注）表中の下線は環境基準不適合を示す。

出典：「新潟市の環境 資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月 新潟市環境部環境政策課）

「令和 5 年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果」（令和 7 年 3 月 新潟県環境局環境対策課）

表 3.2.25 地下水に係るダイオキシン類測定結果（令和 5 年度）

地区名	ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	環境基準 (pg-TEQ/L)
南区白根	0.045	1 以下

出典：「新潟市の環境 資料編（令和 5 年度データ集）」
（令和 7 年 1 月 新潟市環境部環境政策課）

(6) 公害苦情の発生状況

新潟市では、令和 5 年度において 18 件の水質汚濁に関する公害苦情が発生している。

3.2.3 土壌及び地盤に関する状況

(1) 土壌

① 土壌の状況

対象事業実施区域及びその周辺における土壌図を図 3.2.6 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、主に褐色低地土壌、細粒グライ土壌、グライ土壌が分布している。

② 土壌汚染の状況

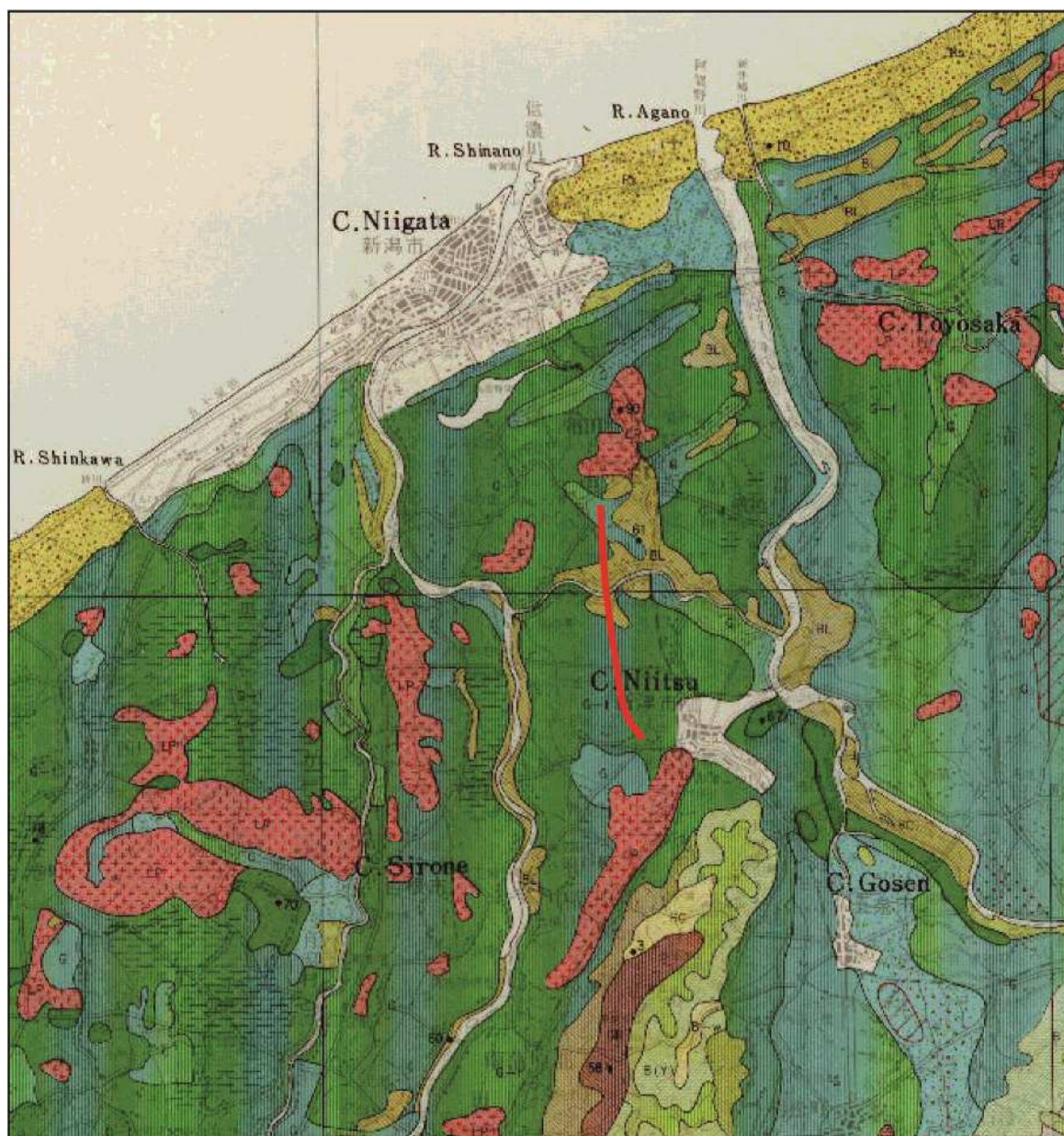
対象事業実施区域及びその周辺における土壌汚染調査並びにダイオキシン類の測定結果を表 3.2.26 に、調査地点を図 3.2.7 に示す。調査結果は全ての項目で環境基準に適合していた。

なお、対象事業実施区域及びその周辺には「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和 45 年 12 月法律第 139 号）に基づく農用地土壌汚染対策地域や「土壌汚染対策法」（平成 14 年 5 月法律第 53 号）に基づく要措置区域並びに形質変更時要届出区域、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年 7 月法律第 105 号）に基づくダイオキシン類土壌汚染対策地域は存在しない。

表 3.2.26 土壌汚染調査結果（令和 5 年 8 月 25 日）

測定項目	単位	環境基準	秋葉区 山谷わんぱく公園
カドミウム	mg/L	0.003 以下	0.0003 未満
全シアン	mg/L	検出されないこと	検出しない
有機リン	mg/L	検出されないこと	検出しない
鉛	mg/L	0.01 以下	0.005 未満
六価クロム	mg/L	0.05 以下	0.005 未満
砒素	mg/L	0.01 以下	0.005 未満
総水銀	mg/L	0.0005 以下	0.0005 未満
P C B	mg/L	検出されないこと	検出しない
ジクロロメタン	mg/L	0.02 以下	0.002 未満
四塩化炭素	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満
クロロエチレン	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.004 以下	0.0004 未満
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.1 以下	0.01 未満
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.04 以下	0.004 未満
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	1 以下	0.1 未満
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.006 以下	0.0006 未満
トリクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	0.001 未満
テトラクロロエチレン	mg/L	0.01 以下	0.001 未満
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.002 以下	0.0002 未満
チウラム	mg/L	0.006 以下	0.0006 未満
シマジン	mg/L	0.003 以下	0.0003 未満
チオベンカルブ	mg/L	0.02 以下	0.002 未満
ベンゼン	mg/L	0.01 以下	0.001 未満
セレン	mg/L	0.01 以下	0.005 未満
ふっ素	mg/L	0.8 以下	0.1 未満
ほう素	mg/L	1 以下	0.1 未満
1,4-ジオキサン	mg/L	0.05 以下	0.005 未満
ダイオキシン類	pg-TEQ/g	1,000 以下	6.1

出典：「新潟市の環境 資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月 新潟市環境部環境政策課）



凡 例

(凡例は次頁参照)



1:200,000

0 4,000 8,000m

(図面出典：経済企画庁総合開発局。土地分類図（土壤図）新潟県（昭和48年）)

図 3.2.6(1) 土壤図

凡 例

対象事業実施区域

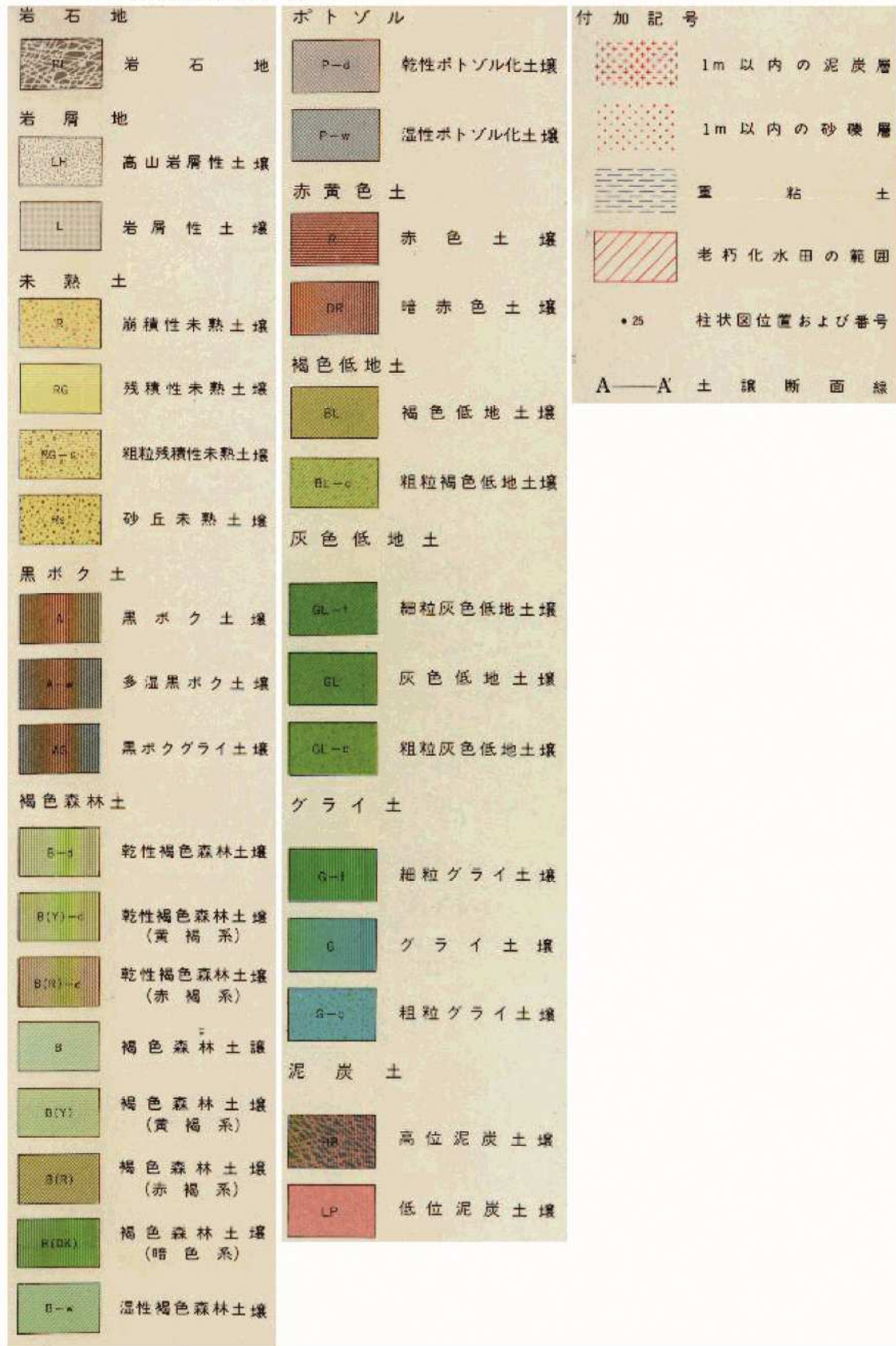


図 3.2.6(2) 土壤図凡例

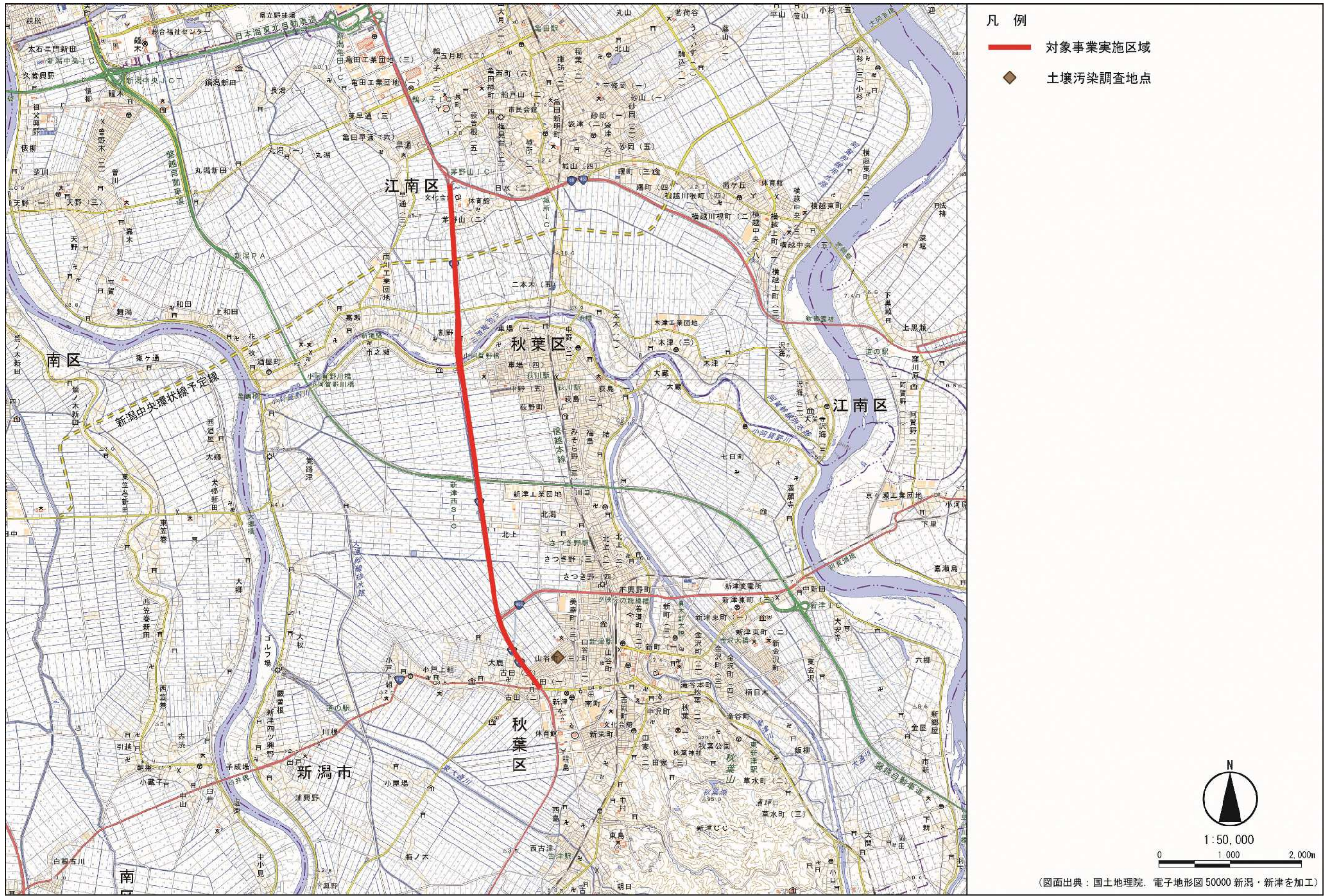


図 3.2.7 土壌汚染調査地点位置図

(2) 地盤

① 地盤の状況

対象事業実施区域及びその周辺における地盤図を図 3.2.8 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、砂層を主体とする地盤は地表面下に埋没していることから地表には現れておらず、最上部層は泥炭層ないし砂質土と粘性土の互層となっている。

② 地盤沈下の状況

対象事業実施区域及びその周辺における過去 5 年間（令和元年 9 月～令和 6 年 9 月）の地盤変動図を図 3.2.9 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺は、地盤変動が 0mm～-20mm の地域に位置している。

また、地下水の採取規制等では、「新潟県生活環境の保全等に関する条例」（昭和 46 年 12 月条例第 51 条）により、地盤沈下を防止するため、揚水設備を用いた地下水の採取が規制されており、その規制区域は新潟市内では、北区、東区、中央区、江南区（旧横越町を除く）、南区、西区、西蒲区（旧岩室村を除く）となっている。対象事業実施区域及びその周辺では、江南区の旧横越町と秋葉区を除く地域が規制の対象となっている。

なお、「工業用水法」（昭和 31 年法律第 146 号）並びに「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和 37 年 5 月法律第 100 号）に基づく地下水の採取の規制を受ける指定区域（地盤沈下のおそれのある区域）は存在しない。

(3) 公害苦情等の発生状況

新潟市では、令和 5 年度において土壌汚染並びに地盤沈下に関する公害苦情がそれぞれ 1 件ずつ発生している。

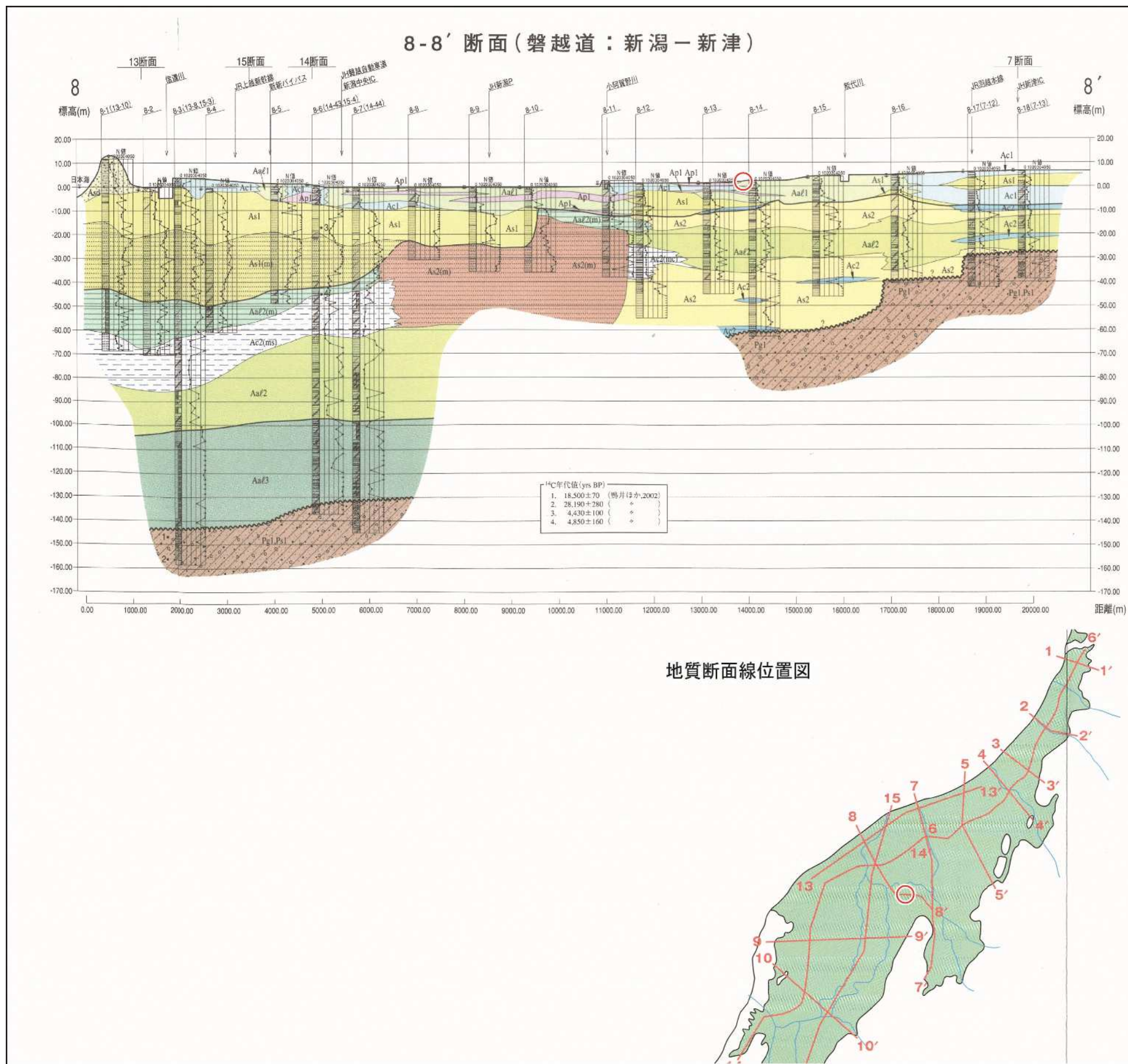


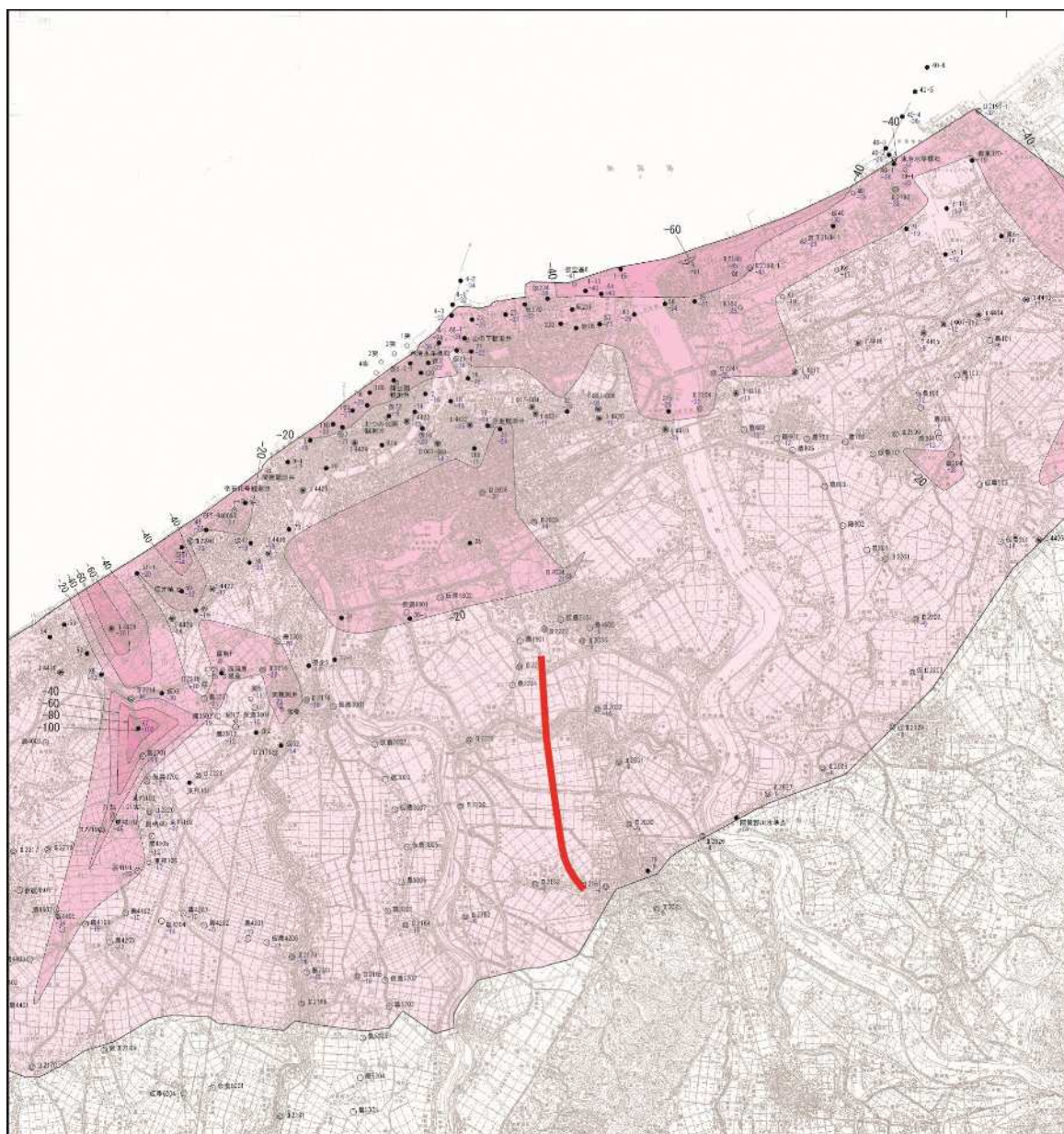
図 3.2.8 地盤図

凡例

○ 対象事業実施区域

地質年代			地 層 区 分			記 号	
万年前							
第 四 紀	完 新 世	0.5	完 新	盛 土 層		B	
				沖 積 層	上 部 層 A1	崖錐堆積物	dt
						底質(ヘドロ層)	Ac0
						砂 丘 砂 層	Asd
						粘 性 土 層	Ac1
						泥 炭 層	Ap1
						砂 質 土 層	As1
						海 成 砂 層	As1(m)
						砂質土・粘性土の互層	Aa1
						砂 礫 層	Ag1
		1.0	統			中 部 層 A2	淡〜汽水成粘性土層
				海成シルト層	Ac2(ms)		
				海成粘土層	Ac2(me)		
				泥 炭 層	Ap2		
				砂 質 土 層	As2		
				海 成 砂 層	As2(m)		
				砂質土・粘性土の互層	Aa2		
				海成の砂・粘土の互層	Aa2(m)		
				砂 礫 層	Ag2		
					1.8		更 新
	砂 質 土 層	As3					
	砂質土・粘性土の互層	Aa3					
	砂 礫 層	Ag3					
	礫 層	Pg1					
	粘 性 土 層	Pc1					
	泥 炭 層	Pp1					
	砂 質 土 層	Ps1					
	砂質土・粘性土の互層	Pa1					
		7.0	統	(最終更新統)	古砂丘砂層	Psd1	
上部(最終更新統)					泥 岩	Pm2	
					礫岩・砂岩	Pg2	
下部更新統					泥 岩	Pm3	
	礫岩・砂岩	Pg3					
新 第三紀	世	177	鮮新統 ～中新統	砂岩, 泥岩, 火砕岩等	T		
				1500			

(図面出典：社団法人新潟県地質調査業協会 新潟県地盤図
(平成 14 年 11 月) に加筆し作成)



凡 例

— 対象事業実施区域

凡 例	
●	国土交通省国土地理院水準点（一等水準点）
⊙	国土交通省国土地理院水準点（二等水準点）
○	農林水産省北陸農政局水準点
●	新潟県水準点
○	その他の水準点
⊙	観測井
〰	変動量等高線（20mm）

変 動 量	
+20mm ~ 0mm	
0mm ~ -20mm	
-20mm ~ -40mm	
-40mm ~ -60mm	
-60mm ~ -80mm	
-80mm ~ -100mm	
-100mm ~ -120mm	



1:200,000

0 4,000 8,000m

（図面出典：新潟県、令和6年度 新潟・新発田地域地盤変動図
（令和元年9月1日～令和6年9月1日）（令和7年3月））

図 3.2.9 地盤変動図

3.2.4 地形に関する状況

(1) 地形の状況

対象事業実施区域及びその周辺における地形図を図 3.2.10 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、三角州性低地が広く発達し、自然堤防・砂州が分布している。

(2) 重要な地形

対象事業実施区域及びその周辺における重要な地形を表 3.2.27 に、その位置を図 3.2.11 に示す。

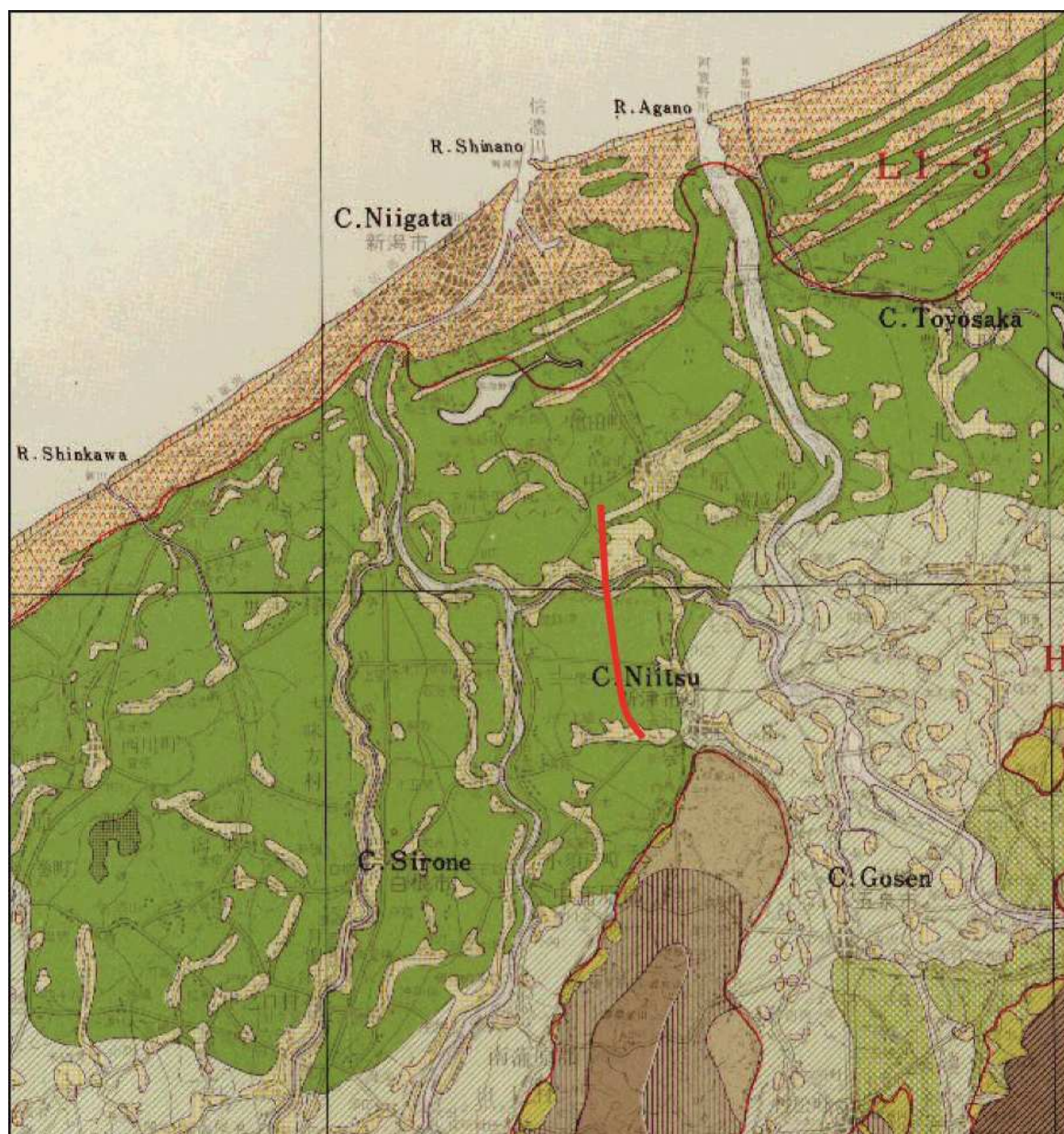
対象事業実施区域及びその周辺には、重要な地形として、阿賀野川右岸の沖積面に残る旧流路が分布している。阿賀野川下流右岸の沖積面に残る旧流路は、日本の沖積平野では珍しい。

表 3.2.27 重要な地形

名称	内容	選定基準
阿賀野川右岸の沖積面に残る旧流路 (阿賀野川下流右岸の自然堤防)	沖積面に残る明瞭な旧流路 (沖積面に乱流する旧流路とそれら に沿った自然堤防)	④、⑤

注) 重要な地形の選定基準は以下のとおりである。

- ①「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)
- ②「第 3 回自然環境保全基礎調査 新潟県自然環境情報図」(平成元年 環境庁)
- ③「新潟のすぐれた自然 地形・地質編」(昭和 58 年 3 月 新潟県)
- ④「続・新潟のすぐれた自然 地形・地質編」(平成 5 年 3 月 新潟県)
- ⑤「日本の地形レッドデータブック 第 1 集新装版—危機にある地形—」(平成 12 年 12 月 小泉武栄、青木賢人)
- ⑥「日本の地形レッドデータブック 第 2 集—保存すべき地形—」(平成 14 年 3 月 小泉武栄、青木賢人)



凡 例

(凡例は次頁参照)



1:200,000

0 4,000 8,000m

(図面出典：経済企画庁総合開発局 土地分類図（地形分類図）新潟県（昭和48年））

図 3.2.10(1) 地形分類図

凡 例

— 対象事業実施区域

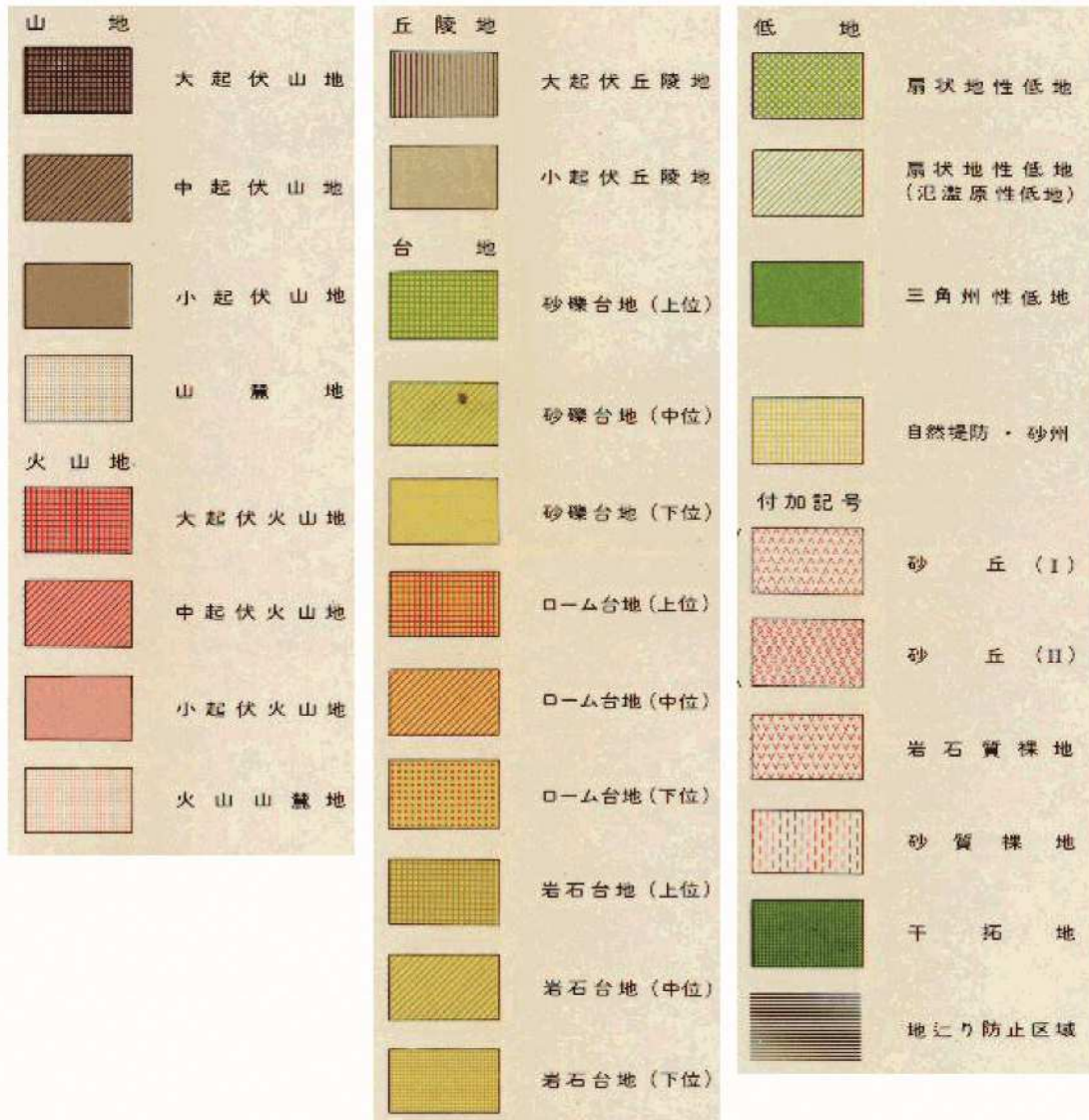


図 3.2.10(2) 地形分類図凡例

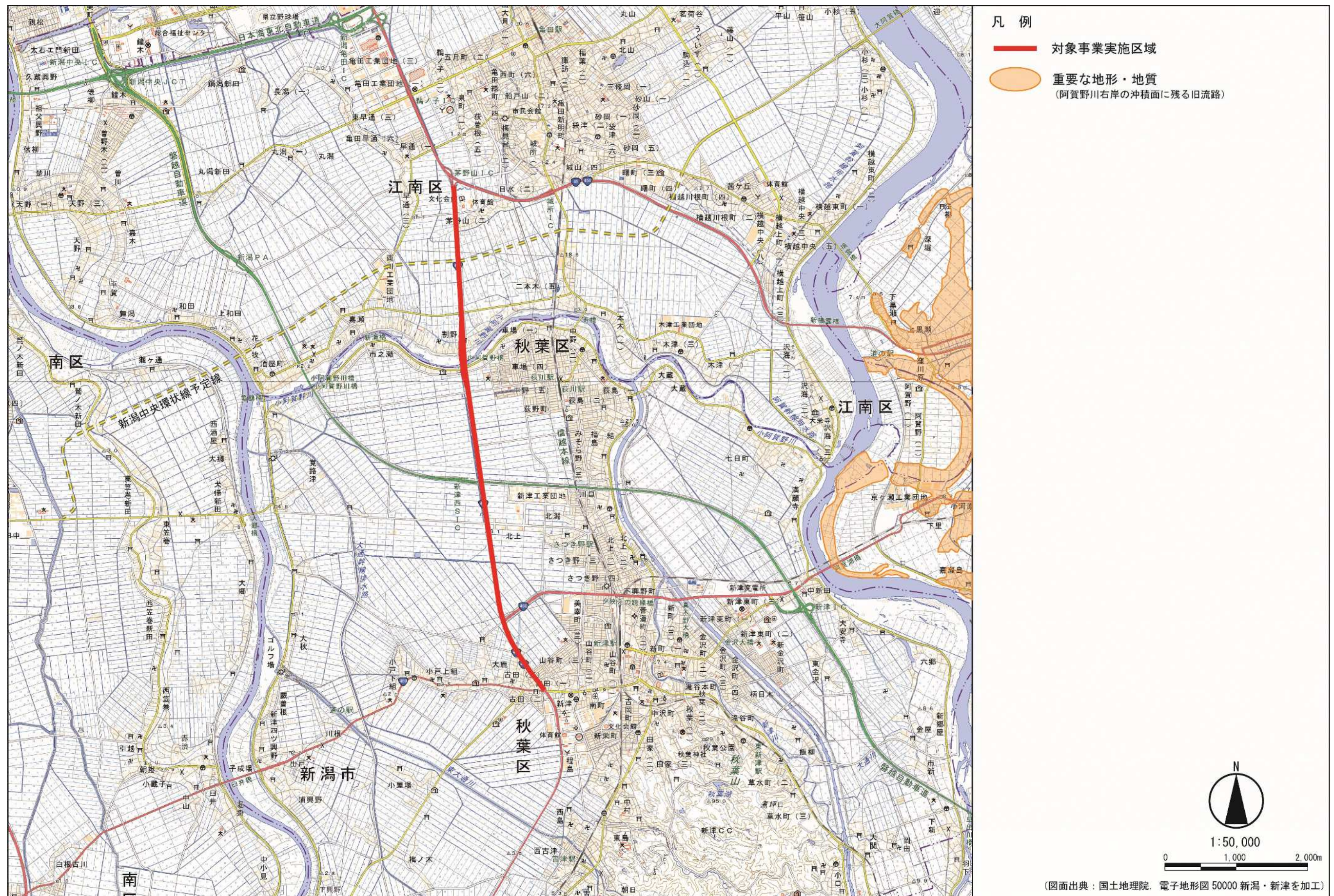


図 3.2.11 重要な地形の位置図

3.2.5 地質に関する状況

(1) 地質の状況

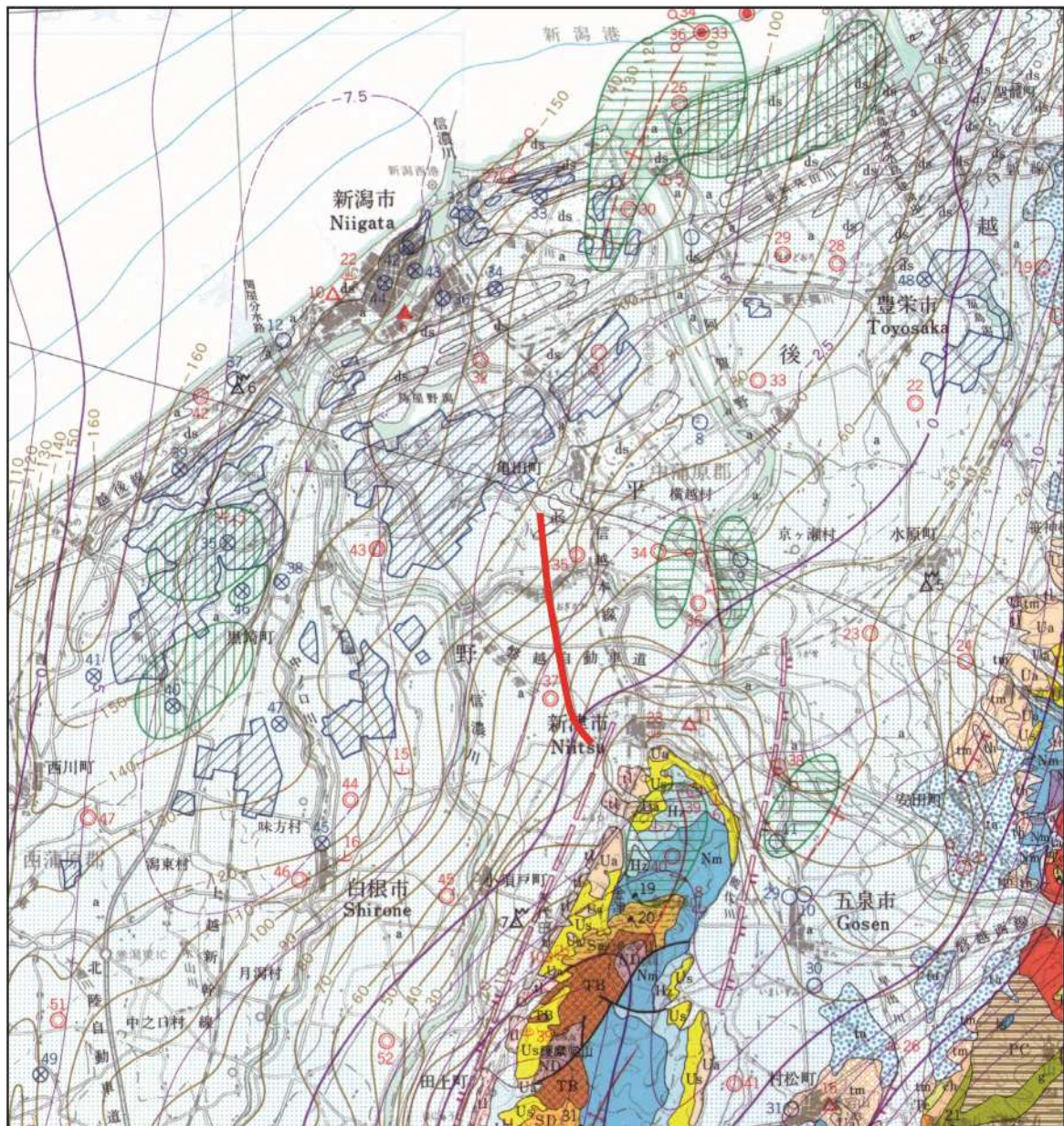
対象事業実施区域及びその周辺における表層地質図を図 3.2.12 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、主に沖積層の礫・砂・泥・腐植土が広く分布している。

また、「新潟県の活断層と海溝について」（最終更新日：令和 2 年 7 月 7 日、新潟県ホームページ）によると、対象事業実施区域には活断層は存在しない。

(2) 重要な地質

対象事業実施区域及びその周辺には、重要な地質は存在しない。なお、選定にあたっては、前出表 3.2.27 に示す①～④の法律及び文献を使用した。



凡 例

(凡例は次頁参照)



1:200,000

0 4,000 8,000m

(図面出典：新潟県、新潟県地質図（2000年版）（平成12年）)

図 3.2.12(1) 表層地質図

凡 例

対象事業実施区域

[illegible]

圖 3.2.12(2) 表層地質圖凡例①

凡 例

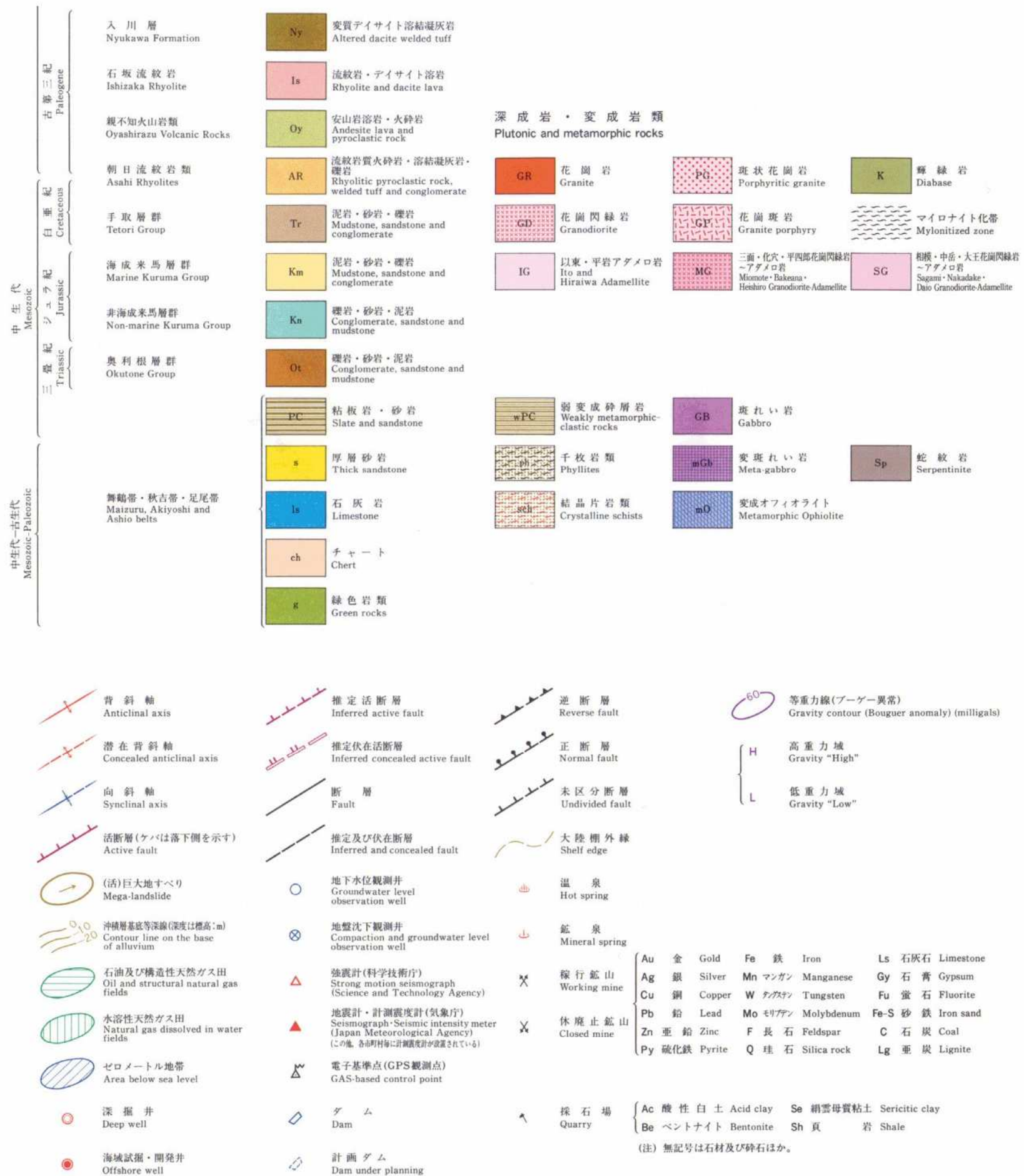


図 3.2.12(2) 表層地質図凡例②

3.2.6 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1) 動物

① 重要な種

「大切にしたい野生生物－新潟市レッドデータブック－」（平成22年3月、新潟市）において、新潟市内で過去に生息が確認されている重要な種を表3.2.28に示す。

新潟市では重要な種として、哺乳類1種、鳥類42種、両生類9種、淡水魚類22種、大型水生甲殻類7種、昆虫類59種、陸・淡水産貝類30種が確認されている。そのうち、分布の状況及び生息環境の特徴から、対象事業実施区域及びその周辺に生息する可能性がある動物種として、哺乳類1種、鳥類17種、両生類4種、淡水魚類5種、大型水生甲殻類6種、昆虫類5種、陸・淡水産貝類13種があげられる。

表 3.2.28 重要な動物種 (1/7)

番号	綱名	科名	種名	選定基準					生息の可能性	備考
				①	②	③	④	⑤		
1	哺乳類	モグラ科	エチゴモグラ			EN	VU	VU	○	田園地帯一円で確認されている。
2	鳥類	カモ科	サカツラガン			DD	VU	VU		冬鳥。福島潟や佐潟などで確認記録がある。
3	鳥類	カモ科	ヒシクイ	天		VU	NT	NT	○	冬鳥。潟や水田で生活する。主に福島潟でまとまった群れが見られ、その他の地域では少ない。
4	鳥類	カモ科	マガン	天		NT	NT	NT	○	冬鳥。主に福島潟でまとまった群れが見られる。周辺の水田で採餌を行う。
5	鳥類	カモ科	ハクガン			CR	VU	VU	○	冬鳥。福島潟や佐潟などの湖沼で確認されている。
6	鳥類	カモ科	シジュウカラガン		国内	CR	VU	VU	○	冬鳥。福島潟とその周辺で観察される。
7	鳥類	カモ科	コクガン	天		VU	NT	NT		冬鳥。常に海上で生活する。移動個体の観察事例のみ。
8	鳥類	カモ科	ヨシガモ				NT	NT	○	冬鳥。主に福島潟で少数認められ、その他の湖沼ではあまり見られない。
9	鳥類	カモ科	トモエガモ			VU	NT	NT	○	冬鳥。福島潟や佐潟などで確認されている。
10	鳥類	カモ科	シノリガモ				NT	NT		冬鳥。岩礁海岸に渡来する。
11	鳥類	カモ科	ホオジロガモ				NT	NT		冬鳥。海岸や河口などでごく希に観察される。
12	鳥類	ウ科	ウミウ				NT	NT		冬鳥。沿岸部や河口などで見られ、しばしば護岸堤や漁港で認められる。佐渡島や粟島に小さな繁殖コロニーがある。
13	鳥類	サギ科	オオヨシゴイ		国内	CR	VU	VU	○	夏鳥。過去に旧新潟市で確認例がある。
14	鳥類	サギ科	ミゾゴイ			VU	VU	VU	○	夏鳥。新津地区や旧新潟市の海岸林などで確認例がある。
15	鳥類	サギ科	チュウサギ			NT	NT	NT	○	夏鳥。阿賀野川や信濃川の下流部中州などで繁殖する。水田のほか、潟や川で採餌し、田園地帯では観察例も多い。
16	鳥類	クイナ科	ヒクイナ			NT	EN	VU		夏鳥。湿地の草むらを好む。海岸林内の湿地で繁殖した例がある。
17	鳥類	ヨタカ科	ヨタカ			NT	NT	NT		夏鳥。新津地区の山林で確認例があった。
18	鳥類	セイタカシギ科	セイタカシギ			VU	NT	NT	○	留鳥。主に福島潟とその周辺の水田で観察され、佐潟にも出現したことがある。
19	鳥類	シギ科	オオジシギ			NT	VU	NT	○	夏鳥。春と秋に河川流域や水田で確認されている。かつて阿賀野川河口西岸や北部海浜の草地で少数が繁殖していた例がある。
20	鳥類	シギ科	ホウロクシギ			VU	NT	NT		旅鳥。四ツ興屋地区の海浜や阿賀野川河口などで確認されている。

表 3.2.28 重要な動物種 (2/7)

番号	網名	科名	種名	選定基準					生息の可能性	備考
				①	②	③	④	⑤		
21	鳥類	シギ科	アカアシシギ			VU	NT	NT		旅鳥。かつて巻地区の海浜で観察されたことがある。
22	鳥類	シギ科	ヘラシギ		国内	CR	VU	NT		旅鳥。過去に潟東地区、巻地区で確認例がある。
23	鳥類	ツバメチドリ科	ツバメチドリ			VU	NT	NT		旅鳥または迷鳥。過去に阿賀野川河口、福島潟、鳥屋野潟などで観察例があった。
24	鳥類	カモメ科	コアジサシ			VU	NT	NT	○	夏鳥。河川、湖沼及び海岸などで観察され、河口や中州の広い砂礫地に集団で営巣する。造成地で繁殖することもある。
25	鳥類	ミサゴ科	ミサゴ			NT	NT	NT	○	留鳥。水辺（湖沼、河川、海岸、港湾）に広く出現する。
26	鳥類	タカ科	ハチクマ			NT	NT	NT		夏鳥。低山に渡来し、弥彦山麓などで見られる。
27	鳥類	タカ科	オジロワシ	天	国内	VU	EN	EN	○	冬鳥。福島潟や阿賀野川下流域などで確認されている。
28	鳥類	タカ科	オオワシ	天	国内	VU	EN	EN		冬鳥。かつて福島潟や佐潟などで観察された。
29	鳥類	タカ科	チュウヒ		国内	EN	NT	NT	○	冬鳥。湖沼や河川流域など広い湿生草地のある環境に棲み、時には山麓にも出現する。福島潟では観察例が多い。
30	鳥類	タカ科	ツミ				NT	NT		留鳥。移動個体が角田山や海岸林などで観察されている。かつて西新潟の海岸林で繁殖したこともある。
31	鳥類	タカ科	ハイタカ			NT	NT	NT		漂鳥。山林、海岸林、湖沼などで確認され、非繁殖期の観察例が角田山や福島潟などである。
32	鳥類	タカ科	オオタカ			NT	NT	VU		留鳥。海岸林などで繁殖している。秋から冬の間は湖沼や河川流域にも出現する。
33	鳥類	フクロウ科	オオコノハズク				NT	NT		市内の海岸林では例年春と秋に少数が移動している様子がわかっている。
34	鳥類	フクロウ科	コノハズク				NT	NT		夏鳥。移動期の春と秋に市内の海岸林など緑地帯を通過しているものとみられる。
35	鳥類	フクロウ科	アオバズク				NT	NT		夏鳥。初夏と秋に海岸林などで確認されている。また、神社の社叢や屋敷林に立ち寄ることもある。
36	鳥類	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内	VU	NT	NT	○	留鳥。広く市内で確認されている。非繁殖期は福島潟周辺や西新潟の田園地域での観察頻度が高い。
37	鳥類	サンショウクイ科	サンショウクイ			VU	NT	NT		夏鳥。初夏の頃に海岸林や山地などの緑地帯で観察されている。生息確認情報は秋葉区の低山帯や角田・弥彦山麓に集中している。阿賀野川流域の河畔林でも観察例がある。
38	鳥類	カササギヒタキ科	サンコウチョウ					NT		夏鳥。山林や海岸林などで確認されている。市内の生息記録は新津丘陵や角田・弥彦山麓に集中し、少数は海岸林でも観察されている。
39	鳥類	モズ科	チゴモズ			CR	VU	VU		夏鳥。海岸林とその周辺で確認されている。
40	鳥類	モズ科	アカモズ		国内	EN	EN	VU		夏鳥。かつて海岸林やその周辺に生息していた。
41	鳥類	ヒタキ科	コサメビタキ				NT	NT		夏鳥。海岸林や緑地帯などで確認されている。角田・弥彦山麓や新津丘陵などの山林で生息確認記録がある。
42	鳥類	ホオジロ科	ノジコ			NT	NT	NT	○	夏鳥。移動の途中と思われる個体が湿地の草むら、河畔林、山麓のブッシュなどで観察されている。
43	鳥類	ホオジロ科	コジュリン			VU	VU	NT		夏鳥。春から秋にかけて観察され、その生息地はほぼ福島潟に限られる。

表 3.2.28 重要な動物種 (3/7)

番号	網名	科名	種名	選定基準					生息の可能性	備考
				①	②	③	④	⑤		
44	両生類	イモリ科	アカハライモリ			NT	NT	EN		中央区の海岸林内で確認されている。過去に西区の黒埼、西蒲区の岩室で確認記録がある。
45	両生類	アカガエル科	ニホンアカガエル				NT	EN		北区、西区の池、沼、水田で確認されている。
46	両生類	アカガエル科	トウキョウダルマガエル			NT	VU	EN	○	過去に新潟、黒埼、味方、中之口及び巻地区で確認記録がある。
47	両生類	アカガエル科	トノサマガエル			NT	VU	VU	○	江南区、秋葉区、南区、西蒲区の水田、池、沼で確認されている。
48	両生類	サンショウウオ科	トウホクサンショウウオ			NT	NT	NT		秋葉区、西蒲区の山地・丘陵地のゆるい沢などで確認されている。
49	両生類	サンショウウオ科	クロサンショウウオ			NT	NT	NT		秋葉区、西蒲区の山地の池、沼などで確認されている。
50	両生類	サンショウウオ科	ハコネサンショウウオ				NT	NT		西蒲区の山地の沢などで確認されている。
51	両生類	ヒキガエル科	アズマヒキガエル				NT	NT	○	北区、東区、中央区、江南区、西区、西蒲区の池沼などで広範囲に確認されている。
52	両生類	アオガエル科	モリアオガエル				NT	NT	○	市内では、すべての区の山地や池沼で広く確認されている。
53	淡水魚類	ヤツメウナギ科	スナヤツメ			VU	NT	VU		山麓の小河川で確認されている。
54	淡水魚類	ヤツメウナギ科	カワヤツメ			VU	VU	VU		阿賀野川、信濃川に毎年遡上する。
55	淡水魚類	ウナギ科	ウナギ			EN	VU	NT		佐潟では放流が行われており、毎年捕獲されている。
56	淡水魚類	コイ科	ヤリタナゴ			NT	NT	NT	○	支川や農業用水路で確認されている。
57	淡水魚類	コイ科	アカヒレタビラ			EN		NT	○	支川や農業用水路で確認されている。
58	淡水魚類	コイ科	ゼニタナゴ		国内	CR	EX	EX		新潟市絶滅。かつて西蒲区にあった鎧潟から記録がある。江南区でも昭和 30 年代の生息情報があったが、現在ではまったく確認できない。
59	淡水魚類	コイ科	アブラハヤ					LP		限られた山麓の小河川で確認されている。
60	淡水魚類	コイ科	マルタ					NT	○	信濃川や阿賀野川に産卵のために遡上する。
61	淡水魚類	コイ科	ウケクチウグイ			EN	VU	NT	○	信濃川、阿賀野川その他、湖沼でも確認されている。
62	淡水魚類	フクドジョウ科	ホトケドジョウ			EN	VU	VU		山麓の水田地帯の水路や細流で確認されている。
63	淡水魚類	アカザ科	アカザ			VU	NT	NT		過去に豊栄、新津及び潟東地区で確認記録がある。
64	淡水魚類	キュウリウオ科	ワカサギ				NT	NT		かつて鳥屋野潟や福島潟が海と繋がっていた頃は、湖内で漁獲された。現在でも、信濃川や阿賀野川では、数は少ないが、春の産卵期に遡上がみられる。
65	淡水魚類	サケ科	サクラマス(ヤマメ)			NT	NT	NT		ヤマメが阿賀野川支川で確認されており、サクラマスが信濃川、阿賀野川の下流域を通過して降海、遡河している。
66	淡水魚類	トゲウオ科	イトヨ日本海型			LP	EN	EN		ごく希に阿賀野川下流部などで確認される程度である。県内各地では河川下流域や用水路で普通に見られたが、近年激減している。
67	淡水魚類	トゲウオ科	イバラトミヨ			LP	EN	EX		新潟市絶滅。かつて信濃川河口付近の沼垂に生息していた記録があるが、現在では生息可能な環境は存在しない。
68	淡水魚類	メダカ科	メダカ北日本集団			VU	NT	NT	○	小河川や農業用水路、池沼などで確認されている。
69	淡水魚類	カジカ科	カマキリ			VU	NT	NT		小河川の下流部で確認されており、信濃川、阿賀野川では春季に 2cm 前後に育った幼魚が遡上する。
70	淡水魚類	カジカ科	カジカ中卵型			EN	VU	NT		信濃川および阿賀野川で、成魚や遡上中の幼魚が確認されている。

表 3.2.28 重要な動物種 (4/7)

番号	網名	科名	種名	選定基準					生息の可能性	備考
				①	②	③	④	⑤		
71	淡水魚類	カジカ科	カジカ大卵型			NT	NT	NT		市内の生息地は、丘陵の上流部に限られる。
72	淡水魚類	ハゼ科	ミミズハゼ					NT		小河川の河口付近で確認されている。
73	淡水魚類	ハゼ科	シロウオ			VU	VU	NT		小河川の河口付近で確認されている。
74	淡水魚類	ハゼ科	ルリヨシノボリ					NT		小河川で確認されている。流れの速い山地流に棲む。
75	大型水生甲殻類	ヌマエビ科	ミズレヌマエビ				VU	NT	○	河川の下流部で確認されている。
76	大型水生甲殻類	ヌマエビ科	ヌカエビ				VU	NT	○	水草が茂った河川や池沼で確認されている。
77	大型水生甲殻類	テナガエビ科	テナガエビ				NT	NT	○	河川や池沼で確認されている。
78	大型水生甲殻類	テナガエビ科	スジエビ				NT	NT	○	湖沼や河川で確認されている。
79	大型水生甲殻類	サワガニ科	サワガニ					NT		丘陵地を流れる細流で確認されている。
80	大型水生甲殻類	ベンケイガニ科	クロベンケイガニ				NT	NT	○	河川や農業用水路で確認されている。かつては市街地の水路や堀でも見られたという。
81	大型水生甲殻類	ベンケイガニ科	アカテガニ				NT	NT	○	河川の河口付近で確認されているが、数は少ない。かつては市街地の水路や堀でも見られたという。
82	昆虫類	アオイトトンボ科	コバナアオイトトンボ			EN	VU	EN		かつて数ヶ所の生息地が記録されていたが、近年はまったく確認されていない。
83	昆虫類	イトトンボ科	オオセスジイトトンボ			EN	EN	EN		北区と西区の池沼で確認された。
84	昆虫類	モノサシトンボ科	オオモノサシトンボ			EN	EN	EN		北区、東区、西区の池沼で確認された。
85	昆虫類	カワトンボ科	アオハダトンボ			NT	VU	EN		1950 年代に西蒲区（巻）での確認記録がある
86	昆虫類	ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ			NT	NT	EN		1950 年代に西蒲区（巻）での確認記録がある
87	昆虫類	ヤンマ科	アオヤンマ			NT	NT	NT		東区抽水植物の多い池沼で確認されている。
88	昆虫類	ヤンマ科	マダラヤンマ			NT	VU	VU		過去には旧市域や北区（豊栄）、西蒲区（巻）での確認記録がある。
89	昆虫類	ヤンマ科	カトリヤンマ				VU	EN		1950 年代に秋葉区（新津）、西蒲区（巻）での確認記録がある。
90	昆虫類	サナエトンボ科	オナガサナエ					NT		秋葉区の丘陵地の沢筋で確認されている。
91	昆虫類	サナエトンボ科	ホンサナエ				VU	VU		過去には旧市域、秋葉区（新津）、西蒲区（巻）などでの確認記録がある。
92	昆虫類	サナエトンボ科	ナゴヤサナエ			VU	NT	NT	○	いくつかの区の大河川や中小河川で確認されている。
93	昆虫類	サナエトンボ科	メガネサナエ			VU	EN	EN		1950 年代に秋葉区（新津）、西蒲区（巻）での確認記録がある。
94	昆虫類	エゾトンボ科	トラフトンボ				NT	NT		北区や東区などの抽水植物、浮葉植物の多い池沼で確認されている。
95	昆虫類	トンボ科	ベッコウトンボ			CR	EX	EX		新潟市絶滅。かつて西蒲原の鰻湯に生息したが、同湯の消失以降、県内全域で絶滅したと考えられる。
96	昆虫類	トンボ科	オオキトンボ			EN	EN	EN		1950 年代に旧市域、西蒲区（巻）、北区（豊栄）などでの確認記録がある。
97	昆虫類	カマキリ科	ヒナカマキリ					LP		過去には西蒲区（岩室、巻）の海岸部で確認記録がある。
98	昆虫類	カマキリ科	ハラビロカマキリ				NT	NT	○	旧市域の住宅地、湖沼、西蒲区の海岸砂丘で確認されている。
99	昆虫類	カマキリ科	ウスバカマキリ			DD		NT	○	旧市域や西蒲区の海岸部で生息が確認されている。
100	昆虫類	キリギリス科	オオクサキリ				NT	NT		西蒲区の海岸部で生息が確認されている。ヨシやススキ群落に生息する。

表 3.2.28 重要な動物種 (5/7)

番号	網名	科名	種名	選定基準					生息の可能性	備考
				①	②	③	④	⑤		
101	昆虫類	キリギリス科	カヤキリ				NT	NT		西蒲区の海岸部や北区の湖沼で生息が確認されている。ススキやヨシの群落が生息場所である。
102	昆虫類	マツムシ科	マツムシ					LP		西蒲区の海岸部で生息が確認されている。
103	昆虫類	コオロギ科	クマコオロギ					LP		過去には旧市域や西区（黒崎）や西蒲区（巻）での確認記録がある。
104	昆虫類	コオロギ科	クマスズムシ					LP		西蒲区の海岸部で生息が確認されている。
105	昆虫類	ヒバリモドキ科	ナギサスズ					LP		過去には西蒲区（岩室、巻）の海岸部で確認記録がある。
106	昆虫類	バッタ科	アカハネバッタ		国内	CR		EN		過去には西蒲区（巻）の記録がある。
107	昆虫類	バッタ科	ヤマトバッタ					NT		西区の海岸で生息が確認されている。
108	昆虫類	セミ科	ハルゼミ				NT	NT		西蒲区の山地でわずかに鳴き声が確認されている。
109	昆虫類	ハナカメムシ科	ズイムシハナカメムシ			NT	VU	VU		市内で確認されていない。県内では北蒲原や佐渡で記録がある。
110	昆虫類	ツチカメムシ科	ハマベツチカメムシ				NT	NT		中央区の海岸地域で確認されている。
111	昆虫類	アメンボ科	ババアメンボ			NT	NT	NT		北区及び西区の池沼で確認されている。
112	昆虫類	イトアメンボ科	イトアメンボ			VU	NT	NT		池沼、河川、水田の水際部の雑草間に生息する種であり、かつては広く分布していたものと思われるが、確実な記録は北区の福島潟である。
113	昆虫類	コオイムシ科	コオイムシ			NT	NT	NT		北区の湖沼で確認されている。
114	昆虫類	コオイムシ科	タガメ			VU	EN	EN		かつては各地の水田に普通に見られたが、近年の確実な記録はない。
115	昆虫類	タイコウチ科	タイコウチ				EN	EN		北区、秋葉区の湖沼や水田地帯で確認されている。
116	昆虫類	セセリチョウ科	ホソバセセリ				NT	VU		西蒲区（角田・弥彦山系）や秋葉区（新津丘陵）などで確認されている。
117	昆虫類	タテハチョウ科	ホシミスジ				NT	VU		過去には秋葉区の新津丘陵での採集記録がある。
118	昆虫類	タテハチョウ科	オオムラサキ			NT	NT	VU		西蒲区の海岸部で生息が確認された。
119	昆虫類	アゲハチョウ科	ギフチョウ			VU	NT	NT		西蒲区（角田・弥彦山系）や秋葉区（新津丘陵）などで確認されている。
120	昆虫類	ツトガ科	ムナカタミズメイガ			NT	NT	VU		1960年代には東区（じゅんさい池）に生息していた。
121	昆虫類	シャクガ科	フチグロトゲエダシャク				NT	LP		西蒲区の海岸部で生息が確認された。
122	昆虫類	シャクガ科	カバシタムクゲエダシャク			CR	EN	EN		旧市域（関屋浜）に1950年代後半に生息していたが、その後全く確認されておらず、絶滅が危惧される。
123	昆虫類	ヤママユガ科	シンジュサン				LP	LP		弥彦山の市域からわずか1個体が確認されたのみである。
124	昆虫類	ヤガ科	ハマヤガ			NT	NT	NT		北区、西区、西蒲区の海岸部で確認された。
125	昆虫類	ヤガ科	ヤヒコカラスヨトウ				NT	NT		弥彦山の市域からわずか1個体が確認されたのみである。
126	昆虫類	ヤガ科	コシロシタバ			NT	NT	NT		1950年代までは旧市域のクスギ林に生息していたが、絶滅した。西蒲区や秋葉区の里山に生息している可能性があるが、確認できていない。
127	昆虫類	ヤガ科	フシキキシタバ				LP	LP		秋葉区の丘陵地において生息を確認した。
128	昆虫類	ヤガ科	アオモンギンセダカモクメ			NT	NT	NT		北区の海岸部で確認された。1950年代から60年代中頃まで旧市域の数ヶ所から記録されている。
129	昆虫類	ヤガ科	イチモジヒメヨトウ			VU	NT	NT		1963年に西蒲区（西川）で1個体が採集されただけで、県内の他の記録もない。
130	昆虫類	オサムシ科	アカガネオサムシ				NT	NT		中央区（鳥屋野潟）と北区（福島潟）で確認された。

表 3.2.28 重要な動物種 (6/7)

番号	網名	科名	種名	選定基準					生息の可能性	備考
				①	②	③	④	⑤		
131	昆虫類	オサムシ科	マークオサムシ			VU	EN	EN		過去には北区（豊栄）での確認記録がある。
132	昆虫類	オサムシ科	エチゴトックリゴミムシ			NT	NT	NT		北区（福島潟）において確認記録がある。
133	昆虫類	オサムシ科	オオヒョウタンゴミムシ			NT	LP	LP		新潟東区の工事現場で得られた1個体が唯一の記録である（1998）。
134	昆虫類	ハンミョウ科	ハラビロハンミョウ			VU	NT	NT		1950年代には西蒲区（巻）での確認記録がある。
135	昆虫類	ハンミョウ科	カワラハンミョウ			EN	NT	NT		過去には旧市域や、秋葉区（新津）、西蒲区（巻）から記録されている。
136	昆虫類	ゲンゴロウ科	ゲンゴロウ		国内	VU	NT	NT	○	かつては各地の湖沼や水田に生息していたものと思われる。
137	昆虫類	ゲンゴロウ科	コガタノゲンゴロウ			VU	NT	NT		1958年に旧市域で採集された記録がある。
138	昆虫類	ゲンゴロウ科	シャープゲンゴロウモドキ		国内	CR	EN	EN		古く北区（豊栄）での確認記録がある。
139	昆虫類	ガムシ科	エゾコガムシ			NT	NT	NT		過去には北区（福島潟）での確認記録がある。
140	昆虫類	ハムシ科	オオルリハムシ			NT	NT	NT	○	阿賀野川、信濃川沿いの水湿地と福島潟とその周辺湿地（北区）で確認されている。
141	陸・淡水産貝類	タニシ科	マルタニシ			VU	NT	NT	○	海岸林付近や水田地帯で確認されている。
142	陸・淡水産貝類	タニシ科	オオタニシ			NT	NT	NT	○	湖沼、水田、用水路で確認されている。
143	陸・淡水産貝類	イツマデガイ科	ニクイロシブキツボ			NT	NT	VU		過去に岩室地区や巻地区で確認記録がある。
144	陸・淡水産貝類	エゾマメタニシ科	マメタニシ			CR	VU	EN	○	水田地帯で確認されている。
145	陸・淡水産貝類	ミズゴマツボ科	ミズゴマツボ			VU	NT	NT	○	河川や用水路で確認されている。
146	陸・淡水産貝類	モノアラガイ科	コシダカヒメモノアラガイ			DD		NT	○	湖沼や用水路などで確認されている。
147	陸・淡水産貝類	モノアラガイ科	モノアラガイ			NT	NT	NT	○	湖沼や用水路などで確認されている。
148	陸・淡水産貝類	モノアラガイ科	ヒメオカモノアラガイ					NT	○	湖沼や用水路で確認されている。
149	陸・淡水産貝類	モノアラガイ科	ナガオカモノアラガイ			NT	NT	NT	○	湖沼や河川、用水路で確認されている。
150	陸・淡水産貝類	ヒラマキガイ科	カワネジガイ			CR	EN	EN		過去に新潟地区で確認記録がある。
151	陸・淡水産貝類	ヒラマキガイ科	ヒダリマキモノアラガイ			CR+EN	EN	EN		過去に新潟地区で確認記録がある。
152	陸・淡水産貝類	ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ			DD		NT	○	水田や池沼で確認されている。
153	陸・淡水産貝類	ヒラマキガイ科	ミズコハクガイ			VU	VU	EN		湖沼で確認されている。
154	陸・淡水産貝類	ヒラマキガイ科	ヒラマキガイモドキ			NT	NT	NT	○	農業用水路で確認されている。
155	陸・淡水産貝類	イシガイ科	カラスガイ			EN	NT	VU	○	湖沼や農業用水路で確認されている。
156	陸・淡水産貝類	イシガイ科	マツカサガイ			NT	NT	EN	○	過去に新潟地区で確認記録がある。河川や用水路などに生息している。
157	陸・淡水産貝類	シジミ科	マシジミ			VU	EN	VU	○	河川や用水路で確認されている。
158	陸・淡水産貝類	マメシジミ科	ハイレロマメシジミ					VU		丘陵で確認されている。
159	陸・淡水産貝類	マメシジミ科	ウエジマメシジミ					VU		丘陵で確認されている。
160	陸・淡水産貝類	マメシジミ科	アッケシマメシジミ					VU		丘陵で確認されている。

表 3.2.28 重要な動物種 (7/7)

番号	網名	科名	種名	選定基準					生息の可能性	備考
				①	②	③	④	⑤		
161	陸・淡水産貝類	キバサナギガイ科	スナガイ			NT	VU	EN		海岸緑地で確認された。
162	陸・淡水産貝類	キバサナギガイ科	ナタネキバサナギガイ			VU	VU	EN		湖沼で確認されている。
163	陸・淡水産貝類	ミジンマイマイ科	ミジンマイマイ				NT	EN		海岸緑地で確認された。
164	陸・淡水産貝類	クチミゾガイ科	マツシマクチミゾガイ			VU	VU	EN		丘陵で確認されている。
165	陸・淡水産貝類	ナタネガイ科	ハリマナタネ					VU		湖沼周辺で確認されている。
166	陸・淡水産貝類	ベッコウマイマイ科	ヒラベッコウガイ			DD		NT		山地で確認されている。
167	陸・淡水産貝類	ベッコウマイマイ科	キヌツヤベッコウ			DD		NT		山地で確認されている。
168	陸・淡水産貝類	ベッコウマイマイ科	オオウエキビ			DD		NT		丘陵で確認されているが、1 個体の死骸である。
169	陸・淡水産貝類	ベッコウマイマイ科	ヒメカサキビ			NT		NT		山地で確認されている。
170	陸・淡水産貝類	オナジマイマイ科	トウキョウコオオベソマイマイ			NT	NT	NT		丘陵地や山地で確認されている。

注 1) 重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年 3 月 27 日 環境省)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

④「レッドデータブックにいがた」(平成 13 年 3 月 新潟県)

「第 2 次レッドリスト 鳥類編」(平成 26 年 新潟県)

「第 2 次レッドリスト 淡水魚類・大型水生甲殻類編」(平成 27 年 新潟県)

「第 2 次レッドリスト 両生類・爬虫類編」(平成 28 年 新潟県)

「第 2 次レッドリスト 哺乳類編」(平成 31 年 新潟県)

「第 2 次レッドリスト 陸・淡水産貝類、淡水産プラナリア類編」(令和 3 年 新潟県)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、LP：地域個体群

⑤「大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-」(平成 22 年 3 月 新潟市)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、LP：地域個体群

注 2) 生息の可能性：当該動物種の確認された地区及び生息環境から、対象事業実施区域及びその周辺に生息する可能性がある場合に「○」を付した。

出典：「大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック-」(平成 22 年 3 月 新潟市)

② 集団繁殖地の分布

対象事業実施区域及びその周辺には、特別天然記念物・天然記念物に指定されている重要な集団繁殖地は分布していない。

③ 越冬地の分布

対象事業実施区域及びその周辺には、鳥屋野潟鳥獣保護区があり、当該地域は、コハクチョウやオオハクチョウをはじめとする渡り鳥の渡来地として重要な湖沼であり、多数の渡り鳥が越冬地として利用している。

鳥屋野潟鳥獣保護区の位置を図 3.2.13 に示す。

また、鳥屋野潟は環境省の「モニタリングサイト 1000」に設定されており、特徴的な生物や環境の長期的なモニタリングが行われている。「2024 年度 モニタリングサイト 1000 ガンガモ類調査 2023/24 年 調査報告書」（令和 7 年 1 月、環境省自然環境局 生物多様性センター）によると、鳥屋野潟で確認されたガンガモ類の全種を合計した最大個体数は 13,583 羽であった。

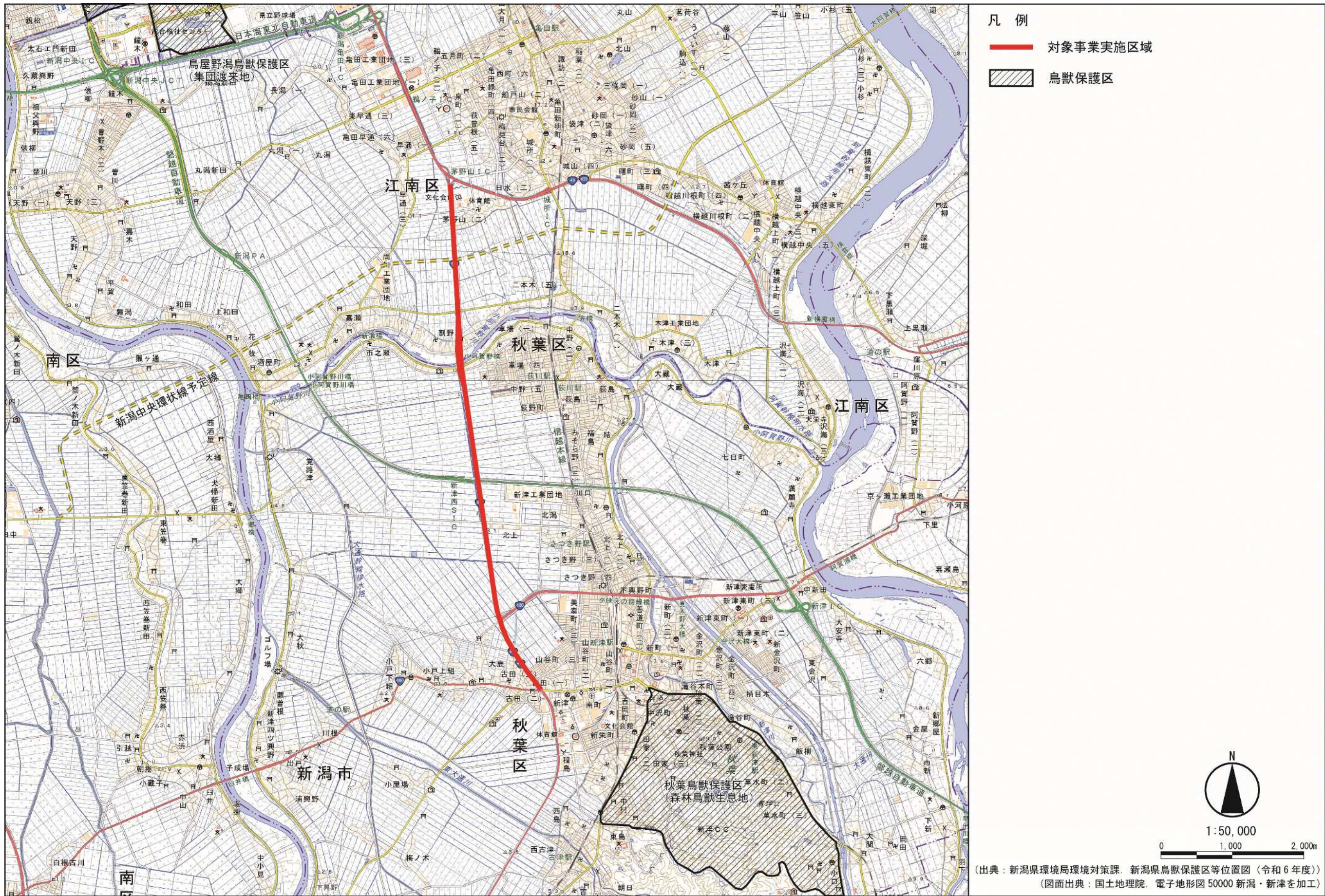


図 3.2.13 鳥獣保護区位置図

(2) 植物

① 重要な種

「大切にしたい野生生物－新潟市レッドデータブック－」（平成 22 年 3 月、新潟市）において、新潟市内で過去に生育が確認されている重要な種を表 3.2.29 に示す。

新潟市では重要な植物種として、188 種の維管束植物種が確認されている。そのうち、分布の状況から、対象事業実施区域及びその周辺に生育する可能性がある植物種として、69 種があげられる。

表 3.2.29 重要な植物種 (1/5)

番号	科名	種名	選定基準					生育の可能性	備考
			①	②	③	④	⑤		
1	イワヒバ科	ヒモカズラ				VU	VU		岩上に生える常緑性シダ。海岸近くの山地で確認されている。
2	ミズニラ科	ミズニラ			NT	EN	EN	○	沈水～湿生の夏緑性シダ。過去に確認記録がある。
3	トクサ科	イヌドクサ				NT	NT		常緑性シダ。海岸砂丘で確認されている。
4	ハナヤスリ科	ハマハナヤスリ				EN	EN		海岸近くの湿った砂地に生える夏緑性のシダ。過去に新潟地区で確認記録がある。
5	ウラジロ科	ウラジロ				NT	NT		常緑性シダ。山地や丘陵で確認されている。
6	デンジソウ科	デンジソウ			VU	EW	EW		新潟市野生絶滅。水生シダ。湖沼で確認されている（ただし植栽）。
7	サンショウモ科	オオアカウキクサ			EN	EN	EW		新潟市野生絶滅。水生シダ。過去に新潟地区で確認記録がある。
8	サンショウモ科	サンショウモ			VU	VU	VU	○	一年生の水生シダ。池沼や水田で確認されている。
9	イノモトソウ科	ミズワラビ				NT	NT	○	浅い水中または湿地に生える一年生シダ。主に休耕田で確認されている。
10	イノモトソウ科	タチシノブ				VU	VU		常緑性シダ。丘陵で確認されている。
11	イノモトソウ科	イノモトソウ				VU	VU		常緑性シダ。丘陵で確認されている。
12	イノモトソウ科	オオバノハチジョウシダ				NT	NT		常緑性シダ。丘陵で確認されている。
13	チャセンシダ科	コバノヒノキシダ				LP	LP		岩上や石垣上に生える常緑性シダ。丘陵で確認されている。
14	ヒメシダ科	ハシゴシダ				VU	VU		常緑性シダ。丘陵で確認されている。
15	ヌリワラビ科	ヌリワラビ					LP		夏緑性シダ。山地で確認されている。
16	メシダ科	タニイヌワラビ				VU	VU		常緑性シダ。丘陵で確認されている。
17	オンシダ科	ツルデンダ				NT	NT		やや湿った岩上に生える常緑性シダ。丘陵で確認されている。
18	オンシダ科	イノデモドキ				VU	VU		常緑性シダ。山地で確認されている。
19	オンシダ科	ヒメカナワラビ				VU	VU		常緑性シダ。丘陵で確認されている。
20	シノブ科	シノブ				EN	EN		岩上や樹幹に着く夏緑性シダ。山地で確認されている。
21	ヒノキ科	ハイネズ				VU	EN		常緑低木。過去に新潟、岩室地区で確認記録がある。
22	ジュンサイ科	ジュンサイ				VU	EN		沈水植物。湖沼で確認されている。
23	スイレン科	オニバス			VU	VU	VU		浮葉植物。湖沼や池沼で確認されている。
24	スイレン科	ヒツジグサ				VU	EW		新潟市野生絶滅。浮葉植物。新潟、豊栄、岩室、湯東及び巻地区で確認記録がある。
25	マツバサ科	サネカズラ				VU	VU		常緑のつる性木本。山地や丘陵で確認されている。
26	ドクダミ科	ハンゲショウ				VU	EN		多年草。湖沼の岸部や湿地で確認されている。
27	ウマノスズクサ科	ウマノスズクサ				NT	VU	○	多年草。河川付近で確認されている。
28	ウマノスズクサ科	コシノカンアオイ			NT	NT	NT		多年草。山地や丘陵で確認されている。
29	クスノキ科	ヤマコウバシ				VU	EN	○	落葉低木。湖沼周辺や農村集落付近で確認されている。
30	サトイモ科	ヒメザゼンソウ					NT		多年草。山地で確認されている。

表 3.2.29 重要な植物種 (2/5)

番号	科名	種名	選定基準					生育の可能性	備考
			①	②	③	④	⑤		
31	オモダカ科	サジオモダカ				VU	VU	○	多年草、抽水植物。河川の止水域で確認されている。
32	オモダカ科	マルバオモダカ			VU	EN	EW		新潟市野生絶滅。抽水～浮葉植物。過去に新潟、豊栄地区で確認記録がある。
33	オモダカ科	アギナシ			NT	NT	EN	○	多年草。過去に新潟、豊栄及び潟東地区で確認記録がある。
34	オモダカ科	ウリカワ				VU	EN	○	多年草。水田地帯で確認されている。
35	トチカガミ科	スプタ			VU	VU	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。過去に新潟、豊栄地区で確認記録がある。
36	トチカガミ科	クロモ				VU	VU	○	多年草、沈水植物。河川、湖沼、池沼、水田地帯などで確認されている。
37	トチカガミ科	トチカガミ			NT	VU	VU	○	多年草、浮葉植物。池沼や用水路などで確認されている。
38	トチカガミ科	イトトリゲモ			NT	EN	EN		沈水植物。丘陵で確認されている。
39	トチカガミ科	トリゲモ			VU	EN	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。過去に新潟、豊栄、潟東及び巻地区で確認記録がある。
40	トチカガミ科	ミズオオバコ			VU	VU	VU	○	一年草、沈水植物。用水路などで確認されている。
41	トチカガミ科	コウガイモ				VU	VU	○	多年草、沈水植物。河川や用水路などで確認されている。
42	トチカガミ科	セキショウモ				VU	EN	○	沈水植物。河川で確認されている。
43	ヒルムシロ科	イトモ			NT	VU	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。過去に新潟、豊栄、岩室、潟東及び巻地区で確認記録がある。
44	ヒルムシロ科	エゾヤナギモ				EN	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。過去に豊栄地区で確認記録がある。
45	ヒルムシロ科	コバノヒルムシロ			VU	EN	EW		新潟市野生絶滅。沈水～浮葉植物。過去に新潟、豊栄及び潟東地区で確認記録がある。
46	ヒルムシロ科	センニンモ				VU	EN	○	沈水植物。河川付近や水田地帯で確認されている。
47	ヒルムシロ科	オヒルムシロ				VU	EN		浮葉植物。池沼で確認されている。
48	ヒルムシロ科	ヒロハノエビモ				VU	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。過去に湖沼で確認されている。
49	ヒルムシロ科	ササバモ				EN	EW		新潟市野生絶滅。沈水～浮葉植物。過去に豊栄地区で確認記録がある。
50	ヒルムシロ科	ヒメオヒルムシロ				NT	VU	○	浮葉植物。水田地帯や河川付近で確認されている。
51	ヒルムシロ科	オオミズヒキモ(カモガワモ)				EN	EN	○	沈水～浮葉植物。河川で確認されている。
52	ヒルムシロ科	アイノコヒルムシロ					VU	○	沈水植物。水田地帯で確認されている。
53	ユリ科	キバナノアマナ				NT	NT		多年草。山地で確認されている。
54	ユリ科	スカシユリ				NT	NT		多年草。海岸近くの山地で確認されている。
55	ラン科	エビネ			NT	VU	VU		多年草。山地、丘陵で確認されている。
56	ラン科	ギンラン					NT		多年草。山地で確認されている。
57	ラン科	キンラン			VU	VU	VU		多年草。丘陵で確認されている。
58	ラン科	クマガイソウ			VU	EN	EW		新潟市野生絶滅。過去に新津丘陵や弥彦山系で確認記録がある。
59	ラン科	カキラン					NT		多年草。海岸近くの水湿地で確認されている。
60	ラン科	ミズトンボ			VU	VU	EW		新潟市野生絶滅。過去に新潟地区で確認記録がある。
61	ラン科	ホクリクムヨウラン				VU	VU		多年草、腐生植物。丘陵で確認されている。
62	ラン科	ミズチドリ				VU	EW		新潟市野生絶滅。多年草。過去に新潟地区で確認記録がある。
63	ラン科	イイヌマムカゴ			EN	EN	EN		山地の林下に生える多年草。山地に希に生育している。
64	ラン科	ヒトツボクロ				VU	VU		常緑の多年草。山地や丘陵で確認されている。
65	ラン科	ヒメノヤガラ			VU	LP	LP		多年草、腐生植物。市内現地調査で確認されていない。
66	ラン科	トケンラン			VU	EN	EN		落葉広葉樹林内に生える多年草。山地に希に生育している。
67	アヤメ科	ヒオウギ				LP	EN		多年草。山地で確認されている。
68	アヤメ科	ノハナショウブ					NT		多年草。海岸で確認されている。

表 3.2.29 重要な植物種 (3/5)

番号	科名	種名	選定基準					生育の可能性	備考
			①	②	③	④	⑤		
69	アヤメ科	カキツバタ			NT	VU	VU	○	多年草、湿生植物。湖沼付近や湿地帯で確認されている。
70	クサスギカズラ科	ヒメイズイ				VU	VU	○	多年草。池沼や草原などで確認されている。
71	クサスギカズラ科	オモト				NT	NT		多年草。海岸林や丘陵などで確認されている。
72	ミズアオイ科	ミズアオイ			NT	VU	VU	○	一年草、抽水植物。河川や湖沼で確認されている。
73	ガマ科	ミクリ			NT	NT	NT	○	多年草、抽水植物。河川付近や水田地帯で確認されている。
74	ガマ科	ヤマトミクリ			NT	VU	EN		抽水植物。山麓の湿地にわずかながら生育している。
75	ガマ科	ナガエミクリ			NT	NT	NT	○	多年草。用水路で確認されている。
76	カヤツリグサ科	シラスゲ				LP	VU		多年草。山地や海岸林内で確認されている。
77	カヤツリグサ科	ムジナスゲ				LP	EW		新潟市野生絶滅。多年草。過去に新潟地区で確認記録がある。
78	カヤツリグサ科	ヤガミスゲ				NT	NT	○	多年草。河川や湖沼の周辺で確認されている。
79	カヤツリグサ科	ミコシガヤ				VU	VU	○	多年草。河川付近で確認されている。
80	カヤツリグサ科	アワボスゲ				VU	EN	○	多年草。過去に新潟地区で確認記録がある。
81	カヤツリグサ科	ツルスゲ				EW	EW		新潟市野生絶滅。多年草。過去に新潟、豊栄地区で確認記録がある。
82	カヤツリグサ科	オニナルコスゲ				VU	VU	○	多年草。河川付近で確認されている。
83	カヤツリグサ科	ヒナガヤツリ					NT	○	一年草。水田地帯で確認されている。
84	カヤツリグサ科	スジヌマハリイ			VU	VU	EN	○	水生・湿生植物。過去に新潟、岩室地区で確認記録がある。
85	カヤツリグサ科	クロテンツキ					EN	○	一年草または多年草。過去に豊栄、小須戸、岩室及び巻地区で確認記録がある。
86	カヤツリグサ科	アオテンツキ					NT	○	一年草。湖沼付近の湿地で確認されている。
87	カヤツリグサ科	ピロードテンツキ				VU	VU		多年草。海岸砂丘で確認されている。
88	カヤツリグサ科	ヒンジガヤツリ					NT	○	一年草。河川や湖沼付近の湿地で確認されている。
89	カヤツリグサ科	ヒメホタルイ				VU	EN	○	水生・湿生植物。過去に新潟、巻地区で確認記録がある。
90	カヤツリグサ科	ツルアブラガヤ				NT	NT	○	多年草、抽水植物。河川付近の湿地などで確認されている。
91	イネ科	カモノハシ				VU	EN	○	多年草。過去に新潟地区で確認記録がある。
92	イネ科	アイアシ				VU	VU		多年草。海岸で確認されている。
93	マツモ科	マツモ				VU	VU	○	沈水植物。河川や池沼、用水路などで確認されている。
94	メギ科	サンカヨウ					EN		多年草。過去に岩室、巻地区で確認記録がある。
95	キンボウゲ科	フクジュソウ				VU	EN		多年草。山地や丘陵で確認されている。
96	キンボウゲ科	オオミスミソウ				LP	NT		多年草。山地で確認されている。
97	ボタン科	ヤマシャクヤク			NT	VU	VU		多年草。山地で確認されている。
98	ユキノシタ科	ハルユキノシタ				VU	VU		多年草。山地で確認されている。
99	タコノアシ科	タコノアシ			NT	VU	VU	○	多年草。河川付近で確認されている。
100	アリノトウグサ科	オグラノフサモ			VU	VU	EW		新潟市野生絶滅。沈水植物。
101	アリノトウグサ科	ホザキノフサモ				VU	EN	○	沈水植物。河川付近、池沼、水路などで確認されている。
102	アリノトウグサ科	タチモ			NT	VU	EN	○	水生植物。過去に新潟、豊栄地区で確認記録がある。
103	マメ科	マルバハギ				NT	NT		落葉低木。丘陵で確認されている。
104	マメ科	イヌハギ			VU	VU	VU	○	多年草。住宅地で確認されている。
105	バラ科	ズミ					EN	○	落葉低木。過去に新潟、岩室及び巻地区で確認記録がある。
106	バラ科	カワラサイコ				VU	EN	○	多年草。新潟、岩室及び巻地区で確認記録がある。
107	バラ科	ハマナス				VU	VU		落葉低木。海岸砂丘で確認されている。
108	バラ科	フユイチゴ				LP	LP		常緑低木。山地や丘陵で確認されている。
109	バラ科	ミヤマフユイチゴ				LP	LP		常緑低木。過去に新潟地区で確認記録がある。
110	バラ科	サナギイチゴ			VU	VU	VU		落葉低木。過去に岩室地区で確認されている。

表 3.2.29 重要な植物種 (4/5)

番号	科名	種名	選定基準					生育の可能性	備考
			①	②	③	④	⑤		
111	バラ科	ワレモコウ				VU	EN	○	多年草。過去に新潟地区で確認記録がある。
112	バラ科	アイズシモツケ				VU	VU		落葉低木。山地で確認されている。
113	ブナ科	スダジイ				LP	LP		常緑高木。山地などで確認されている。
114	ブナ科	アカガシ				LP	LP		常緑高木。丘陵で確認されている。
115	ブナ科	ウラジロガシ					LP	○	常緑高木。丘陵や集落付近で確認されている。
116	ニシキギ科	ニシキギ				NT	NT	○	落葉低木。海岸林内や農村集落付近で確認されているが、それらのほとんどは植栽である。
117	ヤナギ科	ジャヤナギ				LP	LP		落葉高木。山地や湖沼付近で確認されている。
118	スミレ科	テリハタチツボスミレ					NT		多年草。山地で確認されている。
119	スミレ科	イソスミレ			VU	VU	EN	○	多年草。過去に新潟、岩室及び巻地区で確認記録がある。
120	スミレ科	ヒカゲスミレ				VU	VU		多年草。山地や丘陵で確認されている。
121	オトギリソウ科	トモエソウ				VU	VU	○	多年草。河川付近で確認されている。
122	ミソハギ科	エゾミソハギ					EN	○	多年草。過去に新潟、新津、岩室及び巻地区で確認記録がある。
123	ミソハギ科	ミズマツバ			VU	VU	VU	○	一年草。水田地帯で確認されている。
124	ミソハギ科	ヒメビシ			VU	VU	EN		浮葉植物。湖沼で確認されている。
125	アカバナ科	ミズユキノシタ				NT	NT	○	多年草。河川付近や湿地で確認されている。
126	ムクロジ科	カラコギカエデ					LP		落葉小高木。丘陵で確認されている。
127	アブラナ科	ハマハタザオ					NT		越年草。海岸砂丘で確認されている。
128	アブラナ科	ミズタガラシ				EN	EN	○	越年草。過去に湿地に生育していた。
129	アブラナ科	オオユリワサビ				VU	VU		多年草。山地で確認されている。
130	オオバヤドリギ科	マツグミ				VU	EN		常緑低木。モミ、ツガ、マツなどの針葉樹の枝や幹に半寄生する。丘陵で確認記録がある。
131	タデ科	ナガバノウナギツカミ			NT	EN	EN		一年草。過去に豊栄地区で確認記録がある。
132	タデ科	サデクサ				VU	VU		湿生植物。湖沼付近の湿地で確認されている。
133	タデ科	ヌカボタデ			VU	VU	VU		一年草。湖沼付近の湿地で確認されている。
134	タデ科	ノダイオウ			VU	VU	VU	○	多年草。河川付近で確認されている。
135	ナデシコ科	ハマハコベ				VU	VU		多年草。海岸で確認されている。
136	ハマミズナ科	ツルナ				VU	VU		海岸砂地に生える多年草。海岸で確認されている。
137	アジサイ科	クサアジサイ				LP	LP		多年草。山地で確認されている。
138	サクラソウ科	カラタチバナ				VU	VU		常緑小低木。丘陵で確認されている。
139	サクラソウ科	ヤナギトラノオ				EN	EN		多年草。湖沼周辺の湿地で確認されている。
140	サクラソウ科	ハイハマボッサ			NT	VU	VU		多年草。山地や丘陵で確認されている。
141	アカネ科	キクムグラ				LP	LP	○	多年草。過去に新潟、巻地区で確認記録がある。
142	リンドウ科	アケボノソウ					VU		二年草。山地で確認されている。
143	キョウチクトウ科	スズサイコ			NT	VU	EN		多年草。海岸付近で確認されている。
144	キョウチクトウ科	バシクルモン			VU	EN	EN		多年草。海岸付近で確認されている。
145	ナス科	マルバノホロシ				LP	LP	○	多年草。水田地帯で確認されている。
146	ムラサギ科	ホタルカズラ				VU	VU		多年草。山地で確認されている。
147	ムラサギ科	スナビキノウ				NT	NT		多年草。海岸で確認されている。
148	オオバコ科	アワゴケ					NT		一年草。山地や丘陵で確認されている。
149	オオバコ科	マルバノサワトウガラシ			VU	EN	EN	○	一年草。湖沼や水田地帯で確認されている。
150	オオバコ科	サワトウガラシ				NT	NT	○	一年草、湿生植物。水田地帯で確認されている。
151	オオバコ科	アブノメ				VU	VU	○	一年草、抽水～湿生植物。水田地帯で確認されている。
152	オオバコ科	オオアブノメ			VU	VU	VU	○	一年草。河川の止水域で確認されている。
153	オオバコ科	キクモ					NT	○	多年草。水田地帯や河川付近で確認されている。
154	オオバコ科	エゾオオバコ				NT	NT		多年草。海岸で確認されている。
155	オオバコ科	トウオオバコ				NT	NT		多年草。海岸で確認されている。

表 3.2.29 重要な植物種 (5/5)

番号	科名	種名	選定基準					生育の可能性	備考
			①	②	③	④	⑤		
156	オオバコ科	ヒシモドキ			EN	EN	EW		新潟市野生絶滅。浮葉植物。新潟、豊栄、岩室、潟東及び巻地区で確認記録がある。
157	オオバコ科	イヌノフグリ			VU	VU	EN	○	越年草。過去に白根、豊栄、岩室及び巻地区で確認記録がある。
158	オオバコ科	カワヂシャ			NT	NT	NT	○	越年草、湿生植物。河川付近で確認されている。
159	ゴマノハグサ科	エチゴトラノオ				NT	NT		多年草。海岸で確認されている。
160	アゼナ科	アゼナ					NT	○	一年草。湿生植物で水田雑草として知られる。水田地帯や河川付近で確認されている。
161	アゼナ科	ウリクサ					NT	○	一年草。水田地帯や丘陵で確認されている。
162	シソ科	シソバツナミ					EN		多年草。丘陵で確認されている。
163	シソ科	ナミキソウ				NT	EN	○	多年草。過去に新潟、豊栄、岩室及び巻地区で確認記録がある。
164	シソ科	ハマゴウ				NT	NT		落葉低木。海岸で確認されている。
165	ハマウツボ科	オオナンバンギセル				NT	VU		一年草、寄生植物。山地や丘陵で確認されている。
166	ハマウツボ科	ハマウツボ			VU	VU	VU		一年草、寄生植物。海岸砂丘で確認されている。
167	ハマウツボ科	キヨスミウツボ				VU	VU		多年草、寄生植物。岩室地区で確認されている。
168	ハマウツボ科	ヒキヨモギ					VU		一年草。海岸付近で確認されている。
169	タヌキモ科	イヌタヌキモ			NT	VU	VU		多年草、浮葉植物。湖沼で確認されている。
170	タヌキモ科	タヌキモ			NT	VU	VU		多年草、浮葉植物。湖沼で確認されている。
171	モチノキ科	モチノキ				LP	LP		常緑高木。海岸林内、海岸近くの山地、丘陵などで確認されている。
172	モチノキ科	ミヤマウメモドキ					EN	○	落葉低木。過去に新潟、新津及び巻地区で確認記録がある。
173	キキョウ科	サワギキョウ				VU	EW		新潟市野生絶滅。過去に新潟、豊栄及び巻地区で確認記録がある。
174	ミツガシワ科	ミツガシワ				VU	EW		新潟市野生絶滅。抽水植物。用水路（植栽）。
175	ミツガシワ科	ガガブタ			NT	VU	EN	○	浮葉植物。河川や池沼周辺で確認されている。
176	ミツガシワ科	アサザ			NT	VU	EN	○	浮葉植物。湖沼や池沼で確認されている。用水路でも確認されているが、植栽の可能性もある。
177	キク科	シロヨモギ				EN	EN		多年草。海岸で確認されている。
178	キク科	タカアザミ				NT	NT	○	越年草、湿生植物。河川、湖沼、用水路付近の湿地などで確認されている。
179	キク科	カセンソウ				NT	NT		多年草、湿生植物。海岸で確認されている。
180	キク科	ノニガナ				VU	VU	○	一年草または越年草。水田地帯で確認されている。
181	キク科	サワギク				NT	NT		多年草。丘陵で確認されている。
182	キク科	サワオグルマ					NT	○	多年草。湖沼付近の湿地で確認されている。
183	セリ科	ホタルサイコ				NT	NT		夏緑性の多年草。山地で確認されている。
184	セリ科	ツボクサ				LP	LP		多年草。海岸近くの岩場で確認されている。
185	セリ科	ハマゼリ				VU	VU		多年草。海岸地帯の岩場で確認されている。
186	セリ科	ハマボウフウ					EN		多年草。海岸の砂丘に分布。岩室地区や巻地区などで確認されている。
187	スイカズラ科	ナバナ				VU	EN		越年草。過去に山地に生育していた。
188	スイカズラ科	オミナエシ				EN	EN		多年草。過去に新潟、新津、岩室及び巻地区で確認記録がある。

注 1) 重要な種の選定基準は以下のとおりである。

①「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)

特天：特別天然記念物、天：天然記念物

②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)

国内：国内希少野生動植物種、国際：国際希少野生動植物種、特定：特定国内希少野生動植物種、緊急：緊急指定種

③「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年 3 月 27 日 環境省)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、CR+EN：絶滅危惧Ⅰ類、CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：地域個体群

④「第 2 次レッドリスト 植物(維管束植物及びコケ植物)編」(平成 26 年 6 月 新潟県)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、LP：地域個体群

⑤「大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック」(平成 22 年 3 月 新潟市)

EX：絶滅、EW：野生絶滅、EN：絶滅危惧Ⅰ類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、LP：地域個体群

注 2) 生育の可能性：当該植物種の確認された地区及び生育環境から、対象事業実施区域及びその周辺にその種が生育する可能性がある場合に「○」を付した。

出典：「大切にしたい野生生物-新潟市レッドデータブック」(平成 22 年 3 月 新潟市)

② 植生

対象事業実施区域及びその周辺における現存植生図を図 3.2.14 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺の植生は、概ね地形と関連しており、河川沿いには主にヨシクラスが分布している。また、対象事業実施区域には、水田雑草群落が広く見られる。

③ 特定植物群落

「第 5 回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」（平成 12 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター）によると、対象事業実施区域及びその周辺には特定植物群落は分布していない。

④ 巨樹・巨木林

「第 6 回自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書」（平成 13 年 3 月、環境省自然環境局生物多様性センター）による、対象事業実施区域及びその周辺における巨樹・巨木林の分布を図 3.2.15 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、ケヤキやイチョウ、タブノキ等の巨樹・巨木林が分布している。

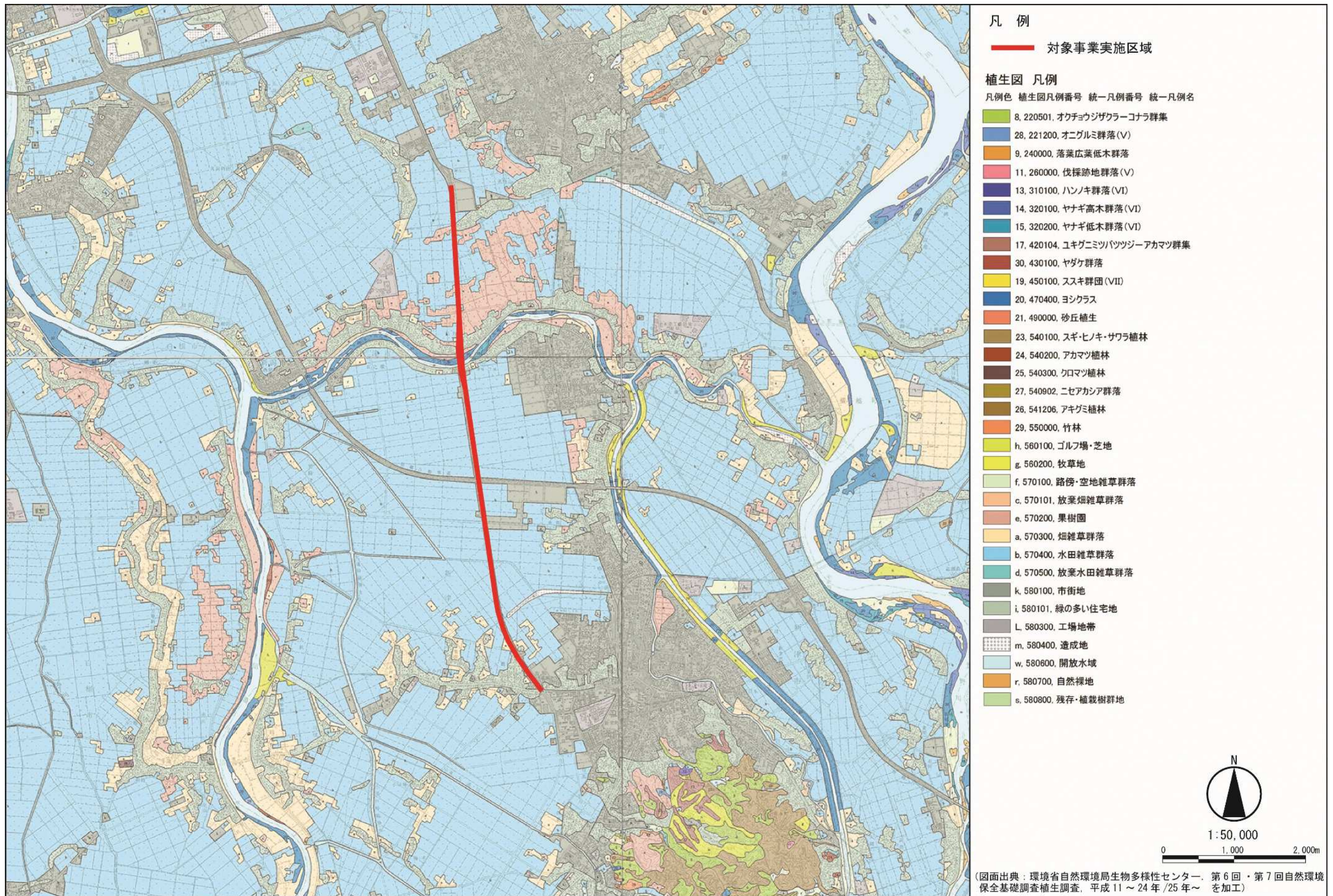


図 3.2.14 現存植生図

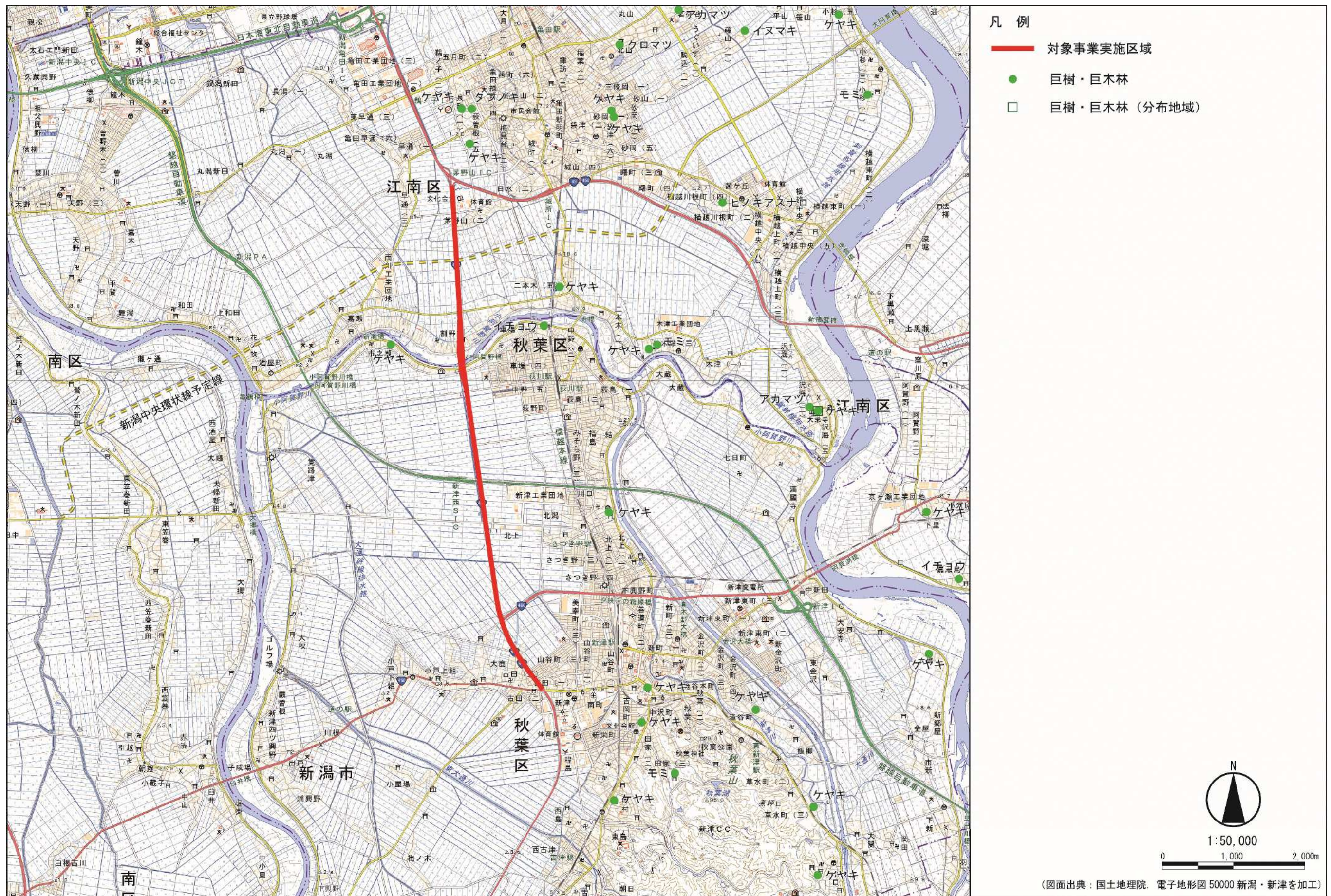


図 3.2.15 巨樹・巨木林の分布状況

(3) 生態系

対象事業実施区域及びその周辺の地形は、三角州性低地、自然堤防・砂州が形成されている。植生は概ね地形と相関していることから、河川沿いには主にヨシクラスが分布しており、対象事業実施区域には水田雑草群落が広く見られる。

また、生態系は低地や河原等を基盤として生育する植物群落を生産者とし、一次消費者としてバッタ類やチョウ類等の草食性の昆虫類やウサギ類等の草食性哺乳類が、二次消費者としてはトンボ類やオサムシ類等の肉食性昆虫類や、昆虫類を捕食するモグラ類が存在する。さらに三次消費者としてはスズメ類の鳥類、ネズミ類等の小型哺乳類、カエル類やカナヘビ等の両生類・爬虫類が、四次消費者としてヘビ類等の爬虫類が存在し、これらを餌とする最上位の消費者としてタカ科等の猛禽類やテン等の中型哺乳類が存在する。これらの生態系における食物連鎖の模式図を図 3.2.16 に示す。

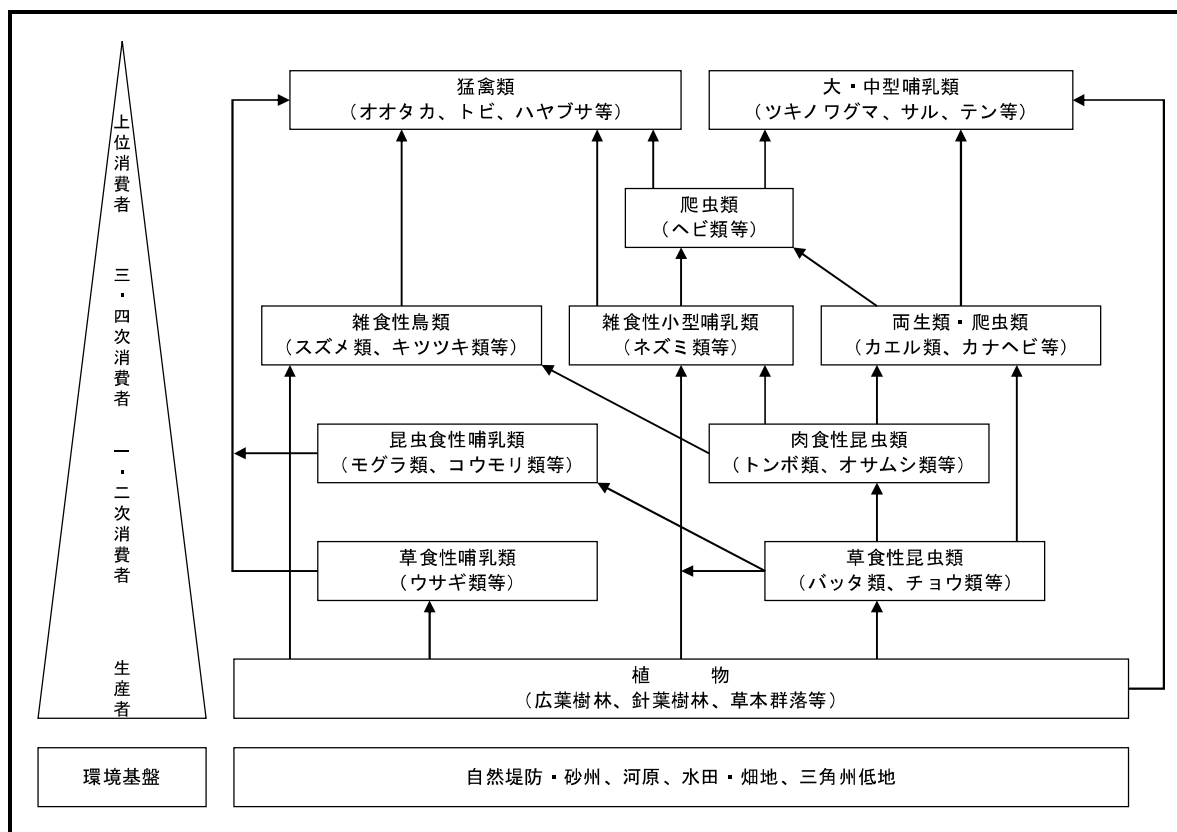


図 3.2.16 食物連鎖模式図

3.2.7 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1) 景観

① 主要な眺望点の概況

対象事業実施区域及びその周辺における主要な眺望点の概況を表 3.2.30 に、その分布を図 3.2.17 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、主要な眺望点として、亀田農村公園、大蔵神社、諏訪社等の 96 箇所が存在する

表 3.2.30 主要な眺望点・人と自然との触れ合いの活動の場 (1/3)

No.	種別	名称	所在地	出典
1	レジャー・公園	いくとびあ食花	中央区清五郎 336 番地	1)
2		天寿園	中央区清五郎 633-8	1)2)
3		よこごし公園	江南区横越字新田郷 5239 番地 1	1)2)
4		亀田公園	江南区亀田向陽 4 丁目 1779 番地 1	1)2)
5		北山池公園	江南区北山 183 番地 1	1)2)
6		舞平公園	江南区平賀 234 番地 1	1)2)
7		阿賀野川フラワーライン	江南区沢海 (阿賀野川河川敷)	1)2)
8		亀田排水路公園	江南区亀田地区 (主要地方道新潟新津線「峰橋」～JR 信越線本線「城山踏切」間)	1)
9		亀田農村公園	江南区茅野山 3 丁目 1 番 13 号	1)
10		木もれ日の遊歩道	秋葉区田家 7531 番地 2 ほか	1)
11		阿賀野川水辺プラザ公園	秋葉区市新 594 番地 13	1)2)
12		秋葉公園	秋葉区秋葉 3 丁目 7383 番地 4 ほか	1)2)
13		自転車歩行者専用道 (小阿賀野川)	江南区割野ほか	5)
14		見晴らしの丘 (夕陽ヶ丘の散歩路)	秋葉区東島	6)
15	広域公園	鳥屋野潟公園 (スポーツ公園)	中央区長潟、清五郎、女池南、鐘木	2)3)
16	近隣公園	かわね公園	江南区亀田工業団地 1 丁目 2528 番地 17	2)3)
17		北上西第 1 公園	秋葉区北上 2044 番地	2)3)
18		北上西第 2 公園	秋葉区北上 2003 番地	2)3)
19		工業団地 1 号公園	秋葉区川口 578 番地 1	2)3)
20		工業団地 2 号公園	秋葉区川口 578 番地 30	2)3)
21		工業団地 3 号公園	秋葉区川口 578 番地 28	2)3)
1	神社	赤城神社	江南区二本木 1 丁目 7 番 16 号	4)
2		伊夜日子社	江南区袋津 1 丁目 4 番 44 号	4)
3		大蔵神社	江南区茅野山 1172 番地	4)
4		賀茂神社	江南区木津 4 丁目 5 番 3 号	4)
5		草薙社	江南区所島 1 丁目 5 番 15 号	4)
6		熊野社	江南区城所 1 丁目 4 番 3 号	4)
7		神明宮 (村社神明宮)	江南区丸山 461 番地	4)
8		神明宮 (北山神社)	江南区北山 868 番地	4)
9		神明宮	江南区嘉瀬 846 番地	4)
10		神明宮	江南区鶴ノ子 201 番地	4)

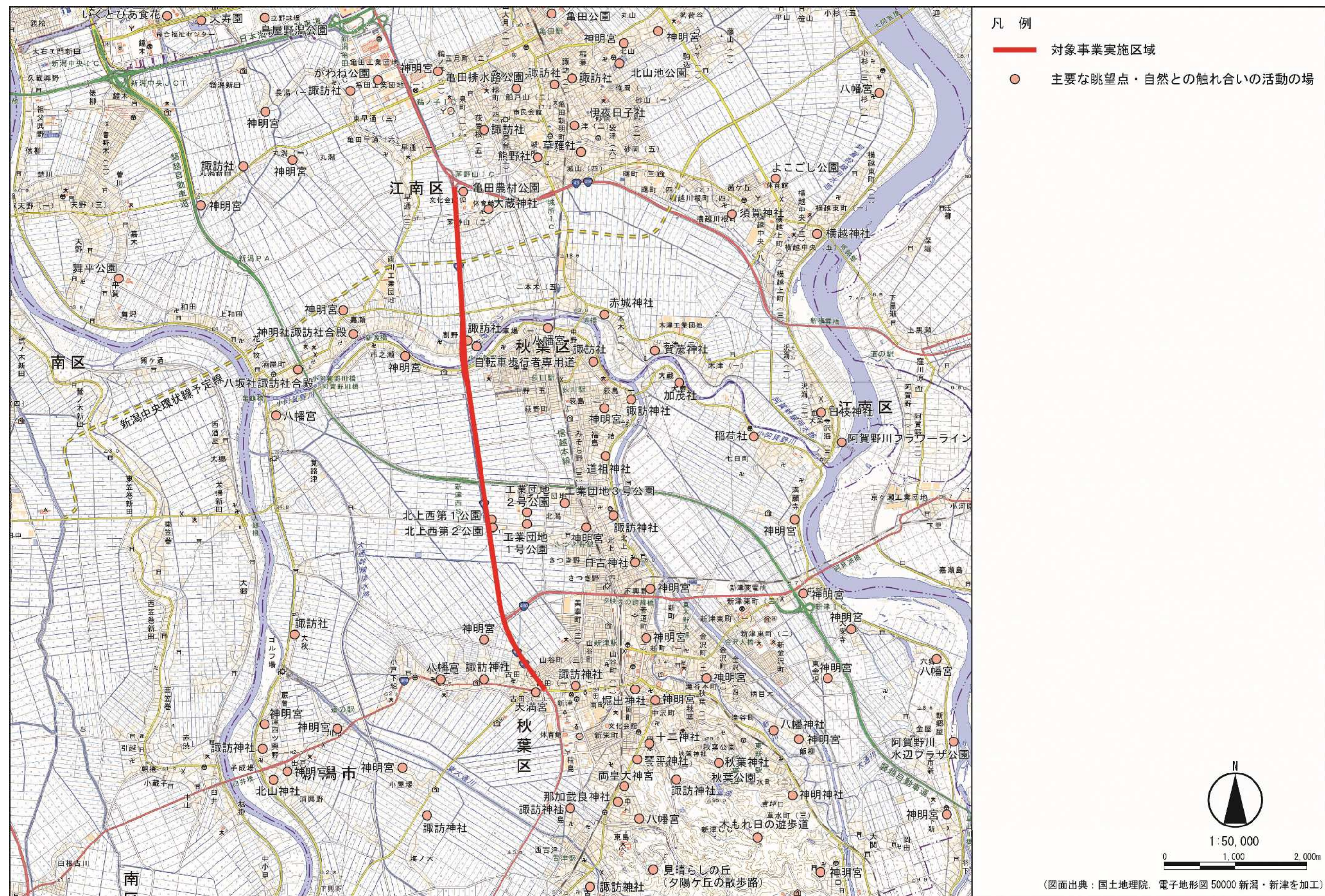
表 3. 2. 30 主要な眺望点・人と自然との触れ合いの活動の場 (2/3)

No.	種別	名称	所在地	出典
11	神社	神明宮 (大神宮)	江南区丸潟 848 番地	4)
12		神明宮	江南区鍋潟新田 190 番地	4)
13		神明宮	江南区丸潟新田 1343 番地	4)
14		神明社諏訪社合殿	江南区嘉瀬 3792 番地	4)
15		須賀神社	江南区横越 1631 番地 (横越川根町 2 丁目 3-6)	4)
16		諏訪社	江南区割野 685 番地の 1	4)
17		諏訪社	江南区東本町 4 丁目 4 番 22 号	4)
18		諏訪社	江南区稲葉 2 丁目 1 番 20 号	4)
19		諏訪社	江南区荻曾根 16 番地 (荻曾根 5 丁目 3-40)	4)
20		諏訪社	江南区亀田早通 4891 番地 (下早通 1 丁目 6-24)	4)
21		諏訪社	江南区丸潟新田 501 番地 (丸潟新田 592-4)	4)
22		八幡宮	江南区茅野山 2984 番地	4)
23		八幡宮	江南区小杉 1069 番地	4)
24		日枝神社	江南区沢海 2 丁目 15 番 30 号	4)
25		八坂社諏訪社合殿	江南区酒屋町 440 番地	4)
26		横越神社	江南区横越 3549 番地 (横越中央 5 丁目 6-22)	4)
27		秋葉神社	秋葉区秋葉 3 丁目 8 番 19 号	4)
28		稻荷社	秋葉区七日町 964 番地	4)
29		加茂社	秋葉区大蔵 1150 番地 4	4)
30		北山神社	秋葉区子成場 140 番地	4)
31		琴平神社	秋葉区田家 2 丁目 10 番 17 号	4)
32		神明宮	秋葉区新津本町 4 丁目 13 番 14 号	4)
33		神明宮	秋葉区下興野町 8 番 27 号	4)
34		神明宮	秋葉区善道町 2 丁目 5 番 15 号	4)
35		神明宮	秋葉区金沢町 2 丁目 3 番 10 号	4)
36		神明宮	秋葉区北上新田 1814 番地	4)
37		神明宮	秋葉区飯柳 129 番地	4)
38		神明宮	秋葉区満願寺 4559 番地	4)
39		神明宮	秋葉区田島 58 番地	4)
40		神明宮	秋葉区大安寺 465 番地	4)
41		神明宮	秋葉区東金沢 530 番地	4)
42		神明宮	秋葉区中新田 514 番地 3	4)
43		神明宮	秋葉区市之瀬 83 番地	4)
44		神明宮	秋葉区栗宮 528 番地	4)
45		神明宮	秋葉区川根甲 217 番地 1	4)
46		神明宮	秋葉区小屋場 1154 番地	4)
47		神明宮	秋葉区浦興野 445 番地	4)
48		神明宮	秋葉区新津四ツ興野 1710 番地	4)
49		神明宮	秋葉区下新 42 番地	4)
50		神明宮	秋葉区小口 1020 番地	4)

表 3. 2. 30 主要な眺望点・人と自然との触れ合いの活動の場 (3/3)

No.	種別	名称	所在地	出典
51	神社	神明神社	秋葉区草水町 3 丁目 5 番 1 号	4)
52		諏訪社	秋葉区中野 1 丁目 1 番 23 号	4)
53		諏訪社	秋葉区大秋 141 番地 3	4)
54		諏訪神社	秋葉区田家 3 丁目 12 番 6 号	4)
55		諏訪神社	秋葉区山谷町 3 丁目 8 番 20 号	4)
56		諏訪神社	秋葉区川口 7 番地	4)
57		諏訪神社	秋葉区荻島 14 番地	4)
58		諏訪神社	秋葉区梅ノ木 1100 番地	4)
59		諏訪神社	秋葉区出戸 609 番地	4)
60		諏訪神社	秋葉区大鹿 255 番地	4)
61		諏訪神社	秋葉区古津 277 番地	4)
62		諏訪神社	秋葉区西島 306 番地	4)
63		天満宮	秋葉区古田 2 丁目 9 番 3 号	4)
64		豊受神社 (十二神社)	秋葉区田家 1 丁目 14 番 14 号	4)
65		道祖神社	秋葉区結 48 番地	4)
66		那加武良神社	秋葉区中村 148 番地	4)
67		八幡宮	秋葉区車場 1 丁目 11 番 5 号	4)
68		八幡宮	秋葉区覚路津 3649 番地 1	4)
69		八幡宮	秋葉区小戸上組 836 番地甲	4)
70		八幡宮	秋葉区東島 228 番地	4)
71		八幡宮	秋葉区六郷 881 番地	4)
72		八幡神社	秋葉区柄目木 63 番地	4)
73		日吉神社	秋葉区北上 2 丁目 1 番 5 号	4)
74		堀出神社	秋葉区新津本町 3 丁目 14 番 6 号	4)
75		両皇大神宮	秋葉区程島 244 番地	4)

出典：1) レジャー・公園 (新潟市ホームページ)
 2) 新潟市地図情報サービス「にいがた e マップ」(新潟市ホームページ)
 3) 都市公園データ (国土数値情報ダウンロードサイト)
 4) 県内神社一覧 (新潟県神社庁ホームページ)
 5) 新潟市自転車利用環境計画 (令和 6 年 3 月 新潟市)
 6) 秋葉区金津地区散策マップ (令和 5 年 3 月改訂 金津コミュニティ振興協議会)



② 主要な景観資源

対象事業実施区域及びその周辺における主要な景観資源の概況を表 3.2.31 に、その分布を図 3.2.18 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、主要な景観資源として、新潟砂丘Ⅲや北山の池、アスパーク亀田、国道 403 号フラワーロード、小阿賀野川等が存在する。

表 3.2.31 主要な景観資源 (1/2)

No.	種別	名称	所在地	出典
1	自然景観資源(砂丘)	新潟砂丘Ⅲ	江南区、北区地内	1)
2	自然景観資源(湖沼)	北山の池	江南区北山 183 番地 1	1)
3		清五郎潟	中央区清五郎	1)
4	新潟市都市景観賞	築地堀	江南区大山地区丸山	2)
5		北山の池	江南区北山 183 番地 1	2)
6		新潟中央インターの夜景	江南区久蔵興野	2)3)
7		鳥屋野潟公園	中央区鐘木	2)
8		新潟テルサ	中央区鐘木 185-18	2)3)
9		鳥屋野潟公園線	中央区鐘木	3)
10		新堀排水路	中央区鐘木地内	3)4)
11		清五郎潟	中央区清五郎	4)
12		両川のチューリップ畑	江南区両川地区	3)4)
13		酒屋地区からの信濃川と弥彦山	江南区酒屋地区	3)
14		小阿賀野川	小阿賀野川全域	3)
15		割野地区のなし畑	江南区割野地区	3)
16		田園都市新潟	江南区曾野木	4)
17		四季折々の田園風景	江南区両川地区	4)
18		◇北山の竹穂垣(くね)	江南区北山	4)
19		※北方文化博物館とその周辺	江南区沢海 2	5)
20		阿賀野川床固め公園	江南区沢海	5)
21		梅の里通り	江南区荻曽根周辺	5)
22		アスパーク亀田	江南区茅野山 3	5)
23		※亀田公園	江南区向陽 4	5)
24		袋津の蔵のある風景	江南区袋津	5)
25		※袋津の板堀の小径	江南区袋津	5)
26		新津駅	秋葉区新津本町 1	5)
27		東洋館ホール	秋葉区新津本町 3 丁目 7-38	5)
28		今井眼科医院	秋葉区新津本町 4	5)
29		※満願寺はさ木並木	秋葉区満願寺	5)6)
30		柿の木の森	秋葉区新町 3	5)

表 3.2.31 主要な景観資源 (2/2)

No.	種別	名称	所在地	出典
31	新潟市都市景観賞	秋葉公園	秋葉区秋葉 3	5)
32		木もれ日の遊歩道	秋葉区田家 7531 番地 2 ほか	5)
33		小口～古津の山道	秋葉区小口～古津	5)
34		満願寺水門	秋葉区満願寺	5)
35		阿賀野川鉄道橋のサウンドスケープ	秋葉区新津中新田～阿賀野市下里	5)
36		一ノ堰の桜	秋葉区大関	5)6)
37	その他の景観資源	新津川水仙・桜ロード	秋葉区日宝町ほか	6)
38		秋葉湖	秋葉区田家 7530	6)
39		国道 403 号フラワーロード	秋葉区車場～大鹿	6)

出典：1) 第 3 回自然環境保全基礎調査「新潟県自然環境情報図」(平成元年 環境省)

2) 都市景観ガイドマップ「まちのいいとこ」新潟市都市景観賞応募編(平成 8 年 3 月 新潟市都市整備局都市計画部都市計画課)

3) 都市景観ガイドマップ「まちのいい顔・いい表情」平成 10 年度新潟市都市景観賞応募の紹介(新潟市都市計画課都市景観室)

4) 都市景観ガイドマップ「みつけよう! 四季映えるまちにいがた」第 3 回新潟市都市景観賞応募の紹介(新潟市都市整備局開発建築部建築指導課都市環境整備室)

5) 都市景観ガイドマップ第 4 回新潟市都市景観賞「お宝景観 30 選」と応募景観の紹介(平成 17 年 12 月 新潟市都市整備局開発建築部街づくり推進課)

6) 新津まちあるき歴史探訪(令和 6 年 4 月 新津観光協会)

◇新潟市都市景観賞(第 3 回新潟市都市景観賞)

※お宝景観 30 選(第 4 回新潟市都市景観賞)

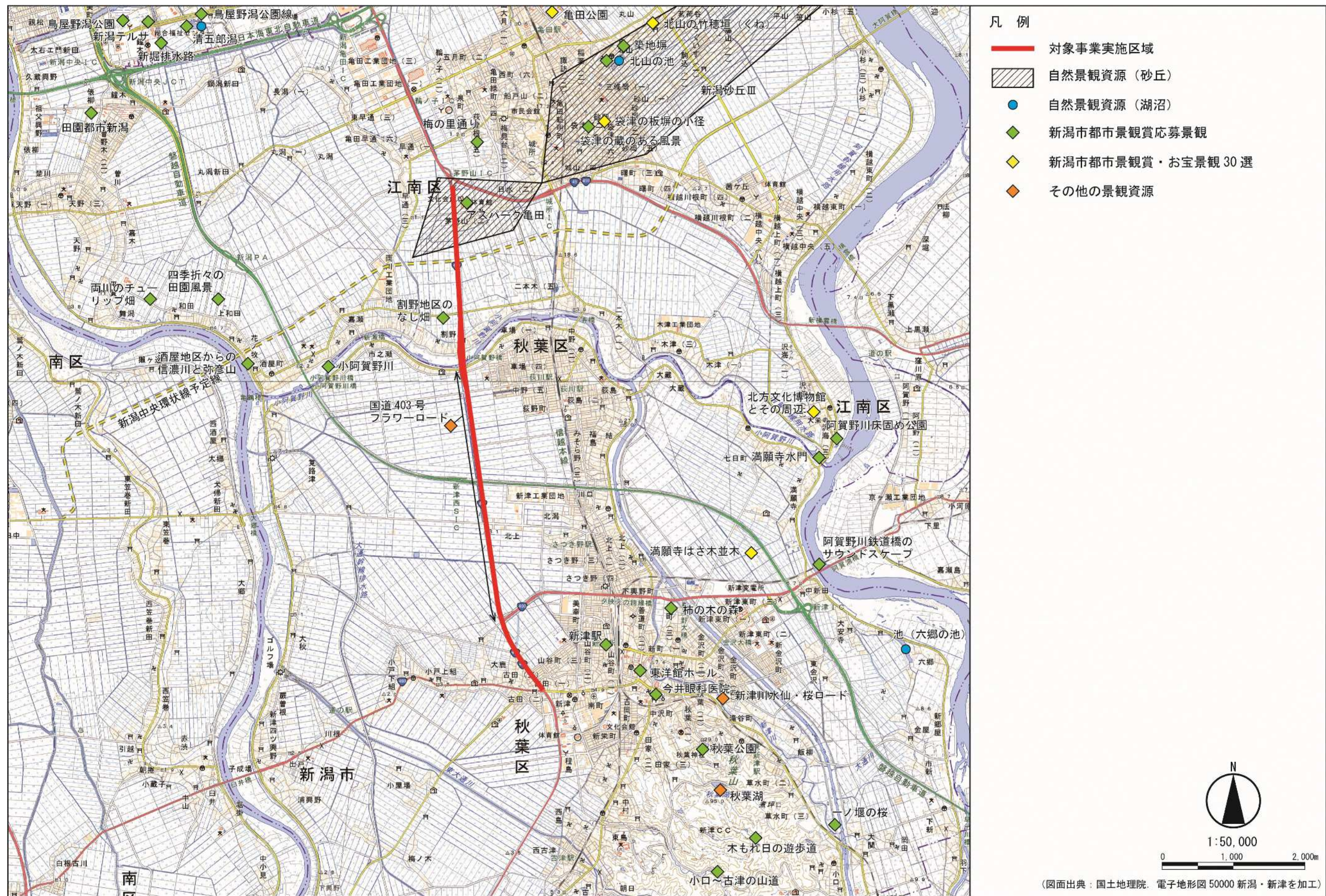


図 3.2.18 主要な景観資源位置図

(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布

対象事業実施区域及びその周辺における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布については、前出 3.2.7(1)①の項に示した。

対象事業実施区域及びその周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として、かわね公園や亀田農村公園、阿賀野川フラワーライン等が存在する。

3.2.8 文化財に関する状況

(1) 指定文化財の状況

対象事業実施区域及びその周辺における指定文化財の分布状況を表 3.2.32 及び図 3.2.19 に示す。

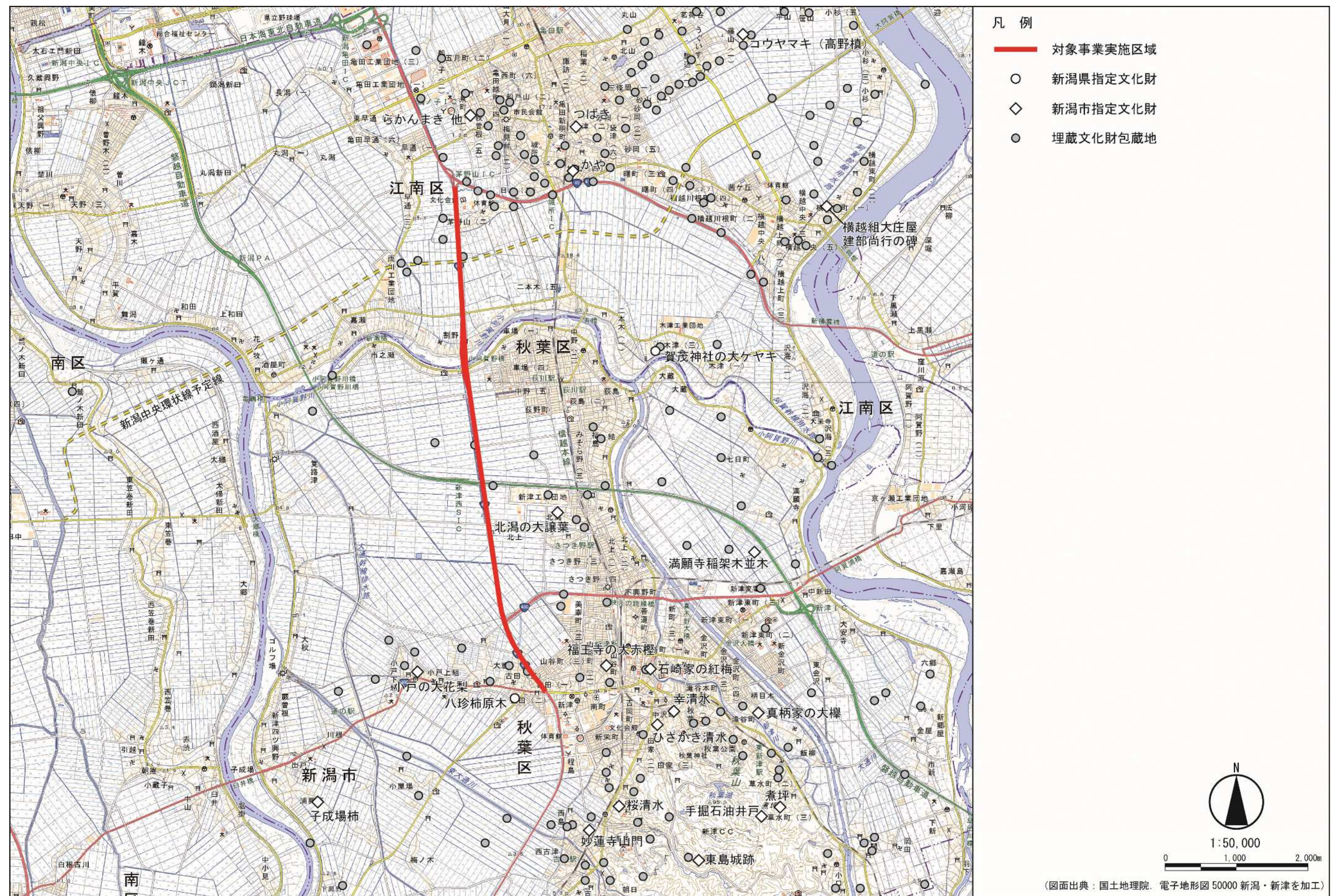
対象事業実施区域及びその周辺には、新潟県の指定文化財が 2 件、新潟市の指定文化財が 19 件存在する。対象事業実施区域周辺には、北潟の大譲葉や八珍柿原木などの指定文化財が分布している。

表 3.2.32 指定文化財

No.	区分	種別	名称	指定年月日	所在地	所有者・管理者	備考
1	国 指定文化財	該当なし					
2	新潟県 指定文化財	天然記念物	八珍柿原木	昭和 37 年 3 月 29 日	秋葉区古田	個人	
3			賀茂神社の大ケヤキ	昭和 42 年 3 月 25 日	江南区木津	賀茂神社	
4	新潟市 指定文化財	有形文化財 (建造物)	横越組大庄屋建部尚行の碑	昭和 51 年 6 月 20 日	江南区横越	個人	江戸末期
5			妙蓮寺山門	昭和 53 年 4 月 14 日	秋葉区東島	妙蓮寺	文政 9 年
6		有形民俗文化財	満願寺稲架木並木	昭和 57 年 2 月 27 日	秋葉区満願寺	満願寺集落・新潟市	
7		記念物 (史跡)	煮坪	昭和 50 年 9 月 4 日	秋葉区草水町 3	個人・新潟市	慶長 13 年
8			幸清水	昭和 50 年 12 月 2 日	秋葉区秋葉 1	新潟市	文化 4 年
9			東島城跡	昭和 60 年 3 月 4 日	秋葉区東島	新潟市 他	中世
10			桜清水	昭和 61 年 1 月 14 日	秋葉区中村	那加武良神社	弘安元年
11			ひさかき清水	平成 5 年 1 月 20 日	秋葉区田家 1	妙本寺	明治 10 年頃
12			手掘石油井戸	平成 5 年 1 月 20 日	秋葉区田家	新潟市	樹齢約 800 年
13		記念物 (天然記念物)	真柄家の大樺	平成 5 年 1 月 20 日	秋葉区柄目木	個人	樹齢約 800 年
14			福王寺の大赤檜	平成 5 年 1 月 20 日	秋葉区山谷町 1	福王寺	樹齢約 300 年
15			小戸の大花梨	平成 5 年 1 月 20 日	秋葉区小戸下組	個人	樹齢 150 年以上
16			北潟の大譲葉	平成 5 年 1 月 20 日	秋葉区北潟	個人	樹齢 250 年以上
17			子成場柿	平成 5 年 1 月 20 日	秋葉区浦興野	個人	樹齢約 240 年
18			石崎家の紅梅	平成 5 年 1 月 20 日	秋葉区新津本町 2	個人	樹齢約 250 年
19			コウヤマキ (高野槇)	昭和 50 年 7 月 12 日	江南区藤山	個人	樹齢 300 年以上
20			らかんまき 外	平成 6 年 4 月 1 日	江南区荻曽根	個人	樹齢 300 年以上
21			つばき	平成 6 年 4 月 1 日	江南区袋津	個人	樹齢 600 年以上
22			かや	平成 6 年 4 月 1 日	江南区城山	個人	樹齢 700 年以上

出典：「新潟市の文化財」(新潟市ホームページ)

「新潟市地図情報サービス「にいがた e マップ」」(新潟市ホームページ)



(2) 埋蔵文化財の状況

対象事業実施区域及びその周辺に埋蔵文化財の分布状況を表 3. 2. 33 及び前出の図 3. 2. 19 に示す。
対象事業実施区域及びその周辺には、埋蔵文化財包蔵地が多数見られる。

表 3. 2. 33 埋蔵文化財 (1/5)

No.	種別	名称	旧市町村名	所在地	時代
7	遺物包含地	笹山前遺跡	新潟	江南区蔵岡字笹山前 122 他	縄文・弥生・古墳・奈良・平安
8	遺物包含地	茗荷谷遺跡	新潟	江南区茗荷谷字伝次山 444 他	奈良・平安
9	遺物包含地	彦七山遺跡	新潟	江南区丸山字清水が丘 95 他	奈良・平安
10	遺物包含地	金塚山遺跡	新潟	江南区丸山字金塚 13-1 他	縄文・奈良・平安
11	遺物包含地	前山遺跡	新潟	江南区北山字前山 341 他	奈良・平安
13	遺物包含地	北山遺跡	新潟	江南区丸山字前郷 461 他	平安
46	遺物包含地	丸山遺跡	新潟	江南区丸山 1033 他	平安
89	遺物包含地	茗荷谷墓地遺跡	新潟	江南区茗荷谷字才樋山 100-1 他	平安
91	遺物包含地	清水が丘遺跡	新潟	江南区丸山字清水が丘 199-2 他	平安
92	遺物包含地	大道外遺跡	新潟	江南区丸山字大道外 660 他	平安・鎌倉・南北朝・室町・安土桃山
804	遺物包含地	岡崎南遺跡	新潟	江南区割野字岡崎 3868 ほか	中世
388	遺物包含地	亀田城山 A 遺跡	亀田	江南区城山 4 丁目 1025-1 他	縄文・弥生・奈良・平安
389	遺物包含地	砂崩遺跡	亀田	江南区砂崩字浦郷 307 他	縄文・奈良・平安
390	遺物包含地	迎山遺跡	亀田	江南区砂崩字迎山 1～2 他	縄文・奈良・平安・鎌倉・南北朝・室町
391	遺物包含地	日水南遺跡	亀田	江南区日水 1 丁目 3 他	縄文・弥生・古墳・奈良・平安・室町
392	遺物包含地	西前郷	亀田	江南区茅野山字西前郷 1543 他	縄文・奈良・平安
393	遺物包含地	斉助山遺跡	亀田	江南区城山 4 丁目 1127 他	縄文・弥生・奈良・平安
394	遺物散布地	袋津向山遺跡	亀田	江南区袋津字向山 5110 他	縄文
396	遺物包含地	武左衛門裏遺跡	亀田	江南区茅野山字竹ノ花 2336 他	古墳
397	遺物包含地	下西	亀田	江南区泥濘字下西 487 他	古墳
398	遺物包含地	日水遺跡	亀田	江南区茅野山字日水浦 2911 他	飛鳥・奈良
399	遺物包含地	貝塚遺跡	亀田	江南区元町 5 丁目 189-1 他	奈良・平安
400	遺物散布地	三條岡遺跡	亀田	江南区砂崩字三條岡 4045 他	奈良・平安
401	遺物包含地	砂崩上ノ山遺跡	亀田	江南区砂崩字上ノ山 334 他	奈良・平安
402	遺物散布地	中の山遺跡	亀田	江南区城所 2 丁目	奈良・平安
403	遺物散布地	狐山遺跡	亀田	江南区船戸山	奈良・平安
404	遺物包含地	上沼遺跡	亀田	江南区袋津字上沼	奈良・平安
405	遺物散布地	茨島遺跡	亀田	江南区袋津 5 丁目 1544 他	奈良・平安
406	遺物散布地	砂岡遺跡	亀田	江南区砂岡 2 丁目 1727 他	奈良・平安
407	遺物散布地	塚ノ山遺跡	亀田	江南区亀田水道町 4 丁目 2541-2 他	奈良・平安
408	遺物散布地	岡田遺跡	亀田	江南区城所字岡田	奈良・平安
409	遺物散布地	牛道遺跡	亀田	江南区城所 347-8 他	平安
410	遺物包含地	川西遺跡	亀田	江南区船戸山 3 丁目 403-1 他	平安・鎌倉

表 3.2.33 埋蔵文化財 (2/5)

No.	種別	名称	旧市町村名	所在地	時代
411	遺物包含地	市助裏遺跡	亀田	江南区船戸山 3 丁目 723 他	平安・鎌倉
412	遺物包含地	鶉ノ子	亀田	江南区鶉ノ子腰廻り 574～576 他	平安
413	遺物包含地	泥潟	亀田	江南区泥潟字上西 83-1～4 他	平安
414	遺物包含地	浦ノ山遺跡	亀田	江南区砂崩字浦ノ山 244 他	平安
415	遺物包含地	八幡前遺跡	亀田	江南区茅野山 1 丁目 1 他	弥生・平安
416	遺物包含地	早通前	亀田	江南区茅野山字早通前	奈良・鎌倉
417	遺物包含地	手代山遺跡	亀田	江南区茅野山字内鍋潟 2793 他	古墳・奈良・平安・鎌倉
418	遺物包含地	荒木前遺跡	亀田	江南区城所 1 丁目 749 他	鎌倉
419	遺物散布地	三王山遺跡	亀田	江南区所島 1 丁目 780 他	室町
420	遺物包含地	養海山遺跡	亀田	江南区茅野山 1 丁目 3・4	縄文・弥生・古墳・平安
421	遺物散布地	砂崩前郷遺跡	亀田	江南区砂崩字前郷 732-1 他	縄文・平安・江戸
422	遺物散布地	亀田城山 B 遺跡	亀田	江南区城山 2 丁目 1284-1 他	南北朝・室町・安土桃山・江戸
424	遺物包含地	日水前遺跡	亀田	江南区日水 1 丁目 6 他	縄文・弥生・平安
425	集落跡	城所道下遺跡	亀田	江南区城所字道下甲 1～3 他	平安
426	遺物包含地	西郷	亀田	江南区茅野山字西郷 2026-1 他	弥生
723	集落跡	駒首潟	亀田	江南区亀田早通字川根 3100 ほか	平安
724	遺物包含地	大蔵	亀田	江南区茅野山 3 丁目大蔵 2153-2 ほか	奈良・平安
734	集落跡	手代山北遺跡	亀田	江南区手代山 2 丁目 627-4～2543	平安
760	遺物包含地	亀田六枚田遺跡	亀田	江南区曙町 1 丁目 708 番ほか	古墳・飛鳥・奈良
762	遺物包含地	亀田四ツ興野居付遺跡	亀田	江南区亀田四ツ興野 616 番 5 ほか	平安
764	遺物包含地	笹木遺跡	亀田	江南区袋津字笹木 1852 番ほか	奈良・平安
768	遺物包含地	亀田道下遺跡	亀田	江南区荻曾根 2 丁目 172 番 3 ほか	平安
794	遺物包含地	岡崎遺跡	亀田	江南区割野字岡崎 3875 ほか	縄文・弥生・古墳・平安
795	遺物包含地	道正遺跡	亀田	江南区割野字道正 2870 ほか	縄文・弥生・古墳・平安
810	遺物包含地	土居内遺跡	亀田	江南区鶉ノ子 3 丁目字土井内 515 ほか	平安
821	遺物包含地	五番田遺跡	亀田	江南区茅野山字西前郷 1520	縄文(晩期)・奈良
822	遺物包含地	亀田道下北遺跡	亀田	江南区荻曾根 4 丁目 307-1	平安
126	遺物包含地	原遺跡	新津	秋葉区程島字原 243 他	縄文
126	遺物包含地	原遺跡	新津	秋葉区程島字原 243 他	縄文
127	遺物包含地	山崎遺跡	新津	秋葉区程島字山崎 1231・1241	縄文
128	集落跡	平遺跡	新津	秋葉区小口 1126 他	縄文
129	遺物散布地	平林遺跡	新津	秋葉区東嶋字平林 519・581 他	縄文
131	遺物包含地	居平遺跡	新津	秋葉区小口字居平 995 他	縄文
132	遺物包含地	舟戸遺跡	新津	秋葉区古津字舟戸 1910 他	縄文・弥生・古墳・奈良・平安
133	遺物包含地	大坪遺跡	新津	秋葉区東島字大坪 186 他	奈良・平安
134	遺物包含地	塩辛遺跡	新津	秋葉区朝日字塩辛 145-1 他	弥生・古墳・奈良・平安
135	遺物包含地	高矢 C 遺跡	新津	秋葉区古津字高矢	古墳
136	窯跡	七本松窯跡群	新津	秋葉区田家字滝谷	平安
137	遺物包含地	寺嶋遺跡	新津	秋葉区七日町字沖ノ羽	平安・鎌倉
138	遺物包含地	曾根遺跡	新津	秋葉区小屋場字柳綿 828・829 他	平安・鎌倉

表 3.2.33 埋蔵文化財 (3/5)

No.	種別	名称	旧市町 村名	所在地	時代
140	集落跡	下梅ノ木遺跡	新津	秋葉区小屋場字五反田 250-2 他	平安・鎌倉・南北朝
141	遺物包含地	川根遺跡	新津	秋葉区川根字上三尺 490 他	鎌倉・南北朝・室町
142	遺物包含地	小戸下組遺跡	新津	秋葉区小戸下組字浄楽 940 他	鎌倉・南北朝・室町
143	遺物包含地	結	新津	秋葉区結字長沼 492 他	古墳・奈良
144	城館跡	東島城跡	新津	秋葉区東島字城ヶ平 1043 他	室町
145	遺物包含地	長崎（城跡）遺跡	新津	秋葉区満願寺字稲葉 700-1	室町
146	遺物散布地 ・城館跡	新津城（館）跡	新津	秋葉区山谷町字楯ノ腰 5375 他	平安・南北朝・室町・ 安土桃山
148	塚	新久免の塚	新津	秋葉区大蔵字新久免 1159	室町・安土桃山・ 江戸
149	遺物包含地	沖ノ羽遺跡	新津	秋葉区七日町字沖ノ羽 3255 他	古墳・飛鳥・奈良・ 平安・鎌倉・南北朝・ 室町・安土桃山
150	遺物包含地	西江浦遺跡	新津	秋葉区東金沢字西江浦 1222・ 1247 他	平安
151	遺物包含地	細池寺道上遺跡	新津	秋葉区飯柳字細池 1233 他	平安
152	塚	尻地の塚	新津	秋葉区飯柳字尻池 97	室町
153	遺物包含地	上浦 A	新津	秋葉区福島字上浦 290 他	奈良・平安・鎌倉・ 南北朝・室町
154	遺物散布地	川原畑遺跡	新津	秋葉区市ノ瀬字川原畑 4280-9 他	鎌倉・南北朝・室町・ 安土桃山
155	遺物散布地	下等別当遺跡	新津	秋葉区覚路津字下等別当 2489-5 他	飛鳥・奈良・平安・ 鎌倉・南北朝・室町・ 安土桃山
156	遺物包含地	長沼遺跡	新津	秋葉区結字長沼 1060-1 他	平安・鎌倉
157	遺物包含地	腰廻	新津	秋葉区大鹿字腰廻 1158 他	室町・安土桃山
158	遺物包含地	浄楽遺跡	新津	秋葉区大鹿字浄楽 1056-1 他	室町
159	遺物包含地	西沼遺跡	新津	秋葉区小戸下組字西沼 666 他	平安
160	遺物包含地	長左エ門沼遺跡	新津	秋葉区小戸下組字長左エ門沼 205 他	不明
161	遺物包含地	城見山遺跡	新津	秋葉区程島字城見山 730 他	縄文
162	塚	稚子の墓	新津	秋葉区田家字箕輪 2286	不明
163	遺物包含地	中郷遺跡	新津	秋葉区古津字中郷 1779-1 他	平安
164	遺物包含地	桜大門遺跡	新津	秋葉区西島字桜大門 143	平安
168	城館跡	程島館跡	新津	秋葉区程島字館ノ内 1474 他	室町・安土桃山・ 江戸
170	城館跡	西島館跡	新津	秋葉区金津字滝ノ上 4620 他	南北朝
171	城館跡	大関館跡	新津	秋葉区大関字万石	不明
172	石造物	諏訪神社石仏	新津	秋葉区大鹿	鎌倉・南北朝・ 室町・安土桃山
181	遺物包含地	小手平遺跡	新津	秋葉区秋葉 2 丁目 5037 他	縄文
182	遺物包含地	秋葉遺跡	新津	秋葉区秋葉 1 丁目 4704-1 他	縄文・弥生
187	窯跡	滝谷窯跡	新津	秋葉区滝谷町 26 他	平安
188	窯跡	草水町 2 丁目窯跡	新津	秋葉区草水町 2 丁目 208-1 他	旧石器・縄文・平安
189	遺物包含地	山谷北遺跡	新津	秋葉区新津字山谷北 5195 他	古墳

表 3.2.33 埋蔵文化財 (4/5)

No.	種別	名称	旧市町村名	所在地	時代
190	遺物包含地	浦興野遺跡	新津	秋葉区堤外地 (小須戸地内)	飛鳥・奈良・平安
192	遺物包含地	川口甲遺跡	新津	秋葉区川口字甲 344-1 他	平安
193	遺物包含地	江内遺跡	新津	秋葉区川口字江内	鎌倉・南北朝・室町・安土桃山・江戸
194	窯跡	草水町 1 丁目窯跡	新津	秋葉区草水町 1 丁目 138 他	奈良・平安
195	石造物	本町石仏	新津	秋葉区新津本町 2 丁目 2917	鎌倉・南北朝・室町・安土桃山
196	石造物	盛岩寺石仏	新津	秋葉区大安寺 815	鎌倉・南北朝・室町・安土桃山
197	遺物包含地	古通遺跡	新津	秋葉区西島字古通 778 他	平安
198	遺物包含地	川口乙遺跡	新津	秋葉区川口字乙 555 番地他	平安
200	遺物包含地	中谷内遺跡	新津	秋葉区大蔵字中谷内	古墳・平安・鎌倉・南北朝・室町・安土桃山・江戸
201	遺物包含地	内野遺跡	新津	秋葉区七日町字内野	平安
204	遺物包含地	山境遺跡	新津	秋葉区朝日字山境 1143 他	縄文・弥生・江戸
205	遺物包含地	埋堀遺跡	新津	秋葉区善道字埋堀 510-1 他	鎌倉・南北朝・室町・安土桃山
206	遺物包含地	無頭遺跡	新津	秋葉区七日町字野田 2123-2 他	平安
207	遺物包含地	大下遺跡	新津	秋葉区満願寺字大下 1532	平安
208	遺物包含地	久保遺跡	新津	秋葉区中新田字久保	平安
209	集落跡	結七島遺跡	新津	秋葉区結字苗代付 512-2 他	古墳・奈良・平安
210	遺物包含地	西島中谷内遺跡	新津	秋葉区西島字中谷内 1370 他	奈良・平安
211	遺物包含地	山王浦遺跡	新津	秋葉区古田ノ内大野開字山王浦 462-3 他	平安
213	遺物包含地	道上遺跡	新津	秋葉区北字道上 41 他	平安
214	遺物散布地	下久保遺跡	新津	秋葉区金屋字下久保 1064 他	平安
215	集落跡	上浦 B 遺跡	新津	秋葉区川口字乙 790-1 他	古墳
216	遺物包含地	愛宕澤遺跡	新津	秋葉区草水町 2 丁目 228 他	縄文・平安・鎌倉・南北朝・室町・安土桃山
217	遺物包含地	山脇遺跡	新津	秋葉区朝日字山脇 230-3 他	古墳・平安
218	遺物包含地	森田遺跡	新津	秋葉区朝日字森田 179-3 他	弥生・古墳
219	遺物包含地	東島大道下遺跡	新津	秋葉区東島字大道下 37 他	古墳・奈良・平安・鎌倉・南北朝・室町・安土桃山
722	遺物包含地	諏訪畑遺跡	新津	秋葉区大関諏訪畑 242-1 ほか	平安
728	窯跡	秋葉 2 丁目窯跡	新津	秋葉区秋葉 2 丁目 5670-1 ほか	平安
738	集落跡	萱免遺跡	新津	秋葉区山谷町 3552 番 5	奈良・平安
739	遺物包含地	中田遺跡	新津	秋葉区結字中田 785-4 ほか	古墳
741	遺物包含地	大野中遺跡	新津	秋葉区東金沢字大野中 1690～1965 番地ほか	縄文・平安
761	遺物包含地	沢海遺跡	新津	秋葉区中村沢海 387 番ほか	縄文
765	遺物包含地	内畑遺跡	新津	秋葉区結字内畑 187 番ほか	古墳・平安
776	遺物包含地	吉岡遺跡	新津	秋葉区田家 1 丁目 1653 番 1 ほか	古代 (平安)
785	宅地郷	宅地郷遺跡	新津	秋葉区北上新田字宅地郷 1840-1 ほか	縄文・古代・近世
786	遺物包含地	前畑遺跡	新津	秋葉区前畑 132-1	古代・中世
813	遺物包含地	萬石遺跡	新津	秋葉区大関 479-1 ほか	弥生・古墳
814	遺物包含地	萬石南遺跡	新津	秋葉区大関字万石 465-2 ほか	古墳
816	遺物包含地	見取遺跡	新津	秋葉区下条字見取 23-1 ほか	古墳
823	遺物包含地	中新田道下遺跡	新津	秋葉区新津東町 3 丁目 9-1 ほか	平安
824	遺物包含地	塚田遺跡	新津	秋葉区市新 234 ほか	平安

表 3.2.33 埋蔵文化財 (5/5)

No.	種別	名称	旧市町 村名	所在地	時代
359	遺物散布地	駒込小丸山遺跡	横越	江南区駒込字前郷 273 他	縄文・弥生・奈良・平安
360	遺物散布地	上田遺跡	横越	江南区駒込字前郷 273 他	縄文・弥生・奈良・平安
361	遺物散布地	前郷遺跡	横越	江南区駒込字前郷 290 他	縄文・弥生・奈良・平安
362	遺物散布地	山ノ家遺跡	横越	江南区駒込字前郷 312 他	弥生・奈良・平安
363	遺物散布地	駒込居浦郷遺跡	横越	江南区駒込字居浦郷 452 他	奈良・平安
364	遺物散布地	駒込墓所遺跡	横越	江南区駒込字前郷 539 他	奈良・平安
365	遺物散布地	川根谷内遺跡	横越	江南区横越字川根谷内 2603 他	奈良・平安
366	遺物散布地	宮尻郷遺跡	横越	江南区横越字下郷 7021～7044 他	奈良・平安
367	遺物散布地	下郷遺跡	横越	江南区横越字下郷 8715 他	平安
368	遺物散布地	山のハサバ遺跡	横越	江南区小杉字上田 1167 他	奈良・平安
369	遺物散布地	藤山遺跡	横越	江南区小杉字江尻 2186 他	平安・鎌倉
370	遺物散布地	江尻遺跡	横越	江南区小杉字江尻 2186 他	平安
371	遺物散布地	居附 A 遺跡	横越	江南区小杉字居附 3404 他	平安・鎌倉・南北朝・室町
372	城館跡	横越館跡	横越	江南区横越字館ノ腰 609 他	室町
373	遺物包含地	平山遺跡	横越	江南区藤山字上の山 735 他	弥生・平安
374	遺物包含地	上の山遺跡	横越	江南区藤山字上の山 735 他	弥生・平安
376	遺物包含地	居附 C 遺跡	横越	江南区小杉字居附 2084～2092	不明
377	遺物包含地	松韻寺遺跡	横越	江南区小杉字居附 1064	平安
378	経塚	下郷経塚	横越	江南区横越字下郷 8670	安土桃山
379	遺物包含地	曾我墓所遺跡	横越	江南区横越 3939 他	平安
380	遺物包含地	川根谷内墓所遺跡	横越	江南区横越字上郷 2383 他	平安・室町
381	遺物包含地	天王杉遺跡	横越	江南区木津字天王杉 1905～1907	平安
382	石造物	円通寺石仏	横越	江南区木津字天王杉 578	室町
383	遺物包含地	上郷 A 遺跡	横越	江南区横越字上郷 402 他	奈良・平安
384	遺物包含地	上郷 B 遺跡	横越	江南区横越字上郷 290 他	奈良・平安
385	遺物包含地	上郷 C 遺跡	横越	江南区横越字上郷 1521 他	平安
386	遺物包含地	新田郷遺跡	横越	江南区横越字新田郷 5413-1 他	平安
387	遺物包含地	小杉中洲遺跡	横越	江南区阿賀野川河道内	古墳
577	遺物包含地	居屋敷跡遺跡	横越	江南区沢海字居屋敷跡 188 番地 5	奈良・平安
758	遺物包含地	下郷南遺跡	横越	江南区横越中央 4 丁目 3987 ほか	平安・鎌倉から室町・近世
769	遺物包含地	上郷北遺跡	横越	江南区横越中央 5 丁目 3443 番 1	平安
775	遺物包含地	新田郷南遺跡	横越	江南区横越中央 2 丁目 4879 番ほか	古墳・古代（平安）
777	遺物包含地	下郷西遺跡	横越	江南区横越川根町 4 丁目 5282 番 1	中世
781	遺物包含地	上郷 D 遺跡	横越	江南区横越中央 5 丁目 3476	古代（平安）
784	遺物包含地	砂崩早稲田遺跡	横越	江南区砂崩 683-1～3, 7	中世
796	遺物包含地	下郷中遺跡	横越	江南区横越東町 1 丁目 3677-1 ほか	古代（平安）
825	遺物包含地	居附 A 南遺跡	横越	江南区小杉 206 ほか	平安
826	遺物包含地	宮尻郷南遺跡	横越	江南区横越 6231-1 ほか	平安
828	遺物包含地	川根谷内東遺跡	横越	江南区横越川根町 4 丁目 2055-1 ほか	平安
232	石造物	林葉寺の五輪塔	白根	南区鷲ノ木新田 637	室町
352	塚	榎行塚	小須戸	秋葉区小須戸字榎行塚 1123	不明

出典：「新潟市域の遺跡一覧表」（新潟市ホームページ）

3.2.9 一般環境中の放射性物質の状況

対象事業実施区域及びその周辺における令和5年度の空間放射線量の測定結果を表3.2.34に、平成28年度の一般環境土壌の放射性物質濃度の測定結果を表3.2.35に示す。また、これら測定地点の位置を図3.2.20に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、空間放射線量の測定は江南区役所庁舎と秋葉区役所庁舎の2地点で行われており、いずれの調査回においても、新潟県内における空間放射線量の通常値（0.016～0.16 μ Sv/h：既設の柏崎刈羽原子力発電所周辺におけるモニタリングポストの値）の範囲内であった。

また、一般環境土壌の放射性物質濃度の測定は、平成28年度に亀田西中学校をはじめとする4地点で行われており、いずれの地点も放射性物質は不検出であった。なお、新潟市では平成29年度以降、一般環境土壌の放射性物質濃度の測定は行われていない。

表 3.2.34 空間放射線量率測定結果（地上1mの測定値）（令和5年度）

測定年月日	測定地点		新潟県が公開している 通常値の測定範囲
	江南区役所庁舎	秋葉区役所庁舎	
令和5年6月9日	0.088	0.076	0.016～0.16
令和5年9月11日	0.076	0.073	
令和5年12月11日	0.080	0.076	
令和6年3月8日	0.086	0.076	

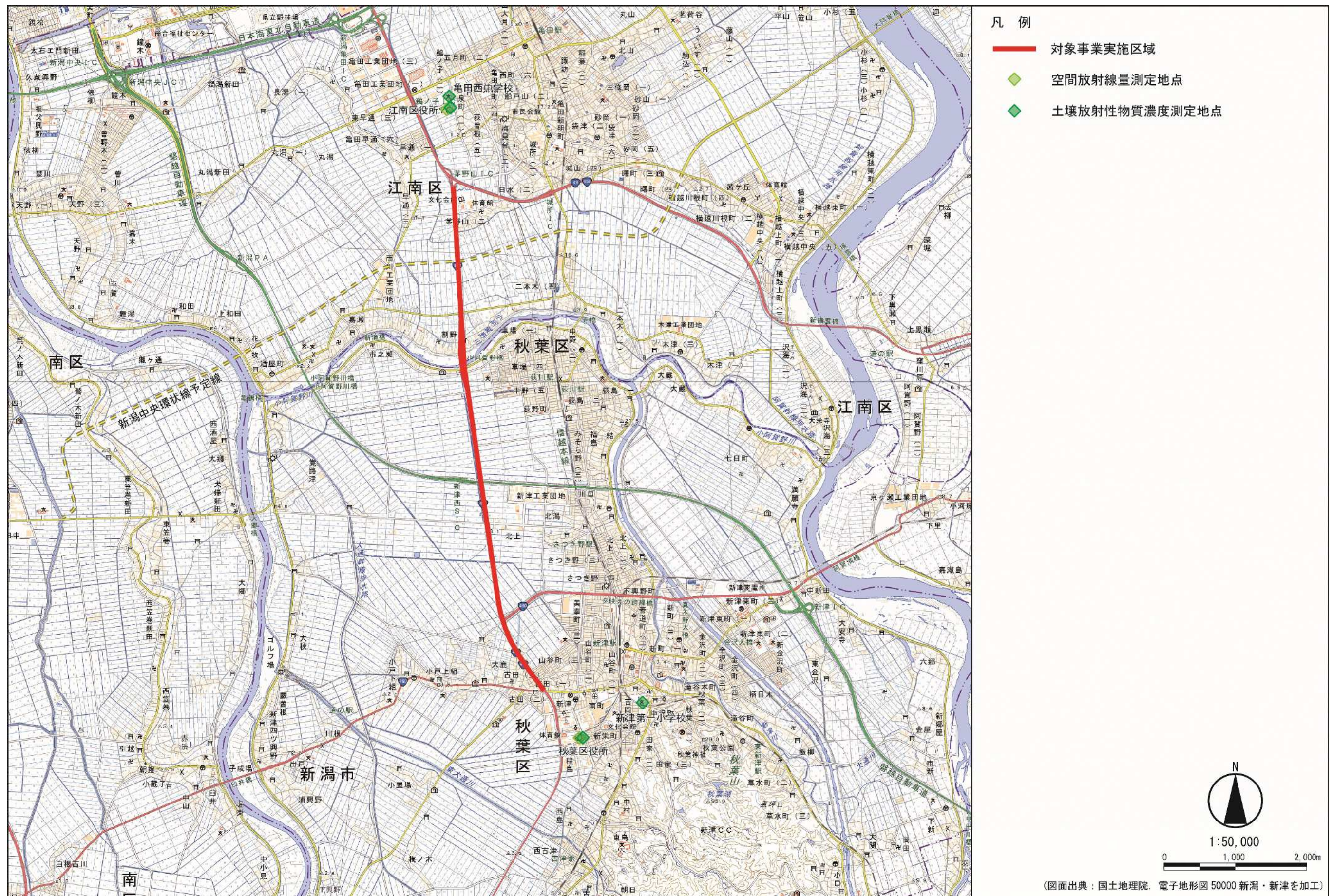
出典：「新潟市の環境 資料編（令和5年度データ集）」（令和7年1月 新潟市環境部環境政策課）

表 3.2.35 土壌の放射性物質濃度測定結果（平成28年度）

測定地点	土壌採取日	放射性物質濃度（Bq/kg）		
		ヨウ素 131	セシウム 134	セシウム 137
亀田西中学校	平成28年7月5日	不検出	不検出	不検出
江南区役所	平成28年7月5日	不検出	不検出	不検出
新津第一小学校	平成28年7月5日	不検出	不検出	不検出
秋葉区役所	平成28年7月5日	不検出	不検出	不検出

注）定量下限値は10Bq/kg

出典：「新潟市の環境 資料編（平成28年度データ集）」（平成29年12月 新潟市環境部環境政策課）



3.3 社会的状況に関する情報

3.3.1 人口に関する状況

(1) 人口及び世帯数

対象事業実施区域が位置する新潟市における人口及び世帯数等の状況を表 3.3.1 に示す。

令和 2 年 10 月 1 日現在の新潟市の人口は 789,275 人であり、新潟県全体の約 36%に相当する。また、世帯数は 331,272 世帯となっている。

平成 27 年から令和 2 年の人口の推移は、新潟市では 20,882 人減少しており、増減率は-2.6%となっている。

表 3.3.1 人口及び世帯数等

行政区分	令和 2 年				平成 27 年との比較		
	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	増減数 (人)	増減率 (%)
新潟市	789,275	726.27	1,086.8	331,272	810,157	△20,882	△2.6
新潟県	2,201,272	12,583.96	174.9	864,750	2,304,264	△102,992	△4.5

出典：「令和 2 年国勢調査 人口等基本集計」（令和 3 年 11 月 30 日 総務省統計局）

(2) 集落の分布

対象事業実施区域及びその周辺における人口集中地区（DID）を図 3.3.1 に示す。

人口集中地区（DID）は複数存在し、対象事業実施区域においては、終点付近に分布する。また、対象事業実施区域は、茅野山集落、割野集落、古田集落等を通過する。

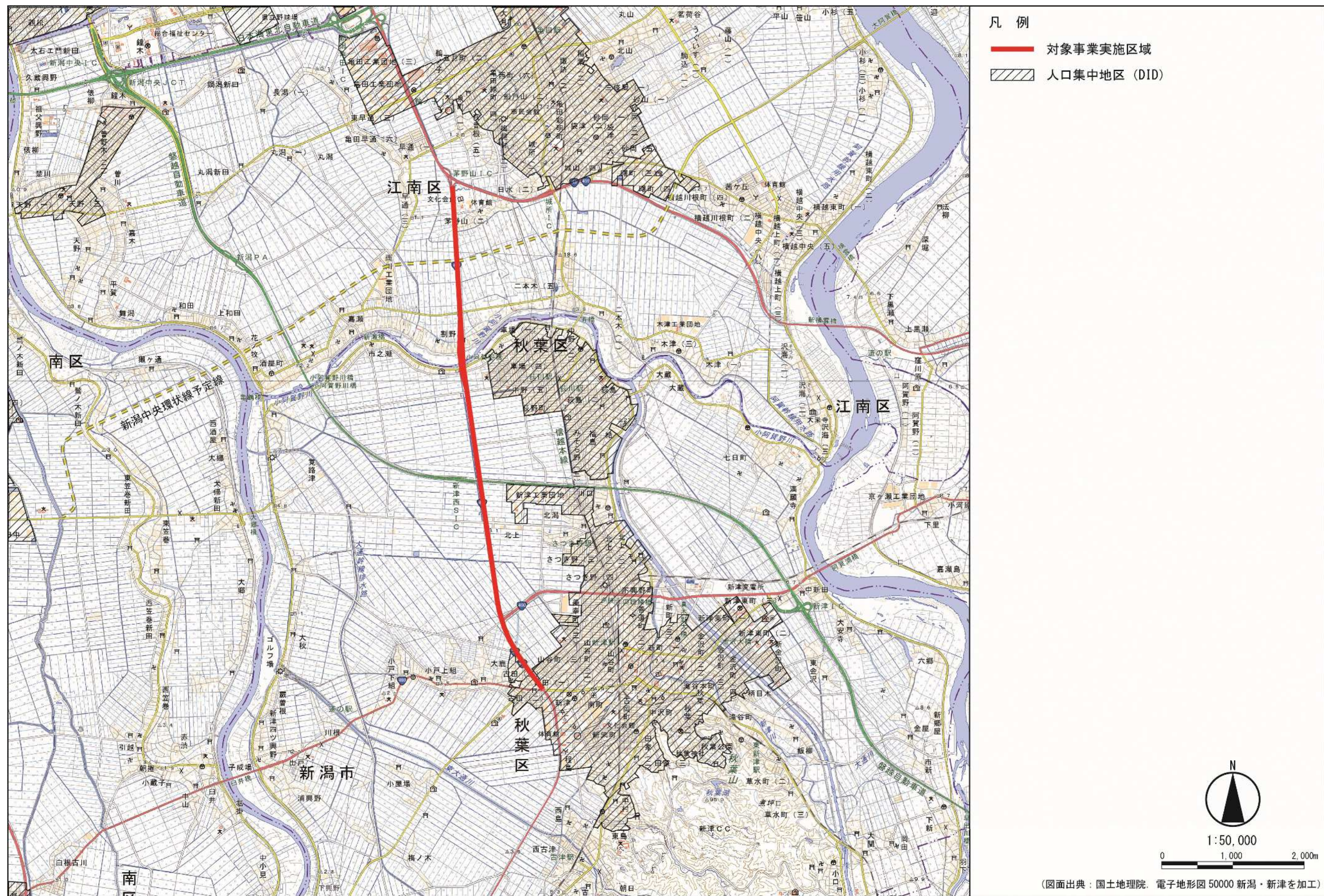


図 3.3.1 人口集中地区 (DID) の状況

3.3.2 産業に関する状況

(1) 産業別就業者数

対象事業実施区域が位置する新潟市における産業別就業者の状況を表 3.3.2 に示す。

令和 2 年 10 月 1 日現在の新潟市の就業者数の総数は 402,267 人であり、産業 3 部門別就業者の構成比をみると、第 1 次産業は 3.2%、第 2 次産業は 21.5%、第 3 次産業は 75.3%と、第 3 次産業が占める割合が高い状況となっている。

表 3.3.2 産業別就業者数の状況

行政区分	就業者数	第 1 次産業		第 2 次産業		第 3 次産業	
	総数 (人)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
新潟市	402,267	12,729	3.2	86,462	21.5	303,076	75.3
新潟県	1,136,258	58,782	5.3	322,523	29.0	754,953	67.8

注) 令和 2 年 10 月 1 日現在

出典：「令和 2 年国勢調査 就業状態等基本集計 別表 2」(令和 4 年 6 月 22 日 新潟県総務部統計課)

(2) 農業の状況

対象事業実施区域が位置する新潟市における農業の状況を表 3.3.3 に示す。

令和 2 年 2 月 1 日現在の新潟市の総農家数は 9,675 戸あり、新潟県全体の約 15%を占める。また、総農家数のうち販売農家は 6,813 戸であり、総農家数の約 70%を占める。

令和 2 年の農業産出額は、新潟市で 5,699 千万円となっている。

表 3.3.3 農業の状況

行政区分	総農家数 (戸)			農業産出額 (1,000 万円)
		販売農家 (戸)	自給的農家 (戸)	
新潟市	9,675	6,813	2,862	5,699
新潟県	62,556	41,751	20,805	25,260

注) 農家数は令和 2 年 2 月 1 日現在、農業産出額は令和 2 年 1 月～12 月までの数値。

出典：「2020 年農林業センサス報告書 第 1 巻都道府県別統計書 (新潟県)」

(令和 3 年 12 月 24 日 農林水産省)

「令和 2 年 都道府県別農業産出額及び生産農業所得」(令和 6 年 9 月 3 日 農林水産省)

「令和 2 年 市町村別農業産出額 (推計) (令和 4 年 3 月 29 日 農林水産省)

(3) 工業の状況

対象事業実施区域が位置する新潟市における工業の状況を表 3.3.4 に示す。

令和 3 年 6 月 1 日現在、新潟市には 890 事業所が存在し、新潟県全体の約 18% を占め、従業者数は 35,097 人である。

令和 2 年の製造品出荷額は 1,083,391 百万円で、新潟県全体の約 23% を占める。

表 3.3.4 工業の状況

行政区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額 (百万円)
新潟市	890	35,097	1,083,391
新潟県	4,822	177,842	4,753,251

注) 事業所数、従業者数は令和 3 年 6 月 1 日現在、製造品出荷額は前年 1 年間の数値。

出典：「第 134 回 新潟県統計年鑑 2023」(令和 6 年 3 月 新潟県総務部統計課)

(4) 商業の状況

対象事業実施区域が位置する新潟市における商業の状況を表 3.3.5 に示す。

令和 3 年 6 月 1 日現在、新潟市には 7,370 事業所が存在し、新潟県全体の約 33% を占め、従業者数は 68,053 人である。

令和 2 年の年間商品販売額は、3,112,690 百万円で、新潟県全体の約 49% を占める。

表 3.3.5 商業の状況

行政区分	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
新潟市	7,370	68,053	3,112,690
新潟県	22,670	175,924	6,320,956

注) 事業所数、従業者数は令和 3 年 6 月 1 日現在、年間商品販売額は前年 1 年間の数値。

出典：「第 134 回 新潟県統計年鑑 2023」(令和 6 年 3 月 新潟県総務部統計課)

(5) 観光の状況

対象事業実施区域が位置する新潟市における観光入込客の状況を表 3.3.6 に示す。

令和 5 年の新潟市の観光入込客数は 15,557,324 人であり、新潟県全体の約 25% を占める。また、令和 4 年と比較し、16% 増加している。

表 3.3.6 観光入込客数の状況

行政区分	令和 5 年 (人)	令和 4 年 (人)	対令和 4 年比 (%)
新潟市	15,557,324	13,408,644	116.0
新潟県	62,400,540	55,324,776	112.8

出典：「令和 5 年 新潟県観光入込客統計」(令和 6 年 12 月 新潟県観光文化スポーツ部観光企画課)

3.3.3 土地利用に関する状況

(1) 土地利用の指定状況

対象事業実施区域及びその周辺における土地利用基本計画図を図 3.3.2 に、都市計画図を図 3.3.3 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺は、土地利用計画の都市地域、農業地域、森林地域に該当する地域であり、対象事業実施区域は市街化区域、市街化調整区域、農業地域、農用地区域となっている。

また、都市計画区域の指定状況は、対象事業実施区域では終点付近が第一種住居地域に指定されており、そのほか、第一種中高層住居専用地域や準工業地域が隣接している。

(2) 土地利用状況

対象事業実施区域が位置する新潟市の地目別の土地利用の状況を表 3.3.7 に示す。

新潟市の地目別構成比は、田が全体の約 40%と最も大きな割合を占めており、次いで雑種地その他が約 29%、宅地が約 18%となっている。

表 3.3.7 地目別土地利用の状況

(単位：ha, ()内は%)

行政区分	田	畑	宅 地	池 沼	山 林	原 野	雑種地 その他	総 数
新潟市	28,815.0 (39.7)	5,307.3 (7.3)	12,775.4 (17.6)	379.7 (0.5)	4,488.2 (6.2)	185.7 (0.3)	20,676.5 (28.5)	72,628.0 (100.0)
新潟県	156,744.5 (12.5)	33,235.1 (2.6)	51,208.5 (4.1)	2,688.8 (0.2)	334,646.5 (26.6)	24,473.1 (1.9)	655,398.6 (52.1)	1,258,395.0 (100.0)

注 1) 令和 5 年 1 月 1 日現在

注 2) 地目別の構成比は小数第 2 位を四捨五入して算出したため、総数が合わない場合がある。

出典：「第 134 回 新潟県統計年鑑 2023」(令和 6 年 3 月 新潟県総務部統計課)

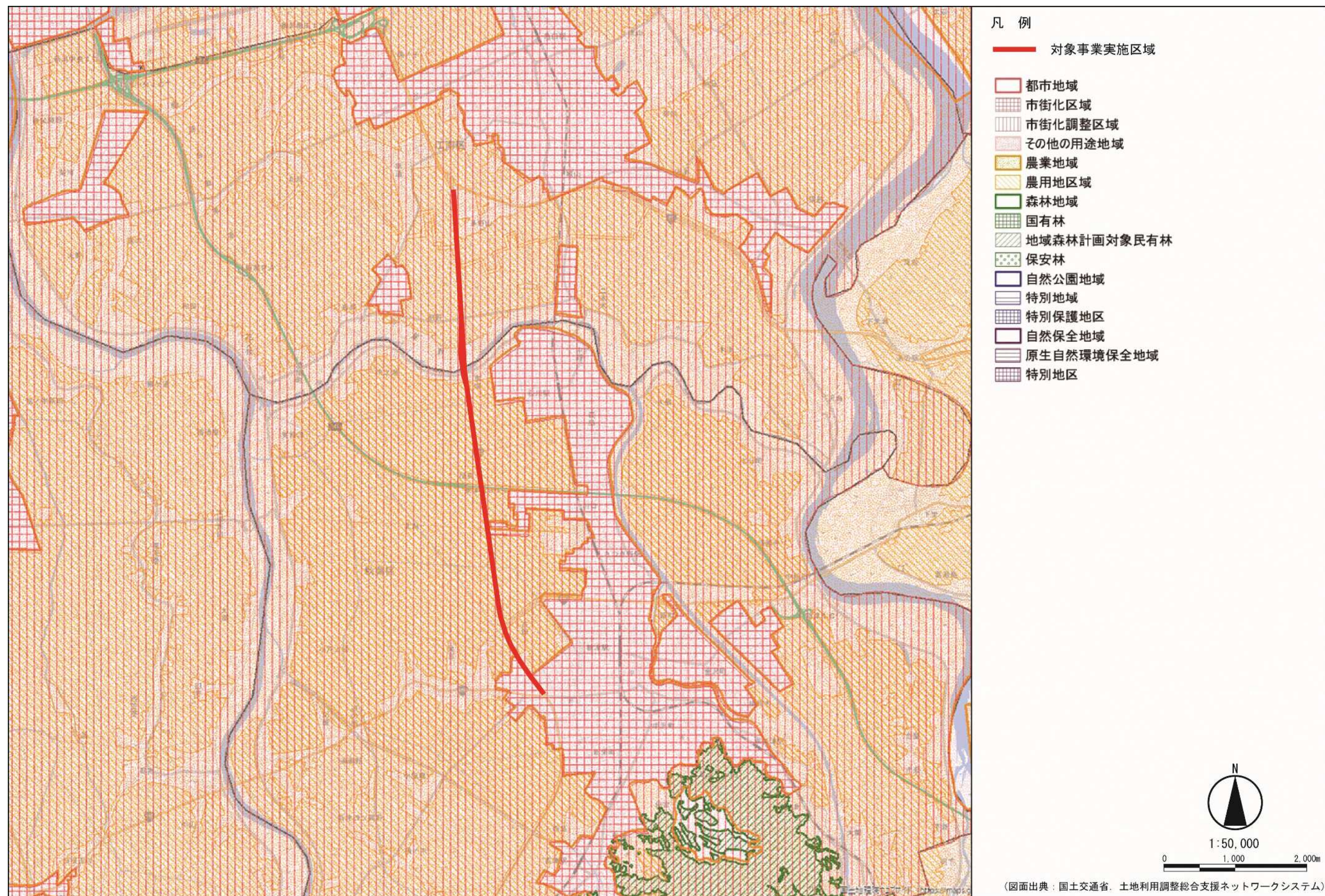
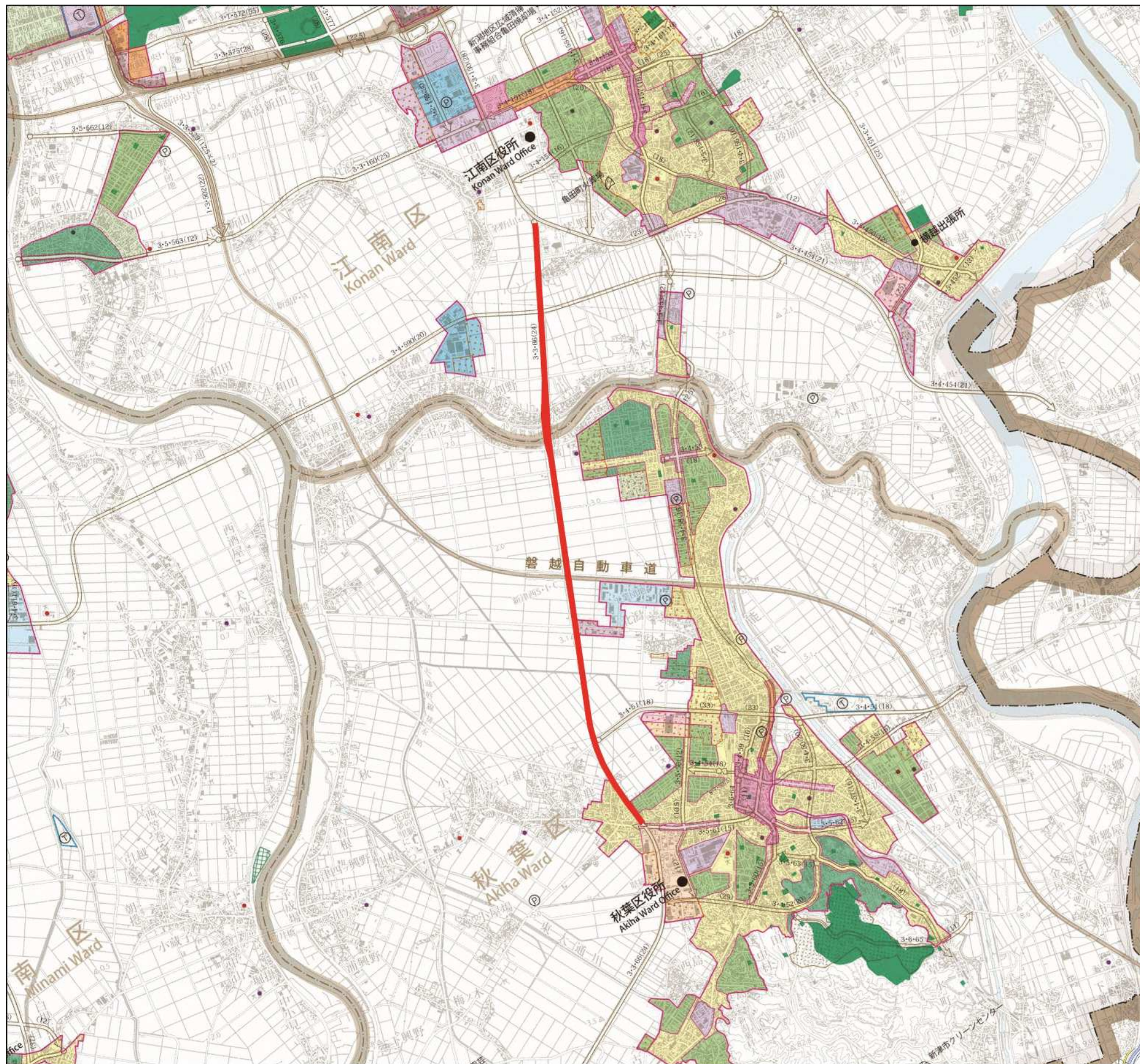


図 3.3.2 土地利用基本計画図



凡 例

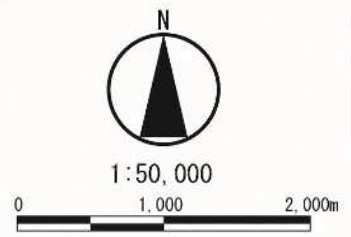
対象事業実施区域

行政区域	Land Use Zone	用途地域
行政区界	界	工業専用地域
都市計画区域	Urban Planning Project Area	市街化調整区域で用途地域が指定されている区域
市街化区域	Urbanization Promotion Area	
用途地域	Land Use Zone	その他の地域地区
第一種低層住居専用地域	Category 1 Exclusive Low-Rise Residential Zone	高度地区
第二種低層住居専用地域	Category 2 Exclusive Low-Rise Residential Zone	高度利用地区
第一種中高層住居専用地域	Category 1 Mid-High-Rise Oriented Residential Zone	防火地域
第二種中高層住居専用地域	Category 2 Mid-High-Rise Oriented Residential Zone	準防火地域
第一種住居地域	Category 1 Residential Zone	風致地区
第二種住居地域	Category 2 Residential Zone	駐車場整備地区
準住居地域	Quasi-Residential Zone	臨港地区
近隣商業地域	Neighborhood Commercial Zone	流通業務地区
商業地域	Commercial Zone	
準工業地域	Quasi-Industrial Zone	都市計画施設
工業地域	Industrial Zone	都市計画道路

都市計画施設	Urban Planning Project Facilities
都市計画鉄道	Urban Rapid-Transit Railroads
その他の交通施設	The Other Transportation Facilities
都市計画公園	Urban Planning Project Parks
緑地	Green Areas
下水ポンプ場	Sewage Pumping Station
下水処理場	Sewage Treatment Plant
流通業務団地	Distribution Center
その他の都市計画施設	The Other Urban Planning Project Facilities

その他の都市計画	The Other Urban Planning Project
地区計画	District Planning Area

その他	The Others
市役所	City Office
区役所	Ward Office
出張所	Branch Office
小学校	Elementary School
中学校	Junior High School



(図面出典：新潟市都市政策部 都市計画課 都市計画図 (50,000 分の 1) (令和 3 年 5 月末現在))

図 3.3.3 都市計画図

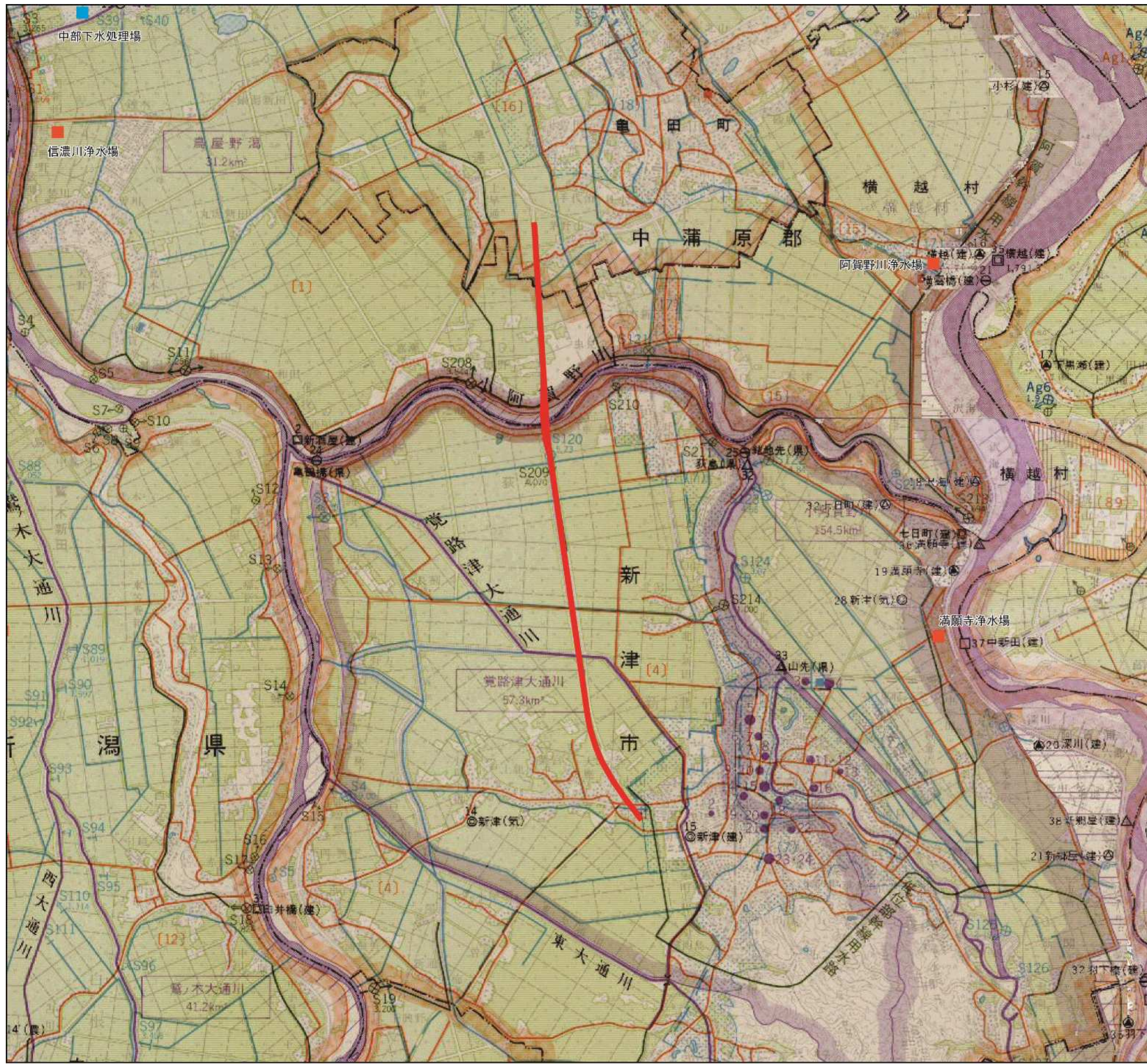
3.3.4 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1) 河川利用

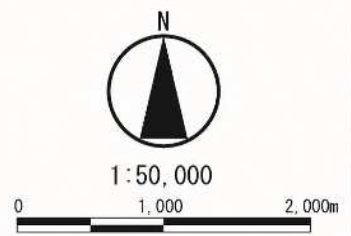
対象事業実施区域及びその周辺は、東側に一級河川阿賀野川が、西側に一級河川信濃川が流れており、一級河川に挟まれた地域となっている。対象事業実施区域は信濃川水系の小阿賀野川及び覚路津大通川を通過する。

対象事業実施区域及びその周辺における利水現況図を図 3.3.4 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺では、阿賀野川、小阿賀野川、信濃川は農業用に利水されているほか、阿賀野川、信濃川は水道用として利水されている。



凡 例
(凡例は次頁参照)



(図面出典：国土庁土地局、信濃川水系新潟県地域主要水系利水現況図(昭和60年3月)、阿賀野川水系地域主要水系利水現況図(昭和53年3月)を加工)

図 3.3.4(1) 利水現況図

凡 例

I. 河川・湖沼 River and Lake

一級河川	Class A river (designated section under the River Law)	
二級河川	Class B river (designated section under the River Law)	
その他の河川	Other river	
伏流の部分	Undercurrent	
湖沼・貯水池・溜池・海	Lake, reservoir, irrigation pond and sea	
計画中・工事中の埋立地及貯水池の計画水面	Proposed and under construction reclamation area and designed high water level of reservoir under construction	

II. 用水路及水管 Canal or water-pipe

農業	Agricultural irrigation	
農業(排水)	Agricultural drainage	
農業(用排水)	Agricultural irrigation and drainage	
工業	Industry	
上水道	Water supply	
簡易水道	Small water supply system	
下水道	Sewerage	
水力発電	Water power	
多目的	Multipurpose	
工事中	Under construction	

III. 取水・排水施設 Facilities for water use (Arrows show direction of flow) 矢印は水流の方向

ダム	Dam	
農業	Agriculture	
工業	Industry	
水道	Water supply	
水力発電	Water power	
多目的	Multipurpose	
工事中	Under construction	
取水堰	Intake weir	
農業	Agriculture	
工業	Industry	
水道	Water supply	
水力発電	Water power	
多目的	Multipurpose	
樋門・樋管	Sluice weirs (m³/sec)	3以上 3~1 1以下
農業用水	Agricultural irrigation	
農業排水	Agricultural drainage	
農業用排水	Agricultural irrigation and drainage	
工業用水	Industrial use	
工業排水	Industrial sewerage	
水道	Water supply	
下水道	Sewerage	
多目的	Multipurpose	
ポンプ場	Pump plant (m³/sec)	3以上 3~1 1以下
農業用水	Agricultural irrigation	
農業排水	Agricultural drainage	
農業用排水	Agricultural irrigation and drainage	
工業用水	Industrial use	
工業排水	Industrial sewerage	
水道	Water supply	
下水道	Sewerage	
多目的	Multipurpose	
集水埋渠	Infiltration gallery	
農業	Agriculture	
工業	Industry	
水道	Water supply	
(m³/sec)		3以上 3~1 1以下
自然取水	Natural intake or drainage of surface water	
伏流水取水	Intake of undercurrent water	
湧水	Spring	

IV. 井戸 Well

浅井	Shallow well (m³/day)	2,000以上 2,000~500
農業	Agriculture	
工業	Industry	
水道	Water supply	
消雪	Snow-melting	
雑用・冷房	Miscellaneous or cooler use	
深井	Deep well (m³/day)	2,000以上 2,000~500
農業	Agriculture	
工業	Industry	
水道	Water supply	
消雪	Snow-melting	
雑用・冷房	Miscellaneous or cooler use	

V. 利水関連施設 Other facilities for water use

水路橋	Aqueduct bridge	
サイフォン	Siphon	
トンネル	Tunnel	
浄水場	Filter plant	
配水池	Water-distribution plant	
下水処理場	Sewerage-treatment plant	
水力発電所	Water power plant	

VI. 受益地区等 Benefited area etc.

用水受益地区	Benefited area of canal water pipe	
工業用水	Industrial use	
上水道	Municipal water supply	
簡易水道	Small water supply system	
下水道	Sewerage	
地下水規制地区	Restricted area for deep wells	
工業用	Industrial use	
冷房用	Cooler use	
条例規制地区	Ordinance restricted area	

VII. 治山治水関連施設及区域等 Facilities and areas for soil and water conservation

水位調節ダム	Water control dam	
砂防ダム	Sabo dam	
その他の堰	Other Weir	
床固	Cemented river bed	
水門	Sluice gate	
砂防指定地	Designated area for sabo	
保安林	Reserved forest	
地すべり防止指定地	Designated area for landslide prevention	
地すべり崩壊地	Landslide and crumbling earth areas	
感潮区域	Upper limit of tidal river	

VIII. 土地利用 Land use

水田	Paddy field	
畑地かんがい区域	Irrigated upland field	
水面利用区域(区域の面積の1/10以上)	Area of open water use	

IX. 観測施設及観測地点 Observatories

降水量観測所	Rain-gauge station	
水位観測所	Water-gauge station	
流量観測所	Discharge observatory	
水質観測所	Measurement station for water quality	
潮位観測所	Tide station	
地下水観測所	Underground water-gauge station	

X. 水系流域界 Boundaries of drainage-basin

流域面積	Area of drainage-basin	
------	------------------------	--

XI. 行政界 Administrative boundaries

県界	ken	
都市界	gun and shi	
町村界	machi and mura	

対象事業実施区域

図 3.3.4(2) 利水現況図凡例

(2) 漁業権及び保護水面

対象事業実施区域及びその周辺における漁業権の設定状況を表 3.3.8 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺の河川では、阿賀野川において、あゆ、こい、ふな等を対象とした内水面漁業権（内共第 8 号 第 5 種共同漁業権）が設定され、信濃川において、こい、ふな、もくずがにを対象とした内水面漁業権（内共第 10 号 第 5 種共同漁業権）が設定されている。

なお、対象事業実施区域及びその周辺においては保護水面の区域は存在しない。

表 3.3.8 内水面漁業権の設定状況

河川名	阿賀野川
免許番号	内共第 8 号
漁業権者	松浜内水面漁業協同組合、新潟市大形地区漁業協同組合
漁業種類	第 5 種共同漁業
魚種	あゆ、こい、ふな、うぐい、にじます、いわな、やまめ、かじか、もくずがに
漁場区域	次の基点第 7 号と基点第 8 号とを結んだ線から上流新潟県と福島県との県境に至る阿賀野川及びその支流の区域。 基点第 7 号：新潟市北区松浜みなと地内の松浜海岸堤防東端（新井郷川分水路左岸）から西向き 270m の堰堤上の点（阿賀野川右岸） 基点第 8 号：新潟市東区松浜町地内阿賀野川左岸護岸の東端（阿賀野川左岸）
禁止区域・期間	○禁止区域 新潟市秋葉区地内の満願寺閘門と小阿賀樋門の間に位置する護岸突堤部より阿賀野川本川方向へ 50m、同上流方向へ 80m、同下流方向へ 100m、以上の 3 点を弧で結んだ区域内 ○禁止期間 1 月 1 日から 12 月 31 日

河川名	信濃川
免許番号	内共第 10 号
漁業権者	信濃川漁業協同組合
漁業種類	第 5 種共同漁業
魚種	こい、ふな、もくずがに
漁場区域	新潟市中央区昭和大橋上流端から上流、秋葉区小須戸地内小須戸橋下流端に至る信濃川、小阿賀野川、鷺ノ木大通川及び中之口川の区域。 ただし、関屋分水路、新潟市江南区地内信濃川大橋下流端から上流の鷺ノ木大通川、覚路津大通川、東大通川、西蒲区中之口地内、南区白根地内新飯田橋下流端から上流の中之口川、秋葉区新津地内、江南区横越地内 JR 東日本鉄道信越線下り線鉄橋下流端から上流秋葉区新津地内、江南区横越地内小阿賀野川上流端までの小阿賀野川の区域を除く。
禁止区域・期間	○禁止区域 新潟市秋葉区新津地内、江南区横越地内小阿賀樋門下流端から 300m までの小阿賀野川の区域 ○禁止期間 1 月 1 日から 12 月 31 日

出典：「令和 7 年度 遊漁のしおり」（令和 7 年 1 月末日 新潟県内水面漁業協同組合連合会）

(3) 地下水

対象事業実施区域及びその周辺では、水道水源としての地下水の利用は見られない。飲用井戸については、専用水道の利用はあるが、私的管理によるもののみとなっており、利用状況は把握されていない。

3.3.5 交通に関する状況

対象事業実施区域及びその周辺の主要な道路として、事業区間である一般国道 403 号のほか、日本海東北自動車道、磐越自動車道、一般国道 49 号、一般国道 460 号等があり、一般県道沢海酒屋線等が対象事業実施区域と交差している。また、このほか、主要地方道新潟中央環状線の予定線が対象事業実施区域と交差する計画となっている。

対象事業実施区域及びその周辺における一般交通量調査（道路交通センサス）の結果を表 3.3.9 に示す。また、図 3.3.5 に対象事業実施区域及びその周辺の主要な交通網と、一般交通量調査の状況を示す。事業区間である一般国道 403 号の 24 時間交通量は 24,436 台～27,257 台、昼間 12 時間大型車混入率は 8.2%～8.4%となっている。また、主要な鉄道としては、対象事業実施区域と概ね並列して、JR 信越本線が走っている。

表 3.3.9 一般交通量調査結果（令和 3 年度道路交通センサス）（1/3）

路線名	調査 単位 区間 番号	観測地点名	昼間 12 時間自動車類交通量 上下合計（台）			24 時間自動車類交通量 上下合計（台）			昼間 12 時間 大型車 混入率 (%)
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
日本海東北 自動車道	50	新潟中央 JCT～新潟 亀田	10,419	3,659	14,078	12,140	5,272	17,412	26.0
	60	新潟亀田～新潟東ス マート	9,002	3,060	12,062	10,408	4,408	14,816	25.4
磐越自動車道	100	安田～新津	2,667	1,302	3,969	3,133	2,676	5,809	32.8
	110	新津～新津西スマー ト	3,048	1,295	4,343	3,559	2,650	6,209	29.8
	120	新津西スマート～新 潟中央 JCT	3,862	1,424	5,286	4,513	2,810	7,323	26.9
	130	新潟中央 JCT～新潟 中央	4,786	510	5,296	5,363	716	6,079	9.6
北陸自動車道	10	新潟中央 JCT～新潟 西	11,460	4,336	15,796	13,448	7,040	20,488	27.4
一般国道 403 号	10790	小阿賀野橋	19,479	1,791	21,270	25,117	2,140	27,257	8.4
	10800	—	17,256	1,541	18,797	21,107	3,329	24,436	8.2
	10810	矢代田交差点	8,244	1,617	9,861	10,407	2,807	13,214	16.4
一般国道 460 号	13060	新発田市荒町	9,452	596	10,048	11,616	1,647	13,263	5.9
	10840	—	8,789	2,115	10,904	11,077	3,207	14,284	19.4
	10850	—	9,525	1,655	11,180	12,417	1,893	14,310	14.8
	10860	—	5,153	650	5,803	6,426	1,350	7,776	11.2
	10870	臼井橋	9,254	1,132	10,386	11,395	1,346	12,741	10.9
	10880	—	5,970	1,540	7,510	7,561	2,352	9,913	20.5

表 3.3.9 一般交通量調査結果（令和 3 年度道路交通センサス）（2/3）

路線名	調査 単位 区間 番号	観測地点名	昼間 12 時間自動車類交通量 上下合計（台）			24 時間自動車類交通量 上下合計（台）			昼間 12 時間 大型車 混入率 (%)
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
一般国道 49 号	10990	阿賀野市安野町	11,966	1,816	13,782	15,043	2,185	17,228	13.2
	11000	新潟市江南区木津	11,026	759	11,785	13,657	1,074	14,731	6.4
	10320	新潟市江南区木津	11,026	759	11,785	13,657	1,074	14,731	6.4
	10330	新潟市江南区木津	15,799	1,464	17,263	19,653	1,926	21,579	8.5
	10340	新潟市江南区城所	22,539	3,395	25,934	28,323	4,085	32,408	13.1
	10350	新潟市江南区茅野山	23,066	2,591	25,657	28,794	3,277	32,071	10.1
	10360	新潟市江南区泥潟	41,549	3,535	45,084	51,614	4,741	56,355	7.8
	10370	新潟市江南区亀田工業団地	45,907	4,369	50,276	57,131	5,714	62,845	8.7
一般国道 8 号	10270	新潟市南区七軒	8,530	1,860	10,390	11,097	2,647	13,744	17.9
	10280	新潟市南区能登	9,628	2,182	11,810	12,501	3,099	15,600	18.5
主要地方道新 潟亀田内野線	40310	—	5,071	1,090	6,161	6,451	1,866	8,317	17.7
	40320	新潟市江南区鶴ノ子	14,896	625	15,521	18,139	2,194	20,333	4.0
	40330	—	9,640	1,265	10,905	11,929	2,357	14,286	11.6
	40340	新潟市江南区丸潟新田	8,198	774	8,972	10,081	1,672	11,753	8.6
	40350	—	30,446	2,828	33,274	37,354	5,902	43,256	8.5
主要地方道新 潟港横越線	40190	—	12,417	1,050	13,467	15,252	2,390	17,642	7.8
主要地方道新 潟寺泊線	40040	信濃川大橋	12,506	439	12,945	15,807	556	16,363	3.4
主要地方道新 潟小須戸三条線	40020	亀鶴橋	10,209	686	10,895	12,557	750	13,307	6.3
	40030	新潟市秋葉区水田	3,588	297	3,885	4,426	741	5,167	7.6
主要地方道新 潟新津線	40220	新潟市江南区山二ツ	9,705	721	10,426	11,957	1,805	13,762	6.9
	40230	新潟市江南区東船場 2	14,388	642	15,030	17,761	2,379	20,140	4.3
	40240	城所 IC 交差点	5,229	325	5,554	6,428	959	7,387	5.9
	40250	寿橋	8,369	454	8,823	10,671	513	11,184	5.1
主要地方道新 潟村松三川線	40440	—	5,053	823	5,876	6,374	1,559	7,933	14.0
	40450	満願寺水門	10,509	1,174	11,683	13,470	1,339	14,809	10.0
	40460	—	7,305	1,025	8,330	9,070	1,926	10,996	12.3
	40570	—	7,218	1,907	9,125	9,171	2,874	12,045	20.9
主要地方道新 潟中央環状線	40770	大阿賀橋	9,246	482	9,728	11,551	549	12,100	5.0
	40780	—	—	—	—	—	—	—	—
	40790	—	1,021	431	1,452	1,578	498	2,076	29.7
	40800	—	1,788	323	2,111	2,472	441	2,913	15.3
	40810	大郷橋	7,020	759	7,779	8,722	838	9,560	9.8
主要地方道新 潟村松線	40260	—	6,003	257	6,260	7,401	1,050	8,451	4.1
主要地方道新 潟停車場線	40520	—	5,390	320	5,710	6,656	995	7,651	5.6

表 3.3.9 一般交通量調査結果（令和 3 年度道路交通センサス）（3/3）

路線名	調査 単位 区間 番号	観測地点名	昼間 12 時間自動車類交通量 上下合計（台）			24 時間自動車類交通量 上下合計（台）			昼間 12 時間 大型車 混入率 (%)
			小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計	
一般県道荻川 停車場線	60020	—	6,380	343	6,723	7,869	1,207	9,076	5.1
一般県道亀田 停車場線	60010	—	2,166	249	2,415	2,899	361	3,260	10.3
一般県道古津 停車場線	60280	—	1,063	144	1,207	1,303	170	1,473	11.9
一般県道新関 橋田村松線	60430	—	999	130	1,129	1,145	142	1,287	11.5
一般県道新津 茨曾根燕線	60040	—	3,458	256	3,714	4,446	716	5,162	6.9
一般県道新津 小須戸線	60590	—	6,041	325	6,366	7,458	1,136	8,594	5.1
一般県道水原 亀田線	66410	阿賀野市鹿瀬島	4,745	565	5,310	5,909	1,206	7,115	10.6
	60880	—	943	242	1,185	1,103	260	1,363	20.4
	66420	—	943	242	1,185	1,103	260	1,363	20.4
	66430	横雲橋	4,952	850	5,802	6,465	962	7,427	14.7
	60890	横雲橋	4,952	850	5,802	6,106	972	7,078	14.7
一般県道曾野 木一日市線	60520	新潟市江南区清五郎	14,005	392	14,397	17,031	1,829	18,860	2.7
一般県道沢海 酒屋線	60450	—	4,630	856	5,486	5,814	1,482	7,296	15.6
	60460	—	4,536	839	5,375	5,709	1,440	7,149	15.6
	60470	新潟市江南区二本木	3,527	472	3,999	4,454	904	5,358	11.8
一般県道白根 亀田線	60390	—	2,084	239	2,323	2,800	359	3,159	10.3
一般県道白根 黒埼線	60160	—	2,409	256	2,665	3,268	463	3,731	9.6
	60170	—	5,970	1,540	7,510	7,561	2,352	9,913	20.5
	60180	大野橋	3,840	210	4,050	4,844	219	5,063	5.2
嘉瀬蔵岡線 2 号	80460	新潟市中央区姥ヶ山	6,690	325	7,015	8,221	1,179	9,400	4.6
亀田 1-480 号線	80650	新潟市江南区東早通	5,728	229	5,957	7,062	980	8,042	3.8
	80660	—	5,693	351	6,044	7,047	1,112	8,159	5.8
南 7-261 号線	80620	—	—	—	—	—	—	—	—
南 7-360 号線	80610	—	—	—	—	—	—	—	—
南 7-52 号線	80600	—	18,844	2,140	20,984	23,175	4,104	27,279	10.2

注 1) 昼間 12 時間自動車類交通量は、平日の 7:00～19:00 までに交通量観測地点を通過した自動車類の台数を示す。

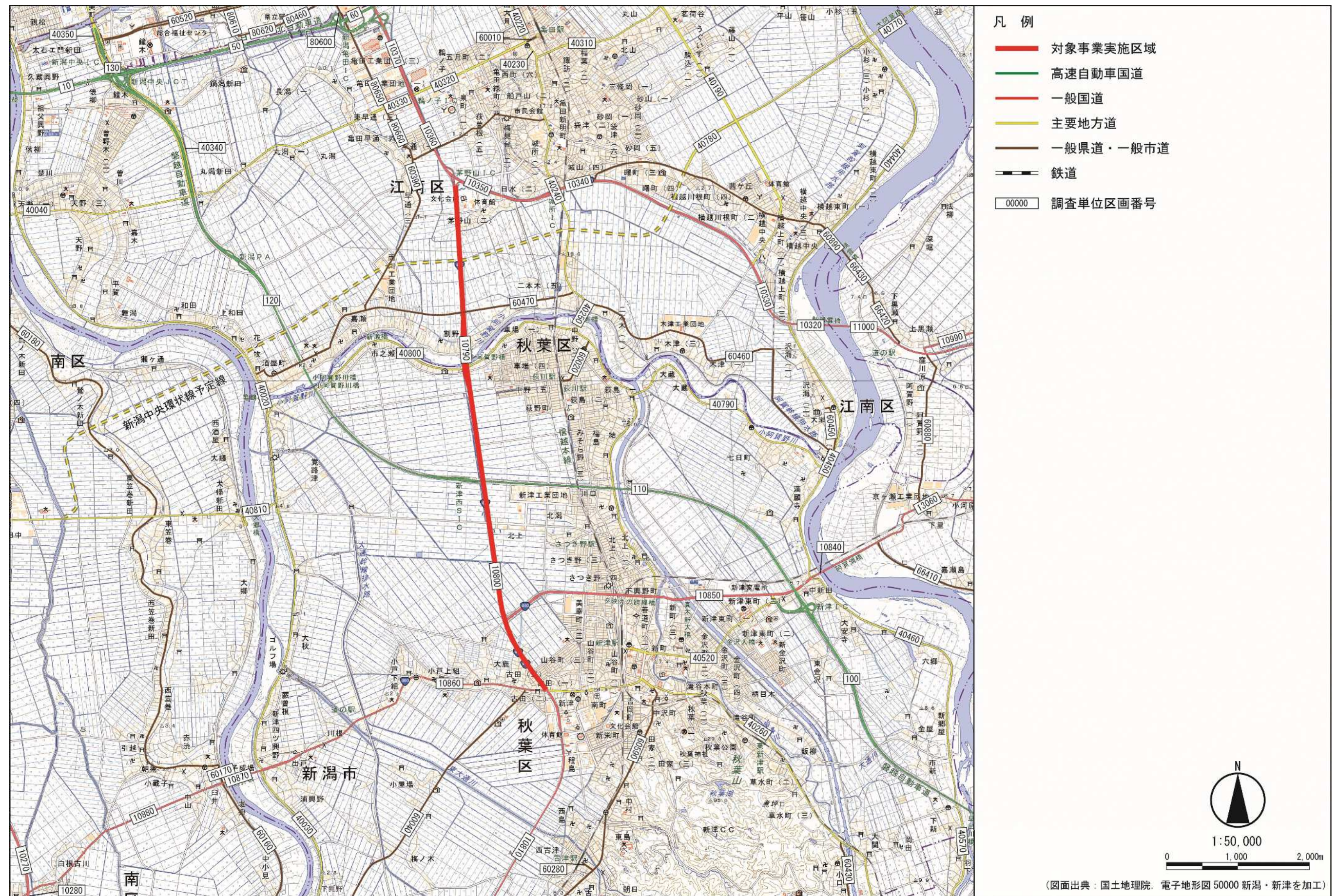
注 2) 昼間 12 時間大型車混入率は、自動車類交通量に対する大型車交通量の割合を示す。

注 3) 交通量を観測していない区間は、観測地点名を「—」と表示している。

注 4) 交通量を観測していない区間の交通量、大型車混入率は、交通量観測を実施した区間の交通量調査結果と平成 27 年度交通量を用いて推定した推定値であり、斜体表示としている。なお、災害等による調査の中止、新規センサス対象路線等により平成 27 年度交通量調査結果がないため推定できない区間については「—」と表示している。

出典：「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」（国土交通省）

「令和 3 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査結果 WEB マップ（可視化ツール）」（国土交通省）



3.3.6 公共施設に関する事項

対象事業実施区域及びその周辺における環境の保全について配慮が特に必要な施設の分布状況を表 3.3.10～表 3.3.14 並びに図 3.3.6 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には、小学校等の教育施設が 39 箇所、保育園並びに認定こども園が 48 箇所、老人福祉施設が 86 箇所、病院が 6 箇所、図書館等の文化施設が 27 箇所分布している。

表 3.3.10 環境保全の配慮が必要な施設の状況（教育施設）

分類	No.	名称	住所
教育施設	幼稚園	1 新津第一幼稚園	秋葉区新津本町 4-4-3
		2 新津第三幼稚園	秋葉区山谷町 3-4785
		3 結幼稚園	秋葉区結 160-3
	小学校	1 丸山小学校	江南区丸山 300
		2 曾野木小学校	江南区天野 2-7-1
		3 両川小学校	江南区酒屋町 687-1
		4 東曾野木小学校	江南区鐘木 214-1
		5 横越小学校	江南区横越中央 6-3-1
		6 亀田小学校	江南区亀田新明町 1-1-46
		7 早通小学校	江南区早通 5-7-2
		8 亀田東小学校	江南区亀田水道町 3-2-45
		9 亀田西小学校	江南区亀田四ツ興野 4-1-1
		10 新津第一小学校	秋葉区新津本町 4-4-3
		11 新津第二小学校	秋葉区新町 2-3-3
		12 新津第三小学校	秋葉区山谷町 3-4785
		13 結小学校	秋葉区結 132
		14 荻川小学校	秋葉区車場 992-1
		15 小合東小学校	秋葉区小戸上組 234
		16 小合小学校	秋葉区出戸 180
		17 阿賀小学校	秋葉区新津東町 2-1325
		18 新関小学校	秋葉区下新 766
		19 臼井小学校	南区臼井 4483
		20 大鷲小学校	南区東笠巻 1202
	中学校	1 曾野木中学校	江南区曾川甲 387-1
		2 両川中学校	江南区酒屋町 702-1
		3 横越中学校	江南区横越中央 3-4-1
		4 亀田中学校	江南区城山 1-3-5
		5 亀田西中学校	江南区早苗 3-1-8
		6 新津第一中学校	秋葉区新栄町 4-1
		7 新津第二中学校	秋葉区荻島 1-15-17
		8 新津第五中学校	秋葉区新津東町 2-7-29
		9 小合中学校	秋葉区小戸下組 77
		10 臼井中学校	南区臼井 1425
		11 白根北中学校	南区鷲ノ木新田 4814
	高等学校	1 新津高等学校	秋葉区秋葉 1-19-1
		2 新津工業高等学校	秋葉区新津東町 1-12-9
		3 東京学館新潟高等学校	中央区鐘木 185-1
	大学	1 新潟薬科大学	秋葉区東島 265-1
		2 新潟薬科大学（新津駅東キャンパス）	秋葉区新津本町 1-2-37

出典：「新潟市立学校便覧（令和 7 年 5 月 1 日現在）」（新潟市）

「新潟市の学校一覧」（新潟市ホームページ）

「新潟市地図情報サービス「にいがた e マップ」」（新潟市ホームページ）

表 3.3.11 環境保全の配慮が必要な施設の状況（保育園・認定こども園）

分類	No.	名称	住所
福祉施設	保育園	1 両川保育園	江南区酒屋町 424-8
		2 ことぶき保育園	江南区天野 3-1-38
		3 大江山保育園	江南区北山 868
		4 横越中央保育園	江南区横越中央 3-2-8
		5 横越双葉保育園	江南区木津 5-5-10
		6 横越小杉保育園	江南区小杉 3-14-16
		7 亀田第一保育園	江南区亀田新明町 2-6-1
		8 亀田第二保育園	江南区諏訪 1-6-10
		9 亀田第三保育園	江南区亀田東町 3-5-15
		10 亀田第四保育園	江南区西町 4-6-24
		11 よこごしなかの保育園	江南区うぐいす 1-16-5
		12 袋津保育園	江南区砂岡 1-3-40
		13 栄徳寺保育園	江南区日水 1-3-25
		14 亀田平和の園保育園	江南区亀田本町 2-3-20
		15 早通保育園	江南区早通 5-1-5
		16 かめだなかの保育園	江南区砂岡 5-1571-1
		17 ひまわり保育園	江南区曙町 5-4-31
		18 曾野木アルル保育園	江南区曾野木 1-21-9
		19 新津東保育園	秋葉区日宝町 9-4
		20 小合西保育園	秋葉区出戸 181
		21 中新田保育園	秋葉区中新田 512-1
		22 北上保育園	秋葉区さつき野 4-15-12
		23 荻川ほのぼの保育園	秋葉区田島 109
		24 白井保育園	南区赤渋 4540
		25 大鷲保育園	南区東笠巻新田 270-2
	認定こども園	1 親松幼稚園	中央区親松 136
		2 YOU 鐘木こども園	中央区湖南 27-6
		3 こどものいえこども園	中央区親松 101-1
		4 割野こども園	江南区割野 2092-3
		5 曾野木まるみ幼稚園	江南区曾野木 1-19-17
		6 亀田カトリック幼稚園	江南区船戸山 4-5-7
		7 このはこども園	江南区鷺ノ子 3-4-44
		8 こども園トキめき	江南区亀田四ツ興野 4-5-27
		9 いぶき保育園	江南区曾川甲 518-1
		10 四つ葉こども園	江南区亀田向陽 2-11-27
		11 敬愛こども園	秋葉区荻島 3-1-20
		12 こども園あおぞら	秋葉区中沢町 14-18
		13 こども園おひさま	秋葉区下新 361-1
		14 にこにここども園	秋葉区あおば通 2-24-5
		15 おぎかわこども園	秋葉区中野 3-20-7
		16 こども園にじ	秋葉区新津東町 2-2-8
		17 にいつ愛慈こども園	秋葉区新津本町 1-9-6
		18 新津認定こども園（さくらこども園）	秋葉区南町 10-3
		19 小阿賀ほのぼのこども園	秋葉区車場 1-389-1
		20 Akiha 森のようちえん	秋葉区田家 3-17-80-25
		21 満日こども園	秋葉区七日町 17-25
		22 新津カトリック幼稚園	秋葉区日宝町 2-1
		23 さつき野こども園	秋葉区川口 218

出典：「新潟県社会福祉施設等名簿（令和6年度）」（令和6年4月 新潟県福祉保健部）

「保育園一覧（令和7年4月1日現在）」（新潟市ホームページ）

「認定こども園一覧（令和7年4月1日現在）」（新潟市ホームページ）

表 3.3.12 環境保全の配慮が必要な施設の状況（老人福祉施設）（1/3）

分類	No.	名称	住所
福祉施設	老人福祉施設	1 はなことば新潟	中央区湖南 5-2
		2 サニーウイング鳥屋野（有料）	中央区湖南 508-3
		3 ショートステイ・ゆきよしとやの	中央区湖南 1-14
		4 にいがた恵風園	江南区鍋潟新田 382
		5 向陽の里	江南区亀田向陽 2-6-1
		6 にいがた新生園	江南区曾川甲 1333-1
		7 横雲の里	江南区阿賀野 1-2-1
		8 かめだ本町の里(地域密着)（※1）	江南区亀田本町 1-4-14
		9 にこやか(地域密着)（※1）	江南区横越中央 5-2-3
		10 なかかんの里	江南区曙町 4-1-29
		11 マチュアハウス横越	江南区阿賀野 1-2-2
		12 第二にいがた園	江南区祖父興野 270-1
		13 亀田園	江南区早通 6-7-34
		6 グループホームしんせい	江南区曾川甲 1333-1
		14 グループホームあけぼの	江南区曙町 2-5-19
		15 認知症高齢者グループホームおおやちの家	江南区うぐいす 2-7-5
		16 グループホームスミール向陽	江南区亀田向陽 1-8-7
		17 ニチイケアセンター新潟東	江南区横越川根町 4-1-40
		18 グループホーム酒屋	江南区酒屋町 330-3
		19 グループホームこうよう	江南区亀田向陽 2-7-10
		20 グループホームスミール亀田	江南区船戸山 1-1-10
		21 ケアハウス新寿園	江南区鍋潟新田 374
		22 サンライフ舞(特定)	江南区舞潟 38
		16 有料老人ホームハートフルケア亀田向陽(特定)	江南区亀田向陽 1-8-7
		23 きららふれあいの杜(特定)	江南区平賀 194-1
		14 高齢者向け賃貸住宅 長寿	江南区曙町 2-5-19
		24 ココファンガーデン新潟亀田	江南区早通 4-2-5
		25 ショートステイ松明	江南区北山 651
		26 曾野木ふれあいの杜	江南区楚川乙 20-4
		27 ショートステイかめだなかの	江南区砂岡 5-5-10
		28 ショートステイかめだ早通の里	江南区早通 5-6-20
		29 トーク&トークかめだショートステイ	江南区東本町 5-6-1
		30 ささえ愛わりの	江南区割野 4028
		31 小規模多機能俵柳の里慶寿苑	江南区俵柳 177-1
		32 S O M P O ケア新潟横越小規模多機能	江南区横越川根町 4-1-10
		33 かんばらの里	秋葉区古田 613-1
		34 はさぎの里	秋葉区七日町 2186-9
		35 こぐち苑(※1)	秋葉区小口 443
		36 こうめの里(地域密着)（※1）	秋葉区小屋場 335-1
		37 真寿苑(地域密着)（※1）	秋葉区大鹿 516-1
		38 あがうら	秋葉区東金沢 1459-5
		39 藤花(地域密着)（※1）	秋葉区新津本町 1-11-12
		40 藤花・荻川(地域密着)（※1）	秋葉区田島 109

表 3.3.12 環境保全の配慮が必要な施設の状況（老人福祉施設）（2/3）

分類		No.	名称	住所
福祉施設	老人福祉施設	41	藤花・小阿賀(地域密着) (*1)	秋葉区車場 1-389-1
		42	健進館	秋葉区古田 608
		43	おぎの里	秋葉区荻野町 3-8
		44	夢眠あきは	秋葉区大関 242-1
		45	グループホーム風見鶏	秋葉区柄目木 352
		46	はあとふるあたごグループホーム新津	秋葉区荻野町 2-26
		47	認知症対応型共同生活介護事業所グループホームたきや	秋葉区滝谷町 4-19
		48	グループホームささえ愛なかよし家	秋葉区中沢町 8-28
		49	グループホームふれあいの杜新津	秋葉区善道町 2-1-1
		50	グループホームあがうら和	秋葉区東金沢 1674-5
		51	ケアハウス真寿苑	秋葉区大鹿 522
		35	生活支援ハウスこぐら苑	秋葉区小口 443
		52	シェアハウス鐘のなる家	秋葉区柄目木 357-5
		53	すずらん	秋葉区中野 5-2-27
		54	リビングハウス荻川	秋葉区荻島 3-20-43
		55	アレック北栄 東金沢	秋葉区東金沢 1690-1
		56	すずらん車場	秋葉区車場 1-7-14
		57	あいおいの里 三枚潟	秋葉区覚路津 1267-1
		58	高齢者専用賃貸住宅 福寿荘	秋葉区美幸町 1-3-2
		59	はあとふるあたご介護付有料老人ホームおぎかわ (特定)	秋葉区車場 897-1
		59	はあとふるあたご住宅型有料老人ホームおぎかわ	秋葉区車場 897-1
		60	希望の庵 良寛 (有料)	秋葉区滝谷町 4-26
		61	さくらすまいる新津東町 (有料)	秋葉区新津東町 1-5-26
		62	メディクオール秋葉(有料)	秋葉区新町 1-5-18
		63	ショートステイ「藍の里」	秋葉区市之瀬 1030-1
		64	新津ショートステイ花はな	秋葉区新津 4528-1
		65	ショートステイスマイル花はな	秋葉区小戸下組 24-1
		66	ショートステイすずらん川口	秋葉区川口 144
		67	デイサービスセンターかんばらの里	秋葉区古田 616-7
		68	さぼ〜とハウスこでまり	秋葉区荻島 3-20-24
		47	小規模多機能型居宅介護事業所よってけ亭	秋葉区滝谷町 4-19
		69	なじみの家きなせや荻川	秋葉区荻野町 1-38
		70	ささえ愛きたかみ	秋葉区北上 2-13-7

表 3.3.12 環境保全の配慮が必要な施設の状況（老人福祉施設）（3/3）

分類		No.	名称	住所
福祉施設	老人福祉施設	71	小規模多機能型居宅介護事業所こもれび亭	秋葉区大鹿 514-1
		72	さぼ〜とハウスひなぎく	秋葉区七日町 826-1
		73	さぼ〜とハウスさつきの	秋葉区さつき野 4-15-39
		59	はあとふるあたご小規模多機能ホームおぎかわ	秋葉区車場 897-1
		74	はあとふるあたご看護小規模多機能ホームあきは	秋葉区荻野町 2-10
		75	白根やすらぎの里	南区鷲ノ木新田 4018-1
		76	グループホームうすい	南区臼井 1435-3
		75	ケアハウスやすらぎ	南区鷲ノ木新田 4018-1
		75	白根やすらぎ	南区鷲ノ木新田 4018-1
		76	小規模多機能ホームうすい	南区臼井 1435-3

注）表中の（＊1）はユニット型施設を示す。

出典：「新潟県社会福祉施設等名簿（令和6年度）」（令和6年4月 新潟県福祉保健部）

表 3.3.13 環境保全の配慮が必要な施設の状況（医療機関）

分類		No.	名称	住所
医療機関	病院	1	猫山宮尾病院	中央区湖南 14-7
		2	新潟市民病院	中央区鐘木 463-7
		3	亀田第一病院	江南区西町 2-5-22
		4	下越病院	秋葉区東金沢 1459-1
		5	新津医療センター病院	秋葉区古田 610
		6	新津信愛病院	秋葉区中村 271

出典：「医療情報ネット（ナビイ）」（厚生労働省）

「病院名簿救急病院等一覧表（令和7年4月1日現在）」（新潟県福祉保健部地域医療政策課）

表 3.3.14 環境保全の配慮が必要な施設の状況（文化施設）

分類		No.	名称	住所
文化施設	図書館・図書室	1	亀田図書館	江南区茅野山 3-1-14
		2	新津図書館	秋葉区日宝町 6-2
		3	曾野木地区図書室	江南区天野 2-7-2
		4	両川地区図書室	江南区酒屋町 821-8
		5	横越地区図書室	江南区いぶき野 1-1-2
		6	荻川地区図書室	秋葉区中野 5-1-50
	資料館	1	江南区郷土資料館	江南区茅野山 3-1-14
		2	新津鉄道資料館	秋葉区新津東町 2-5-6
	運動施設	1	HARD OFF ECO スタジアム新潟	中央区長潟 570
		2	MG C三菱ガス化学 アイスアリーナ	中央区鐘木 257-17
		3	かね公園多目的グラウンド	江南区亀田工業団地 1-2528-17
		4	亀田運動広場	江南区亀田緑町 1-810-3
		5	横越総合体育館	江南区いぶき野 1-1-1
		6	亀田総合体育館	江南区茅野山 3-1-13
		7	横越体育センター	江南区二本木 3-2-50
		8	第1 やすらぎ公園テニスコート	江南区木津工業団地
		9	市之瀬運動広場	秋葉区市之瀬 746-1
		10	新津 B&G 海洋センター	秋葉区七日町 2186-9
		11	新津七日町運動広場	秋葉区七日町 2186-11
		12	新津東部運動広場庭球場	秋葉区古田ノ内大野開 13
		12	新津東部運動広場	秋葉区古田ノ内大野開 13
		13	新津東町庭球場	秋葉区新津東町 1-246-1
		14	新津地域学園（体育施設）	秋葉区新津東町 2-5-6
		15	新津金屋運動広場	秋葉区金屋 260-1
		16	阿賀野川水辺プラザ公園	秋葉区市新 594-13 地先
		17	秋葉区総合体育館	秋葉区程島 2009
		17	新津武道館	秋葉区程島 2009

出典：「新潟市地図情報サービス「にいがた e マップ」」（新潟市ホームページ）

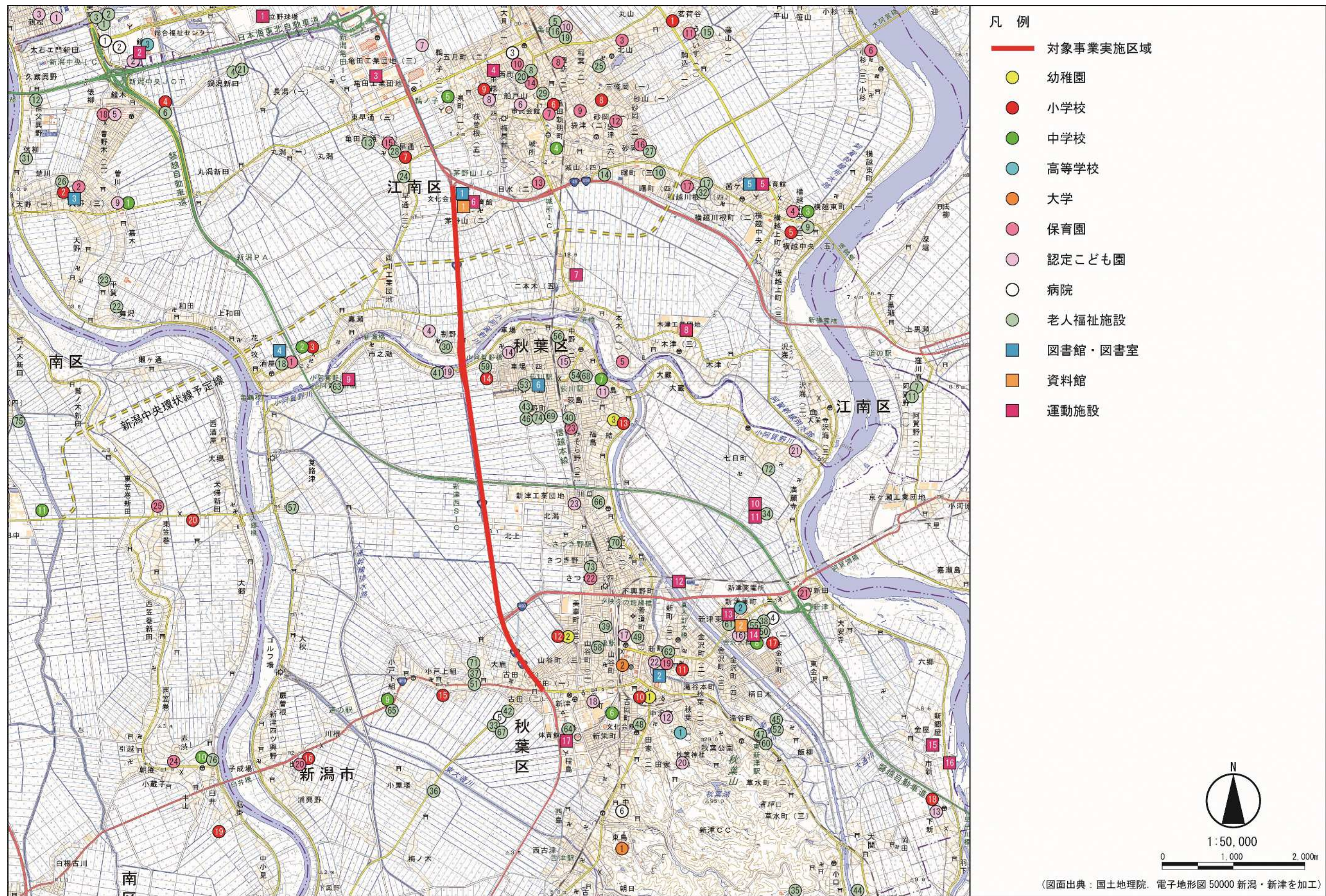


図 3.3.6 環境保全の配慮が必要な施設の分布状況

3.3.7 生活環境施設等環境の保全に関する施設の状況

(1) 水道、下水道の状況

対象事業実施区域及びその周辺における上水道の給水普及率の状況を表 3.3.15 に、下水道並びに汚水処理人口普及率の状況を表 3.3.16 に示し、上下水道施設の分布状況を図 3.3.7 に示す。

令和 5 年度の新潟市の上水道の給水普及率は 99.7%であり、令和元年度以降ほぼ横ばいの状況が続いている。また、新潟市の下水道の処理人口普及率は 87.3%、汚水処理人口普及率は 90.6%であり、対象事業実施区域が位置する江南区及び秋葉区の下水道処理人口普及率は、それぞれ 92.0%、96.1%となっている。

表 3.3.15 新潟市における人口、世帯数及び給水普及率（各年度末現在）

年度	行政区域内 人口 (人)	給水区域内 人口 (人)	給水人口 (人)	給水普及率 (%)	行政区域内 世帯数 (世帯)	給水世帯数 (世帯)
令和元年度	786,006	786,049	783,101	99.6	341,240	340,297
令和2年度	782,107	782,150	779,276	99.6	344,086	343,160
令和3年度	776,468	776,511	773,707	99.6	345,882	344,973
令和4年度	770,863	770,903	768,168	99.7	347,756	346,866
令和5年度	764,193	764,231	761,527	99.7	349,561	348,681

出典：「事業年報 いがたの水道 令和 5 年度」（新潟市水道局）

表 3.3.16 新潟市における下水道処理人口普及率及び汚水処理人口普及率（令和 5 年度末現在）

下水道処理人口普及率	汚水処理人口普及率
87.3% (江南区：92.0%、秋葉区：96.1%)	90.6%

出典：「下水道処理人口普及率」（新潟市ホームページ）

「新潟県の汚水処理人口普及率（令和 5 年度末）」（新潟県ホームページ）

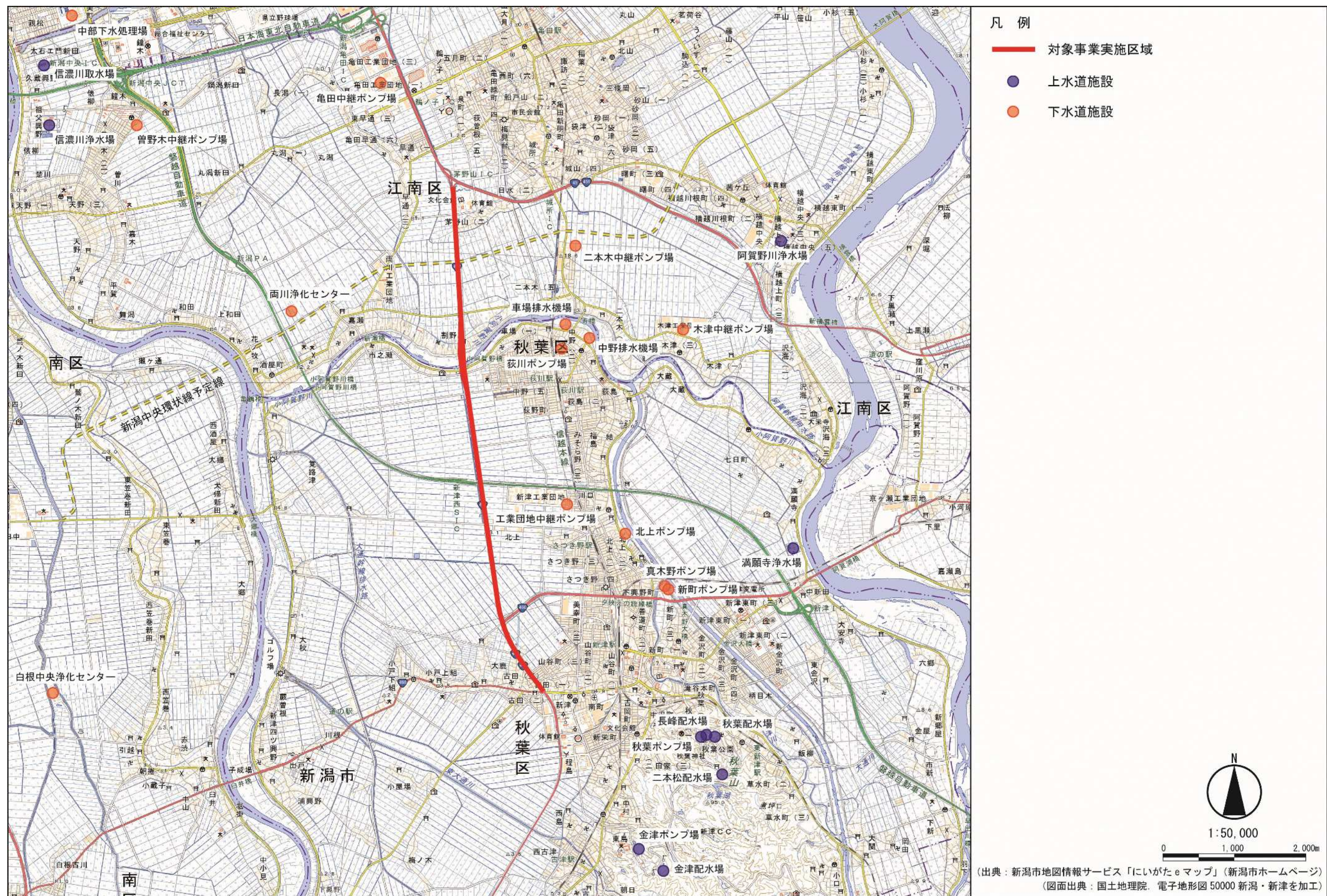


図 3.3.7 上下水道施設の分布状況

(2) 廃棄物処理施設の状況

① 一般廃棄物の処理状況

対象事業実施区域が位置する新潟市における一般廃棄物の処理状況を表 3.3.17 及び表 3.3.18 に示す。

新潟市の令和 5 年度のごみ処理量は 247,247 トンであり、新潟県全体の約 32%を占めている。また、し尿処理量は 84,903kl であり、処理内訳はし尿処理施設での処理量が最も多い状況となっている。

表 3.3.17 新潟市における一般廃棄物処理状況（ごみ処理状況；令和 5 年度）

行政区分	処理・処分内訳				合計 (t)
	直接焼却量 (t)	焼却以外の 中間処理量 (t)	直接 最終処分量 (t)	直接 資源化量 (t)	
新潟市	189,235	31,511	2,467	24,034	247,247
新潟県	556,406	146,043	4,626	57,803	764,878

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和 5 年度調査結果」（環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）

表 3.3.18 新潟市における一般廃棄物処理状況（し尿処理状況；令和 5 年度）

行政区分	処理内訳									し尿 処理量 合計 (k1)
	し尿			浄化槽汚泥			自家処理量			
	し尿処 理施設 (k1)	下水道 投入 (k1)	合計 (k1)	し尿処 理施設 (k1)	下水道 投入 (k1)	合計 (k1)	し尿 (k1)	浄化槽 汚泥 (k1)	合計 (k1)	
新潟市	10, 562	1, 371	11, 933	67, 177	5, 793	72, 970	0	0	0	84, 903
新潟県	58, 953	11, 690	70, 643	296, 817	39, 739	336, 556	36	0	36	407, 235

出典：「一般廃棄物処理実態調査結果 令和 5 年度調査結果」（環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課）

② 廃棄物等の施設等の分布状況

対象事業実施区域及びその周辺における新潟市の廃棄物処理施設を表 3.3.19 に、一般廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理業に係る許可施設を表 3.3.20、表 3.3.21 に示す。また、これら施設の位置を図 3.3.8 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には新潟市の廃棄物処理施設が 3 施設存在する。

表 3.3.19 新潟市の廃棄物処理施設

No.	名称	住所	区分	処理方式
1	新津クリーンセンター	秋葉区小口 1289-1	中継施設	
2	舞平清掃センター	江南区平賀 161-1	し尿処理施設	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理 汚泥再生：高温メタン発酵
3	新津浄化センター	秋葉区古田ノ内大野開 2	下水道投入施設	下水道投入

出典：「廃棄物処理施設一覧」（新潟市ホームページ）

表 3.3.20 一般廃棄物処理業許可業者

No.	名称	住所	処理方法（取扱廃棄物）
1	有限会社バイオマス J U N	秋葉区新町一丁目 2-37	堆肥化（木くず類、食品系廃棄物）
2	有限会社ケイ・エス環境興業	秋葉区子成場 271-2	破碎（木くず類）

出典：「一般廃棄物処理業許可業者（令和 6 年 2 月 20 日現在）」（新潟市ホームページ）

表 3.3.21 産業廃棄物処理業者

No.	名称	住所（設置場所）	区分	処理方法
1	有限会社窪田水研	江南区曙町三丁目 484-1	中間処理施設	溶融・圧縮
2	有限会社ケイ・エス環境興業	秋葉区子成場字長左衛門沼 271-2 外	中間処理施設	破碎
3	株式会社小山セメント工業所	秋葉区覚路津字丑柳 2480-4	中間処理施設	破碎
4	坂上興産株式会社	秋葉区子成場字長左衛門沼 274-1	中間処理施設	圧縮
5	有限会社シンキ	江南区沢海字焼山 4357-1	中間処理施設	破碎
6	有限会社田邊木材	秋葉区中村 8-7 外	中間処理施設	破碎
7	株式会社新潟エコテック	秋葉区古田ノ内大野開字鱈池 143 番 1 外	中間処理施設	圧縮・溶融
8	一般財団法人新潟県環境分析センター	江南区祖父興野字横堀内 53-1	中間処理施設	中和・ろ過
9	新潟特殊企業株式会社	江南区丸潟新田字上谷内 726-1	中間処理施設	天日乾燥・乾燥固化
10	有限会社新津清掃社	秋葉区古田ノ内大野開字鱈池 142-2、秋葉区川口字乙 580-23	中間処理施設	溶融・圧縮
11	株式会社布川産業	秋葉区荻島二丁目 336-1 外	中間処理施設	油水分離
12	有限会社バイオマス J U N	秋葉区川口字乙 580-24	中間処理施設	堆肥化
13	有限会社山崎銅鉄店	江南区横越中央七丁目 837-1 外、838-1 外	中間処理施設	破碎・切断

出典：「産業廃棄物処分業者一覧（令和 7 年 4 月 17 日現在）」（新潟市ホームページ）

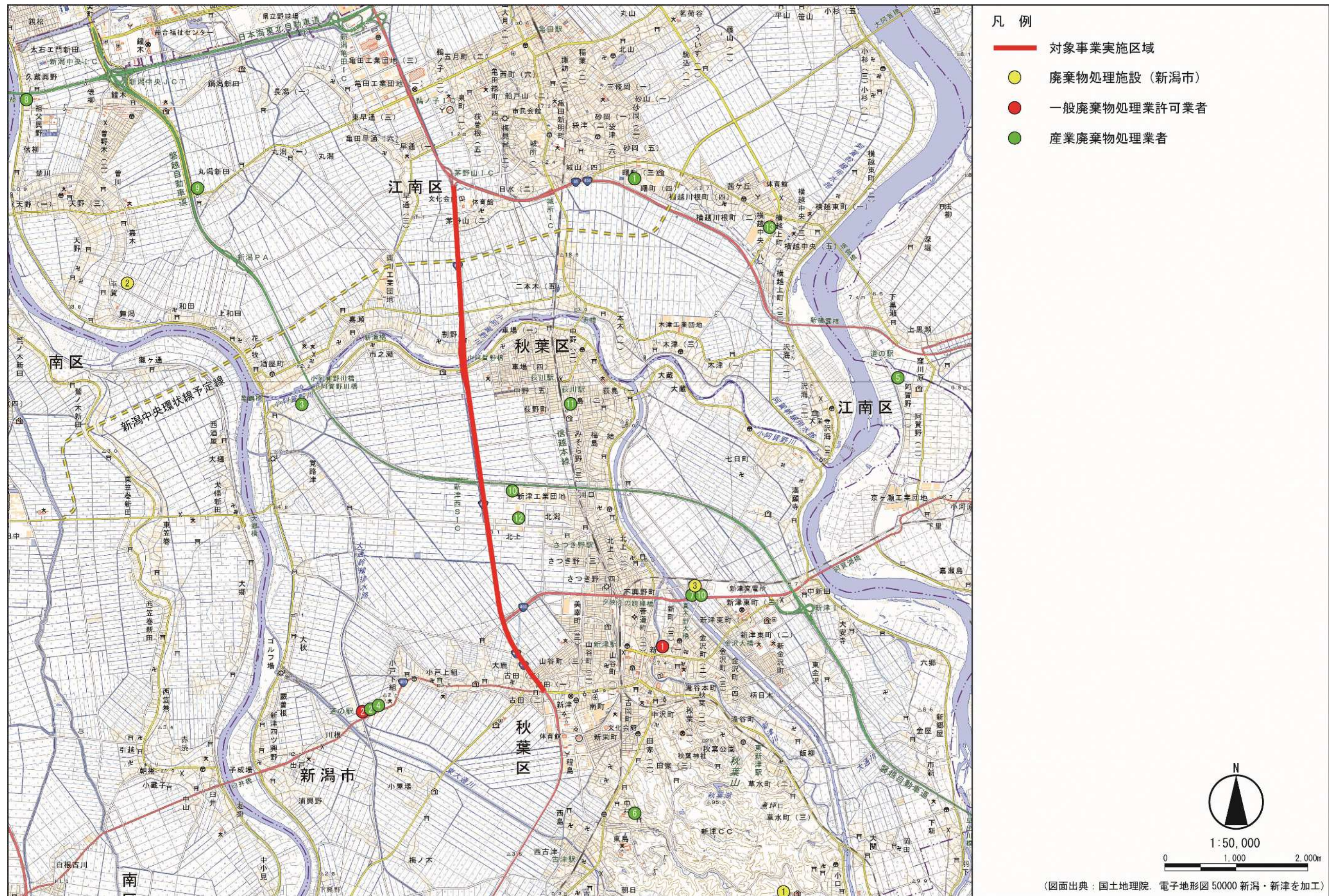


図 3.3.8 廃棄物処理施設の位置図

3.3.8 環境の保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況

(1) 都市計画法の規定により定められた用途地域

対象事業実施区域及びその周辺には、前出 3.3.3(1)の項に示すとおり、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第八条第一項第一号の規定により定められた用途地域が存在する。

(2) 環境基本法の規定により策定された公害防止計画の策定状況

対象事業実施区域及びその周辺には、「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第十七条の規定により策定された公害防止計画は策定されていない。

(3) 環境基本法の規定等により定められた環境基準

① 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第十六条第一項の規定により定められた大気汚染に係る環境基準を表 3.3.22 及び表 3.3.23 に示す。また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）第七条の規定により定められたダイオキシン類に係る環境基準を表 3.3.24 に示す。

表 3.3.22 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	告示
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	昭和 48 年 5 月 16 日 環境庁告示第 35 号
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、 1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内又はそれ以下であること。	昭和 53 年 7 月 11 日 環境庁告示第 38 号
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	昭和 48 年 5 月 8 日 環境庁告示第 25 号
微小粒子状物質	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均 値が 35 μg/m ³ 以下であること。	平成 21 年 9 月 9 日 環境省告示第 33 号

注 1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

注 2) 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。

注 3) 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとならないよう努めるものとする。

注 4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

注 5) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 3.3.23 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物質	環境上の条件	告示
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月4日 環境庁告示第4号
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	平成30年11月19日 環境省告示第100号
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	平成9年2月4日 環境庁告示第4号
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	平成13年4月20日 環境省告示第30号

注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

注2) ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

表 3.3.24 ダイオキシン類に係る大気環境基準

物質	環境上の条件	告示
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	平成11年12月27日 環境庁告示第68号

注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

注2) 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

② 騒音に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第十六条第一項の規定により定められた騒音に係る環境基準を表 3.3.25 に示す。また、対象事業実施区域及びその周辺における騒音に係る環境基準の類型指定の状況を図 3.3.9 に示す。

対象事業実施区域の終点付近は B 類型に指定されている。

表 3.3.25(1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域（一般地域））

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注 1) 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 2) A A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注 3) A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注 4) B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注 5) C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）

表 3.3.25(2) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

注) 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）

表 3.3.25(3) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

注 1) 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 2) 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）等を表す。

注 3) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル

2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

出典：「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）

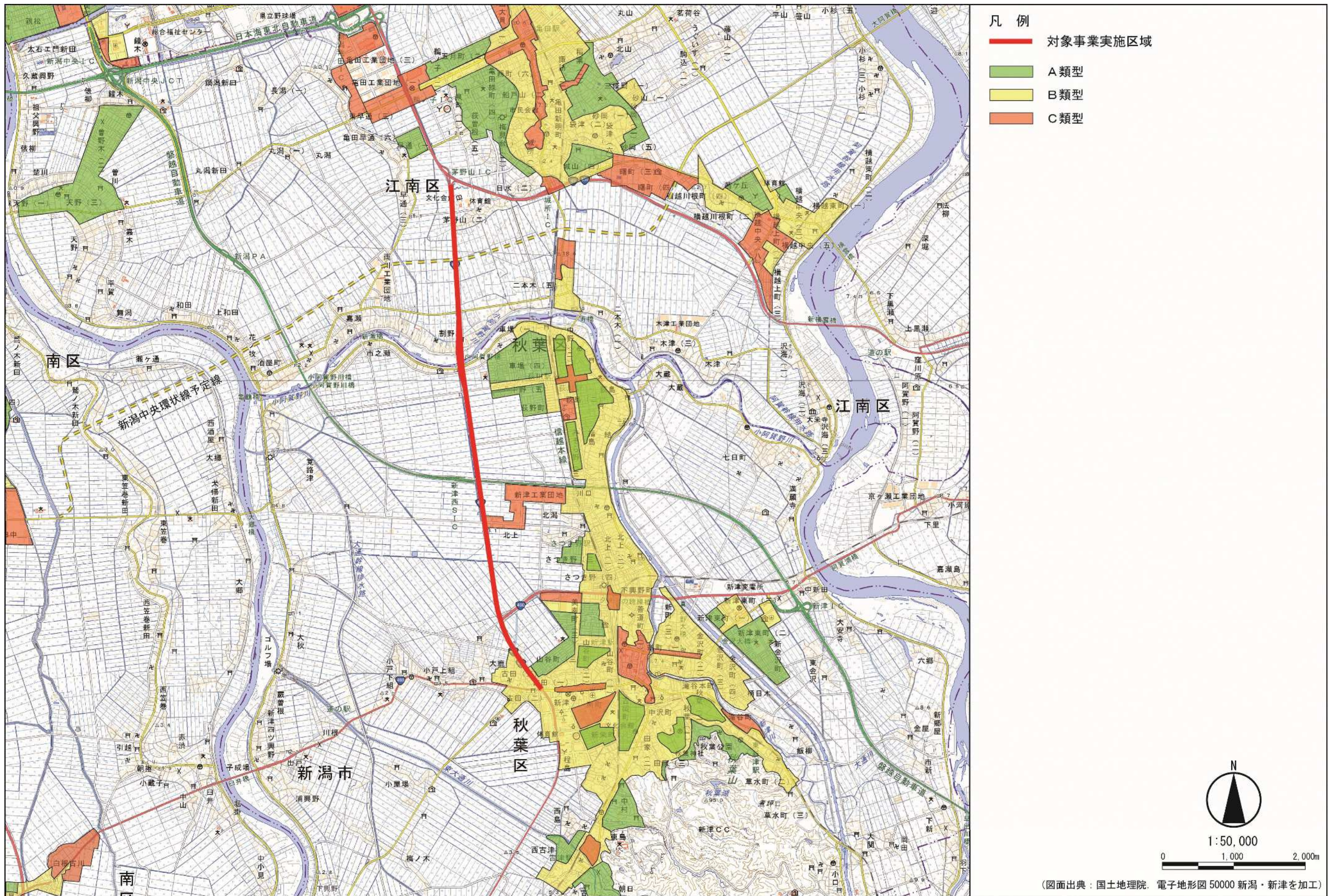


図 3.3.9 騒音に係る環境基準の類型指定の状況

③ 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第十六条第一項の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は全ての公共用水域に適用され、「生活環境の保全に関する環境基準」は、河川、湖沼及び海域別に水域の利用目的に応じて設定されている。「人の健康の保護に関する環境基準」を表 3.3.26 に、「生活環境の保全に関する環境基準」のうち、河川及び湖沼に適用される環境基準を表 3.3.27 に示す。

また、対象事業実施区域及びその周辺における河川等の水域類型指定の状況を表 3.3.28 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺に位置する河川等の水域類型は、小阿賀野川及び阿賀野川が A 類型、能代川が B 類型、栗木川上流が C 類型、鳥屋野潟が B 類型に指定されている。

表 3.3.26 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3.3.27(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川ア）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100mL 以下
A	水道2級 水産1級及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下
B	水道3級 水産2級及びC以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU /100mL 以下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄 に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—

備考

- 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。)) とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。
- いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
- 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
 - 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
 - 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
- 出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3.3.27(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川イ）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1 基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。 出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）				

表 3.3.27(3) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼ア）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU /100mL 以下
A	水道2、3級 水産2級及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU /100mL 以下
B	水道3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—
備考						
1 水産1級、水産2級及び水産3級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。 2 水道1級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU/100mL 以下とする。 3 水道3級を利用目的としている測定点（水浴又は水道2級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU/100mL 以下とする。 4 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道1級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300 CFU/100mL 以下とする。 4 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。						

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3.3.27(4) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼イ）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考			
1 基準値は、年間平均値とする。			
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。			
3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 - 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
 - 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
 - 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
- 出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3.3.27(5) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼ウ）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3.3.27(6) 生活環境の保全に関する環境基準（湖沼工）

類型 項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以下
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以下
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以下
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

出典：「水質汚濁に係る環境基準」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

表 3.3.28 水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況

<河川；一般項目（BOD等）>

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	能代川	全域	河川B	イ	昭和46年5月25日 閣議決定
	小阿賀野川	全域	河川A	ア	昭和46年5月25日 閣議決定 平成16年1月16日 新潟県告示
	栗木川上流	亀田排水路の新潟市道横越木津線との交点から竹尾揚水機まで	河川C	ウ	昭和51年4月22日 新潟県告示
阿賀野川	阿賀野川(4)	新郷ダムより下流	河川A	ア	昭和48年3月31日 環境庁告示

<河川；水生生物保全項目>

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	能代川	全域	生物B	ア	平成25年3月12日 新潟県告示
	小阿賀野川	全域	生物B	ア	平成25年3月12日 新潟県告示
	栗木川上流	亀田排水路の新潟市道横越木津線との交点から竹尾揚水機場まで	生物B	ア	平成25年3月12日 新潟県告示
阿賀野川	阿賀野川下流	早出川合流点より下流に限る	生物B	ア	平成22年9月24日 環境省告示

<湖沼；一般項目（COD等）>

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	鳥屋野潟	全域	湖沼B	イ	昭和46年5月25日 閣議決定

<湖沼；水生生物保全項目>

水系名	水域	範囲	該当類型	達成期間	告示等年月日
信濃川	鳥屋野潟	全域	生物B	ア	平成25年3月12日 新潟県告示

注) 達成期間の「ア」とは直ちに達成、「イ」とは5年以内に可及的すみやかに達成、「ウ」とは5年を超える期間で可及的すみやかに達成を示す。

出典：「令和7年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」（新潟県）

④ 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第十六条第一項の規定により定められた地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 3.3.29 に示す。

表 3.3.29 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考	
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。	
2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。	
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号）

⑤ 土壌汚染に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第十六条第一項の規定により定められた土壌汚染に係る環境基準を表 3.3.30 に示す。

表 3.3.30 土壌汚染に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg について 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
備考	
1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては「環境庁告示第 46 号付表」に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。	
3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び E P N をいう。	
4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「土壌環境基準」（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）

⑥ ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）第七条の規定により定められたダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準を表 3.3.31 に示す。

表 3.3.31 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1 基準値は 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフタンデム質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び「土壌汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）

(4) 大気汚染に係る規制

① 大気汚染防止法の規定により定められた指定地域

対象事業実施区域及びその周辺には、「大気汚染防止法」（昭和 43 年法律第 97 号）第五条の二第一項の規定により定められた指定地域は存在しない。

② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO_x・PM法）の規定により定められた窒素酸化物対策地域又は（及び）粒子状物質対策地域

対象事業実施区域及びその周辺には、「自動車NO_x・PM法」（平成 4 年法律第 70 号）第六条第一項並びに第八条第一項の規定により定められた窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域は存在しない。

(5) 騒音に係る規制

① 幹線道路の沿道の整備に関する法律の規定により指定された沿道整備道路

対象事業実施区域及びその周辺には、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」（昭和 55 年法律第 34 号）第五条第一項の規定により指定され沿道整備道路は存在しない。

② 特定（指定）施設に関する規制

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）第三条第一項及び第四条第一項の規定により定められた特定施設における騒音の規制に関する基準を表 3.3.32 に、特定施設を表 3.3.33 に、対象事業実施区域及びその周辺における規制区域を図 3.3.10 に示す。

対象事業実施区域の終点付近は第 2 種区域に指定されている。
また、新潟市では、法に基づく特定施設に加え、「新潟市生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年条例第 47 号）に基づく指定施設を表 3.3.34 に示すとおり定め、規制を行っている。

表 3.3.32 特定（指定）施設に係る規制基準

区域の 区分	昼間		夕		夜間		朝	
	騒音	時間	騒音	時間	騒音	時間	騒音	時間
第 1 種 区域	50 デシベル	午前 8 時～ 午後 6 時	40 デシベル	午後 6 時～ 午後 9 時	40 デシベル	午後 9 時～ 翌日午前 6 時	40 デシベル	午前 6 時～ 午前 8 時
第 2 種 区域	55 デシベル		50 デシベル		45 デシベル		50 デシベル	
第 3 種 区域	65 デシベル	午前 8 時～ 午後 8 時	60 デシベル	午後 8 時～ 午後 10 時	50 デシベル	午後 10 時～ 翌日午前 6 時	60 デシベル	
第 4 種 区域	70 デシベル		65 デシベル		60 デシベル		65 デシベル	

注 1) 表中の第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、騒音規制法の規定により定められた第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。

注 2) 工場等が他の区域に隣接する場合で、当該工場等の属する区域の基準値が、当該隣接する区域の基準値より大きいときは、当該工場等と当該隣接する区域と接する部分に限り、当該工場等に適用する基準値は当該隣接する区域の基準値とする。

注 3) 第 3 種区域及び第 4 種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内の規制基準は、この表から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示 1 号）
「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年 3 月 1 日規則第 5 号）

表 3.3.33 騒音規制法に基づく特定施設

特定施設の種類、規模及び能力
金属加工機械 ・圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。） ・製管機械 ・ベンディングマシン（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。） ・液圧プレス（矯正プレスを除く。） ・機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。） ・せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。） ・鍛造機 ・ワイヤーフォーミングマシン ・ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式を除く。） ・タンブラー ・切断機（といしを用いるものに限る。）
空気圧縮機（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）及び送風機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
織機（原動機を用いるものに限る。）
建設用資材製造機械 ・コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。） ・アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）
穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
木材加工機械 ・ドラムバーカー ・チップパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） ・碎木機 ・帯のご盤（製材用は原動機の定格出力が 15 キロワット以上、木工用は原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） ・丸のご盤（製材用は原動機の定格出力が 15 キロワット以上、木工用は原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。） ・かんな盤（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
抄紙機
印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
合成樹脂用射出成形機
鋳造型機（ジョルト式のものに限る。）

出典：「騒音規制法施行令」（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号）

表 3.3.34 新潟市条例に基づく指定施設

番号	施設の種類		規模能力
1	金属加工機械	(1) 圧延機械	すべてのもの
		(2) ベンディングマシン(ロール式のものに限る。)	
		(3) 機械プレス	
		(4) せん断機(原動機を使用するものに限る。)	
		(5) 研磨機 (工具用を除く。)	
		(6) 高速切断機	
		(7) 自動旋盤(棒材加工用のものに限る。)	
2	圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
3	撚糸機		すべてのもの
4	木材加工機械	(1) チッパー	
		(2) 帯のこ盤	原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のものに限る。
		(3) 丸のこ盤	
		(4) かな盤	
5	バーナー		バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算で 1 時間当たり 15 リットル以上のもの。
6	電気炉		すべてのもの
7	キューボラ		
8	遠心分離機		直径が 1.2 メートル以上のものに限る。
9	コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロック製造機		すべてのもの
10	ドラム缶洗浄機		
11	スチームクリーナー		
12	ポンプ		原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
13	天井走行クレーン及び門型走行クレーン		原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。
14	集じん機		すべてのもの
15	冷凍機 (往復動式、ロータリー式又は遠心式のものに限る。)		
16	クーリングタワー		原動機の定格出力が 0.75 キロワット以上のものに限る。

備考

次に掲げる施設を除く。

1 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第二条第一項第十八号に規定する電気工作物

2 ガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第二条第十三項に規定するガス工作物

出典:「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 8 年 3 月 1 日規則第 5 号)

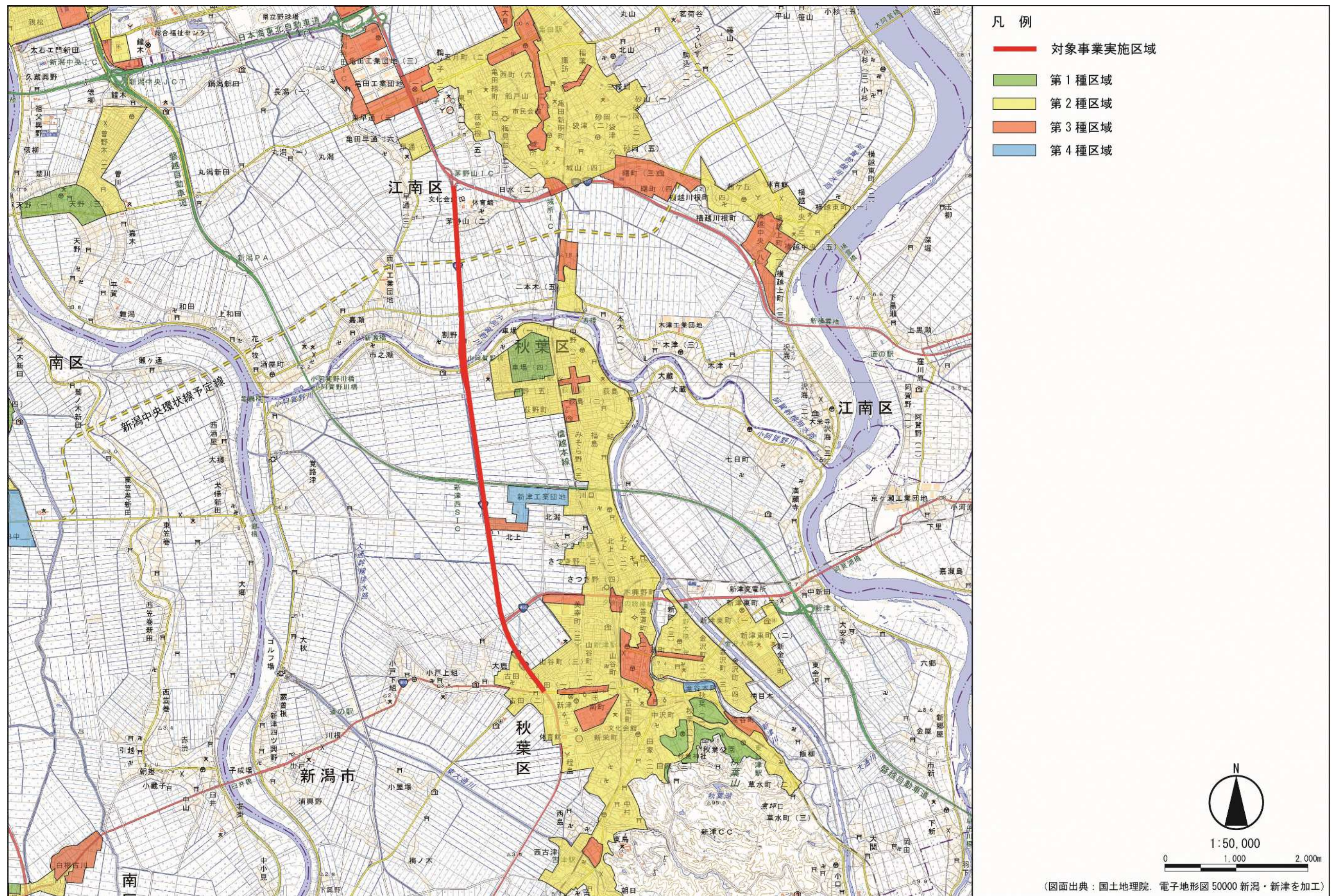


図 3.3.10 騒音規制法による規制区域の状況

③ 特定（指定）建設作業に関する規制

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）第三条第一項及び第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表 3.3.35 に、特定建設作業を表 3.3.36 に示す。なお、対象事業実施区域及びその周辺における規制区域は前出図 3.3.10 に示すとおりである。

また、新潟市では、法に基づく特定建設作業に加え、「新潟市生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年条例第 47 号）に基づく騒音に係る指定建設作業を表 3.3.37 に示すとおり定め、規制を行っている。

表 3.3.35 特定（指定）建設作業に係る規制基準

基準値	作業ができない時間		1 日当たりの作業時間		同一場所における作業期間	作業日
	付表 1 の区域	付表 2 の区域	付表 1 の区域	付表 2 の区域		
騒音：85dB	午後 7 時 ～ 翌日午前 7 時	午後 10 時 ～ 翌日午前 6 時	10 時間を 超えない こと	14 時間を 超えない こと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

付表

1 騒音規制法に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域 (1) 第 1 種区域 (2) 第 2 種区域 (3) 第 3 種区域 (4) 第 4 種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域 ア 学校教育法第 1 条に規定する学校 イ 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所 ウ 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの エ 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館 オ 老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園 2 騒音規制法に掲げる区域の区分のうち、1 に掲げる区域以外の区域

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年 3 月 1 日規則第 5 号）

表 3.3.36 騒音規制法に基づく特定建設作業

作業内容
1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2. びょう打機を使用する作業
3. さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8. ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

出典：「騒音規制法施行令」（昭和 43 年 11 月 27 日政令第 324 号）

表 3.3.37 新潟市条例に基づく指定建設作業

作業内容
1. ブルドーザー、トラクターショベル、ショベル系掘削機械又はクローラ式建設機械を使用する作業
2. コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る）

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年 3 月 1 日規則第 5 号）

④ 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）第十七条第一項の規定により定められた自動車騒音の要請限度及び時間の区分の状況を表 3. 3. 38 に示す。

表 3. 3. 38 騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合は、道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は、道路の境界線から 20m までの範囲をいう。）については、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。

注 1) 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 2) a～c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市長が定めた区域をいう。

ア a 区域とは、専ら住居の用に供される区域。

イ b 区域とは、主として住居の用に供される区域。

ウ c 区域とは、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域。

出典：「新潟市の環境 資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月 新潟市環境部環境政策課）

(6) 振動に係る規制

① 特定（指定）施設に関する規制

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）第三条第一項及び第四条第一項の規定により定められた特定施設における振動の規制に関する基準を表 3. 3. 39 に、特定施設を表 3. 3. 40 に、対象事業実施区域及びその周辺における規制区域を図 3. 3. 11 に示す。

対象事業実施区域の終点付近は第 1 種区域に指定されている。

また、新潟市では、法に基づく特定施設に加え、「新潟市生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年条例第 47 号）に基づく指定施設を表 3. 3. 41 に示すとおり定め、規制を行っている。

表 3. 3. 39 特定（指定）施設に係る規制基準

区域の区分		昼間		夜間	
振動規制法	市条例	振動レベル	時間	振動レベル	時間
第 1 種区域	第 1 種区域 第 2 種区域	60 デシベル	午前 8 時～ 午後 7 時	55 デシベル	午後 7 時～ 翌日午前 8 時
第 2 種区域	第 3 種区域 第 4 種区域	65 デシベル	午前 8 時～ 午後 8 時	60 デシベル	午後 8 時～ 翌日午前 8 時

注 1) 表中の第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域とは、騒音規制法の規定により定められた第 1 種区域、第 2 種区域、第 3 種区域及び第 4 種区域をいう。

注 2) 第 3 種区域及び第 4 種区域内にある学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内の規制基準は、この表から 5 デシベルを減じた値とする。

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年 3 月 1 日規則第 5 号）

「振動規制基準」（新潟市ホームページ）

表 3.3.40 振動規制法に基づく特定施設

特定施設の種類、規模及び能力	
金属加工機械	・ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ・ 機械プレス ・ せん断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。） ・ 鍛造機 ・ ワイヤフォーマーマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）
圧縮機（一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）	
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）	
織機（原動機を用いるものに限る。）	
コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）	
木材加工機械	・ ドラムバーカー ・ チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）
印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）	
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）	
合成樹脂用射出成形機	
鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）	

出典：「振動規制法施行令」（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号）

表 3.3.41 新潟市条例に基づく指定施設

番号	施設の種類		規模能力
1	金属加工機械	(1) 圧延機械	すべてのもの
		(2) 製管機械	
		(3) ベンディングマシン	
		(4) 液圧プレス(矯正プレスに限る。)	
		(5) ワイヤフォーマーマシン	
2	圧縮機		原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。
3	ポンプ		
4	遠心分離機		直径が 1.2 メートル以上のものに限る。
5	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい又は分級機		すべてのもの
6	コンクリート管、コンクリート柱又はコンクリートブロック製造機		
7	ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン（船舶又は車両の原動機として使用するものを除く。）		定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。
8	オシレーティングコンベア		すべてのもの

備考

次に掲げる施設を除く。

1 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物

2 ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第二条第十三項に規定するガス工作物

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年 3 月 1 日規則第 5 号）

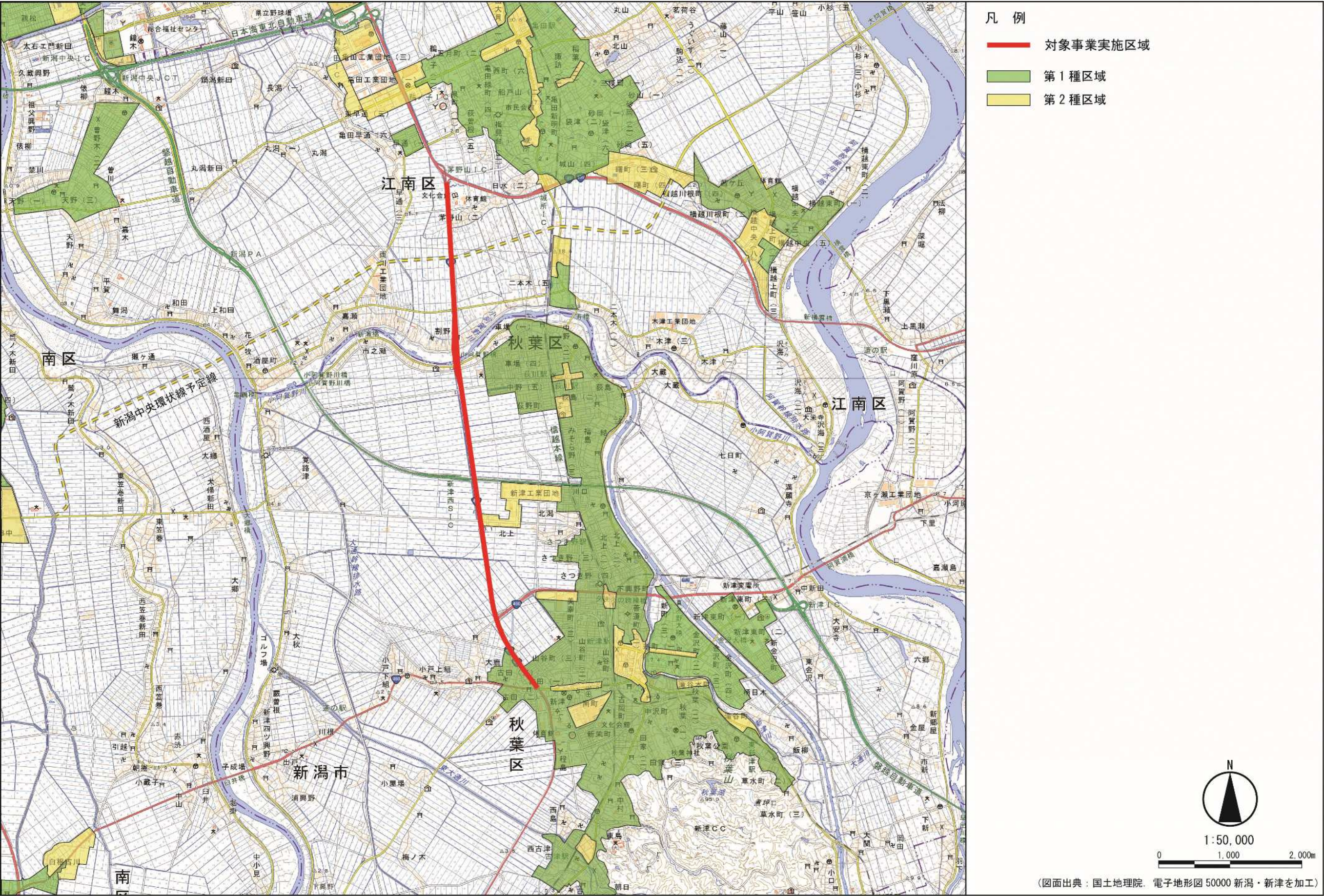


図 3.3.11 振動規制法による規制区域の状況

② 特定（指定）建設作業に関する規制

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）第三条第一項及び第十五条第一項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準を表 3.3.42 に、特定建設作業を表 3.3.43 に示す。なお、対象事業実施区域及びその周辺における規制区域は前出図 3.3.11 に示すとおりである。

また、新潟市では、法に基づく特定建設作業に加え、「新潟市生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年条例第 47 号）に基づく振動に係る指定建設作業を表 3.3.44 に示すとおり定め、規制を行っている。

表 3.3.42 特定（指定）建設作業に係る規制基準

基準値	作業ができない時間		1 日当たりの作業時間		同一場所における作業期間	作業日
	付表 1 の区域	付表 2 の区域	付表 1 の区域	付表 2 の区域		
振動：75dB	午後 7 時 ～ 翌日午前 7 時	午後 10 時 ～ 翌日午前 6 時	10 時間を 超えない こと	14 時間を 超えない こと	連続して 6 日を超えないこと	日曜日その他の休日でないこと

付表

1 騒音規制法に掲げる区域の区分のうち、次に掲げる区域 (1) 第 1 種区域 (2) 第 2 種区域 (3) 第 3 種区域 (4) 第 4 種区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域 ア 学校教育法第 1 条に規定する学校 イ 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する保育所 ウ 医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの エ 図書館法第 2 条第 1 項に規定する図書館 オ 老人福祉法第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム カ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園 2 騒音規制法に掲げる区域の区分のうち、1 に掲げる区域以外の区域

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年 3 月 1 日規則第 5 号）

表 3.3.43 振動規制法に基づく特定建設作業

作業内容
1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3. 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）
4. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、一日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。）

出典：「振動規制法施行令」（昭和 51 年 10 月 22 日政令第 280 号）

表 3.3.44 新潟市条例に基づく指定建設作業

作業内容
1. ブルドーザー、トラクターショベル、ショベル系掘削機械又はクローラ式建設機械を使用する作業
2. コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る）

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年 3 月 1 日規則第 5 号）

③ 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」（昭和 51 年法律第 64 号）第十六条第一項の規定により定められた道路交通振動の要請限度及び時間の区分の状況を表 3.3.45 に示す。

表 3.3.45 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

区域の区分	昼間		夜間	
	振動レベル	時間	振動レベル	時間
第 1 種区域	65 デシベル	午前 8 時～ 午後 7 時	60 デシベル	午後 7 時～ 翌日午前 8 時
第 2 種区域	70 デシベル	午前 8 時～ 午後 8 時	65 デシベル	午後 8 時～ 翌日午前 8 時

注）第 1 種区域及び第 2 種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として市長が定めた区域をいう。

ア 第 1 種区域とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域。

イ 第 2 種区域とは、住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

出典：「新潟市の環境 資料編（令和 5 年度データ集）」（令和 7 年 1 月 新潟市環境部環境政策課）

(7) 悪臭に係る規制

① 規制概要

対象事業実施区域が位置する新潟市の悪臭規制の概要を表 3.3.46 に示す。

表 3.3.46 新潟市の悪臭規制概要

事業場の場所	規制の概要
旧新潟市かつ 規制区域内	・悪臭防止法により、すべての事業場は、敷地境界、排出口及び排水水において、特定悪臭物質濃度の基準を遵守する。 ・新潟市生活環境の保全等に関する条例により、指定施設に該当する事業場は、敷地境界及び排出口において、臭気濃度の基準を遵守、新潟市に届け出る。
上記以外かつ 規制区域内	・悪臭防止法により、すべての事業場は、敷地境界、排出口及び排水水において、臭気指数の基準を遵守する。

注) 平成 17 年合併以前に新潟市に属していた地域を「旧新潟市」という。

出典：「悪臭防止対策」(新潟市ホームページ)

② 悪臭防止法に係る規制

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 条)第三条の規定により定められた規制地域の状況を図 3.3.13 に示す。

対象事業実施区域及びその周辺には悪臭防止法で定められた規制地域が存在し、対象事業実施区域の終点付近は第 1 種区域に指定されている。

i. 臭気指数に関する規制

前出表 3.3.46 に示したとおり、旧新潟市以外の規制区域内では、事業場の敷地境界、排出口及び排水水において、臭気指数の基準を遵守する必要がある。敷地境界、排水水に係る規制基準を表 3.3.47 に示し、各規制区域の区分を表 3.3.48 に示す。また、排出口の規制基準を表 3.3.49 に示す。

表 3.3.47 敷地境界線及び排水水に係る臭気指数の規制基準

区域の区分	敷地境界線の基準 (単位：臭気指数)	排水水の基準 (単位：臭気指数)
第 1 種区域	10	26
第 2 種区域	12	28
第 3 種区域	13	29

出典：「悪臭防止対策」(新潟市ホームページ)

表 3.3.48 各規制区域の区分

区域の区分	対象地域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域 他 上記に相当する地域
第 2 種区域	準工業地域 他 工業、農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域
第 3 種区域	工業地域、工業専用地域 他 悪臭に順応する地域

出典：「悪臭防止対策に関するパンフレット」(新潟市)

表 3.3.49 排出口に係る臭気指数の規制基準

区分	排出口の高さ	
	15メートル以上	15メートル未満
規制基準	悪臭防止法施行規則第6条の2第1項1号に規定する計算式を用いて算出された臭気排出強度	悪臭防止法施行規則第6条の2第1項2号に規定する計算式を用いて算出された臭気指数

出典：「悪臭防止対策」（新潟市ホームページ）

ii. 特定悪臭物質に関する規制

前出表 3.3.46 に示したとおり、旧新潟市の規制区域内では、事業場の敷地境界、排出口及び排水において、特定悪臭物質濃度の基準を遵守する必要がある。特定悪臭物質及び敷地境界線の規制基準を表 3.3.50 に示し、各規制区域の区分を表 3.3.51 に示す。また、排出口の規制基準を図 3.3.12 に、排水水の規制基準を表 3.3.52 に示す。

表 3.3.50 特定悪臭物質及び敷地境界線の規制基準

物質名	A区域基準 (ppm)	B区域基準 (ppm)
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
スチレン	0.4	0.8
キシレン	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004

出典：「悪臭防止対策」（新潟市ホームページ）

表 3.3.51 各規制区域の区分

区域の区分	対象地域
A区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域 他 上記に相当する地域
B区域	工業地域、工業専用地域 他 悪臭に順応する地域

出典：「悪臭防止対策に関するパンフレット」（新潟市）

事業場の煙突その他の気体排出施設において、特定悪臭物質の流量が下記の式から算出される基準を満たす必要がある。ただし、補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合についてはこの式は適用しない。

なお、メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸は対象物質から除く。

$$q = 0.108 \times He^2 \times Cm$$

$$He = Ho + 0.65(Hm + Ht)$$

$$Hm = \frac{0.795\sqrt{QV}}{1 + \frac{2.58}{Q}}$$

$$Ht = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1\right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{QV}} \times \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T-288}\right) + 1$$

上記の式における記号はそれぞれ次の値を示すものです。

q：規制基準となる流量（ノルマル立方メートル毎時）

He：補正された排出口の高さ（メートル）

Cm：敷地境界線における排出基準(ppm)

Ho：排出口の実高さ（メートル）

Q：セルシウス温度 15 度における排出ガスの流量（立方メートル毎秒）

V：排出ガスの排出速度（メートル毎秒）

T：排出ガスの絶対温度（ケルビン）

出典：「悪臭防止対策」（新潟市ホームページ）

図 3.3.12 排出口の規制基準

表 3.3.52 排出水の規制基準

対象となる特定悪臭物質	排出水の流量 (m³/s)	A 区域基準 (mg/L)	B 区域基準 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001 以下	0.03	0.06
	0.001 を超え、0.1 以下	0.007	0.01
	0.1 を超える	0.002	0.003
硫化水素	0.001 以下	0.1	0.3
	0.001 を超え、0.1 以下	0.02	0.07
	0.1 を超える	0.005	0.02
硫化メチル	0.001 以下	0.3	2
	0.001 を超え、0.1 以下	0.07	0.3
	0.1 を超える	0.01	0.07
二硫化メチル	0.001 以下	0.6	2
	0.001 を超え、0.1 以下	0.1	0.4
	0.1 を超える	0.03	0.09

出典：「悪臭防止対策」（新潟市ホームページ）

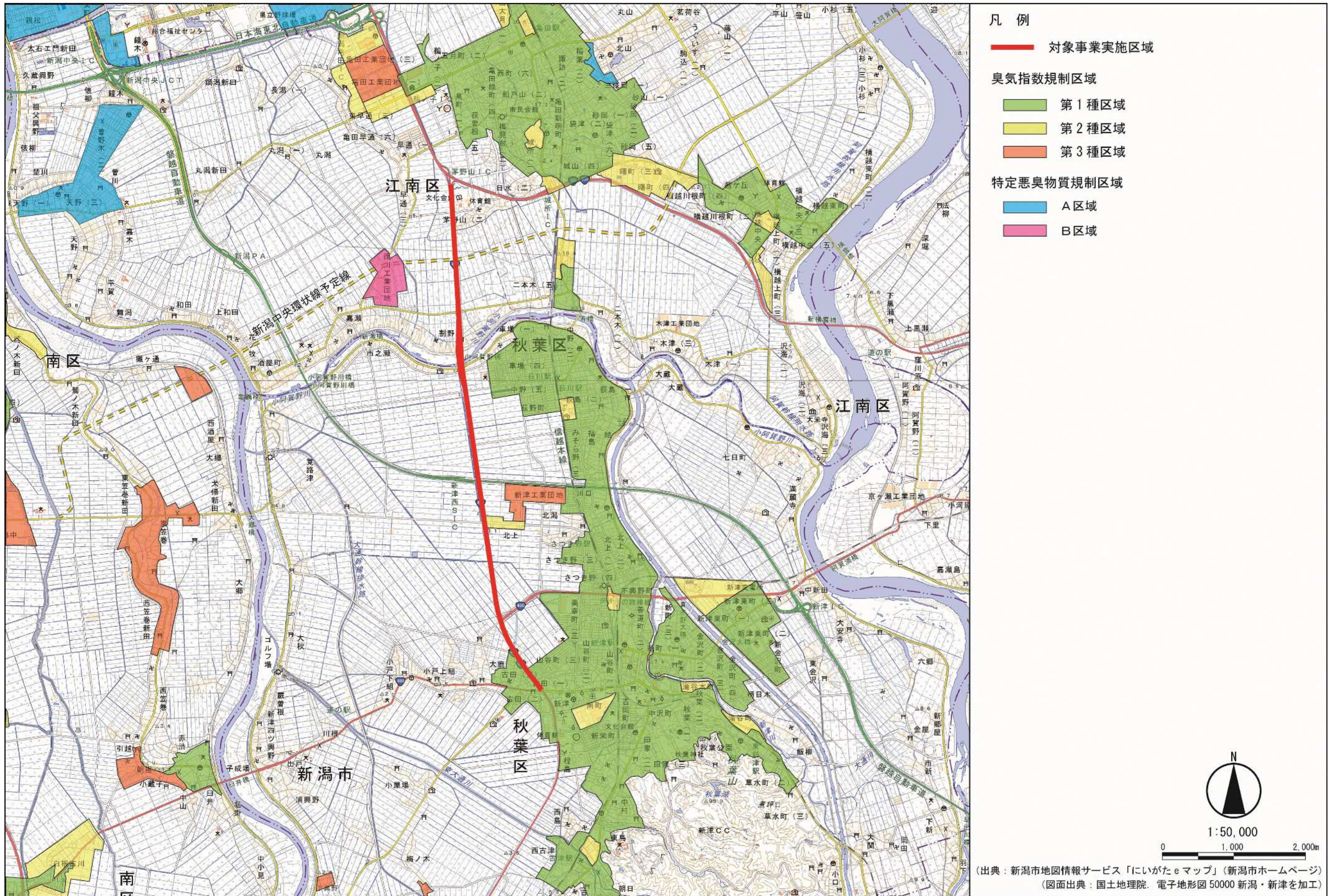


図 3.3.13 悪臭防止法に係る規制区域の状況

③ 新潟市生活環境の保全等に関する条例に係る規制

前出表 3.3.46 に示したとおり、旧新潟市の規制区域内では「新潟市生活環境の保全等に関する条例」（平成 9 年条例第 47 号）の規定に基づき、事業場の敷地境界、排出口において、臭気濃度の基準を遵守する必要がある。規制の対象となる指定施設を表 3.3.53 に、敷地境界線及び排水口の規制基準を表 3.3.54 に示す。また、規制区域の区分を表 3.3.55 に、規制区域の状況を図 3.3.14 に示す。対象事業実施区域は規制区域には指定されていない。

表 3.3.53 臭気濃度の規制の対象となる指定施設

施設の種類		規模等要件
1	鶏、豚又は牛の飼養の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 飼養施設 (2) ふん尿処理施設（次号に掲げるものを除く。）	鶏舎の総面積若しくは牛房の総面積が 100 平方メートル未満又は豚房の総面積が 50 平方メートル未満の工場等に係るものを除く。
2	有機質肥料の製造（原料として家畜及び家きんのふん尿を使用するものに限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 強制発酵施設 (2) 乾燥施設	原料の処理能力が 1 日当たり 500 キログラム未満の工場等に係るものを除く。
3	動物質の飼料、肥料若しくは油脂又はこれらの原料の製造（原料として獣畜、魚介類又は鳥類の皮、骨、羽毛、臓器等を使用するものに限る。）の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 原料置場 (2) 粉碎施設 (3) 煮ふつ施設（蒸解施設を含む。） (4) 乾燥施設 (5) 真空濃縮施設 (6) 排水処理施設 (7) 発酵施設	すべてのもの
4	塗装業の用に供する施設であって、次に掲げるもの (1) 吹付施設 (2) 乾燥施設	(1) の吹付施設の塗料及び溶剤の吹付能力が 1 時間当たり 3 リットル未満の工場等に係るものを除く。
5	し尿処理の用に供する施設（当該施設と一体として使用する汚泥又はし渣の乾燥施設及び焼却施設を含む。）	建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 32 条第 1 項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が 3,000 人未満のし尿浄化槽（当該し尿浄化槽と一体として使用する汚泥又はし渣の乾燥施設及び焼却施設を含む。）を除く。

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年 3 月 1 日規則第 5 号）

表 3.3.54 敷地境界線及び排水口に係る臭気濃度の規制基準

区域の区分	許容限度	
	指定工場等の敷地の境界線の地表における臭気濃度	指定施設の煙突その他の気体排出口における臭気濃度
第1種区域	10	1,000
第2種区域	15	2,000
第3種区域	20	3,000

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成8年3月1日規則第5号）

表 3.3.55 各規制区域の区分

区域の区分	対象地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域 他 上記に相当する地域
第2種区域	準工業地域 他 工業、農林漁業の用に併せて住居の用に供されている地域
第3種区域	工業地域、工業専用地域 他 悪臭に順応する地域

出典：「悪臭防止対策に関するパンフレット」（新潟市）

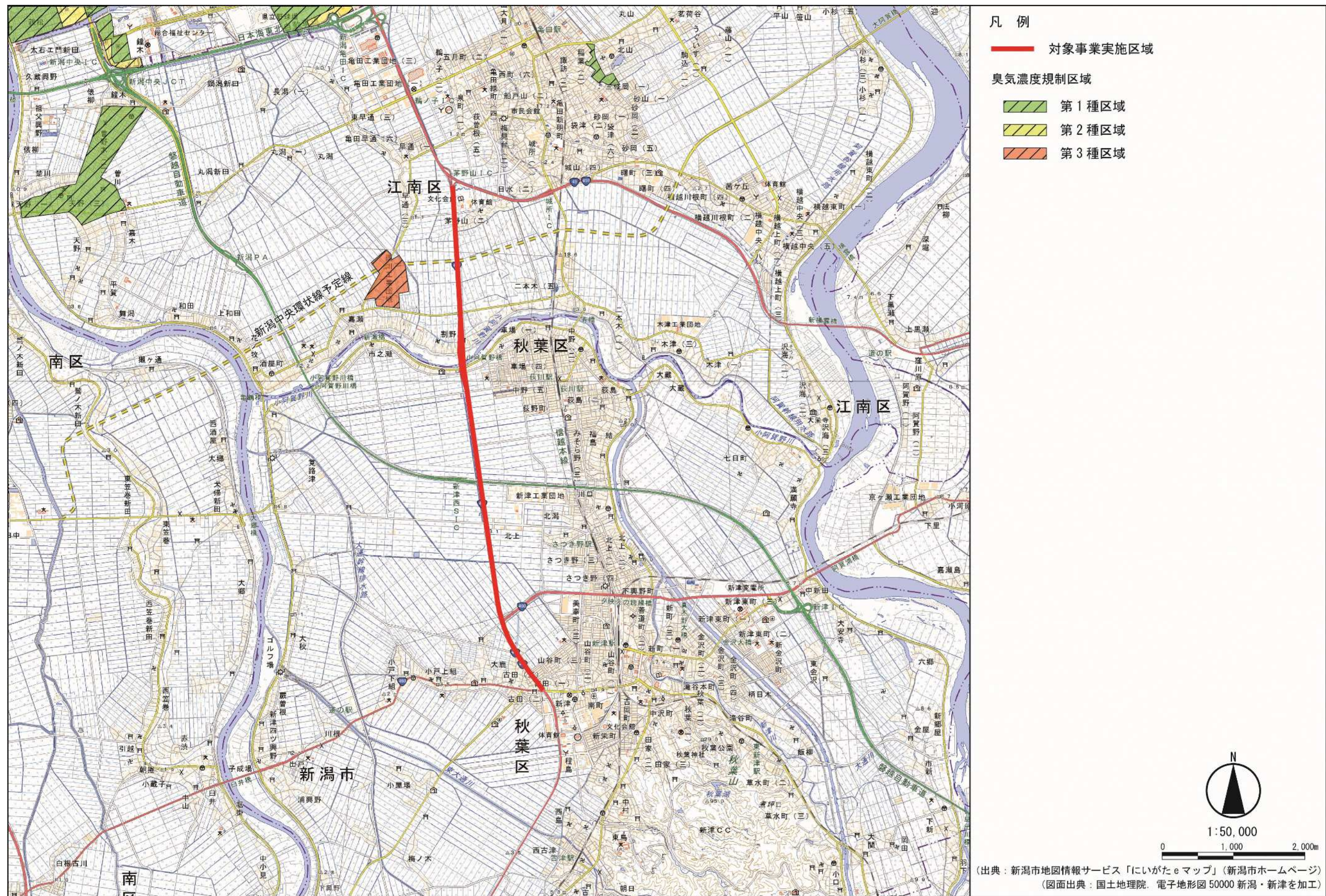


図 3.3.14 新潟市生活環境の保全等に関する条例に係る規制区域の状況

(8) 水質汚濁に係る規制

① 水質汚濁防止法に係る排水基準

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年法律第 138 号）第三条第一項の規定により定められた排水基準を表 3.3.56 及び表 3.5.57 に示す。

また、同法第三条第三項及び第四条の規定により、新潟県では「新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和 46 年条例第 46 号）により、し尿処理施設等の施設を設置する工場又は事業場について上乗せ排水基準を定め、規制しており、対象事業実施区域及びその周辺は、信濃川水域並びに鳥屋野潟水域の適用を受ける区域となっている。その他、県内全域の公共用水域について、クロムの上乗せ基準が定められており、これら上乗せ排水基準を表 3.3.58～表 3.3.60 に示す。

表 3.3.56 水質汚濁防止法に係る排水基準（有害項目）

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L
シアン化合物	1mgCN/L
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mgPb/L
六価クロム化合物	0.2mgCr（VI）/L
砒素及びその化合物	0.1mgAs/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mgHg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
P C B	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mgSe/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出 10mgB/L
	海域に排出 230mgB/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出 8mgF/L
	海域に排出 15mgF/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L （アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考	
1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。 2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

表 3.3.57 水質汚濁防止法に係る排水基準（その他の項目）

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外の公共用水域に排出 5.8 以上 8.6 以下 海域に排出 5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）	160mg/L（日間平均 120mg/L）
浮遊物質（SS）	200mg/L（日間平均 150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌数	日間平均 800CFU/mL
窒素含有量	120mg/L（日間平均 60mg/L）
磷含有量	16mg/L（日間平均 8mg/L）
備考	
1. 「日間平均」による許容限度は、1 日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。 2. この表に掲げる排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。 3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。 4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。 5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。 6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が 1 リットルにつき 9,000 ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。 7. 磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。	

出典：「排水基準を定める省令」（昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号）

表 3.3.58 上乗せ排水基準（信濃川水系）

項目及び許容限度		生物化学的 酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質 量 (mg/L)	フェノール類 含有量 (mg/L)	銅含有量 (mg/L)	
区分						
公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場	別表第1 [※] 第1号、第1号の2、第19号(染色整理業に係る施設を除く。)、第21号から第22号まで、第23号の2から第63号まで、第63号の3から第66号の2まで又は第68号から第73号までの施設を設置するもの	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	1	2	
	別表第1第2号から第18号の3まで、第19号(染色整理業に係る施設に限る。)、第20号、第63号の2又は第66号の3から第67号までの施設を設置するもの	25 (日間平均 20)	80 (日間平均 60)	1	2	
	別表第1第23号の施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排水の量が 20,000 立方メートル以上のもの	25 (日間平均 20)	60 (日間平均 40)	1	2
		1日当たりの平均的な排水の量が 20,000 立方メートル未満のもの	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	1	2
	別表第1第74号の施設を設置するもの	当該工場又は事業場で処理を行う汚水を排出する工場又は事業場の区分に応じ、この表を適用することとした場合において適用されることとなる許容限度とする。この場合において、当該汚水を排出する工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度とする。				
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第19号(染色整理業に係る施設を除く。)、第21号、第22号、第23号の2から第63号まで、第64号から第66号の2まで、第68号、第69号から第71号の2まで、第71号の5又は第71号の6の施設を設置するもの	60 (日間平均 50)	90 (日間平均 70)	1	2	
	別表第1第1号の2の施設を設置するもの	10 (日間平均 80)	100 (日間平均 80)	1	2	
	別表第1第2号から第18号の3まで、第63号の2又は第66号の3から第67号までの施設を設置するもの	90 (日間平均 70)	80 (日間平均 60)	1	2	
	別表第1第19号(染色整理業に係る施設に限る。) 又は第20号の施設を設置するもの	100 (日間平均 80)	80 (日間平均 60)	1	2	
	別表第1第21号の2から第21号の4までの施設 を設置するもの	90 (日間平均 70)	120 (日間平均 100)	1	2	
	別表第1第23号の施設を設置するもの	1日当たりの平均的な排水の量が 20,000 立方メートル以上のもの	40 (日間平均 30)	60 (日間平均 40)	1	2
		1日当たりの平均的な排水の量が 20,000 立方メートル未満のもの	90 (日間平均 70)	120 (日間平均 100)	1	2
	別表第1第63号の3、第68号の2、第71号の3又は第71号の4の施設を設置するもの	80 (日間平均 60)	100 (日間平均 80)	1	2	
	別表第1第72号の施設(し尿浄化槽に限る。)を設置するもの	40 (日間平均 30)	90 (日間平均 70)	1	2	
	別表第1第72号の施設(し尿浄化槽を除く。)を設置するもの	30 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	1	2	
	別表第1第73号の施設を設置するもの	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	1	2	
	別表第1第74号の施設を設置するもの	当該工場又は事業場で処理を行う汚水を排出する工場又は事業場の区分に応じ、この表を適用することとした場合において適用されることとなる許容限度とする。この場合において、当該汚水を排出する工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度とする。				
備考						
1 「信濃川水域」とは、信濃川水系信濃川及び新川水系新川並びにこれらに接続する公共用水域(鳥屋野湯水域(第2号の表の備考1に定める水域をいう。))及び阿賀野川水系阿賀野川を除き、内水面に限る。)をいう。						
2 「公共下水道処理区域」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域をいう。						
3 「日間平均」による許容限度は、1日の排水の平均的な汚染状態について定めたものとする。						
4 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場に適用する。						
5 この表による排水基準が適用される工場又は事業場が2以上の施設を設置する場合において、当該工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度を適用する。						
6 この表による排水基準が適用される工場又は事業場が別表第1に掲げる施設以外の政令別表第1に掲げる施設を同時に設置する場合にあつては、この表を適用する。						
7 銅含有量についての許容限度は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場には、当分の間、適用しない。						
8 検定方法は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定に基づき定められた方法とする。						
※ 別表第1は省略する。						

出典：「新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」(昭和46年10月25日条例第46号)

表 3.3.59 上乗せ排水基準（鳥屋野潟水系）

項目及び許容限度 区分			生物化学的 酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質量 (mg/L)	フェノール 類含有量 (mg/L)	銅含有量 (mg/L)
1 日当たりの平均的な排水の量が 50 立方メートル以上である工場又は事業場	公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場	別表第 1*第 1 号、第 1 号の 2、第 19 号(染色整理業に係る施設を除く。)、第 21 号から第 22 号まで、第 23 号の 2 から第 63 号まで、第 63 号の 3 から第 66 号の 2 まで又は第 68 号から第 73 号までの施設を設置するもの	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	1	2
		別表第 1 第 2 号から第 18 号の 3 まで、第 19 号(染色整理業に係る施設に限る。)、第 20 号、第 63 号の 2 又は第 66 号の 3 から第 67 号までの施設を設置するもの	25 (日間平均 20)	80 (日間平均 60)	1	2
		別表第 1 第 23 号の施設を設置するもの	25 (日間平均 20)	60 (日間平均 40)	1	2
		別表第 1 第 74 号の施設を設置するもの	当該工場又は事業場で処理を行う汚水を排出する工場又は事業場の区分に応じ、この表を適用することとした場合において適用されることとなる許容限度とする。この場合において、当該汚水を排出する工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度とする。			
	公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第 1 第 1 号、第 19 号(染色整理業に係る施設を除く。)、第 21 号から第 22 号まで、第 23 号の 2 から第 63 号まで、第 63 号の 3 から第 66 号の 2 まで、第 68 号から第 71 号の 6 まで又は第 72 号の施設(し尿浄化槽に限る。)を設置するもの	40 (日間平均 30)	90 (日間平均 70)	1	2
		別表第 1 第 1 号の 2 の施設を設置するもの	80 (日間平均 60)	90 (日間平均 70)	1	2
		別表第 1 第 2 号から第 18 号の 3 まで、第 19 号(染色整理業に係る施設に限る。)、第 20 号、第 63 号の 2 又は第 66 号の 3 から第 67 号までの施設を設置するもの	40 (日間平均 30)	80 (日間平均 60)	1	2
		別表第 1 第 23 号の施設を設置するもの	40 (日間平均 30)	60 (日間平均 40)	1	2
		別表第 1 第 72 号の施設(し尿浄化槽を除く。)を設置するもの	30 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)	1	2
		別表第 1 第 74 号の施設を設置するもの	当該工場又は事業場で処理を行う汚水を排出する工場又は事業場の区分に応じ、この表を適用することとした場合において適用されることとなる許容限度とする。この場合において、当該汚水を排出する工場又は事業場に異なる許容限度が適用されることとなるときは、それらの許容限度のうち最小の許容限度とする。			
1 日当たりの平均的な排水の量が 30 立方メートル以上 50 立方メートル未満である工場又は事業場	公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場	別表第 1 第 1 号から第 74 号までの施設を設置するもの	25 (日間平均 20)	90 (日間平均 70)		
	公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第 1 第 1 号から第 71 号の 6 まで又は第 74 号の施設を設置するもの	160 (日間平均 120)	200 (日間平均 150)		
		別表第 1 第 72 号又は第 73 号の施設を設置するもの	80 (日間平均 60)	90 (日間平均 70)		
備考 1 「鳥屋野潟水域」とは、信濃川水系鳥屋野潟、信濃川水系栗ノ木川(峰橋から竹尾揚水機までの区間)及び親松導水路並びにこれらに流入する公共用水域(阿賀野川水系阿賀野川、信濃川水系信濃川及び信濃川水系小阿賀野川を除く。)をいう。 2 第 1 号の表の備考 2、3 及び 5 から 8 までの規定は、この表について準用する。 ※ 別表第 1 は省略する。						

出典：「新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和 46 年 10 月 25 日条例第 46 号）

表 3.3.60 上乗せ排水基準（すべての水域）

区分	項目及び許容限度	クロム含有量 (mg/L)
別表第1※第1号から第74号までの施設を設置するもの		2
備考 1 「すべての水域」とは、県内全域の公共用水域をいう。 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上50立方メートル未満の工場又は事業場に適用する。 3 クロム含有量についての許容限度は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場には、当分の間、適用しない。 4 第1号の表の備考6及び8の規定は、この表について準用する。 ※ 別表第1は省略する。		

出典：「新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例」（昭和46年10月25日条例第46号）

② 条例で定める規制基準

新潟県は、「新潟県生活環境の保全等に関する条例」（昭和46年条例第51号）に基づき定めた特定施設からの公共用水域への排水に対し、有害項目及び生活環境項目に係る規制基準を定めている。また、新潟市では水質汚濁防止法及び県条例の規定により規制の対象となる施設以外の施設のうち、「新潟市生活環境の保全等に関する条例」（平成9年条例第47号）に基づき、同条例第二十八条、第二十九条または第三十条の規定による指定施設の事業活動に伴って公共用水域に排出する排水について、水域別に規制基準を定めている。そのうち、対象事業実施区域及びその周辺は、信濃川水域、阿賀野川水域、湖沼の適用を受ける区域となっており、その規制基準を表3.3.61に示す。

表 3.3.61 水域別規制基準

水域	排水量	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	浮遊物質 (mg/L)
信濃川	50立方メートル以上	100（日間平均80）別表第2の2 1の3及び4に該当する指定施設については80（日間平均60）	80（日間平均60）別表第2の2 1の3及び4に該当する指定施設については100（日間平均80）
阿賀野川	50立方メートル以上	160（日間平均120）	200（日間平均150）
海域及び湖沼	50立方メートル以上	160（日間平均120）ただし、化学的酸素要求量の許容限度とする。	200（日間平均150）
備考 1 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場等に係る排水について適用する。 2 この表に掲げる排水基準は、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」により検定した場合における検出値である。			

出典：「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成8年3月1日規則第5号）

(9) 土壌の汚染に係る規制

① 土壌汚染対策法の規定により指定された指定区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号) 第六条第一項の規定により指定された要措置区域及び同法第十一条第一項の規定により指定された形質変更時要届出区域は存在しない。

② ダイオキシン類対策特別措置法の規定により指定された地域

対象事業実施区域及びその周辺には、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号) 第二十九条第一項の規定により指定されたダイオキシン類土壌汚染対策地域は存在しない。

③ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の規定により指定された地域

対象事業実施区域及びその周辺には、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」(昭和 45 年法律第 139 号) 第三条第一項の規定により指定された農用地土壌汚染対策地域は存在しない。

(10) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に記載された文化遺産及び自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成 4 年条約第 7 号) 第十一条の二の世界遺産一覧表に記載された自然遺産の区域は存在しない。

(11) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の規定により指定された区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成 4 年法律第 75 号) 第三十六条第一項の規定により指定された生息地等保護区の区域は存在しない。

(12) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約の規定により指定された区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和 55 年条約第 28 号) 第二条第一項の規定により指定された湿地の区域は存在しない。

(13) 文化財保護法の規定により指定された名勝又は天然記念物、重要文化的景観

対象事業実施区域及びその周辺における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）第百九条第一項の規定により指定された名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤にあつては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。）又は天然記念物（動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種及び標本を除く。）又は同法第百三十四条第一項の規定により指定された重要文化的景観については、前出 3.2.8(1)の項に示すとおり、北潟の大譲葉や八珍柿原木などの指定文化財が 21 件（新潟県指定文化財 2 件、新潟市指定文化財 19 件）が存在する。

(14) 文化財保護法の規定により定められた埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域及びその周辺には、前出 3.2.8(2)の項に示すとおり、「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号）第九十三条第一項に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が多数存在する。

(15) 自然公園法の規定により指定された国立公園、国定公園又は新潟県立自然公園条例により指定された都道府県立自然公園の区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）第五条第一項の規定により指定された国立公園、同条第二項の規定により指定された国定公園又は同法第七十二条の規定に基づく「新潟県立自然公園条例」（昭和 43 年条例第 28 号）により指定された都道府県立自然公園の区域は存在しない。

(16) 自然環境保全法の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域、同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域の区域は存在しない。

(17) 新潟県自然環境保全条例の規定により指定された自然環境保全地域、緑地環境保全地域の区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「新潟県自然環境保全条例」（昭和 48 年条例第 34 号）第十四条第一項の規定により指定された自然環境保全地域、同法第二十一条第一項の規定により指定された緑地環境保全地域の区域は存在しない。

(18) 都市緑地法の規定により指定された緑地保全地域、特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）第五条第一項の規定により指定された緑地保全地域、同法第十二条第一項の規定により指定された特別緑地保全地域の区域は存在しない。

(19) 都市緑地法により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画（「緑の基本計画」）

新潟市では、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）第四条第一項により市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画として、「新潟市みどりの基本計画」（令和 4 年 7 月改訂 新潟市）が策定されているが、対象事業実施区域及びその周辺には、緑地協定締結地区は存在しない。

(20) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定により指定された鳥獣保護区の区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）第二十八条第一項の規定により指定された鳥獣保護区が存在する。

表 3.3.62 に指定状況を示す。また、位置は前出図 3.2.13 に示すとおりである。

表 3.3.62 鳥獣保護区の指定状況

種別	名称（区分）	位置又は区域	面積（ha）	存続期間
県指定 鳥獣保護区	鳥屋野 潟鳥獣保護区 （集団飛来地）	新潟市地内	264	平成 25 年 11 月 1 日～ 令和 15 年 10 月 31 日
	秋葉鳥獣保護区 （森林鳥獣生息地）	新潟市地内	555	平成 29 年 11 月 1 日～ 令和 9 年 10 月 31 日

出典：「新潟県鳥獣保護区等位置図（令和 6 年度）」（新潟県環境局環境対策課）

(21) 都市計画法の規定により定められた風致地区の区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）第八条第一項第七号の規定により定められた風致地区として、第一秋葉風致地区、第二秋葉風致地区が存在する。

表 3.3.63 に風致地区の概要を示し、図 3.3.15 にその位置を示す。

表 3.3.63 風致地区の概要

名称	種別	面積（ha）	存続期間
第一秋葉風致地区	第一種	70.57	昭和 28 年 8 月 11 日 （最終指定年月日：昭和 45 年 6 月 13 日）
第二秋葉風致地区	第一種	1.92	

出典：「風致地区条例の概要」（新潟市ホームページ）

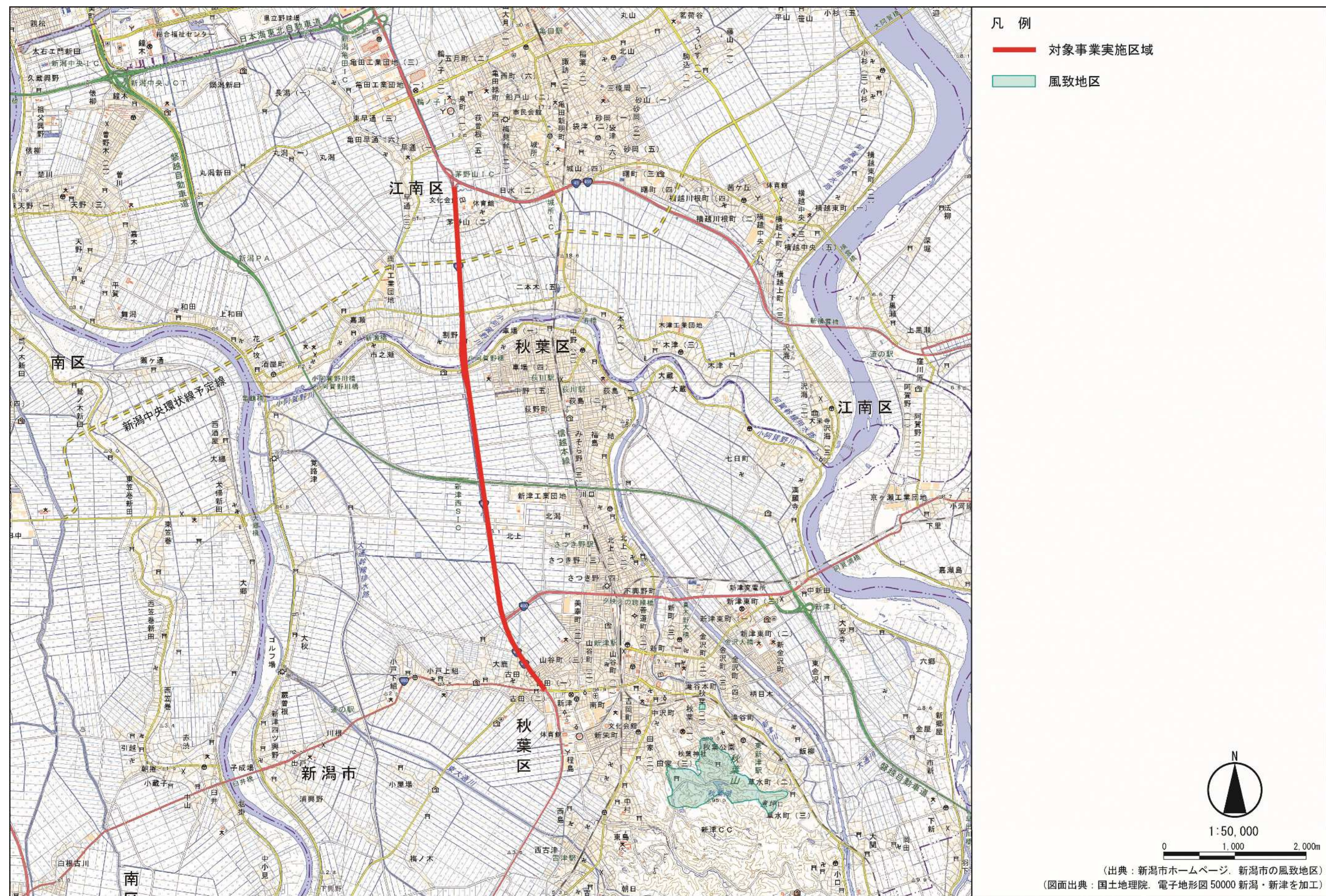


図 3.3.15 風致地区位置図

(22) 景観法により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画（景観計画）

新潟市では、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）第八条第一項により景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画として、「新潟市景観計画」（令和 6 年 4 月変更 新潟市）が策定されており、新潟市全域が景観計画区域となっている。なお、対象事業実施区域及びその周辺には、景観計画区域の特別区域は存在せず、対象事業実施区域及びその周辺は一般区域に該当する。

(23) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画（「歴史的風致維持向上計画」）

対象事業実施区域及びその周辺には、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成 20 年法律第 40 号）第五条第一項の規定により市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画は策定されていない。

(24) その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

① 「保護林の再編・拡充について」により指定された保護林の区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「保護林の再編・拡充について」（平成元年 4 月 11 日付け元林野経第 25 号林野庁長官通達）により指定された保護林の区域は存在しない。

② 森林法の規定により定められた保安林の区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号）第二十五条の規定により定められた保安林の区域は存在しない。

③ 地すべり等防止法の規定により定められた地すべり防止区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定により定められた土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）第三条の規定により定められた地すべり防止区域は存在しないが、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号）第七条並びに第九条の規定により定められた土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が複数存在する。

図 3.3.16 に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の位置を示す。

④ 宅地造成及び特定盛土等規制法の規定により定められた規制区域

対象事業実施区域及びその周辺には、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和 36 年法律第 191 号）第十条第一項の規定により定められた宅地造成等工事規制区域、同法第二十六条第一項の規定により定められた特定盛土等規制区域が存在する。

図 3.3.17 に宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域の位置を示す。

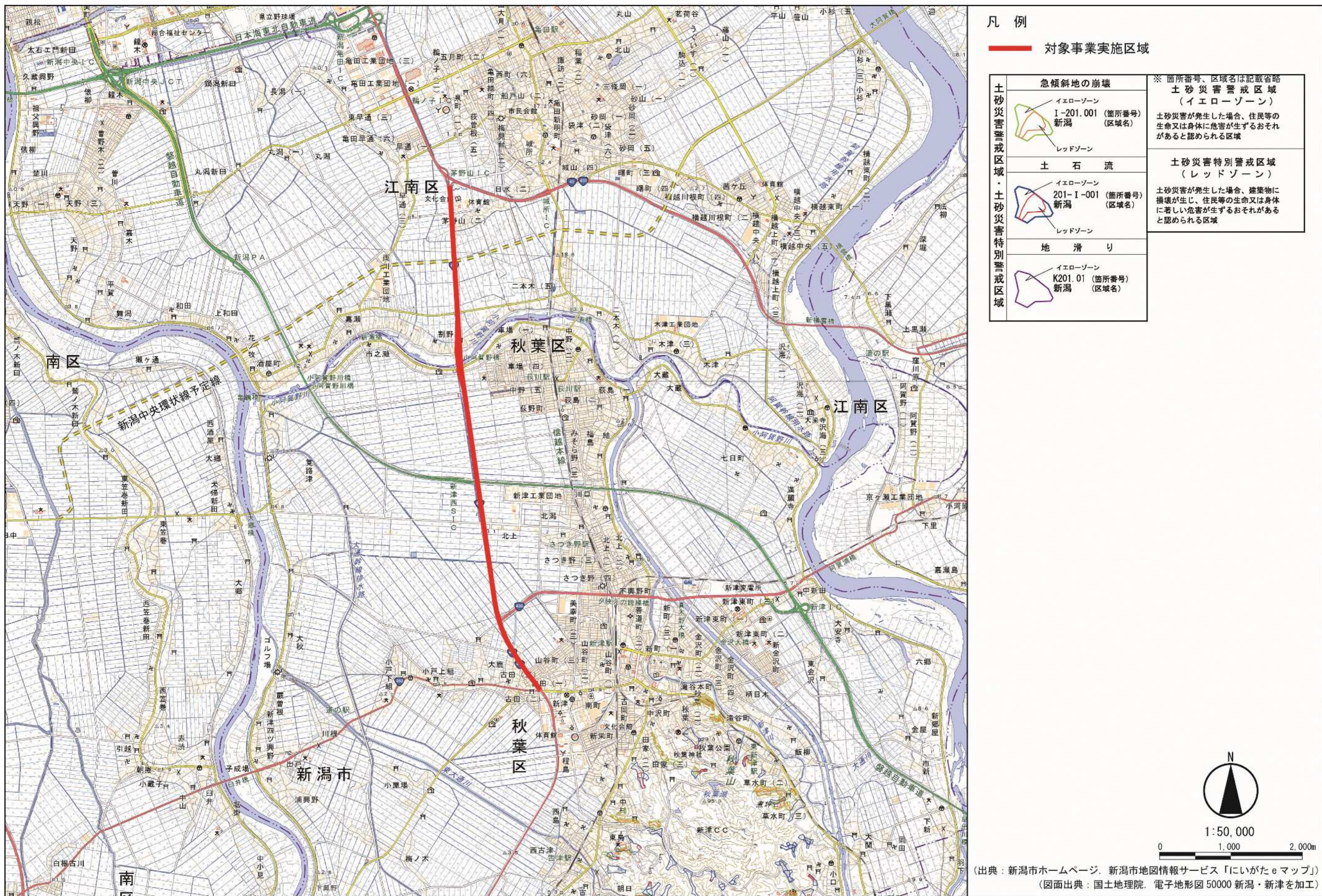
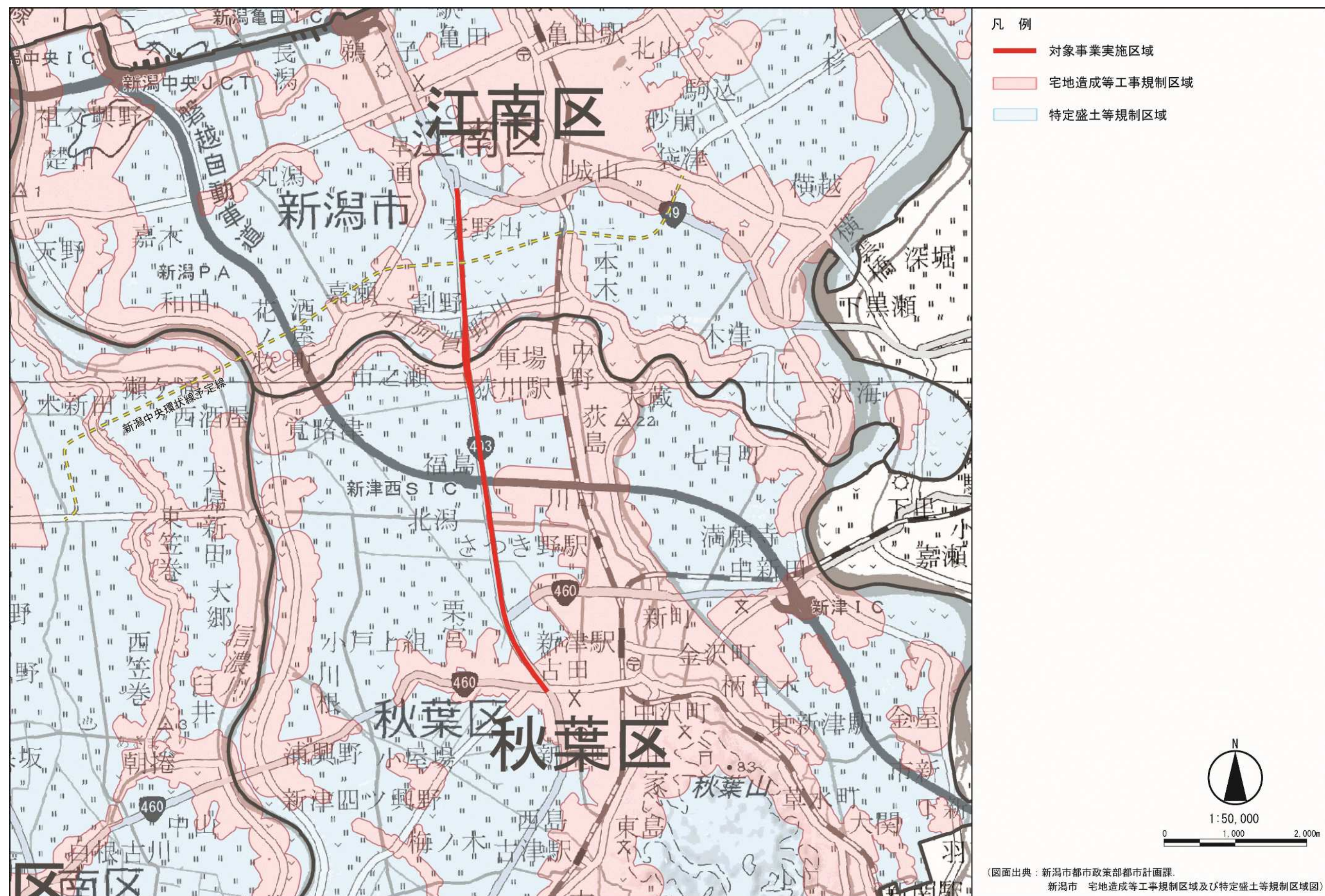


図 3.3.16 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域位置図



3.3.9 環境保全計画等の策定の状況

新潟市が策定する環境保全計画等を表 3.3.64 に示す。

表 3.3.64 新潟市の環境保全に係る計画等の概要 (1/3)

計画等	概 要
第 4 次 新潟市環境基本計画 (令和 5 年 4 月)	・計画期間：令和 5 年度から令和 12 年度 ・目指す都市像：「田園の恵みを感じながら 心豊かに暮らせる 日本海拠点都市」 ・施策： 「1 脱炭素社会の創造」 (1) 省エネルギー・再生可能エネルギーの推進 (2) 気候変動適応策の推進 「2 循環型社会の推進」 (1) 3R の推進によるごみの減量 (2) 地域の環境美化の促進 (3) 持続可能なごみ処理体制の整備 「3 自然との共生」 (1) 生物多様性の保全 (2) 自然環境の持続可能な利用 「4 良好な生活環境の確保」 (1) 環境負荷の低減・抑制 (2) 環境保全のための事前配慮の推進
新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）-環境モデル都市推進プラン- (令和 2 年 3 月) (令和 5 年 6 月見直し)	・計画期間：令和元年度から令和 6 年度（第 3 期） ・計画の対象地域：新潟市全域 ・計画の推進主体：市民、事業者、新潟市 ・二酸化炭素排出量削減目標： （短期）2024 年度までに 2013 年度比で 30%削減 （中期）2030 年度までに 2013 年度比で 50%削減 （長期）2050 年度までに実質ゼロ ・取り組み方針： 1) 田園環境の保全・持続可能な利用 2) スマートエネルギーシティの構築 3) 脱炭素型交通への転換 4) ゼロカーボンシティ実現に向けたライフスタイルへの転換 5) 気候変動適応策の実践
新潟市地球温暖化対策実行計画(第 5 期市役所率先実行版) (平成 31 年 4 月改訂) (令和 5 年 6 月一部見直し)	・計画期間：2019 年度（令和元年度）から 6 年間 最終目標年度は 2030 年 ・温室効果ガスの削減目標： （中間）2024 年度までに 2013 年度比で総排出量 31%削減 （最終）2030 年度までに 2013 年度比で総排出量 50%以上削減 ・取り組みの基本方針： 1) 率先して取り組みます 2) 市民、事業者へ取り組みの展開を見据えた施策の検討をします 3) 着実な PDCA サイクルのためのマネジメントシステムで運用します 4) 実施状況を公表します

表 3.3.64 新潟市の環境保全に係る計画等の概要 (2/3)

計画等	概 要
新潟市一般廃棄物 処理基本計画 (令和2年3月) (令和7年3月見直 し)	・計画期間：令和2年度から11年間 ・推進主体：市民、事業者、新潟市の協働 ・理念：ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた ・ごみ処理の施策： 1) リデュース・リユースの推進によるごみの減量 2) さらなる資源循環の推進 3) 意識啓発の推進 4) 市民サービスの向上 5) 地域の環境美化の推進 6) 安定かつ効率的な収集・処理体制 7) 低炭素社会に向けた体制整備 8) 大規模災害に備えた体制整備 ・生活排水処理の施策 1) 地域に応じた生活排水処理の推進 2) 効率的で効果的な生活排水処理施設の構築 3) 環境保全のための広報啓発の推進
にいがた命のつな がりプラン ～新潟市生物多様 性地域計画～ (平成24年3月)	・短期目標（5～10年後）：生物多様性の重要性を認識し、自然環境の保全に向けた取 り組みを展開 ・長期目標（50 年後）：まちを包み込む多様な水と緑の自然環境に支えられ、多くの 命と共に生きる暮らしを創出 ・基本方針： 1) 在来の動植物の生息・生育環境の保全・再生 2) 自然環境の持続可能な利用の推進 3) 人材育成・協働の推進 4) 地球温暖化防止などの推進
にいがた都市交通 戦略プラン〔基本 計画〕 (令和1年7月)	・計画期間：2019 年度（令和元年度）から概ね10 年間 ・計画区域：新潟市全域 ・新たな交通の将来像：県都新潟の拠点化と安心して暮らせるまち ・基本方針： 1) 多核連携型のまちづくりを支える交通戦略（視点：都心アクセスの強化） 2) 都市の活力と拠点性を強化する交通戦略（視点：広域交通との連携強化） 3) まちなかの賑わいを創出する交通戦略（視点：都心部の移動円滑化） 4) 暮らしを支えるモビリティを地域で育む交通戦略（視点：生活交通の確保維持・ 強化） 5) みんなで築き上げる交通戦略（視点：市民や関係者による協働）
新潟しみどりの基 本計画 (平成21年6月) (令和4年7月一部 改訂)	・目標年次：2009 年度（平成21 年）から概ね20 年間後（令和10 年） ・まちの範囲： ①市街化区域と用途地域 ②市街化区域と用途地域に隣接するみどり資源 ・基本理念：次世代に誇りを持って引き継ぐ豊かな水と緑 ～新潟らしい風格ある都市を目指して～ ・基本方針： 1) まちを包み込む多様な水と緑を保全、活用します 2) 新潟市の歴史・個性、魅力をみどりで演出します 3) 生活の舞台となる身近な空間にみどりを創出します 4) 潤いとやすらぎをもたらし、生活を豊かにするレクリエーションの場を創出しま す 5) 安心・安全や環境への配慮に関するみどりの機能強化を図ります 6) 市民と協働で進めるみどりのまちづくりを目指します

表 3.3.64 新潟市の環境保全に係る計画等の概要 (3/3)

計画等	概 要
新潟市都市計画基本方針―都市計画マスタープラン（令和 5 年 3 月）	・ 目標年次：2032（令和 14）年度 ・ 計画区域：新潟市の行政区域全域 ・ 理念：持続的に発展する都市（全市レベル） 誰かが暮らしやすい個性ある地域（地域レベル） ・ 目指す都市の姿：市街地と田園・自然の多様な魅力が人をつなぐ多核連携都市 新潟 ・ 基本方針： 1) 多様な拠点がネットワークでつながる多核連携都市 2) 国内外とつながる活力あふれる産業・交流都市 3) 田園・自然と市街地が共生・共鳴する環境・安全都市 4) それぞれの地域で安心して暮らし続けることができるまち 5) 地域の個性を活かした多様な暮らし方ができるまち

第4章 計画段階環境配慮事項の検討の概要

計画段階環境配慮計画書（以下、「配慮書」という。）において実施した、計画段階環境配慮事項の検討の概要を以下に示す。

4.1 複数案の設定

4.1.1 ゼロ・オプションの検討

複数案の設定にあたり、まず「対象事業を実施しないこととする案（ゼロ・オプション）」の検討を行った。

本事業区間は、広域的な道路として計画・整備し広域都市の健全なる発展を図るため、昭和59年に都市計画決定された都市計画道路の一部区間であり、本市の目指す多核連携型の都市構造において、都心から放射状に広がる国道のひとつとして位置付けられ、市民の日常的な移動はもとより、物流などの社会経済活動を支えるとともに、緊急輸送道路に指定され、災害時における重要な道路ネットワークとしての役割を果たしている。一方で、小阿賀野橋周辺や古田交差点で慢性的な渋滞が発生していることに加え、新潟中央環状道路が本事業区間と接続することにより、更なる渋滞が懸念されていることから、本事業区間を4車線に拡幅整備することにより、交通混雑の緩和を図り、物流・交流・連携の強化や災害に強い道路ネットワークを構築するものである。

このため、本市のまちづくりにおいて重要な事業であることから、本事業の実施は必要であると判断する。

4.1.2 位置等に関する複数案の設定

対象事業を実施する区域の位置及び規模（幅員、延長、構造形式）は、都市計画道路として目指すべき都市像を実現させるため、施設の配置や規模等の検討を行い地域の合意形成が図られた上で決定された道路法線および計画であり、既に取得済の道路用地内において、暫定2車線又は暫定3車線を4車線に拡幅整備するものである。

このため、既に決定された道路法線を尊重するとともに、新たな道路用地の取得が不要であるといった経済性の観点や、既存の土地利用に対して改変面積も小さくなるといった環境負荷の観点からみても、複数案を設定することは合理的ではないことから単一案とする。

4.2 計画段階配慮事項の選定結果

計画段階配慮事項の選定結果を表 4.2.1 に示す。また、その選定理由を表 4.2.2 に、非選定理由を表 4.2.3 に示す。

選定にあたり、本事業の特性及び地域の特性を踏まえ、事業により環境に影響を与えるおそれがある要因（以下、「影響要因」という。）が、環境の構成要素（以下、「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について検討した。

なお、検討に際し「新潟市環境影響評価配慮指針」（平成 29 年 3 月、新潟市告示第 120 号）、「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」（平成 25 年 3 月、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会）並びに「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）の考え方を参考とした。

表 4.2.1 計画段階配慮事項の選定結果

影響要因の区分 環境要素の区分				工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用				
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存工作物の撤去等	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	道路(地表式又は堀割式)の存在	道路(高上式)の存在	消雪パイプの稼働	自動車の走行	休憩所の存在及び供用
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物(NO _x)									●	
			浮遊粒子状物質(SPM)									●	
			粉じん等	▲	▲								
		騒音	騒音	▲	▲							●	
		振動	振動	▲	▲							●	
	水環境	水質	水の汚れ										×
			水の濁り			▲	▲	▲					×
	地質環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				×	×	×	×			
		地盤	地盤沈下							×	×		
	その他の環境	その他	日照阻害							×			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	▲	▲	▲	▲	▲	●	×			
	植物		重要な植物種・群落及びその生育地			▲	▲	▲	●	×			
	生態系		地域を特徴づける生態系			▲	▲	▲	●	×			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						●	×			×
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場						●	×			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			▲							
	温室効果ガス等		二酸化炭素等	▲	▲							▲	×
文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	文化財		文化財			▲	▲	▲	●	×			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量		空間線量率及び放射能濃度	×	×	×	×	×					

●：新潟市環境影響評価技術指針で示された参考項目であり、今回選定した項目。

▲：新潟市環境影響評価技術指針で示された参考項目であるが、今回選定しなかった項目。ただし、方法書段階での選定を想定している項目

×

表 4.2.2 計画段階配慮事項の選定結果とその理由

環境要素		影響要因		選定理由
		区分	要因	
大気環境	大気質 (NO _x , SPM)	土地又は工作物の存在及び供用	自動車の走行	市街地・集落等が分布していることから、自動車の走行により大気質へ影響を及ぼすおそれがあるため選定する。
	騒音	土地又は工作物の存在及び供用	自動車の走行	市街地・集落等が分布していることから、自動車の走行により騒音及び振動へ影響を及ぼすおそれがあるため選定する。
	振動			
動物		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	鳥獣保護区が存在し、重要な動物の生息域に該当することから、道路の存在が動物の生息環境へ影響を及ぼすおそれがあるため選定する。
植物		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	重要な植物の生息域となり得る環境が存在し、また、天然記念物や巨樹・巨木林が分布していることから、道路の存在が植物の生育環境へ影響を及ぼすおそれがあるため選定する。
生態系		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境としての河川環境や鳥獣保護区が分布することから、道路の存在が生態系へ影響を及ぼすおそれがあるため選定する。
景観		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	主要な眺望点と眺望景観、並びに景観資源が存在することから、道路の存在が景観へ影響を及ぼすおそれがあるため選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	人と自然との触れ合いの活動の場となる公園、スポーツ施設等が存在していることから、道路の存在がこれらへ影響を及ぼすおそれがあるため選定する。
文化財		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	多くの遺物包含地が存在することから、道路の存在がこれら埋蔵文化財へ影響を及ぼすおそれがあるため選定する。

表 4.2.3 計画段階配慮事項に選定しなかった項目とその理由 (1/3)

環境要素		影響要因		非選定理由
		区分	要因	
大気環境	大気質 (粉じん等)	工事の実施	建設機械の稼働	市街地・集落等が分布していることから、工事の実施により発生する粉じん等、騒音及び振動が影響を及ぼすおそれがある。しかし、現時点で工種及び工事工程等が未定であるため、計画段階配慮事項としては選定せず、方法書以降の手続きにおいて影響を検討する。
	騒音		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
	振動			
水環境	水質 (水の汚れ)	土地又は工作物の存在及び供用	休憩所の存在及び供用	本事業では、休憩所の設置は計画されていないため、選定しない。
	水質 (水の濁り)	工事の実施	切土工等又は既存工作物の撤去等	工事により裸地が出現した場合、降雨時に濁水が発生するおそれがある。また、地下水位が高い箇所での切土や工作物の撤去時に湧出水による濁水が発生するおそれがある。しかし、現時点で工種及び工事工程等が未定であるため、計画段階配慮事項としては選定せず、方法書以降の手続きにおいて影響を検討する。
			工事施工ヤードの設置	
			工事用道路等の設置	
		土地又は工作物の存在及び供用	休憩所の存在及び供用	本事業では、休憩所の設置は計画されていないため、選定しない。
地質環境	重要な地形及び地質	工事の実施	工事施工ヤードの設置	対象事業実施想定区域に重要な地形及び地質は存在していないため、選定しない。
			工事用道路等の設置	
		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式又は掘割式)の存在	対象事業実施想定区域に重要な地形及び地質は存在していないため、選定しない。
			道路(嵩上式)の存在	
	地盤沈下	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
			消雪パイプの稼働	本事業では、消雪パイプの設置は計画されていないため、選定しない。
その他	日照障害	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。

表 4.2.3 計画段階配慮事項に選定しなかった項目とその理由 (2/3)

環境要素	影響要因		非選定理由
	区分	要因	
動物	工事の実施	建設機械の稼働	建設機械の稼働及び工事車両の運行に伴う騒音等により動物の生息環境へ影響を及ぼすおそれがある。しかし、現時点で工種及び工事工程等が未定であるため、計画段階配慮事項としては選定せず、方法書以降の手続きにおいて影響を検討する。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
		切土工等又は既存工作物の撤去等	工事に伴う左記要因による土地の改変等は、動物の生息環境へ影響を及ぼすおそれがある。しかし、現時点で施工範囲及び工事工程等が未定であるため、計画段階配慮事項としては選定せず、方法書以降の手続きにおいて影響を検討する。
		工事施工ヤードの設置	
		工事用道路等の設置	
	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
植物	工事の実施	切土工等又は既存工作物の撤去等	工事に伴う左記要因による土地の改変等は、植物の生育環境へ影響を及ぼすおそれがある。しかし、現時点で施工範囲及び工事工程等が未定であるため、計画段階配慮事項としては選定せず、方法書以降の手続きにおいて影響を検討する。
		工事施工ヤードの設置	
		工事用道路等の設置	
	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
生態系	工事の実施	切土工等又は既存工作物の撤去等	工事に伴う左記要因による土地の改変等は、生態系保全上重要な自然環境へ影響を及ぼすおそれがある。しかし、現時点で施工範囲及び工事工程等が未定であるため、計画段階配慮事項としては選定せず、方法書以降の手続きにおいて影響を検討する。
		工事施工ヤードの設置	
		工事用道路等の設置	
	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
景観	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
		休憩所の存在及び供用	本事業では、休憩所の設置は計画されていないため、選定しない。
人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。

表 4.2.3 計画段階配慮事項に選定しなかった項目とその理由 (3/3)

環境要素	影響要因		非選定理由
	区分	要因	
廃棄物等	工事の実施	切土工等又は既存工作物の撤去等	建設工事に伴う残土や副産物の一部が廃棄物として発生することが考えられる。しかし、現時点では廃棄物の種類及び発生量が見積もれないため、計画段階配慮事項としては選定せず、方法書以降の手続きにおいて影響を検討する。
温室効果ガス等	工事の実施	建設機械の稼働	建設機械の稼働及び工事車両の運行により温室効果ガスである二酸化炭素が発生するおそれがある。しかし、現時点では建設機械及び工事車両の活動量が見積もれないため、計画段階配慮事項としては選定せず、方法書以降の手続きにおいて影響を検討する。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
	土地又は工作物の存在及び供用	自動車の走行	自動車の走行により温室効果ガスである二酸化炭素が発生するおそれがある。しかし、現時点では対象事業による交通量の変化及び温室効果ガス排出量が見積もれないため、計画段階配慮事項としては選定せず、方法書以降の手続きにおいて影響を検討する。
		休憩所の存在及び供用	本事業では、休憩所の設置は計画されていないため、選定しない。
文化財	工事の実施	切土工等又は既存工作物の撤去等	工事に伴う左記要因による土地の改変等は、遺物包含地へ影響を及ぼすおそれがある。しかし、現時点で施工範囲等が未定であるため、計画段階配慮事項としては選定せず、方法書以降の手続きにおいて影響を検討する。
		工事施工ヤードの設置	
		工事用道路等の設置	
放射線の量	工事の実施	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
		建設機械の稼働	本事業では、放射性物質が拡散するおそれのある工事は実施しないため、選定しない。
		資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	本事業では、放射性物質が拡散するおそれのある資材及び機械は使用しないため、選定しない。
		切土工等又は既存工作物の撤去等	対象事業実施想定区域における空間線量の測定結果は通常の測定範囲内に収まっており、当該区域において環境に影響を及ぼす量の放射性物質は存在しないと考えられる。したがって、工事による土地の改変等により放射性物質が拡散又は漏洩するおそれはないことから、選定しない。
		工事施工ヤードの設置	
		工事用道路等の設置	

4.3 計画段階配慮事項の検討に係る調査、予測及び評価の手法

計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法は、概ねのルートの位置や基本的な道路構造等を検討する段階における、事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法とした。

調査は、対象事業実施想定区域及びその周囲を広域的に調査できる既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象（大気質や騒音では市街地・集落など、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法とした。

また、予測は、重大な環境影響について、環境配慮が必要な対象と対象事業実施想定区域の位置関係を踏まえながら、環境の状況の変化又は環境への負荷の量を可能な限り定量的に把握する手法とし、定量的な把握が困難な場合にあっては、定性的に把握する手法を選定した。

評価は、予測結果を踏まえ、環境配慮が必要な対象への重大な環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか、並びに環境保全に関する基準が定められている場合は予測結果と当該基準との間に整合性が図れているかについて評価する方法とした。

予測及び評価の手順は、まず、調査により把握した「環境配慮が必要な対象」の位置・分布と、本事業による環境影響が想定される「環境影響想定範囲」との重なりを把握した。このとき、影響想定範囲は「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）の考え方を参考とした。次いで、ここで把握した位置関係、並びに事業特性及び地域特性を踏まえ、事例の引用が可能な環境要素については当該事例の調査、予測及び評価の結果を参考としたうえで、環境影響の回避又は低減の状況並びに環境の変化の程度を把握し、重大な環境影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか環境要素ごとに整理した。また、環境基準等が定められている環境要素については、予測結果と当該基準との間に整合性が図られているかについて整理した。

なお、引用する事例として、道路構造や立地環境が本事業と類似し、本対象事業実施想定区域と交差する計画となっている「新潟都市計画道路 3・4・590 号新潟中央環状道路」（延長約 45km、計画車線数 4、区間最大計画交通量 27,700 台/日）に係る環境影響評価（「新潟都市計画道路 3・4・590 号新潟中央環状道路環境影響評価書」平成 23 年 11 月、新潟市）（以下、引用事例という。）を選定した。

計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法を表 4.3.1 に示す。

表 4.3.1 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法 (1/2)

計画段階配慮事項		検討対象	手 法		
環境要素 の区分	影響要因 の区分		調査の手法	予測の手法	評価の手法
大気環境	大気質	自動車の走行	既存資料により市街地・集落、住宅等の建物用地、環境保全への配慮を要する施設（教育施設、病院、社会福祉施設等）と対象事業実施想定区域の位置関係を把握する。	市街地・集落、住宅等の建物用地、環境保全への配慮を要する施設（教育施設、病院、社会福祉施設等）と対象事業実施想定区域の位置関係を踏まえ、引用事例の現況調査結果若しくは予測結果から本事業の計画交通量における環境影響の変化量を推計し、環境配慮が必要な対象への大気質・騒音・振動の影響度を整理する。	予測結果を踏まえ、環境配慮が必要な対象への重大な影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか整理する。また、予測結果と環境基準等との間に整合性が図られているかについて整理する。
	騒音				
	振動				
動物	道路の存在	動物に係る環境影響を受けるおそれのある重要な種の生息地等 ・重要な種 ・鳥獣保護区 ・国定公園、自然公園	既存資料により重要な種及び注目すべき生息地と対象事業実施想定区域の位置関係を把握する。	重要な種及び注目すべき生息地と対象事業実施想定区域の位置関係を踏まえ、環境配慮が必要な対象への影響度を整理する。	予測結果を踏まえ、環境配慮が必要な対象への重大な影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか整理する。
植物	道路の存在	植物に係る環境影響を受けるおそれのある重要な種・群落の生育地等 ・重要な植物群落 ・巨樹・巨木林 ・天然記念物 ・国定公園、自然公園 ・保安林	既存資料により重要な種及び群落の生育地と対象事業実施想定区域の位置関係を把握する。	重要な種及び群落の生育地と対象事業実施想定区域の位置関係を踏まえ、環境配慮が必要な対象への影響度を整理する。	予測結果を踏まえ、環境配慮が必要な対象への重大な影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか整理する。
生態系	道路の存在	生態系に係る環境影響を受けるおそれのある生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境 ・国定公園、自然公園 ・鳥獣保護区 ・保安林 ・水辺、湿地等	既存資料により生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境と対象事業実施想定区域の位置関係を把握する。	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境と対象事業実施想定区域の位置関係を踏まえ、環境配慮が必要な対象への影響度を整理する。	予測結果を踏まえ、環境配慮が必要な対象への重大な影響が実行可能な範囲で回避又は低減されているか整理する。

表 4.3.1 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の手法 (2/2)

計画段階配慮事項		検討対象	手 法		
環境要素 の区分	影響要因 の区分		調査の手法	予測の手法	評価の手法
景観	道路の 存在	景観に係る環境 影響を受けるお それのある主要 な景観資源等 ・主要な眺望点と 眺望景観 ・主要な景観資源	既存資料により主 要な眺望点と眺望 景観、主要な景観資 源と対象事業実施 想定区域の位置関 係を把握する。	主要な眺望点と眺望景 観、主要な景観資源と 対象事業実施想定区域 の位置関係を踏まえ、 環境配慮が必要な対象 への影響度を整理す る。	予測結果を踏まえ、 環境配慮が必要な対 象への重大な影響が 実行可能な範囲で回 避又は低減されてい るか整理する。
人と自然 との触れ 合いの活 動の場	道路の 存在	人と自然との触 れ合いの活動の 場に係る環境影 響を受けるおそ れのある主要な 野外レクリエー ション地等 ・主要な野外レク リエーション 施設又は場	既存資料により主 要な野外レクリエ ーション地等と対 象事業実施想定区 域の位置関係を把 握する。	主要な野外レクリエー ション地等と対象事業 実施想定区域の位置関 係を踏まえ、環境配慮 が必要な対象への影響 度を整理する。	予測結果を踏まえ、 環境配慮が必要な対 象への重大な影響が 実行可能な範囲で回 避又は低減されてい るか整理する。
文化財	道路の 存在	文化財に係る環 境影響を受ける おそれのある主 要な埋蔵文化財 等 ・主要な遺物包含 地	既存資料により主 要な埋蔵文化財等 と対象事業実施想 定区域の位置関係 を把握する。	主要な埋蔵文化財等と 対象事業実施想定区域 の位置関係を踏まえ、 環境配慮が必要な対象 への影響度を整理す る。	予測結果を踏まえ、 環境配慮が必要な対 象への重大な影響が 実行可能な範囲で回 避又は低減されてい るか整理する。

4.4 計画段階配慮事項に係る予測・評価の概要

4.4.1 大気質

大気質に係る「環境配慮が必要な対象」の位置・分布及び本事業の実施による大気質への影響想定範囲、並びに予測地点の位置等を図 4.4.1 に示す。また、予測及び評価の結果、並びにその過程において検討した環境保全措置等を表 4.4.1 に示す。

表 4.4.1 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果（大気質）

環境
要因

自動車
の走行

【評価結果】

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

予測地点		予測値	評価値	基準 達成 状況
		年平均値 (ppm)	日平均値の年 間 98%値 (ppm)	
引用事例		0.01262	0.027	達成
本 事 業	(1) 江南区茅野山	0.00671	0.017	達成
	(2) 秋葉区車場	0.00674	0.017	達成
	(3) 秋葉区北上	0.00681	0.017	達成
	(4) 秋葉区古田	0.00605	0.016	達成

注 1) NO₂ : 年平均値から年間 98% 値へ換算した値

注 2) 整合を図るべき基準 : 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(二酸化窒素に係る環境基準について(昭和 53 年 7 月環告第 38 号))

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

予測地点		予測値	評価値	基準 達成 状況
		年平均値 (ppm)	日平均値の年 間 2%除外値 (mg/m ³)	
引用事例		0.02630	0.064	達成
本 事 業	(1) 江南区茅野山	0.01029	0.028	達成
	(2) 秋葉区車場	0.01029	0.028	達成
	(3) 秋葉区北上	0.01030	0.028	達成
	(4) 秋葉区古田	0.01018	0.028	達成

注 1) SPM : 年平均値から年間 2% 除外値へ換算した値

注 2) 整合を図るべき基準 : 1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m³ 以下 (長期的評価) ((大気の汚染に係る環境基準について(昭和 48 年 5 月環告第 25 号))

引用事例並びに推計した本事業の予測地点における予測値は、いずれの項目も基準値を満足しており、基準との整合が図られていると評価される。

環境保全措置及びその他の事項

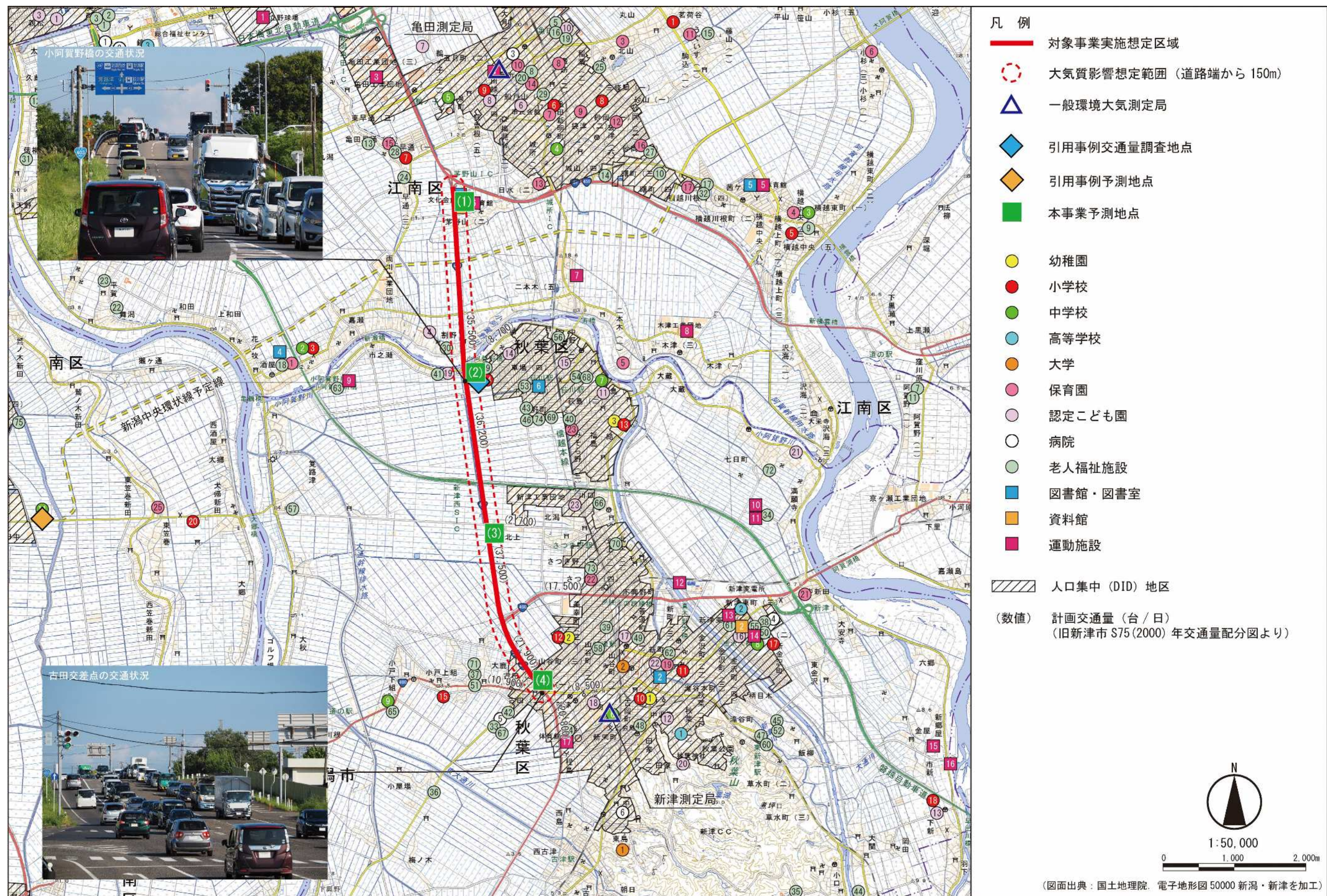


図 4.4.1 大気質に係る環境配慮が必要な対象の位置・分布と環境影響想定範囲並びに予測地点の位置等

4.4.2 騒音

騒音に係る「環境配慮が必要な対象」の位置・分布及び本事業の実施による騒音への影響想定範囲、並びに予測地点の位置等を図 4.4.2 に示す。また、予測及び評価の結果、並びにその過程において検討した環境保全措置等を表 4.4.2 に示す。

表 4.4.2 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果（騒音）

環境要因	予測及び評価の結果					環境保全措置及びその他の事項	
自動車の走行	【評価結果】					路肩帯を十分にとることにより、沿線への騒音の影響を低減するよう配慮する。また、事業の実施段階における更なる詳細な計画の検討では、将来の技術開発等を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内でできるかぎり環境影響が回避されるよう環境保全措置の採用に努める。以上のことから、事業者の実行可能な範囲で影響は回避、低減されているものと評価される。 以上の事例の引用による騒音の予測及び評価の結果から、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価する。 なお、引用事例による予測には、道路構造や交通量条件、バックグラウンドの騒音レベルについて不確実性があり、方法書以降の手続きにおいて、本事業計画の進捗と現況調査結果を踏まえた予測及び評価を行うものとする。	
	予測地点	等価騒音レベル（dB）		根拠	基準達成状況		
		予測結果	整合を図るべき基準				
	(1) 江南区茅野山	昼間:62 夜間:57	近接空間	昼間:70 夜間:65	注 1)		達成
	(2) 秋葉区車場	昼間:62 夜間:57	近接空間	昼間:70 夜間:65	注 1)		達成
	(3) 秋葉区北上	昼間:63 夜間:58	C 地域	昼間:65 夜間:60	注 2)		達成
	(4) 秋葉区古田	昼間:60 夜間:55	B 地域	昼間:65 夜間:60	注 2)		達成
			A 地域	昼間:60 夜間:55	注 3)		達成
	注 1) 騒音に係る環境基準(平成 10 年環告第 64 号)の幹線交通を担う道路に近接する空間の基準値						
	注 2) 騒音に係る環境基準(平成 10 年環告第 64 号)の道路に面する地域(B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域)の基準値						
注 3) 騒音に係る環境基準(平成 10 年環告第 64 号)の道路に面する地域(A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域)の基準値							
引用事例並びに推計した本事業の予測地点における予測値は、いずれの項目も基準値を満足しており、基準との整合が図られていると評価される。							

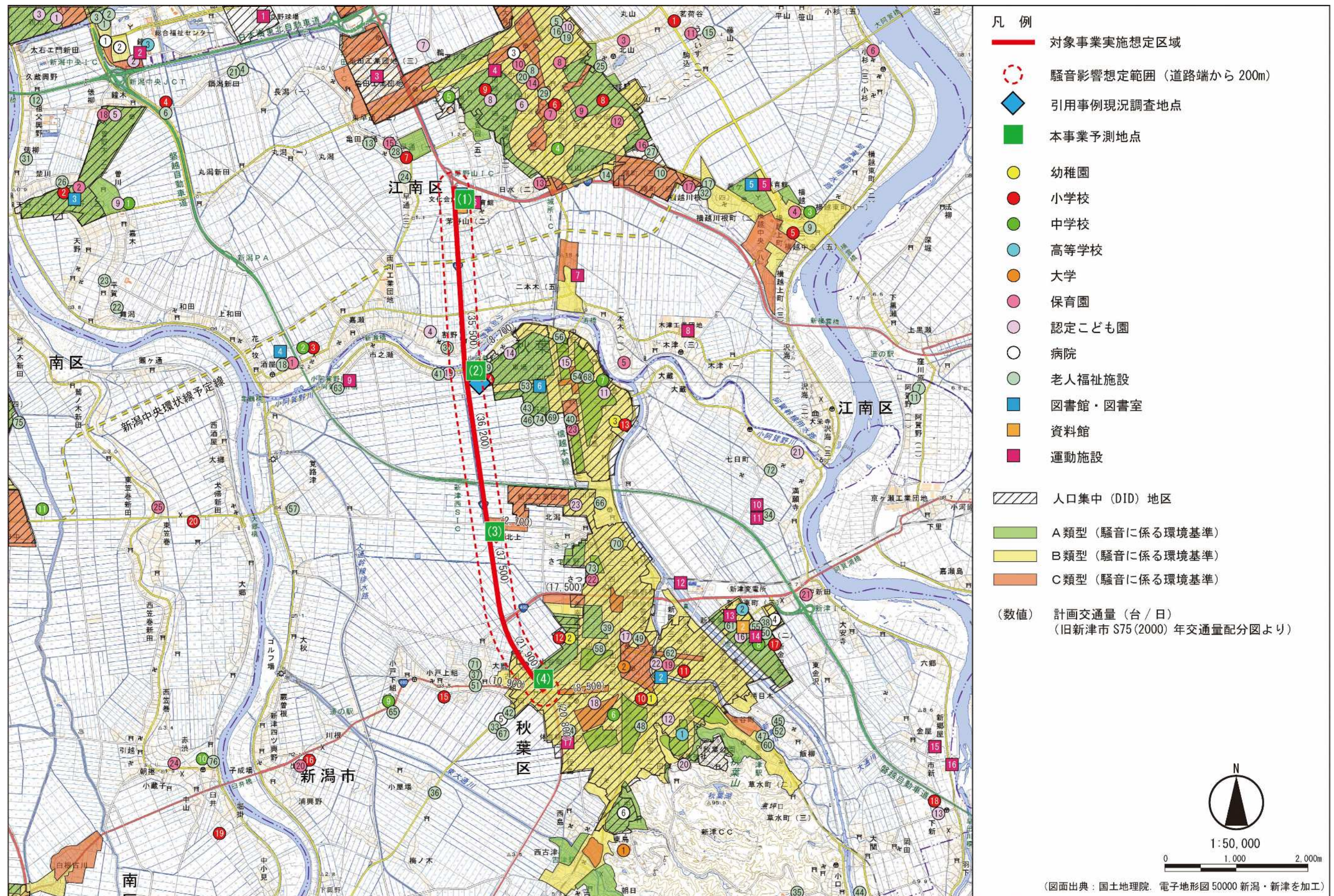


図 4.4.2 騒音に係る環境配慮が必要な対象の位置・分布と環境影響想定範囲並びに予測地点の位置等

4.4.3 振動

振動に係る「環境配慮が必要な対象」の位置・分布及び本事業の実施による振動への影響想定範囲、並びに予測地点の位置等を図 4.4.3 に示す。また、予測及び評価の結果、並びにその過程において検討した環境保全措置等を表 4.4.3 に示す。

表 4.4.3 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果（振動）

環境 要因	予測及び評価の結果					環境保全措置及びその他の事項	
自動車 の走行	【評価結果】					路肩帯を十分にとることにより、沿線への振動の影響を低減するよう配慮する。また、事業の実施段階における更なる詳細な計画の検討では、将来の技術開発等を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内でできるかぎり環境影響が回避されるよう環境保全措置の採用に努める。以上のことから、事業者の実行可能な範囲で影響は回避、低減されているものと評価される。 以上の事例の引用による振動の予測及び評価の結果から、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価する。 なお、引用事例による予測には、道路構造や交通量条件、バックグラウンドの振動レベル、地盤卓越振動数について不確実性があり、方法書以降の手続きにおいて、本事業計画の進捗と現況調査結果を踏まえた予測及び評価を行うものとする。	
	予測地点	振動レベル（dB）			根拠		基準 達成 状況
		予測 結果	整合を図るべき 基準				
	(1) 江南区 茅野山	昼間:44 夜間:42	第2種※	昼間:70 夜間:65	注1)		達成
	(2) 秋葉区 車場	昼間:44 夜間:42	第2種※	昼間:70 夜間:65	注1)		達成
	(3) 秋葉区 北上	昼間:44 夜間:42	第2種	昼間:70 夜間:65	注1)		達成
	(4) 秋葉区 古田	昼間:42 夜間:40	第1種	昼間:65 夜間:60	注2)		達成
	注1) 振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)の道路交通振動の要請限度の第2種区域の基準値						
	注2) 振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)の道路交通振動の要請限度の第1種区域の基準値						
	※規制区域に該当しないが、安全側の考慮のもと、第2種区域の基準値を適用する。						
引用事例から推計した本事業の予測地点における予測値は、いずれの地点も基準値を満足しており、基準との整合が図られていると評価される。							

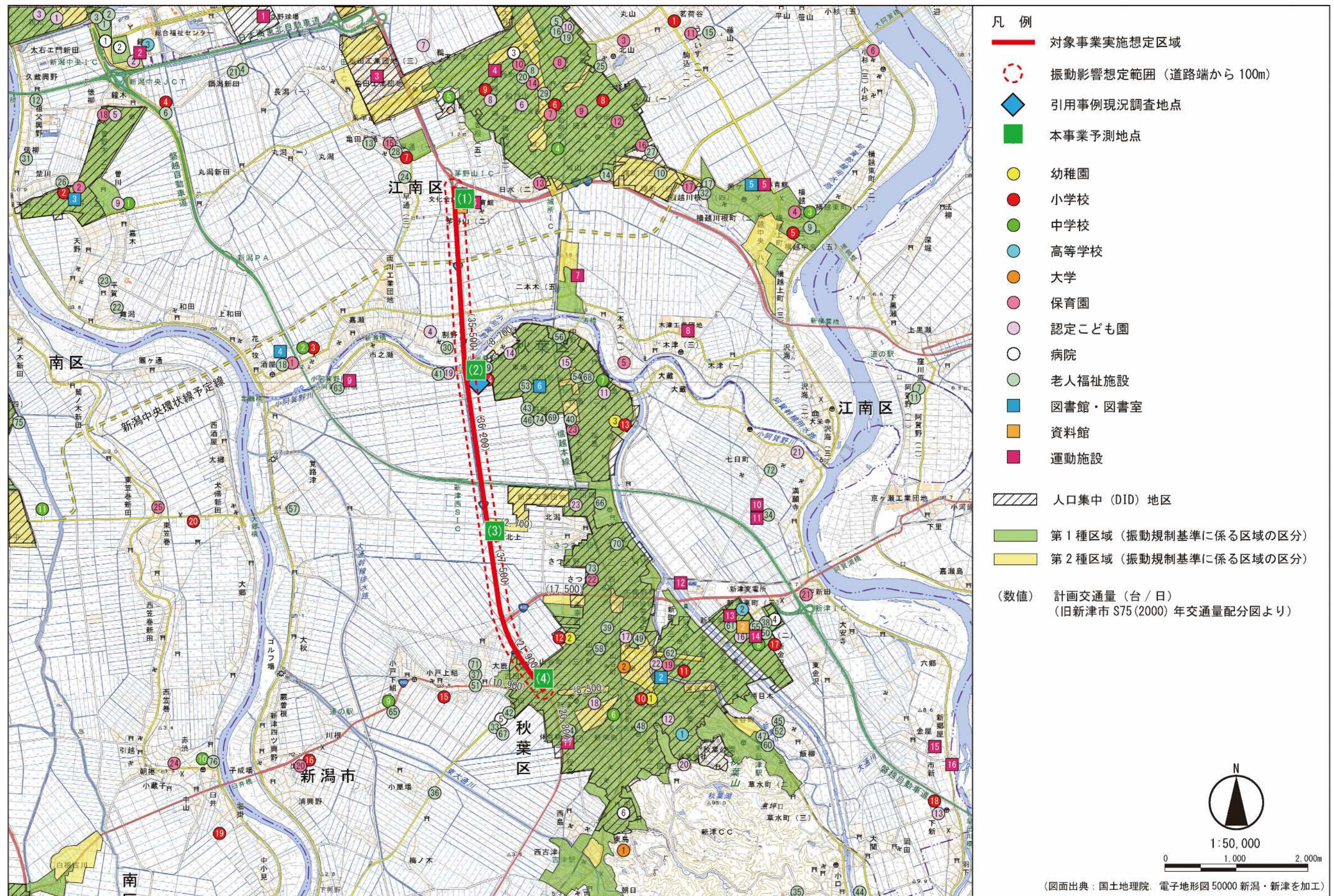


図 4.4.3 振動に係る環境配慮が必要な対象の位置・分布と環境影響想定範囲並びに予測地点の位置等

4.4.4 動物・植物・生態系

動物・植物・生態系に係る「環境配慮が必要な対象」の位置・分布、並びに本事業の実施によるそれらの環境要素への影響想定範囲を図 4.4.4 に示す。また、予測及び評価の結果を表 4.4.4 に示す。

表 4.4.4 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果（動物・植物・生態系）

環境要素	環境要因	予測及び評価の結果・環境保全措置及びその他の事項
動物	道路の存在	対象事業実施想定区域及びその周辺の地域における影響想定範囲には、鳥獣保護区が存在し、重要な動物の生息域・行動圏に該当する。このため、道路の存在により動物に影響を与える可能性があると予測する。 ただし、本事業は、暫定 2 車線若しくは 3 車線道路で既に供用されている道路に沿った改築を計画するものであり、既存の道路用地を活用しながら土地の改変範囲をできる限り小さくするとともに、環境配慮が必要な対象への影響が小さい構造を採用し、道路横断箇所の水系の保全や重要な生物の生息地の分断回避など、自然環境に配慮することにより、周辺の重要な動物等の生息地への影響を低減できると考えられる。 これらのことから、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価する。
植物	道路の存在	対象事業実施想定区域及びその周辺の地域における影響想定範囲には、特定植物群落や法に基づく保全地域等は存在しないため、重大な環境影響は回避又は低減されていると予測する。一方、対象事業実施想定区域内には、重要な植物の生息域となり得る環境が存在している。このため、道路の存在により植物に影響を与える可能性があると予測する。 ただし、本事業は、暫定 2 車線若しくは 3 車線道路で既に供用されている道路に沿った改築を計画するものであり、既存の道路用地を活用しながら土地の改変範囲をできる限り小さくするとともに、環境配慮が必要な対象への影響が小さい構造を採用するなど、自然環境に配慮することにより、周辺の重要な植物等の生育地への影響を低減できると考えられる。 これらのことから、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価する。
生態系	道路の存在	対象事業実施想定区域及びその周辺の地域における影響想定範囲には、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境としての河川環境や鳥獣保護区が分布する。このため、道路の存在により生態系に影響を与える可能性があると予測する。 ただし、本事業は、暫定 2 車線若しくは 3 車線道路で既に供用されている道路に沿った改築を計画するものであり、既存の道路用地を活用しながら土地の改変範囲をできる限り小さくするとともに、環境配慮が必要な対象への影響が小さい構造を採用し、道路横断箇所の水系の保全や重要な生物の生息地の分断回避など、自然環境に配慮することにより、周辺の生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境への影響を低減できると考えられる。 これらのことから、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価する。

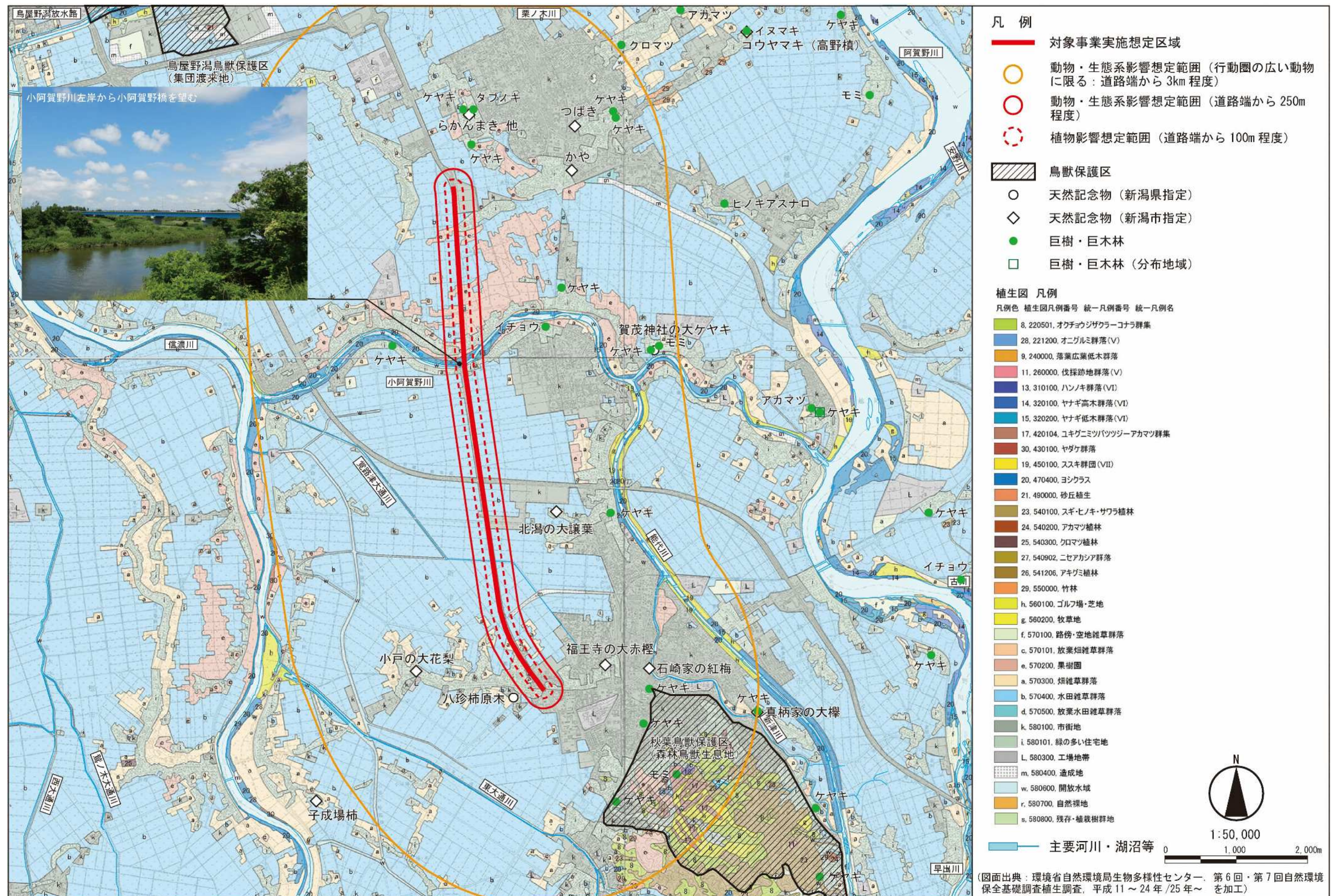


図 4.4.4 動物・植物・生態系に係る環境配慮が必要な対象の位置・分布と環境影響想定範囲並びに予測地点の位置等

4.4.5 景観・人と自然との触れ合いの活動の場・文化財

景観・人と自然との触れ合いの活動の場・文化財に係る「環境配慮が必要な対象」の位置・分布、並びに本事業の実施によるそれらの環境要素への影響想定範囲を図 4.4.5 に示す。また、予測及び評価の結果を表 4.4.5 に示す。

表 4.4.5 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果

(景観・人と自然との触れ合いの活動の場・文化財)

環境要素	環境要因	予測及び評価の結果・環境保全措置及びその他の事項
景観	道路の存在	対象事業実施想定区域及びその周辺の地域における影響想定範囲には、主要な眺望点等となる公園や神社等が多数存在する。このため、道路の存在により景観に影響を与える可能性があると予測する。 ただし、本事業は、暫定 2 車線若しくは 3 車線道路で既に供用されている道路に沿った改築を計画するものであり、既存の道路用地を活用するため、国道 403 号フラワーロードを除く主要な景観資源の直接改変は想定されない。また、環境影響が小さい構造や緑化、植栽を採用するなど、できる限り自然環境に配慮することにより、周辺の景観への影響を低減できると考えられる。 なお、国道 403 号フラワーロードは、取得済み用地の維持管理及び道路景観の向上を図る目的で管理団体により植栽・管理され、景観資源として親しまれているが、4 車線化に際しては本来の目的である道路として供用される土地であり、代替措置等については別途検討を行うものとする。 これらのことから、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価する。
人と自然との触れ合いの活動の場	道路の存在	対象事業実施想定区域及びその周辺の地域における影響想定範囲には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場となる公園やスポーツ施設、神社等が存在する。このため、道路の存在によりこれらの対象へ影響を与える可能性があると予測する。 ただし、本事業は、暫定 2 車線若しくは 3 車線道路で既に供用されている道路に沿った改築を計画するものであり、既存の道路用地を活用するため、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変やアクセス環境の変化は想定されない。また、環境影響が小さい構造や緑化、植栽を採用するなど、できる限り自然環境に配慮することにより、周辺への影響を低減できると考えられる。 これらのことから、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価する。
文化財	道路の存在	対象事業実施想定区域及びその周辺の地域には、埋蔵文化財包蔵地が多数分布する。このため、道路の存在によりこれらの対象へ影響を与える可能性があると予測する。 そこで、対象事業実施想定区域のうち、試掘調査未実施の区間については、拡幅部の試掘調査を行い、その結果埋蔵文化財の存在が示唆されたときは、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に則り記録保存を目的とした本発掘調査を行い、保全を図ることにより埋蔵文化財への影響を低減できると考えられる。 これらのことから、重大な環境影響の回避又は低減が図られると評価する。

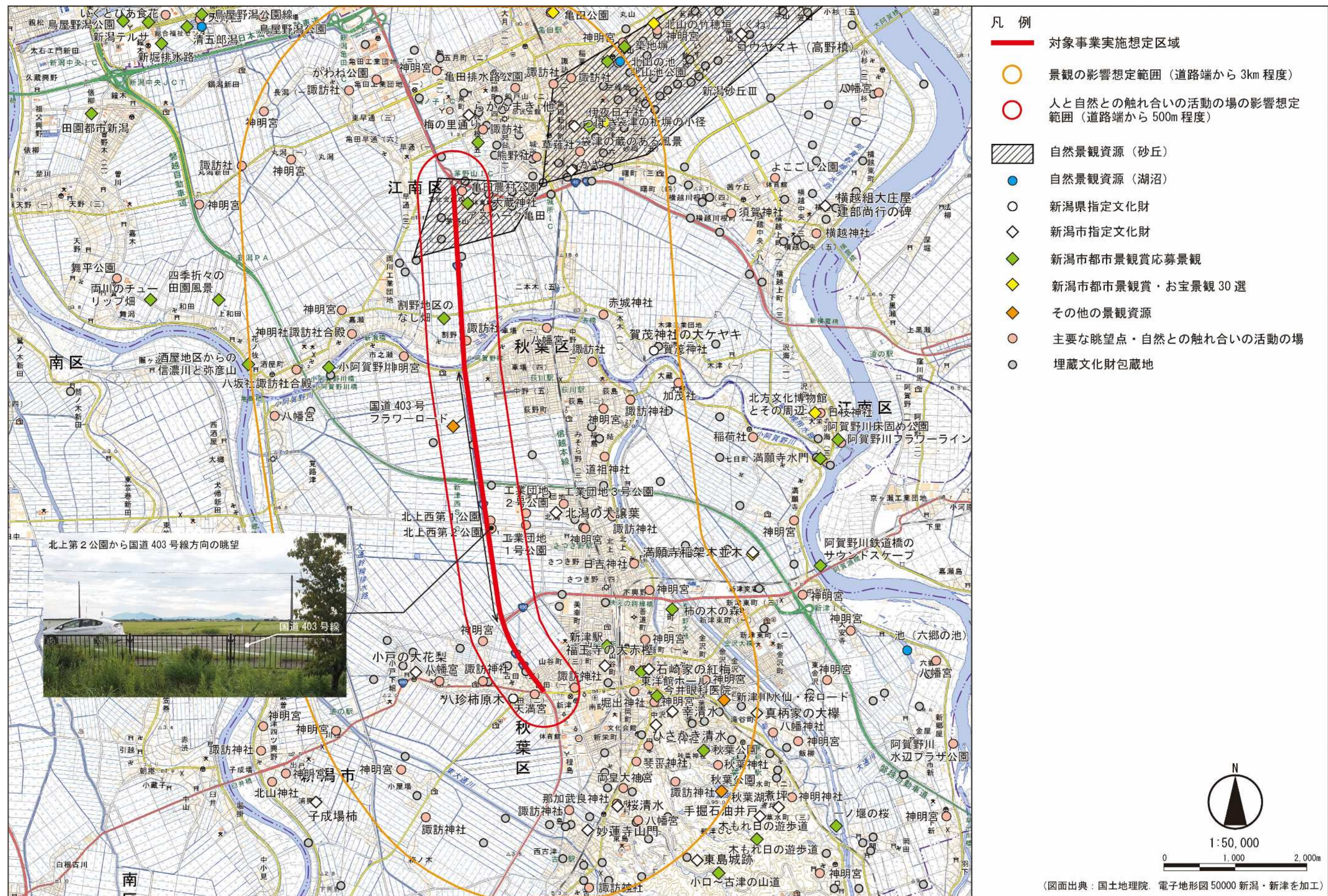


図 4.4.5 景観・人と自然との触れ合いの活動の場・文化財に係る環境配慮が必要な対象の位置・分布と環境影響想定範囲並びに予測地点の位置等

4.5 計画段階配慮事項の検討に係る総合評価

計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の結果、並びにその過程において検討した環境保全措置を実施することにより、対象事業による計画段階配慮事項への影響は事業者により実行可能な範囲内でできるかぎり回避・低減・最小化が図られていると評価する。

なお、予測条件等に不確実性のある環境要素については、方法書以降の手続きにおいて不確実性を生じさせる要因に適切に対処し、予測の精度向上を図るものとする。

第5章 計画段階環境配慮計画書に対する意見及び意見に対する事業者の見解

5.1 環境の保全の見地からの意見と事業者の見解

「新潟市環境影響評価条例」（平成 21 年 3 月 24 日、新潟市条例第 5 号）に基づき、配慮書の公告・縦覧を実施し、環境の保全の見地からの意見を求めた。公告及び縦覧の概要を表 5.1.1 に示す。

公告・縦覧の結果、配慮書に対する環境の保全の見地からの意見書の提出はなかった。

表 5.1.1 公告及び縦覧の概要

項目	期間等
公告日	令和 6 年 11 月 1 日
縦覧期間	令和 6 年 11 月 1 日～令和 6 年 11 月 30 日
縦覧場所	環境対策課 江南区役所（建設課） 秋葉区役所（建設課） 中央図書館（ほんぽーと） 市ホームページ
意見書の提出期間	令和 6 年 11 月 1 日～令和 6 年 12 月 16 日

5.2 新潟市長の意見及び意見に対する事業者の見解

「新潟市環境影響評価条例」（平成 21 年 3 月 24 日、新潟市条例第 5 号）に基づく配慮書についての環境の保全の見地からの新潟市長意見と、それに対する事業者の見解を表 5.2.1～表 5.2.3 に示す。

表 5.2.1 新潟市長からの意見と事業者の見解（総括的事項）

新潟市長意見	事業者の見解
道路事業における環境影響評価において、交通量の把握は予測の基礎となる重要な要素である。現況の交通量及び将来の計画交通量を適切に把握し、これを反映させた環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）とすること。	現況の交通量においては最新の詳細な情報を、将来の計画交通量についても適切に把握し、方法書に反映いたしました。
当該事業は一般国道 403 号道路の拡幅事業であり、一部に橋梁工事が含まれる。橋梁工事については複数の施工方法が想定されることから、これら複数の案について方法書に示し、環境影響を受けるおそれのある範囲及び環境影響評価項目を適切に選定すること。	橋梁工事における環境影響を受けるおそれのある最大範囲を示し、適切な環境影響評価項目を選定しました。

表 5.2.2 新潟市長からの意見と事業者の見解（個別事項）

項目	新潟市長意見	事業者の見解
ゼロ・オプションの検討について	計画段階環境配慮計画書（以下「配慮書」という。）において、ゼロ・オプションの検討は行われているが、方法書においては、経済面や社会状況の変化も考慮したゼロ・オプションの検討として、交通量の変化を具体的に示すなど、客観的な根拠を持ってより分かりやすく示すこと。	方法書におけるゼロ・オプションの検討にあたっては、交通量の整理や費用便益分析により事業実施の必要性を整理し、第2章2.7に示しました。
大気質及び騒音・振動について	事業実施想定区域には住居や学校等が近接している区間が存在することから、方法書においては、工事の実施や自動車の走行による大気質及び騒音・振動について、適切な調査、予測及び評価の手法を選定すること。	方法書において、工事の実施や自動車の走行による大気質及び騒音・振動を本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として選定しました。今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行い、環境への影響を回避又は低減するよう努めます。
生態系について	事業実施想定区域の沿線には田園が広がっており、また、橋梁工事が予定されている小阿賀野川には豊かな自然が残っている。この地域を特徴づける生態系が存在する可能性があることから、生態系に関する調査を十分に行い、生物多様性に配慮した環境保全措置を検討すること。	今後の詳細な構造等の計画にあたっては、十分に調査を行い、重要な生態系への影響に配慮します。
景観について	「国道403号フラワーロード」は、地域住民に親しまれた景観資源であることから、今後の在り方については、地域住民及び関係機関と十分な協議を行い、適切な環境保全措置を検討すること。	国道403号フラワーロードの今後の在り方については、地域住民及び関係機関との協議、検討を行うための体制づくりを進めます。
温室効果ガスについて	配慮書において、環境要素として温室効果ガスが選定されていないことから、方法書においては、本事業における交通量の変化を十分に考慮し、事業実施における温室効果ガスの排出量について、適切な調査、予測及び評価の手法を選定すること。	方法書において、工事の実施や自動車の走行による温室効果ガスを本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として選定しました。今後の環境影響評価の手続きにおいて、調査、予測及び評価を行い、環境への影響を回避又は低減するよう努めます。
文化財について	事業実施区域周辺には多くの埋蔵文化財包蔵地があり、事業実施区域にも埋蔵文化財が存在する可能性があることから、関係機関と十分な協議を行い、適切な措置を講じること。	方法書において、工事の実施や道路の存在を本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として選定しました。今後の環境影響評価の手続き並びに事業実施段階において、調査、予測及び評価を行い、埋蔵文化財への影響を回避又は低減するよう努めます。

表 5.2.3 新潟市長からの意見と事業者の見解（その他）

新潟市長意見	事業者の見解
方法書の作成にあたっては、文章や図の作成において工夫し、分かりやすい図書となるよう留意すること。	方法書の作成にあたっては、図表等を有効に活用し、分かりやすい図書となるよう努めました。

第6章 環境影響評価項目の選定

6.1 環境影響評価項目の選定結果

環境影響評価項目の選定結果を表 6.1.1 に示す。

選定にあたり、本事業の特性及び地域の特性を踏まえ、事業により環境に影響を与えるおそれがある要因（以下、「影響要因」という。）が、環境の構成要素（以下、「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について検討した。

なお、検討に際し「新潟市環境影響評価技術指針」（令和 3 年 3 月、新潟市告示第 205 号）、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）及び「道路環境影響評価の技術手法 4. 騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音（令和 7 年度版）」（令和 7 年 6 月、国土技術政策総合研究所）の考え方を参考とした。

表 6.1.1 環境影響評価項目の選定結果

影響要因の区分 環境要素の区分				工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用				
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存工作物の撤去等	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	道路（地表式又は掘割式）の存在	道路（嵩上式）の存在	消雪パイプの稼働	自動車の走行	休憩所の存在及び供用
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物 (NO _x)									●	
			浮遊粒子状物質 (SPM)									●	
			粉じん等	●	●								
		騒音	騒音	●	●							●	
		振動	振動	●	●							●	
	水環境	水質	水の汚れ										×
			水の濁り			●	●	●					×
			水の溶存酸素量			■	■	■					
	地質環境	地形及び地質	重要な地形及び地質				×	×	×	×			
		地盤	地盤沈下							×	×		
	その他の環境	その他	日照阻害							×			
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	●	●	●	●	●	●	×			
	植物		重要な植物種・群落及びその生育地			●	●	●	●	×			
	生態系		地域を特徴づける生態系			●	●	●	●	×			
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観						●	×			×
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場						●	×			
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			●							
	温室効果ガス等		二酸化炭素等	●	●							●	×
文化財の保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	文化財		文化財			●	●	●	●	×			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量		空間線量率及び放射能濃度	×	×	×	×	×					

●：新潟市環境影響評価技術指針で示された参考項目であり、今回選定した項目。

×

■：新潟市環境影響評価技術指針で示された参考項目以外の項目で、今回選定した項目。

6.2 選定した項目及びその理由

環境影響評価項目として選定した項目とその理由を表 6.2.1 に示す。

表 6.2.1 環境影響評価項目として選定した項目とその理由 (1/3)

環境要素			影響要因		選定理由
			区分	要因	
大気環境	大気質	窒素酸化物 (NO _x)	土地又は工作物の存在及び供用	自動車の走行	市街地・集落等が分布しており、供用後の自動車の走行に伴う二酸化窒素、浮遊粒子状物質の影響が想定されるため、選定する。
		浮遊粒子状物質 (SPM)			
		粉じん等	工事の実施	建設機械の稼働	市街地・集落等が分布しており、工事の実施による建設機械の稼働に伴う粉じん等の影響が想定されるため、選定する。
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	市街地・集落等が分布しており、工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う粉じん等の影響が想定されるため、選定する。
	騒音	騒音	工事の実施	建設機械の稼働	市街地・集落等が分布しており、工事の実施による建設機械の稼働に伴う騒音の影響が想定されるため、選定する。
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	市街地・集落等が分布しており、工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う騒音の影響が想定されるため、選定する。
			土地又は工作物の存在及び供用	自動車の走行	市街地・集落等が分布しており、供用後の自動車の走行に伴う騒音の影響が想定されるため、選定する。
	振動	振動	工事の実施	建設機械の稼働	市街地・集落等が分布しており、工事の実施による建設機械の稼働に伴う振動の影響が想定されるため、選定する。
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	市街地・集落等が分布しており、工事の実施による資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う振動の影響が想定されるため、選定する。
			土地又は工作物の存在及び供用	自動車の走行	市街地・集落等が分布しており、供用後の自動車の走行に伴う振動の影響が想定されるため、選定する。
水環境	水質	水の濁り	工事の実施	切土工等又は既存工作物の撤去等	河川等の公共用水域が存在し、工事の実施により裸地が出現した場合、降雨時に発生した濁水の河川等への影響が想定される。また、地下水位が高い箇所での切土や工作物の撤去時に湧出水による濁水が発生するおそれや、酸素濃度が低い地下水の流入のおそれがあるため、選定する。
				工事施工ヤードの設置	
		水の溶存酸素量		工事用道路等の設置	

表 6.2.1 環境影響評価項目として選定した項目とその理由 (2/3)

環境要素		影響要因		選定理由
		区分	要因	
動物	重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	工事の実施	建設機械の稼働	鳥獣保護区が存在し、重要な動物の生息域に該当することから、工事の実施に伴う建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置による動物の生息環境への影響が想定されるため、選定する。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
			切土工等又は既存工作物の撤去等	
			工事施工ヤードの設置	
			工事用道路等の設置	
		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	鳥獣保護区が存在し、重要な動物の生息域に該当することから、供用後の道路の存在による動物の生息環境への影響が想定されるため、選定する。
植物	重要な植物種・群落及びその生育地	工事の実施	切土工等又は既存工作物の撤去等	重要な植物の生育域となり得る環境が存在し、また、天然記念物や巨樹・巨木林が分布していることから、工事の実施に伴う切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置による植物の生育環境への影響が想定されるため、選定する。
			工事施工ヤードの設置	
			工事用道路等の設置	
		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	重要な植物の生育域となり得る環境が存在し、また、天然記念物や巨樹・巨木林が分布していることから、供用後の道路の存在による植物の生育環境への影響が想定されるため、選定する。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施	切土工等又は既存工作物の撤去等	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境としての河川環境や鳥獣保護区が分布することから、工事の実施に伴う切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置による生態系への影響が想定されるため、選定する。
			工事施工ヤードの設置	
			工事用道路等の設置	
		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境としての河川環境や鳥獣保護区が分布することから、供用後の道路の存在による生態系への影響が想定されるため、選定する。

表 6.2.1 環境影響評価項目として選定した項目とその理由 (3/3)

環境要素		影響要因		選定理由
		区分	要因	
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	主要な眺望点と眺望景観、並びに景観資源が存在しており、供用後の道路の存在により景観への影響が想定されるため、選定する。
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	人と自然との触れ合いの活動の場となる公園、スポーツ施設等が存在しており、供用後の道路の存在によりこれらへの影響が想定されるため、選定する。
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施	切土工等又は既存工作物の撤去等	切土工等又は既存工作物の撤去等に伴う建設副産物の発生が想定されるため、選定する。
温室効果ガス等	二酸化炭素等	工事の実施	建設機械の稼働	建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行により温室効果ガスの発生が想定されるため、選定する。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	
		土地又は工作物の存在及び供用	自動車の走行	供用後の自動車の走行により温室効果ガスの発生が想定されるため、選定する。
文化財	文化財	工事の実施	切土工等又は既存工作物の撤去等	多くの遺物包含地が分布しており、工事の実施による切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路の設置に伴うこれら埋蔵文化財への影響が想定されるため、選定する。
			工事施工ヤードの設置	
			工事用道路等の設置	
		土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式)の存在	多くの遺物包含地が分布しており、供用後の道路の存在によりこれら埋蔵文化財への影響が想定されるため、選定する。

6.3 選定しなかった項目及びその理由

環境影響評価項目として選定しなかった項目及びその理由を表 6.3.1 に示す。

表 6.3.1 環境影響評価項目として選定しなかった項目とその理由 (1/2)

環境要素			影響要因		非選定理由
			区分	要因	
水環境	水質	水の汚れ	土地又は工作物の存在及び供用	休憩所の存在及び供用	本事業では、休憩所の設置は計画されていないため、選定しない。
		水の濁り			
地質環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	工事の実施	工事施工ヤードの設置	対象事業実施区域に重要な地形及び地質は存在しないため、選定しない。
				工事用道路等の設置	
			土地又は工作物の存在及び供用	道路(地表式又は掘割式)の存在	対象事業実施区域に重要な地形及び地質は存在しないため、選定しない。
				道路(嵩上式)の存在	
	地盤	地盤沈下	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
				消雪パイプの稼働	本事業では、消雪パイプの設置は計画されていないため、選定しない。
その他の環境	その他	日照障害	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
動物		重要な動物種・個体群及び注目すべき生息地	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
植物		重要な植物種・群落及びその生育地	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
生態系		地域を特徴づける生態系	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
				休憩所の存在及び供用	本事業では、休憩所の設置は計画されていないため、選定しない。
温室効果ガス等		二酸化炭素等	土地又は工作物の存在及び供用	休憩所の存在及び供用	本事業では、休憩所の設置は計画されていないため、選定しない。

表 6.3.1 環境影響評価項目として選定しなかった項目とその理由 (2/2)

環境要素		影響要因		非選定理由
		区分	要因	
文化財	文化財	土地又は工作物の存在及び供用	道路(嵩上式)の存在	本事業では、嵩上式の道路は計画されていないため、選定しない。
放射線の量	空間線量率及び放射能濃度	工事の実施	建設機械の稼働	本事業では、放射性物質が拡散するおそれのある工事は実施しないため、選定しない。
			資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	本事業では、放射性物質が拡散するおそれのある資材及び機械は使用しないため、選定しない。
			切土工等又は既存工作物の撤去等	対象事業実施区域における空間線量の測定結果は通常の測定範囲内に収まっており、当該区域において環境に影響を及ぼす量の放射性物質は存在しないと考えられる。したがって、工事による土地の改変等により放射性物質が拡散又は漏洩するおそれはないことから、選定しない。
			工事施工ヤードの設置	
			工事用道路等の設置	

第7章 調査、予測及び評価の手法

環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法は、選定項目ごとに選定項目の特性と事業が及ぼすおそれがある環境影響の重大性を検討し、選定した。

なお、選定に際し「新潟市環境影響評価技術指針」（令和 3 年 3 月、新潟市告示第 205 号）、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）及び「道路環境影響評価の技術手法 4. 騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音（令和 7 年度版）」（令和 7 年 6 月、国土技術政策総合研究所）の考え方を参考とした。

7.1 大気質

大気質に係る環境影響評価の項目は、表 7.1.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.1.1 大気質に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・自動車の走行に係る窒素酸化物、浮遊粒子状物質の影響	土地及び工作物の存在及び供用
・建設機械の稼働に係る粉じん等の影響	工事の実施
・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等の影響	

7.1.1 土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る窒素酸化物、浮遊粒子状物質の影響

自動車の走行に係る窒素酸化物、浮遊粒子状物質の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.1.2 に示し、各手法の詳細を次項以降に示す。

表 7.1.2 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 3) 気象（風向、風速）の状況 4) 交通量の状況（時間交通量、走行速度、道路構造）
	調査の基本的な手法	1) 二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況 「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に規定される測定方法。 窒素酸化物は二酸化窒素の測定方法に準じる。 2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況 「大気汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に規定される測定方法。 3) 気象（風向、風速）の状況 「地上気象観測指針」（2002 年、気象庁） 4) 交通量の状況 時間交通量は、調査員が目視しカウンターにより計測する。走行速度は、一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測する。道路構造は、現地計測による。
	調査地域	影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。
	調査地点	予測地点との対応を考慮し、濃度変化があると考えられる箇所（道路条件及び交通条件（交通量、走行速度等）が変化する断面）ごとに、また代表する気象状況が得られる箇所とする。
	調査期間	春夏秋冬ごとのそれぞれ 1 週間の連続測定を基本とする。
予測の手法	予測の基本的な手法	大気の拡散式（ブルーム式及びパフ式）により、年平均値を予測する。
	予測地域	調査地域のうち、影響範囲内に住居等の保全対象が立地する地域及び立地することが予定される地域とする。
	予測地点	予測地域の中から交通条件等が変化する区間を分割し、その区間において地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点の観点から設定するものとし、調査地点と同様とする。
	予測対象時期等	計画交通量の発生が見込まれる時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 ②基準又は目標との整合性の検討 環境基準と予測結果との間に整合性が図られているかについて評価する。	

(1) 調査の手法

① 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりとする。

- 1) 二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況
- 2) 浮遊粒子状物質の濃度の状況
- 3) 気象（風向、風速）の状況
- 4) 交通量の状況（時間交通量、走行速度、道路構造）

② 調査の基本的な手法

調査は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析より行う。現地調査の手法を表 7.1.3 に示す。

表 7.1.3 現地調査の手法

調査項目	調査手法
二酸化窒素、窒素酸化物の濃度の状況	「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）に規定される測定方法。窒素酸化物は二酸化窒素の測定方法に準じる。
浮遊粒子状物質の濃度の状況	「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）に規定される測定方法。
気象（風向、風速）の状況	「地上気象観測指針」（2002 年、気象庁）
交通量の状況	時間交通量は、調査員が目視しカウンターにより計測する。走行速度は、一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測する。道路構造は、現地計測による。

③ 調査地域

調査地域は、影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。

④ 調査地点

調査地点は、予測地点との対応を考慮し、濃度変化があると考えられる箇所（道路条件及び交通条件（交通量、走行速度等）が変化する断面）ごとに、また代表する気象状況が得られる箇所とする。

具体的には、地形・気象状況などから地域を代表すると考えられる地点として、表 7.1.4 及び図 7.1.1 に示す 4 地点を設定する。

表 7.1.4 現地調査地点

番号	調査地点	調査地点の考え方
(1)	江南区茅野山	本路線に近接して文化施設等が存在する。
(2)	秋葉区車場	本路線に近接して学校、福祉施設、集落が存在する。
(3)	秋葉区北上	計画交通量が最大となる区間で近隣に公園、商業施設が存在する。
(4)	秋葉区古田	本路線に近接して人口集中地区が存在する。

⑤ 調査期間等

調査期間は、春夏秋冬ごとのそれぞれ 1 週間の連続測定を基本とする。

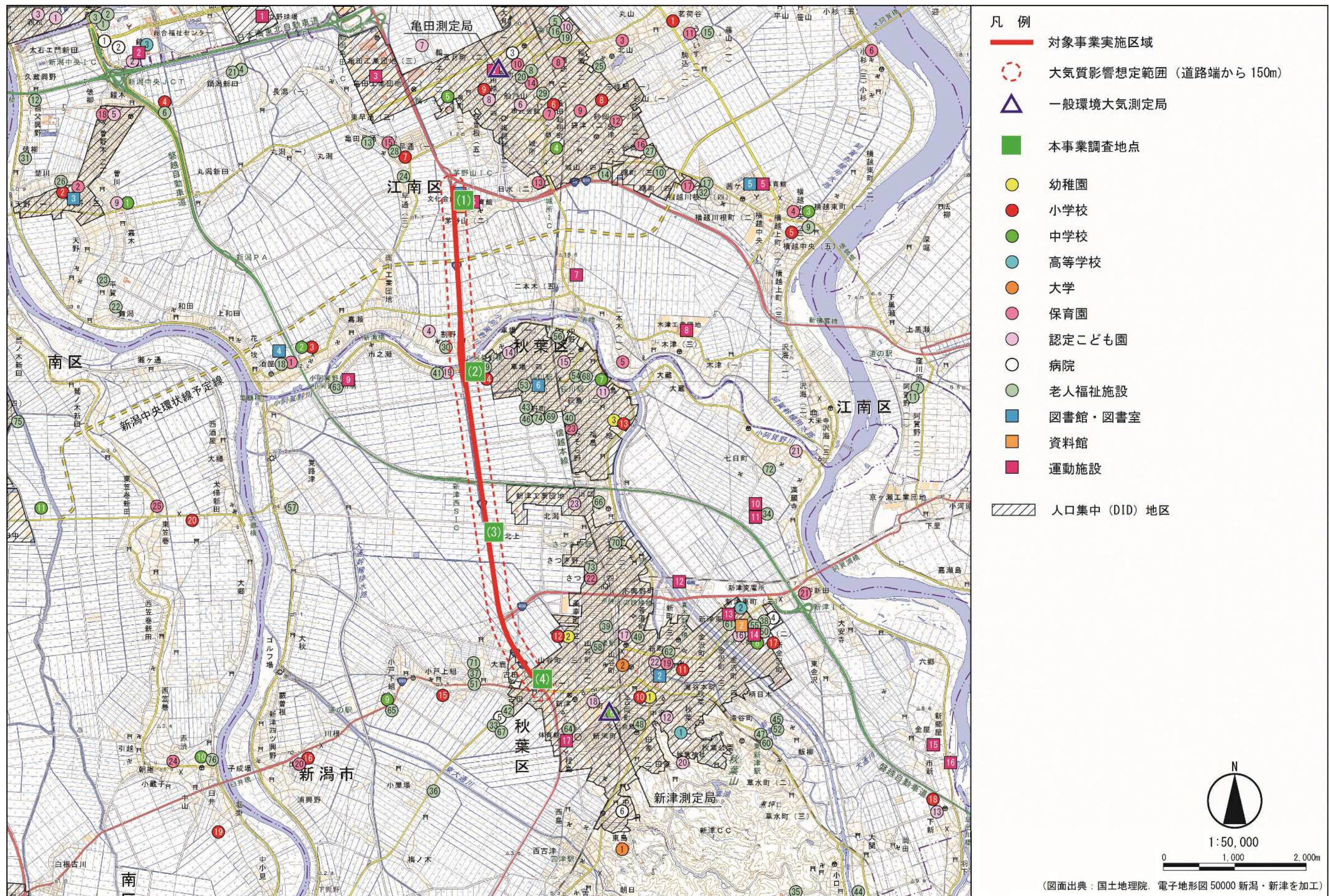


図 7.1.1 大気質に係る調査地点位置図

(2) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

i. 予測式

予測は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に基づき、以下に示す拡散式（ブルーム式及びパフ式）による方法で行い、年平均値を予測する。

【ブルーム式：有風時（風速が 1m/s を超える場合）】

$$C(x, y, z) = \frac{Q}{2\pi \cdot u \cdot \sigma_y \cdot \sigma_z} \exp\left(-\frac{y^2}{2\sigma_y^2}\right) \left[\exp\left\{-\frac{(z+H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} + \exp\left\{-\frac{(z-H)^2}{2\sigma_z^2}\right\} \right]$$

ここで、

$C(x, y, z)$: (x, y, z) 地点における窒素酸化物濃度 (ppm) (又は浮遊粒子状物質濃度 (mg/m³))

Q : 点煙源の窒素酸化物の排出量 (ml/s) (又は浮遊粒子状物質の排出量 (mg/s))

u : 平均風速 (m/s)

H : 排出源の高さ (m)

σ_y, σ_z : 水平 (y)、鉛直 (z) 方向の拡散幅 (m)

x : 風向に沿った風下距離 (m)

y : x 軸に直角な水平距離 (m)

z : x 軸に直角な鉛直距離 (m)

なお、水平方向及び鉛直方向の拡散幅は次式により求める。

$$\sigma_y = W/2 + 0.46L^{0.81} \quad (x < W/2 \text{ の場合} : \sigma_y = W/2)$$

$$\sigma_z = \sigma_{z0} + 0.31L^{0.83} \quad (x < W/2 \text{ の場合} : \sigma_z = \sigma_{z0})$$

ここで、

L : 車道部端からの距離 ($L = x - W/2$) (m)

x : 風向に沿った風下距離 (m)

W : 車道部幅員 (m)

σ_{z0} : 鉛直方向の初期拡散幅 (m)

遮音壁がない場合 $\sigma_{z0} = 1.5$

遮音壁 (高さ 3m 以上) がある場合 . . . $\sigma_{z0} = 4.0$

【パフ式：弱風時（風速が 1m/s 以下の場合）】

$$C(x, y, z) = \frac{Q}{(2\pi)^{3/2} \cdot \alpha^2 \cdot \gamma} \left\{ \frac{1 - \exp\left(-\frac{l}{t_0^2}\right)}{2l} + \frac{1 - \exp\left(-\frac{m}{t_0^2}\right)}{2m} \right\}$$

ここで、

$$l = \frac{1}{2} \cdot \left\{ \frac{x^2 + y^2}{\alpha^2} + \frac{(z-H)^2}{\gamma^2} \right\} \quad m = \frac{1}{2} \cdot \left\{ \frac{x^2 + y^2}{\alpha^2} + \frac{(z+H)^2}{\gamma^2} \right\}$$

t_0 : 初期拡散幅に相当する時間 (s)

α, γ : 拡散幅に関する係数

なお、初期拡散幅に相当する時間 t_0 及び拡散幅に関する係数 α, γ は以下のとおりとする。

$$t_0 = \frac{W}{2\alpha}$$

ここで、

W : 車道部幅員 (m)

$$\alpha = 0.3$$

$$\gamma = \begin{cases} 0.18 & (\text{昼間：午前 7 時～午後 7 時}) \\ 0.09 & (\text{夜間：午後 7 時～午前 7 時}) \end{cases}$$

ii. 風速の推定

排出源高さの風速は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に基づき、以下に示す、べき乗則の式を用いて設定する。

$$U = U_0(H/H_0)^P$$

ここで、

U : 高さ H(m) における風速 (m/s)

U_0 : 基準高さ H_0 の風速 (m/s)

H : 排出源の高さ (m)

H_0 : 基準とする高さ (m)

P : べき指数 (市街地：1/3、郊外：1/5、障害物のない平坦地：1/7)

iii. 気象条件

予測に用いる気象条件は、対象事業実施区域に最も近い新津地域気象観測所において観測されている最新の1年間の観測結果を用いる。

なお、予測に用いる新津地域気象観測所の最新の1年間の風向・風速について、過去10年間の風向・風速データを用いて、異常年検定を行う。

iv. 交通条件

予測に用いる日交通量は、将来交通量とする。

v. 排出係数

予測に用いる排出係数は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に示されている数値を用いる。

vi. 窒素酸化物（NO_x）から二酸化窒素（NO₂）の変換

自動車から排出された窒素酸化物（NO_x）の年平均値から二酸化窒素（NO₂）の年平均値への変換には、以下に示す回帰式を用いる。

予測に用いる排出係数は、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」（平成25年3月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に示されている数値を用いる。

$$[NO_2]_R = 0.0714[NO_x]_R^{0.438}(1 - [NO_x]_{BG}/[NO_x]_T)^{0.801}$$

ここで、

$[NO_2]_R$: 二酸化窒素の対象道路の寄与濃度 (ppm)

$[NO_x]_R$: 窒素酸化物の対象道路の寄与濃度 (ppm)

$[NO_x]_{BG}$: 窒素酸化物(NO_x)のバックグラウンド濃度 (ppm)

$[NO_x]_T$: $[NO_x]_T = [NO_x]_R + [NO_x]_{BG}$

② 予測地域

予測地域は、調査地域のうち、影響範囲内に住居等の保全対象が立地する地域及び立地することが予定される地域とする。

③ 予測地点

予測地点は、予測地域の中から交通条件等が変化する区間を分割し、その区間において地域を代表する地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を的確に把握できる地点の観点から設定するものとし、具体的には前出表 7.1.4 及び図 7.1.1 に示す調査地点と同様とする。

④ 予測対象時期等

予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とする。

(3) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、自動車の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

② 基準又は目標との整合性の検討

基準又は目標との整合性に係る評価については、予測結果を「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和 53 年環境庁告示第 38 号）及び「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年環境庁告示第 25 号）と比較することにより行う。

表 7.1.5 整合を図るべき基準又は目標

項目	整合を図るべき基準又は目標	基準値
二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」 (昭和 53 年環境庁告示第 38 号)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又は それ以下であること。
浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準について」 (昭和 48 年環境庁告示第 25 号)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下（長期的評価）

7.1.2 工事の実施（建設機械の稼働）に係る粉じん等の影響

建設機械の稼働に係る粉じん等の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.1.6 に示し、各手法の詳細を次項以降に示す。

表 7.1.6 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 気象（風向、風速）の状況
	調査の基本的な手法	1) 気象（風向、風速）の状況 「地上気象観測指針」（2002 年、気象庁）
	調査地域	影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。
	調査地点	予測地点との対応を考慮し、調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測及び評価する必要な情報を適切かつ効果的に把握できる箇所とし、また代表する気象状況が得られる箇所とする。
	調査期間	春夏秋冬ごとのそれぞれ 1 週間の連続測定を基本とし、建設機械の稼働による環境影響の予測に必要な時間帯とする。
予測の手法	予測の基本的な手法	事例の引用又は解析により得られた経験式を用い、季節別降下ばいじん量を予測する。
	予測地域	調査地域のうち、影響範囲内に住居等の保全対象が立地する地域及び立地することが予定される地域とする。
	予測地点	粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、調査地点と同様とする。また、原則として建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地の境界線の地上 1.5m とする。
	予測対象時期等	工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る粉じん等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 ②基準又は目標との整合性の検討 参考値と予測結果との間に整合性が図られているかについて評価する。	

(1) 調査の手法

① 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりとする。

- 1) 気象（風向、風速）の状況

② 調査の基本的な手法

調査は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析より行う。現地調査の手法を表 7.1.7 に示す。

表 7.1.7 現地調査の手法

調査項目	調査手法
気象（風向、風速）の状況	「地上気象観測指針」（2002 年、気象庁）

③ 調査地域

調査地域は、影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。

④ 調査地点

調査地点は、予測地点との対応を考慮し、粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる箇所とする。

具体的には、地形・気象状況などから地域を代表すると考えられる地点として、表 7.1.8 に示す 4 地点を設定する。なお、位置図は前出図 7.1.1 に示す。

表 7.1.8 現地調査地点

番号	調査地点	調査地点の考え方
(1)	江南区茅野山	本路線に近接して文化施設等が存在する。
(2)	秋葉区車場	本路線に近接して学校、福祉施設、集落が存在する。
(3)	秋葉区北上	計画交通量が最大となる区間で近隣に公園、商業施設が存在する。
(4)	秋葉区古田	本路線に近接して人口集中地区が存在する。

⑤ 調査期間等

調査期間は、春夏秋冬ごとのそれぞれ 1 週間の連続測定を基本とし、調査時間帯は、建設機械の稼働による環境影響の予測に必要な時間帯とする。

(2) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

i. 予測式

予測は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に基づき、事例の引用又は解析により得られた経験式を用い、季節別降下ばいじん量を予測する。

具体的には、予測を行う季節において予測地点における 1 ヶ月当たりの風向別降下ばいじん量に当該季節別風向出現割合を乗じ、全風向について足し合わせることで当該季節の降下ばいじん量を計算する。なお、1 ヶ月当たりの風向別降下ばいじん量は、以下に示す 1 日当たりの降下ばいじん量を基に計算する。

【1 日当たりの降下ばいじん量の計算式】

$$C_d(x) = a \cdot (u/u_0)^{-b} \cdot (x/x_0)^{-c}$$

ここで、

- $C_d(x)$: 1 ユニットから発生し拡散する粉じん等のうち発生源からの距離 x m の地上 1.5m に堆積する 1 日当たりの降下ばいじん量 (t/km²/日/ユニット)
- a : 基準降下ばいじん量 (t/km²/日/ユニット) (基準風速時の基準距離における 1 ユニットからの 1 日当たりの降下ばいじん量)
- u : 平均風速 (m/s)
- u_0 : 基準風速 (m/s)
- b : 風速の影響を表す係数 ($b = 1$)
- x : 風向に沿った風下距離 (m)
- x_0 : 基準距離 (m) ($x_0 = 1\text{m}$)
- c : 降下ばいじんの拡散を表す係数

基準降下ばいじん量 a 及び降下ばいじんの拡散を表す係数 c は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）により設定する。

ii. 排出源の条件

工事計画より、工事区分・種別、施工範囲、平均月間工事 日数、工事車両 運行経路の位置・道路条件を整理する。

iii. 気象条件

予測に用いる気象条件は、対象事業実施区域に最も近い新津地域気象観測所において観測されている最新の 1 年間の観測結果を用いる。

なお、予測に用いる新津地域気象観測所の最新の 1 年間の風向・風速について、過去 10 年間の風向・風速データを用いて、異常年検定を行う。

① 予測地域

予測地域は、調査地域のうち、影響範囲内に住居等の保全対象が立地する地域及び立地することが予定される地域とする。

② 予測地点

予測地点は、粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、具体的には前出表 7.1.8 及び図 7.1.1 に示す調査地点と同様とする。

また、原則として建設機械が稼働する区域の予測断面における工事施工ヤードの敷地の境界線の地上 1.5m とする。

③ 予測対象時期等

予測対象時期は、工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とする。

(3) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働に係る粉じん等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

② 基準又は目標との整合性の検討

基準又は目標との整合性に係る評価については、降下ばいじんにおいては、国が実施する環境保全に関する施策による基準又は目標が示されていないことから、予測結果を参考値と比較することにより行う。

表 7.1.9 整合を図るべき基準又は目標

項目	整合を図るべき基準又は目標	参考値
粉じん等	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成 11 年建設省)に示される参考値	10t/km ² /月以下

7.1.3 工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る粉じん等の影響

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.1.10 に示し、各手法の詳細を次項以降に示す。

表 7.1.10 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 気象（風向、風速）の状況
	調査の基本的な手法	1) 気象（風向、風速）の状況 「地上気象観測指針」（2002 年、気象庁）
	調査地域	影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。
	調査地点	予測地点との対応を考慮し、調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測及び評価する必要な情報を適切かつ効果的に把握できる箇所とし、また代表する気象状況が得られる箇所とする。
	調査期間	春夏秋冬ごとのそれぞれ 1 週間の連続測定を基本とし、工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とする。
予測の手法	予測の基本的な手法	事例の引用又は解析により得られた経験式を用い、季節別降下ばいじん量を予測する。
	予測地域	調査地域のうち、影響範囲内に住居等の保全対象が立地する地域及び立地することが予定される地域とする。
	予測地点	粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、調査地点と同様とする。また、原則として工事用道路の予測断面における敷地の境界線の地上 1.5m とする。
	予測対象時期等	工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 工事用車両の運行に係る粉じん等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 ②基準又は目標との整合性の検討 参考値と予測結果との間に整合性が図られているかについて評価する。	

(1) 調査の手法

① 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりとする。

- 1) 気象（風向、風速）の状況

② 調査の基本的な手法

調査は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析より行う。現地調査の手法を表 7.1.11 に示す。

表 7.1.11 現地調査の手法

調査項目	調査手法
気象（風向、風速）の状況	「地上気象観測指針」（2002 年、気象庁）

③ 調査地域

調査地域は、影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。

④ 調査地点

調査地点は、予測地点との対応を考慮し、粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる箇所とする。

具体的には、地形・気象状況などから地域を代表すると考えられる地点として、表 7.1.12 に示す 4 地点を設定する。なお、位置図は前出図 7.1.1 に示す。

表 7.1.12 現地調査地点

番号	調査地点	調査地点の考え方
(1)	江南区茅野山	本路線に近接して文化施設等が存在する。
(2)	秋葉区車場	本路線に近接して学校、福祉施設、集落が存在する。
(3)	秋葉区北上	計画交通量が最大となる区間で近隣に公園、商業施設が存在する。
(4)	秋葉区古田	本路線に近接して人口集中地区が存在する。

⑤ 調査期間等

調査期間は、春夏秋冬ごとのそれぞれ 1 週間の連続測定を基本とし、調査時間帯は、工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とする。

(2) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

i. 予測式

予測は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に基づき、事例の引用又は解析により得られた経験式を用い、季節別降下ばいじん量を予測する。

具体的には、予測を行う季節において予測地点における 1 ヶ月当たりの風向別降下ばいじん量に当該季節別風向出現割合を乗じ、全風向について足し合わせることで当該季節の降下ばいじん量を計算する。なお、1 ヶ月当たりの風向別降下ばいじん量は、以下に示す 1 日当たりの降下ばいじん量を基に計算する。

【1 日当たりの降下ばいじん量の計算式】

$$C_d(x) = a \cdot (u/u_0)^{-b} \cdot (x/x_0)^{-c}$$

ここで、

- $C_d(x)$: 工事用車両 1 台の運行により発生源 1m²から発生し拡散する粉じん等のうち発生源からの距離 x (m) の地点の地上 1.5m に堆積する降下ばいじん量 (t/km²/m²/台)
- a : 基準降下ばいじん量 (t/km²/m²/台) (基準風速時の基準距離における工事用車両 1 台当たりの発生源 1m²からの降下ばいじん量)
- u : 平均風速 (m/s)
- u_0 : 基準風速 (m/s)
- b : 風速の影響を表す係数 ($b = 1$)
- x : 風向に沿った風下距離 (m)
- x_0 : 基準距離 (m) ($x_0 = 1m$)
- c : 降下ばいじんの拡散を表す係数

基準降下ばいじん量 a 及び降下ばいじんの拡散を表す係数 c は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）により設定する。

ii. 排出源の条件

工事計画より、工事区分・種別、施工範囲、平均月間工事 日数、工事車両 運行経路の位置・道路条件を整理する。

iii. 気象条件

予測に用いる気象条件は、対象事業実施区域に最も近い新津地域気象観測所において観測されている最新の 1 年間の観測結果を用いる。

なお、予測に用いる新津地域気象観測所の最新の 1 年間の風向・風速について、過去 10 年間の風向・風速データを用いて、異常年検定を行う。

② 予測地域

予測地域は、調査地域のうち、影響範囲内に住居等の保全対象が立地する地域及び立地することが予定される地域とする。

③ 予測地点

予測地点は、粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点とし、具体的には前出表 7.1.12 及び図 7.1.1 に示す調査地点と同様とする。

また、原則として工事用道路の予測断面における敷地の境界線の地上 1.5m とする。

④ 予測対象時期等

予測対象時期は、工事用車両の平均日交通量が最大になると予想される時期とする。

(3) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、工事用車両の運行に係る粉じん等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

② 基準又は目標との整合性の検討

基準又は目標との整合性に係る評価については、降下ばいじんにおいては、国が実施する環境保全に関する施策による基準又は目標が示されていないことから、予測結果を参考値と比較することにより行う。

表 7.1.13 整合を図るべき基準又は目標

項目	整合を図るべき基準又は目標	参考値
粉じん等	「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」(平成 11 年建設省)に示される参考値	10t/km ² /月以下

7.2 騒音

騒音に係る環境影響評価の項目は、表 7.2.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.2.1 騒音に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・建設機械の稼働に係る騒音の影響	工事の実施
・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の影響	
・自動車の走行に係る騒音の影響	土地及び工作物の存在及び供用

7.2.1 工事の実施（建設機械の稼働）に係る騒音の影響

建設機械の稼働に係る騒音の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.2.2 に示し、各手法の詳細を次項以降に示す。

表 7.2.2 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 騒音の状況（騒音レベルの 90% レンジの上端値） 2) 地表面の状況
	調査の基本的な手法	1) 騒音の状況 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）に規定される騒音の測定方法（JIS Z 8731 に定める測定方法）。 2) 地表面の状況 現地踏査による目視。
	調査地域	影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。
	調査地点	予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、地表面の状況が得られる箇所とする。
	調査期間	環境騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈すると考えられる日の建設機械の稼働による環境影響の予測に必要な時間帯とする。
予測の手法	予測の基本的な手法	音の伝搬理論に基づく予測式（日本音響学会の ASJ CN-Model 2007）を用い、実効騒音レベルを予測し、実測値と合成し算出する手法とする。
	予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。
	予測地点	建設機械が稼働する区域の予測断面における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準位置の敷地境界線とし、調査地点と同様とする。また、予測地点の高さは、原則として地上 1.2m とする。
	予測対象時期等	工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 ②基準又は目標との整合性の検討 規制基準と予測結果との間に整合性が図られているかについて評価する。	

(1) 調査の手法

① 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりとする。

- 1) 騒音の状況（騒音レベルの 90%レンジの上端値）
- 2) 地表面の状況（地表面の種類）

② 調査の基本的な手法

調査は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析より行う。現地調査の手法を表 7.2.3 に示す。

表 7.2.3 現地調査の手法

調査項目	調査手法
騒音の状況	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）に規定される騒音の測定方法（JIS Z 8731 に定める測定方法）。
地表面の状況	現地踏査による目視。

③ 調査地域

調査地域は、影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。

④ 調査地点

調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、地表面の状況が得られる箇所とする。表 7.2.4 及び図 7.2.1 に設定した地点を示す。

表 7.2.4 現地調査地点

番号	調査地点	調査地点の考え方
(1)	江南区茅野山	本路線に近接して文化施設等が存在する。
(2)	秋葉区車場	本路線に近接して学校、福祉施設、集落が存在する。
(3)	秋葉区北上	計画交通量が最大となる区間で近隣に公園、商業施設が存在する。
(4)	秋葉区古田	本路線に近接して人口集中地区が存在する。

⑤ 調査期間等

騒音の状況の調査期間は、環境騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈すると考えられる日の建設機械の稼働による環境影響の予測に必要な時間帯とする。

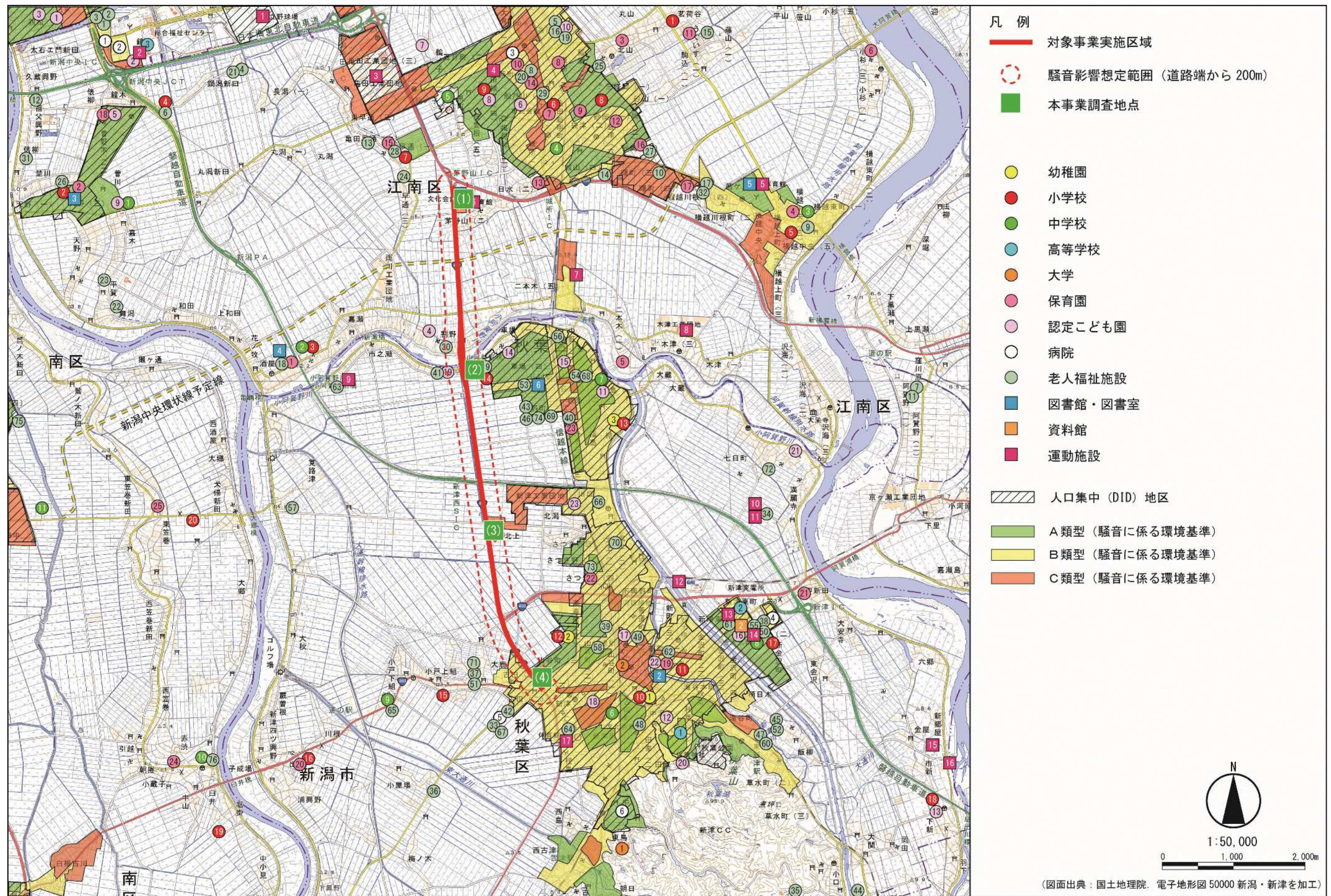


図 7.2.1 騒音に係る調査地点位置図

(2) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

予測は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に基づき、以下に示す音の伝搬理論に基づく予測式（日本音響学会の ASJ CN-Model 2007）を用い、実効騒音レベルを予測し、実測値と合成し算出する手法とする。

【建設工事騒音の予測モデル「ASJ CN-Model 2007」】

$$L_{Aeff,i} = L_{WAeff,i} - 8 - 20 \log_{10} \frac{r_i}{r_0} + \Delta L_{d,i} + \Delta L_{g,i}$$

$$L_{A5} = L_{Aeff,i} + \Delta L$$

ここで、

- $L_{Aeff,i}$: i 番目のユニットによる予測地点における実効騒音レベル (dB)
- $L_{WAeff,i}$: i 番目のユニットの A 特性実行音響パワーレベル (dB)
- r_i : i 番目のユニットの中心から予測地点までの距離 (m)
- r_0 : 基準の距離 (m) ($r_0 = 1\text{m}$)
- $\Delta L_{d,i}$: i 番目のユニットからの騒音に対する回折に伴う減衰に関する補正量 (dB)
- $\Delta L_{g,i}$: i 番目のユニットからの騒音に対する地表面の影響に関する補正量 (dB)
- L_{A5} : 予測地点における騒音レベル 90% レンジの上端値 (dB)
- ΔL : 実効騒音レベルと L_{A5} との差 (dB)

【実測値との合成式】

$$L_{A5} = 10 \log_{10} (10^{L_{A5,1}/10} + 10^{L_{A5,2}/10})$$

ここで、

- L_{A5} : 予測騒音レベル (dB)
- $L_{A5,1}$: 現況騒音レベル (dB)
- $L_{A5,2}$: 寄与分騒音レベル (dB)

② 予測地域

予測地域は、調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

③ 予測地点

予測地点は、原則として建設機械が稼働する区域の予測断面における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準位置の敷地境界線とし、具体的には前出表 7.2.4 及び図 7.2.1 に示す調査地点と同様とする。

また、この場合予測地点の高さは、原則として地上 1.2m とする。

④ 予測対象時期等

予測対象時期は、工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とする。

(3) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

② 基準又は目標との整合性の検討

基準又は目標との整合性に係る評価については、予測結果を「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号）及び「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年規則第 5 号）により定められた基準（規制基準）と比較することにより行う。

表 7.2.5 整合を図るべき基準又は目標

項目	整合を図るべき基準又は目標	基準値
騒音レベルの 90%レンジの上端値 (L_{A5})	「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号） 「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年規則第 5 号）	85dB 以下

7.2.2 工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る騒音の影響

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.2.6 に示し、各手法の詳細を次項以降に示す。

表 7.2.6 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 騒音の状況（等価騒音レベル） 2) 沿道の状況（工事用車両の運行が予想される道路の状況、沿道の地表面の種類） 3) 交通量の状況（時間交通量、走行速度、道路構造）
	調査の基本的な手法	1) 騒音の状況 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 46 号）に規定される騒音の測定方法（JIS Z 8731 に定める測定方法）。 2) 地表面の状況 現地踏査による目視。 3) 交通量の状況 時間交通量は、調査員が目視しカウンターにより計測する。走行速度は、一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測する。道路構造は、現地計測による。
	調査地域	影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。
	調査地点	予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、沿道の状況が得られる箇所とする。
	調査期間	環境騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈すると考えられる日の工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とする。
予測の手法	予測の基本的な手法	道路交通騒音の予測モデル（日本音響学会の RTN-Model 2023）を用い、既存道路の現況の等価騒音レベルに、工事用車両の影響を加味して予測する。
	予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。
	予測地点	予測地点は、原則として工事用車両の接続が予想される既存道路など工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍とし、調査地点と同様とする。また、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面における敷地境界線の地上 1.2m とする。
	予測対象時期等	工事用車両の台数が最大になると予想される時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 工事用車両の運行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 ②基準又は目標との整合性の検討 規制基準及び環境基準と予測結果との間に整合性が図られているかについて評価する。	

(1) 調査の手法

① 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりとする。

- 1) 騒音の状況（等価騒音レベル）
- 2) 沿道の状況（工事用車両の運行が予想される道路の状況、沿道の地表面の種類）
- 3) 交通量の状況（時間交通量、走行速度、道路構造）

② 調査の基本的な手法

調査は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析より行う。現地調査の手法を表 7.2.7 に示す。

表 7.2.7 現地調査の手法

調査項目	調査手法
騒音の状況	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 46 号）に規定される騒音の測定方法（JIS Z 8731 に定める測定方法）。
沿道の状況	現地踏査による目視。
交通量の状況	時間交通量は、調査員が目視しカウンターにより計測する。走行速度は、一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測する。道路構造は、現地計測による。

③ 調査地域

調査地域は、工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。

④ 調査地点

調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、沿道の状況が得られる箇所とし、表 7.2.8 に示す 4 地点を設定する。なお、位置図は前出図 7.2.1 に示す。

表 7.2.8 現地調査地点

番号	調査地点	調査地点の考え方
(1)	江南区茅野山	本路線に近接して文化施設等が存在する。
(2)	秋葉区車場	本路線に近接して学校、福祉施設、集落が存在する。
(3)	秋葉区北上	計画交通量が最大となる区間で近隣に公園、商業施設が存在する。
(4)	秋葉区古田	本路線に近接して人口集中地区が存在する。

⑤ 調査期間等

騒音の状況の調査期間は、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況を呈すると考えられる日の工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯とする。

(2) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

予測は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に基づき、既存道路の現況の等価騒音レベルに、工事用車両の影響を加味し、以下に示す式を用いて行う。

【等価騒音レベル予測式】

$$L_{Aeq} = L_{Aeq*} + \Delta L$$
$$\Delta L = 10 \log_{10} \{ (10^{L_{Aeq,R}/10} + 10^{L_{Aeq,HC}/10}) / 10^{L_{Aeq,R}/10} \}$$

ここで、

- L_{Aeq} : 等価騒音レベルの予測値 (dB)
- L_{Aeq*} : 現況の等価騒音レベル (dB)
- ΔL : 工事用車両の上乗せによる等価騒音レベルの増加分 (dB)
- $L_{Aeq,R}$: 現況の交通量から日本音響学会の ASJ RTN-Model を用いて求められる等価騒音レベル (dB)
- $L_{Aeq,HC}$: 工事用車両の交通量から、日本音響学会の ASJ RTN-Model を用いて求められる等価騒音レベル

【道路交通騒音の予測モデル「ASJ RTN-Model 2023」】

$$L_{Aeq,T} = 10 \log_{10} \frac{\sum_j N_{T,j} 10^{\frac{L_{EA,j}}{10}}}{T}$$

$$L_{EA} = 10 \log_{10} \sum_i 10^{\frac{L_{EA,T,i}}{10}}$$

$$L_{EA,T,i} = L_{A,i} + 10 \log_{10} \frac{T_i}{T_0}$$

ここで、

- $L_{Aeq,T}$: 等価騒音レベル (dB)
- $L_{EA,j}$: 車種 j の単発騒音暴露レベル L_{EA} (dB)
- $N_{T,j}$: 時間 T における車種 j の交通量 (台)
- T : 対象とする時間 (s)
- L_{EA} : 単発騒音暴露レベル (dB)
- $L_{EA,T,i}$: 音源が区間 i の代表点にあるときの騒音暴露レベル (dB)
- $L_{A,i}$: 音源が区間 i の代表点にあるときの騒音レベル (dB)
- T_i : 音源が区間 i に存在する時間 (s)
- T_0 : 基準の時間

② 予測地域

調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

③ 予測地点

予測地点は、原則として工事用車両の接続が予想される既存道路など工事用車両が既存交通に合流する地点の近傍とし、具体的には前出表 7.2.8 及び図 7.2.1 に示す調査地点と同様とする。

また、当該既存道路の沿道の状況を勘案し、既存道路の代表的な断面における敷地境界線の地上 1.2m とする。

④ 予測対象時期等

予測対象時期は、工事用車両の台数が最大になると予想される時期とする。

(3) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、工事用車両の運行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

② 基準又は目標との整合性の検討

基準又は目標との整合性に係る評価については、予測結果を「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）により定められた自動車騒音の限度（要請限度）及び「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）により定められた道路に面する地域における環境基準と比較することにより行う。

表 7.2.9 整合を図るべき基準又は目標

項目	整合を図るべき基準又は目標	基準値
等価騒音レベル (L_{Aeq})	「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）第 17 条に基づく自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）	昼間：70dB
	「騒音に係る環境基準について（道路に面する地域）」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）	A 地域 昼間：60dB 以下 B 地域 昼間：65dB 以下 C 地域 昼間：65dB 以下

7.2.3 土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る騒音の影響

自動車の走行に係る騒音の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.2.10 に示し、各手法の詳細を次項以降に示す。

表 7.2.10 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 騒音の状況（等価騒音レベル） 2) 対象道路事業により供用される道路の沿道の状況 3) 交通量の状況（時間交通量、走行速度、道路構造）
	調査の基本的な手法	1) 騒音の状況 「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 46 号）に規定される騒音の測定方法（JIS Z 8731 に定める測定方法）。 2) 地表面の状況 現地踏査による目視。 3) 交通量の状況 時間交通量は、調査員が目視しカウンターにより計測する。走行速度は、一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測する。道路構造は、現地計測による。
	調査地域	影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。
	調査地点	予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、沿道の状況が得られる箇所とする。
	調査期間	環境が 1 年間を通じて平均的な状況を呈すると考えられる日の昼間及び夜間の基準時間帯とする。
予測の手法	予測の基本的な手法	道路交通騒音の予測モデル（日本音響学会の RTN-Model 2023）を用い、予測地点における昼間、夜間別の等価騒音レベルを算出することにより行う。
	予測地域	調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。
	予測地点	予測地点は、原則として予測地域の代表断面において、騒音に係る環境基準に規定された幹線交通を担う道路に近接する空間とその背後地の各々に設定し、調査地点を同様とする。また、予測地点の高さは幹線道路近接空間及び背後地における住居等の平均的な高さとする。
	予測対象時期等	計画交通量の発生が見込まれる時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 ②基準又は目標との整合性の検討 規制基準及び環境基準と予測結果との間に整合性が図られているかについて評価する。	

(1) 調査の手法

① 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりとする。

- 1) 騒音の状況（等価騒音レベル）
- 2) 対象道路事業により供用される道路の沿道の状況
- 3) 交通量の状況（時間交通量、走行速度、道路構造）

② 調査の基本的な手法

調査は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析より行う。現地調査の手法を表 7.2.11 に示す。

表 7.2.11 現地調査の手法

調査項目	調査手法
騒音の状況	「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 46 号）に規定される騒音の測定方法（JIS Z 8731 に定める測定方法）。
沿道の状況	現地踏査による目視。
交通量の状況	時間交通量は、調査員が目視しカウンターにより計測する。走行速度は、一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測する。道路構造は、現地計測による。

③ 調査地域

調査地域は、騒音の影響範囲内に住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。

④ 調査地点

調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する騒音の状況、沿道の状況が得られる箇所とし、表 7.2.12 に示す 4 地点を設定する。なお、位置図は前出図 7.2.1 に示す。

表 7.2.12 現地調査地点

番号	調査地点	調査地点の考え方
(1)	江南区茅野山	本路線に近接して文化施設等が存在する。
(2)	秋葉区車場	本路線に近接して学校、福祉施設、集落が存在する。
(3)	秋葉区北上	計画交通量が最大となる区間で近隣に公園、商業施設が存在する。
(4)	秋葉区古田	本路線に近接して人口集中地区が存在する。

⑤ 調査期間等

騒音の状況の調査期間は、騒音が 1 年間を通じて平均的な状況であると考えられる日の昼間及び夜間の基準時間帯とする。

(2) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

予測は、「道路環境影響評価の技術手法 4. 騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音（令和 7 年度版）」（令和 7 年 6 月、国土技術政策総合研究所）に基づき、前出 7.2.2 の項に示す日本音響学会の「ASJ RTN-Model 2023」を用いて、予測地点における昼間（6 時～22 時）、夜間（22 時～6 時）別の等価騒音レベルを算出することにより行う。

② 予測地域

調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

③ 予測地点

予測地点は、原則として予測地域の代表断面において、騒音に係る環境基準に規定された幹線交通を担う道路に近接する空間（以下、「幹線道路近接空間」という。）とその背後地の各々に設定し、具体的には前出表 7.2.12 及び図 7.2.1 に示す調査地点と同様とする。また、この場合、予測地点の高さは幹線道路近接空間及び背後地における住居等の平均的な高さとする。

④ 予測対象時期等

予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とする。

(3) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、自動車の走行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

② 基準又は目標との整合性の検討

基準又は目標との整合性に係る評価については、予測結果を「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）により定められた自動車騒音の限度（要請限度）及び「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）により定められた道路に面する地域における環境基準と比較することにより行う。

表 7.2.13 整合を図るべき基準又は目標

項目	整合を図るべき基準又は目標	基準値
等価騒音レベル (L_{Aeq})	「騒音規制法」（昭和 43 年法律第 98 号）第 17 条に基づく自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）	昼間：70dB 夜間：65dB
	「騒音に係る環境基準について（道路に面する地域）」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）	A 地域 昼間：60dB 以下 夜間：55dB 以下 B 地域 昼間：65dB 以下 夜間：60dB 以下 C 地域 昼間：65dB 以下 夜間：60dB 以下

7.3 振動

振動に係る環境影響評価の項目は、表 7.3.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.3.1 振動に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・建設機械の稼働に係る振動の影響	工事の実施
・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動の影響	
・自動車の走行に係る振動の影響	土地及び工作物の存在及び供用

7.3.1 工事の実施（建設機械の稼働）に係る振動の影響

建設機械の稼働に係る振動の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.3.2 に示し、各手法の詳細を次項以降に示す。

表 7.3.2 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 振動の状況（振動レベル） 2) 地盤の状況（地盤種別）
	調査の基本的な手法	1) 振動の状況 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）及び「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）に規定する方法。 2) 地盤の状況 表層地質及び周辺地形状況について現地踏査による目視で行う。
	調査地域	影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。
	調査地点	予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する地盤の状況が得られる箇所とする。
	調査期間	地盤の状況を適切に把握できる時期を基本とする。
予測の手法	予測の基本的な手法	振動レベルの予測式を用い、振動レベルの 80% 上端値を予測し、実測値と合成し算出する手法とする。
	予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。
	予測地点	建設機械が稼働する区域の予測断面における振動規制法施行規則第十一条の敷地の境界線とし、調査地点と同様とする。
	予測対象時期等	工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 ②基準又は目標との整合性の検討 規制基準と予測結果との間に整合性が図られているかについて評価する。	

(1) 調査の手法

① 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりとする。

- 1) 振動の状況（振動レベル）
- 2) 地盤の状況（地盤種別）

② 調査の基本的な手法

調査は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析より行う。現地調査の手法を表 7.3.3 に示す。

表 7.3.3 現地調査の手法

調査項目	調査手法
振動の状況	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）及び「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）に規定する方法。
地盤の状況	表層地質及び周辺地形状況について現地踏査による目視で行う。

③ 調査地域

調査地域は、影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。

④ 調査地点

調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する地盤の状況が得られる箇所とする。表 7.3.4 及び図 7.3.1 に設定した地点を示す。

表 7.3.4 現地調査地点

番号	調査地点	調査地点の考え方
(1)	江南区茅野山	本路線に近接して文化施設等が存在する。
(2)	秋葉区車場	本路線に近接して学校、福祉施設、集落が存在する。
(3)	秋葉区北上	計画交通量が最大となる区間で近隣に公園、商業施設が存在する。
(4)	秋葉区古田	本路線に近接して人口集中地区が存在する。

⑤ 調査期間等

調査期間は、地盤の状況を適切に把握できる時期を基本とする。

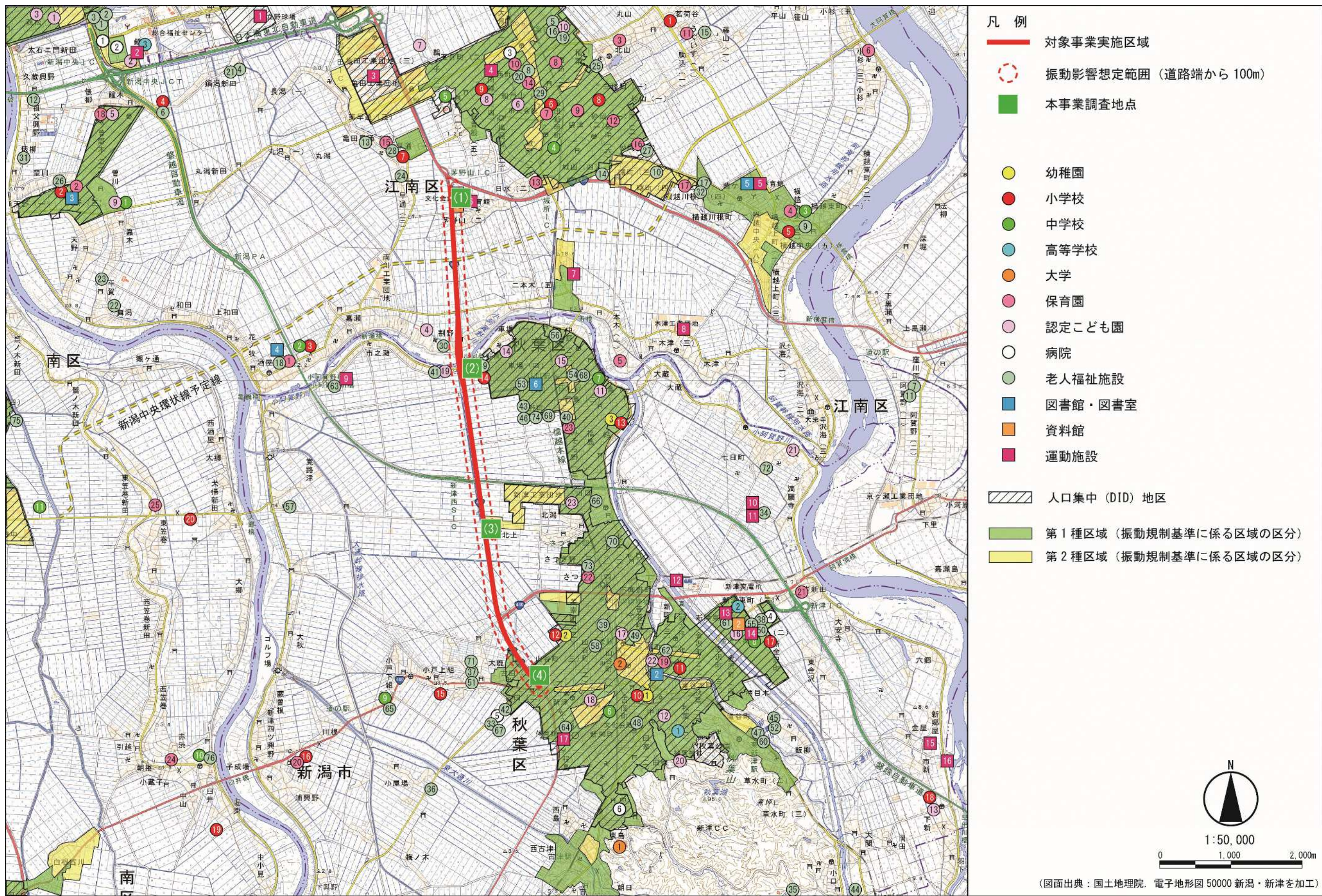


図 7.3.1 振動に係る調査地点位置図

(2) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

予測は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に基づき、以下に示す予測式により、振動レベルの 80% 上端値を予測し、実測値と合成し算出する手法とする。

【振動レベル予測式】

$$L(r) = L(r_0) - 15 \log_{10}(r/r_0) - 8.68\alpha(r - r_0)$$

ここで、

- $L(r)$: 予測地点における振動レベル (dB)
- $L(r_0)$: 基準点における振動レベル (dB)
- r : ユニットの稼働位置から予測地点までの距離 (m)
- r_0 : ユニットの稼働位置から基準点までの距離 (5m)
- α : 内部減衰係数 (db)

【実測値との合成式】

$$L_{10} = 10 \log_{10} (10^{L_{10,1}/10} + 10^{L_{10,2}/10})$$

ここで、

- L_{10} : 予測振動レベル (dB)
- $L_{10,1}$: 現況振動レベル (dB)
- $L_{10,2}$: 寄与分振動レベル (dB)

② 予測地域

予測地域は、調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

③ 予測地点

予測地点は、原則として建設機械が稼働する区域の予測断面における振動規制法施行規則第十一条の敷地の境界線とし、具体的には前出 7.3.4 及び図 7.3.1 に示す調査地点と同様とする。

④ 予測対象時期等

予測対象時期は、工事の区分ごとに環境影響が最も大きくなると予想される時期とする。

(3) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

② 基準又は目標との整合性の検討

基準又は目標との整合性に係る評価については、予測結果を「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）及び「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年規則第 5 号）により定められた基準（規制基準）と比較することにより行う。

表 7.3.5 整合を図るべき基準又は目標

項目	整合を図るべき基準又は目標	基準値
振動レベルの 80%レンジ の上端値(L_{10})	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）第 11 条に基づく特定建設作業の規制に関する基準 「新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 8 年規則第 5 号）	75dB 以下

7.3.2 工事の実施（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に係る振動の影響

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.3.6 に示し、各手法の詳細を次項以降に示す。

表 7.3.6 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 振動の状況（振動レベル） 2) 地盤の状況（地盤種別） 3) 交通量の状況（時間交通量、走行速度、道路構造）
	調査の基本的な手法	1) 振動の状況 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）及び「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）に規定する方法。 2) 地盤の状況 表層地質及び周辺地形状況について現地踏査による目視で行う。 3) 交通量の状況 時間交通量は、調査員が目視しカウンターにより計測する。走行速度は、一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測する。道路構造は、現地計測による。
	調査地域	影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。
	調査地点	予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる箇所とする。
	調査期間	振動の状況を代表すると認められる 1 日について、工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯に設定する。
予測の手法	予測の基本的な手法	振動レベルの 80% レンジの上端値の予測式を用い、既存の道路の現況の振動レベルに、工事用車両の影響を加味して予測する。
	予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。
	予測地点	予測地点は、原則として工事用車両の接続が予想される既存道路の接続箇所近傍に設定した予測断面における敷地の境界線とし、調査地点と同様とする。
	予測対象時期等	工事用車両の台数が最大になると予想される時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 工事用車両の運行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 ②基準又は目標との整合性の検討 規制基準と予測結果との間に整合性が図られているかについて評価する。	

(1) 調査の手法

① 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりとする。

- 1) 振動の状況（振動レベル）
- 2) 地盤の状況（地盤種別）
- 3) 交通量の状況（時間交通量、走行速度、道路構造）

② 調査の基本的な手法

調査は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析より行う。現地調査の手法を表 7.3.7 に示す。

表 7.3.7 現地調査の手法

調査項目	調査手法
振動の状況	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）及び「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）に規定する方法。
地盤の状況	表層地質及び周辺地形状況について現地踏査による目視で行う。
交通量の状況	時間交通量は、調査員が目視しカウンターにより計測する。走行速度は、一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測する。道路構造は、現地計測による。

③ 調査地域

調査地域は、工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。

④ 調査地点

調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる箇所とし、表 7.3.8 に示す 4 地点を設定する。なお、位置図は前出図 7.3.1 に示す。

表 7.3.8 現地調査地点

番号	調査地点	調査地点の考え方
(1)	江南区茅野山	本路線に近接して文化施設等が存在する。
(2)	秋葉区車場	本路線に近接して学校、福祉施設、集落が存在する。
(3)	秋葉区北上	計画交通量が最大となる区間で近隣に公園、商業施設が存在する。
(4)	秋葉区古田	本路線に近接して人口集中地区が存在する。

⑤ 調査期間等

振動の状況の調査期間は、振動の状況を代表すると認められる 1 日について、工事用車両の運行による環境影響の予測に必要な時間帯に設定する。

(2) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

予測は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に基づき、既存道路の現況の振動レベルに、工事用車両の影響を加味し、以下に示す式を用いて行う。

【振動レベルの 80% レンジの上端値の予測式】

$$L_{10} = L_{10}^* + \Delta L$$
$$\Delta L = a \cdot \log_{10}(\log_{10} Q') - a \cdot \log_{10}(\log_{10} Q)$$

ここで、

L_{10}	: 振動レベルの 80% レンジの上端値の予測値 (dB)
L_{10}^*	: 現況の振動レベルの 80% レンジの上端値 (dB)
ΔL	: 工事用車両による振動レベルの増分 (dB)
Q'	: 工事用車両の上乗せ時の 500 秒間の 1 車線当たりの等価交通量 (台/500 秒/車線)
	$= \frac{500}{3,600} \times \frac{1}{M} \times (N_L + K(N_H + N_{HC}))$
N_L	: 現況の小型車時間交通量 (台/時)
N_H	: 現況の大型車時間交通量 (台/時)
N_{HC}	: 工事用車両台数 (台/時)
Q	: 現況の 500 秒間の 1 車線当り等価交通量 (台/500 秒/車線)
K	: 大型車の小型車への換算係数
M	: 上下車線合計の車線数
a	: 定数 (=47)

② 予測地域

調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

③ 予測地点

予測地点は、原則として工事用車両の接続が予想される既存道路の接続箇所近傍に設定した予測断面における敷地の境界線とし、具体的には前出表 7.3.8 及び図 7.3.1 に示す調査地点と同様とする。

④ 予測対象時期等

予測対象時期は、工事用車両の台数が最大になると予想される時期とする。

(3) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、工事用車両の運行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

② 基準又は目標との整合性の検討

基準又は目標との整合性に係る評価については、予測結果を「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）により定められた道路交通振動の限度（要請限度）と比較することにより行う。

表 7.3.9 整合を図るべき基準又は目標

項目	整合を図るべき基準又は目標	基準値
振動レベル (L_{10})	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）の道路交通振動の要請限度	第 1 種 昼間：65dB 第 2 種 昼間：70dB

7.3.3 土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る振動の影響

自動車の走行に係る振動の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.3.10 に示し、各手法の詳細を次項以降に示す。

表 7.3.10 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 振動の状況（振動レベル） 2) 地盤の状況（地盤種別及び地盤卓越振動数） 3) 交通量の状況（時間交通量、走行速度、道路構造）
	調査の基本的な手法	1) 振動の状況 「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）及び「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）に規定する方法。 2) 地盤の状況（地盤卓越振動数） 大型車走行時の地盤振動を周波数分析して求める。 3) 交通量の状況 時間交通量は、調査員が目視しカウンターにより計測する。走行速度は、一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測する。道路構造は、現地計測による。
	調査地域	影響範囲内において、住居等の保全対象が立地する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。
	調査地点	予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる箇所とする。
	調査期間	当該道路の振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回の測定を 4 回（合計 8 回）行うことを原則とする。また、地盤卓越振動数は、原則として 10 回以上の測定を行うものとする。
予測の手法	予測の基本的な手法	振動レベルの 80% レンジの上端値の予測式を用いる。
	予測地域	調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。
	予測地点	予測地点は、原則として対象道路において、道路構造、交通条件が変化するとともに住居等が近接して隣接して立地する又は予定される位置を代表断面として選定する。また、この代表断面における対象道路の境界とし、調査地点と同様とする。
	予測対象時期等	計画交通量の発生が見込まれる時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 自動車の走行に係る騒音に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 ②基準又は目標との整合性の検討 規制基準と予測結果との間に整合性が図られているかについて評価する。	

(1) 調査の手法

① 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりとする。

- 1) 振動の状況（振動レベル）
- 2) 地盤の状況（地盤種別及び地盤卓越振動数）
- 3) 交通量の状況（時間交通量、走行速度、道路構造）

② 調査の基本的な手法

調査は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析より行う。現地調査の手法を表 7.3.11 に示す。

表 7.3.11 現地調査の手法

調査項目	調査手法
振動の状況	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）及び「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）に規定する方法。
地盤の状況（地盤卓越振動数）	大型車走行時の地盤振動を周波数分析して求める。
交通量の状況	時間交通量は、調査員が目視しカウンターにより計測する。走行速度は、一定区間を通過する車両の通過時間をストップウォッチにより計測する。道路構造は、現地計測による。

③ 調査地域

調査地域は、工事用道路の接続が予想される既存道路の影響範囲内において住居等が存在する、あるいは将来の立地が見込まれる地域とする。

④ 調査地点

調査地点は、予測地点との対応を考慮し、調査地域を代表する振動の状況、地盤の状況が得られる箇所とし、表 7.3.12 に示す 4 地点を設定する。なお、位置図は前出図 7.3.1 に示す。

表 7.3.12 現地調査地点

番号	調査地点	調査地点の考え方
(1)	江南区茅野山	本路線に近接して文化施設等が存在する。
(2)	秋葉区車場	本路線に近接して学校、福祉施設、集落が存在する。
(3)	秋葉区北上	計画交通量が最大となる区間で近隣に公園、商業施設が存在する。
(4)	秋葉区古田	本路線に近接して人口集中地区が存在する。

⑤ 調査期間等

振動の状況の調査期間は、当該道路の振動の状況を代表すると認められる 1 日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回の測定を 4 回（合計 8 回）行うことを原則とする。また、地盤卓越振動数は、原則として 10 回以上の測定を行うものとする。

(2) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

予測は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に基づき、振動レベルの 80%レンジの上端値を予測するための式を用いる。

【振動レベルの 80%レンジの上端値の予測式】

$$L_{10} = L_{10}^* - \alpha_1$$
$$L_{10}^* = a \log_{10}(\log_{10} Q^*) + b \log_{10} V + c \log_{10} M + d + \alpha_\sigma + \alpha_f + \alpha_s$$

ここで、

- L_{10} : 振動レベルの 80%レンジの上端値の予測値 (dB)
- L_{10}^* : 基準点における振動レベルの 80%レンジの上端値の予測値 (dB)
- Q^* : 500 秒間の 1 車線当り等価交通量 (台/500 秒/車線)
- $$= \frac{500}{3,600} \times \frac{1}{M} \times (Q_1 + K Q_2)$$
- Q_1 : 小型車時間交通量 (台/時)
- Q_2 : 大型車時間交通量 (台/時)
- K : 大型車の小型車への換算係数
- V : 平均走行速度 (km/時)
- M : 上下車線合計の車線数
- α_σ : 路面の平坦性等による補正值 (dB)
- α_f : 地盤卓越振動数による補正值 (dB)
- α_s : 道路構造による補正值 (dB)
- α_1 : 距離減衰値 (dB)
- K : 大型車の小型車への換算係数
- M : 上下車線合計の車線数
- a, b, c, d : 定数 (a=47、b=12、平面・盛土構造の場合 c=3.5、d=27.3)

② 予測地域

調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

③ 予測地点

予測地点は、原則として対象道路において、道路構造、交通条件が変化するごとに住居等が近接して隣接して立地する又は予定される位置を代表断面として選定し、この代表断面における対象道路の境界を予測地点として設定する。具体的には前出表 7.3.12 及び図 7.3.1 に示す調査地点と同様とする。

④ 予測対象時期等

予測対象時期は、計画交通量の発生が見込まれる時期とする。

(3) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、自動車の走行に係る振動に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

② 基準又は目標との整合性の検討

基準又は目標との整合性に係る評価については、予測結果を「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）により定められた道路交通振動の限度（要請限度）と比較することにより行う。

表 7.3.13 整合を図るべき基準又は目標

項目	整合を図るべき基準又は目標	基準値
振動レベル (L_{10})	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）の道路交通振動の要請限度	第 1 種 昼間：65dB 夜間：60dB 第 2 種 昼間：70dB 夜間：65dB

7.4 水質

水質に係る環境影響評価の項目は、表 7.4.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.4.1 水質に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・切土工等又は既存工作物の撤去等に係る水質（水の濁り及び溶存酸素量）の影響	工事の実施
・工事施工ヤードの設置に係る水質（水の濁り及び溶存酸素量）の影響	
・工事用道路等の設置に係る水質（水の濁り及び溶存酸素量）の影響	

7.4.1 工事の実施（切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置等）に係る水質（水の濁り及び水の溶存酸素量）の影響

切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水質の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.4.2 に示し、各手法の詳細を次項以降に示す。

表 7.4.2 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 水象の状況（流量、浮遊物質量、溶存酸素量） 2) 土質の状況（土砂の粒度組成、沈降特性）
	調査の基本的な手法	1) 水象の状況（流量、浮遊物質量、溶存酸素量） ・「水質調査方法」（昭和 46 年各都道府県知事・政令市長あて環境庁水質保全局長通達）等に規定される測定方法。 ・「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に規定される測定方法。 2) 土質の状況（土砂の粒度組成、沈降特性） ・「土の粒度試験方法」（JIS A 1204）に規定する方法。 ・「港湾工事における濁りの影響予測の手引き」（平成 16 年 4 月、国土交通省港湾局）に準拠した方法。
	調査地域	対象事業実施区域における公共用水域等において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とする。
	調査地点	調査地域において水象の状況を適切に把握できる箇所とする。
	調査期間	1) 水象の状況（流量、浮遊物質量、溶存酸素量） 調査地域において水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度とし、原則として月 1 回、1 年以上実施する。 2) 土質の状況（土砂の粒度組成、沈降特性） 1 回実施する。
予測の手法	予測の基本的な手法	単純完全混合式により合流後の浮遊物質量並びに溶存酸素量を求める。
	予測地域	対象事業実施区域における公共用水域等において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とする。
	予測地点	水象の状況を適切に把握できる箇所とし、調査地点と同様とする。
	予測対象時期等	水質の状況、水象の状況及び水底の状況を適切に把握できる期間及び頻度とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。 ②基準又は目標との整合性の検討 環境基準と予測結果との間に整合性が図られているかについて評価する。また、現況の水質と比較し、現況非悪化の観点で評価する。	

(1) 調査の手法

① 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりとする。

- 1) 水象の状況（流量、浮遊物質量、溶存酸素量）
- 2) 土質の状況（土砂の粒度組成、沈降特性）

② 調査の基本的な手法

調査は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析より行う。現地調査の手法を表 7.4.3 に示す。

表 7.4.3 現地調査の手法

調査項目		調査手法
水象の 状況	流量	「水質調査方法」（昭和 46 年各都道府県知事・政令市長 あて環境庁水質保全局長通達）等に規定される測定方法。
	浮遊物質量 溶存酸素量	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁 告示第 59 号）に規定される測定方法。
	粒度組成	「土の粒度試験方法」（JIS A 1204）に規定する方法。
土質の 状況	沈降特性	「港湾工事における濁りの影響予測の手引き」（平成 16 年 4 月、国土交通省港湾局）に準拠した方法。

③ 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域における公共用水域等において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とする。

具体的には、対象事業実施区域の下流域の河川及び排水路とする。

④ 調査地点

調査地点は、調査地域において水象の状況を適切に把握できる箇所とし、表 7.4.4 及び図 7.4.1 に設定した地点を示す。

表 7.4.4 現地調査地点

番号	調査地点	調査地点の考え方
(1)	東割野排水路	対象事業実施区域から発生する工事排水の 放流先と想定される。
(2)	荻川排水路	対象事業実施区域から発生する工事排水の 放流先と想定される。
(3)	小阿賀野川 新瀬橋	対象事業実施区域から発生する工事排水に よって河川の水質が変化するおそれがある。
(4)	覚路津大通川	対象事業実施区域から発生する工事排水に よって河川の水質が変化するおそれがある。

⑤ 調査期間等

水質の状況の調査期間は、水象の状況を適切に把握できる期間及び頻度とし、原則として月 1 回、1 年以上実施する。また、土質の状況については、1 回とする。

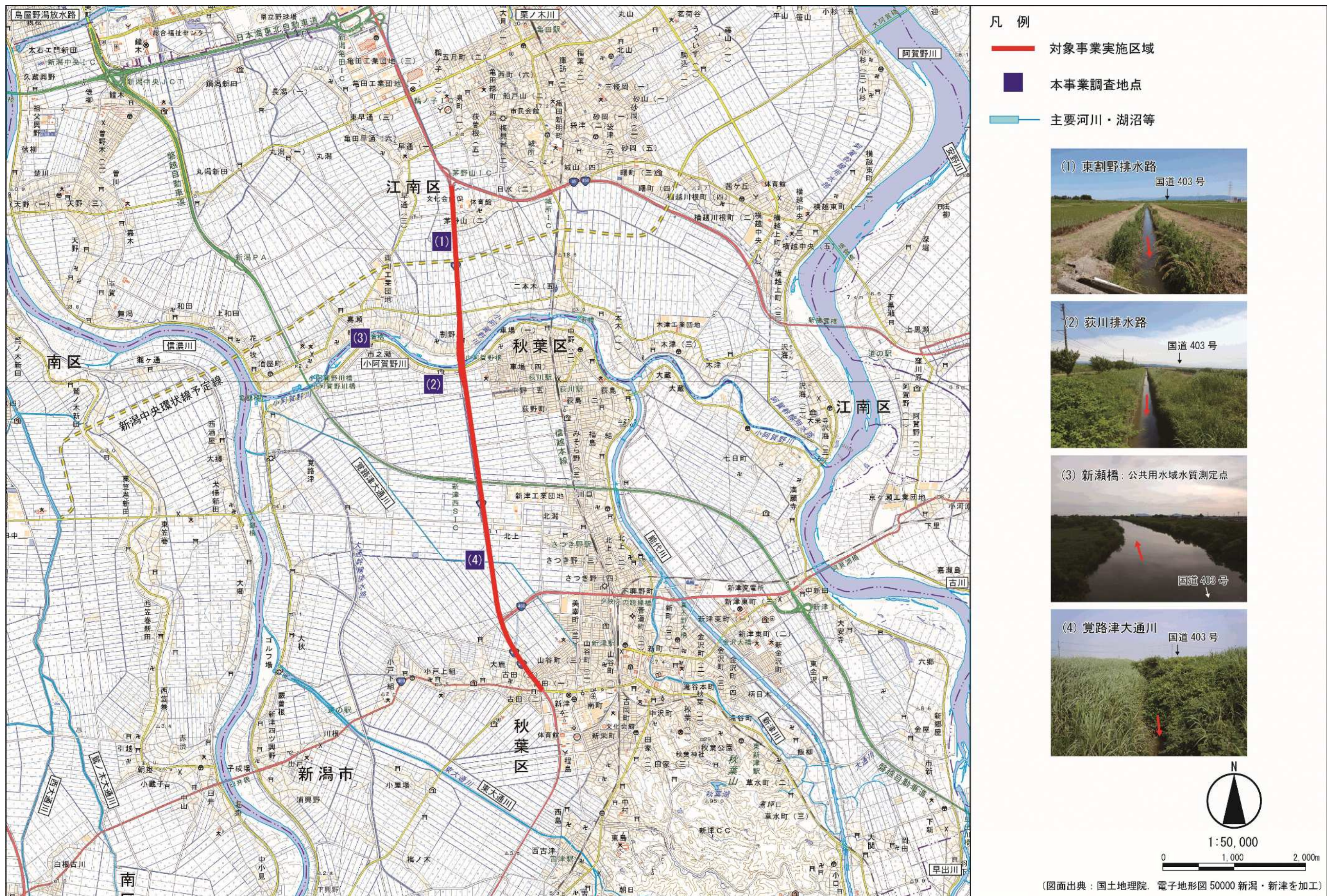


図 7.4.1 水質に係る調査地点位置図

(2) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

予測は、「道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）」（平成 25 年 3 月、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）及び「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年、建設省都市局都市計画課）」に基づき、以下に示す単純完全混合式により合流後の浮遊物質量並びに溶存酸素量を求める手法とする。

【濁水発生量】

$$Q = f \cdot R \cdot A$$

ここで、

- Q : 濁水発生量 (m³/s)
- f : 流出係数 (=0.5: 工事中の伐採地 (裸地))
- R : 降水量 (mm/s)
- A : 流域面積 (m²) (裸地面積)

【単純完全混合式】

$$C = (C_o \cdot Q_o + C_r \cdot Q_r) / (Q_o + Q_r)$$

ここで、

- C : 予測地点における水質 (mg/L)
- C_o : 流入水質濃度 (mg/L)
- Q_o : 流入量 (m³/s)
- C_r : 現況水質濃度 (mg/L)
- Q_r : 現況河川流量 (m³/s)

② 予測地域

予測地域は、対象事業実施区域における公共用水域等において、切土工等、工事施工ヤードの設置、及び工事用道路等の設置を予定している水域とする。

③ 予想地点

予測地点は、水象の状況を適切に把握できる箇所とし、具体的には前出表 7.4.4 及び図 7.4.1 に示す調査地点と同様とする。

④ 予測対象時期等

予測対象時期は、水質の状況、水象の状況及び水底の状況を適切に把握できる期間及び頻度とする。

(3) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置に係る水質に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

② 基準又は目標との整合性の検討

基準又は目標との整合性に係る評価については、予測結果を「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）により定められた環境基準と比較すること、並びに現況の水質と予測結果とを比較し、現況非悪化の観点で評価する。

表 7.4.5 整合を図るべき基準又は目標

項目	整合を図るべき基準又は目標	基準値
水質の濃度	「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）第 1 の規定により定められた生活環境の保全に関する環境基準	・浮遊物質に係る環境基準（河川） A 類型：25mg/L 以下、C 類型：50mg/L 以下 ・溶存酸素量に係る環境基準（河川） A 類型：7.5mg/L 以上、B 類型、C 類型：5mg/L 以上

7.5 動物

動物に係る環境影響評価の項目は、表 7.5.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.5.1 動物に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・建設機械の稼働に係る重要な動物種・個体群注目すべき生息地への影響	工事の実施
・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る重要な動物種・個体群注目すべき生息地への影響	
・切土工等又は既存工作物の撤去等に係る重要な動物種・個体群注目すべき生息地への影響	
・工事施工ヤードの設置に係る重要な動物種・個体群注目すべき生息地への影響	
・工事用道路等の設置に係る重要な動物種・個体群注目すべき生息地への影響	
・道路（地表式又は掘削式）の存在に係る重要な動物種・個体群注目すべき生息地への影響	土地又は工作物の存在及び供用

7.5.1 工事の実施（建設機械の稼働、工事用施工ヤードの設置等）、土地又は工作物の存在及び供用（道路の存在）に係る動物の影響

建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在に係る動物の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.5.2 に示し、各手法の詳細を次項以降に示す。

表 7.5.2 調査、予測及び評価の手法（1/2）

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 動物相の状況 2) 重要な種等の状況（重要な種等の生態、分布、生息の状況、生息環境の状況） 3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である種の生息状況及び生息環境の状況
	調査の基本的な手法	1) 動物相の状況 現地踏査において、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とする。 2) 重要な種等の状況 ・重要な種等の生態：図鑑、研究論文、その他の資料を収集することによる。 ・重要な種等の分布及び生息の状況：現地踏査において、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とする。 ・重要な種の生息環境の状況：現地踏査において、微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認することによる。 3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である種の生息状況及び生息環境の状況 2) 重要な種等の状況の調査手法と同じとする。
	調査地域	対象事業実施区域及びその周辺の区域とする。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象事業実施区域及びその端部から 250m 程度を目安とする。
	調査地点	1) 動物相の状況 調査地域に生息する動物を確認しやすい場所に調査地点や経路を設定する。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態等を踏まえ、調査地域においてそれらが生息する可能性の高い場所に調査地点や経路を設定する。 3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である種の生息状況及び生息環境の状況 動物の生息の特性を踏まえ、調査地域においてそれらが生息する可能性の高い場所に調査地点や経路を設定する。
	調査期間	調査期間は 1 年間を基本とし、動物及び重要な種を確認しやすい時間帯に行う。 1) 動物相の状況 春夏秋冬の 4 季実施することを基本とし、そこに生息する動物を確認しやすい時期を設定する。 2) 重要な種等の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生息の状況を確認しやすい時期に設定する。 3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である種の生息状況及び生息環境の状況 動物の生息の特性を踏まえ、その生息の状況が確認しやすい時期に設定する。

表 7.5.2 調査、予測及び評価の手法 (2/2)

項目		調査、予測及び評価の手法
予測の手法	予測の基本的な手法	- 建設機械の稼働及等により発生する騒音が、その影響を受けやすい重要な種等に対して、著しい影響を及ぼすおそれがある場合は、その影響の程度について類似事例を参考に予測する手法とする。 - 道路構造、工事施工ヤード及び工事用道路等の位置と重要な種の生息地及び注目すべき生息地の分布範囲から、生息地が消失・縮小する区間及び重要な種等の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握し、それらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測する。
	予測地域	調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。
	予測対象時期等	事業特性及び重要な種等の生態を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在等に係る動物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。	

(1) 調査の手法

① 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりとする。

- 1) 動物相の状況
- 2) 重要な種等の状況（重要な種等の生態、分布、生息の状況、生息環境の状況）
- 3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である種の生息状況及び生息環境の状況

② 調査の基本的な手法

調査は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析より行う。現地調査の手法を表 7.5.3 に示す。

表 7.5.3 現地調査の手法

調査項目		調査手法
動物相の状況		現地踏査において、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とする。
重要な種等の状況	重要な種等の生態	図鑑、研究論文、その他の資料を収集することによる。
	重要な種等の分布及び生息の状況	現地踏査において、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とする。
	重要な種の生息環境の状況	現地踏査において、微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認することによる。
注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である種の生息状況及び生息環境の状況		重要な種等の状況の調査手法と同じとする。

③ 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域とする。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象事業実施区域及びその端部から 250m 程度を目安とする。ただし、行動圏の広い重要な種等に関しては、必要に応じ適宜拡大する。図 7.5.1 に調査範囲を示す。

④ 調査地点

動物相の状況に関しては、調査地域に生息する動物を確認しやすい場所に調査地点や経路を設定する。また、重要な種等の状況、注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である種の生息状況及び生息環境の状況については、重要な種等の生態等や動物の生息の特性を踏まえ、調査地域においてそれらが生息する可能性の高い場所に調査地点や経路を設定する。

⑤ 調査期間等

調査期間は 1 年間を基本とし、動物及び重要な種を確認しやすい時間帯に行う。調査時期は、動物相の状況に関しては、春夏秋冬の 4 季実施することを基本とし、そこに生息する動物を確認しやすい時期を設定する。また、重要な種等の状況については、重要な種等の生態を踏まえ、その生息の状況を確認しやすい時期に設定する。

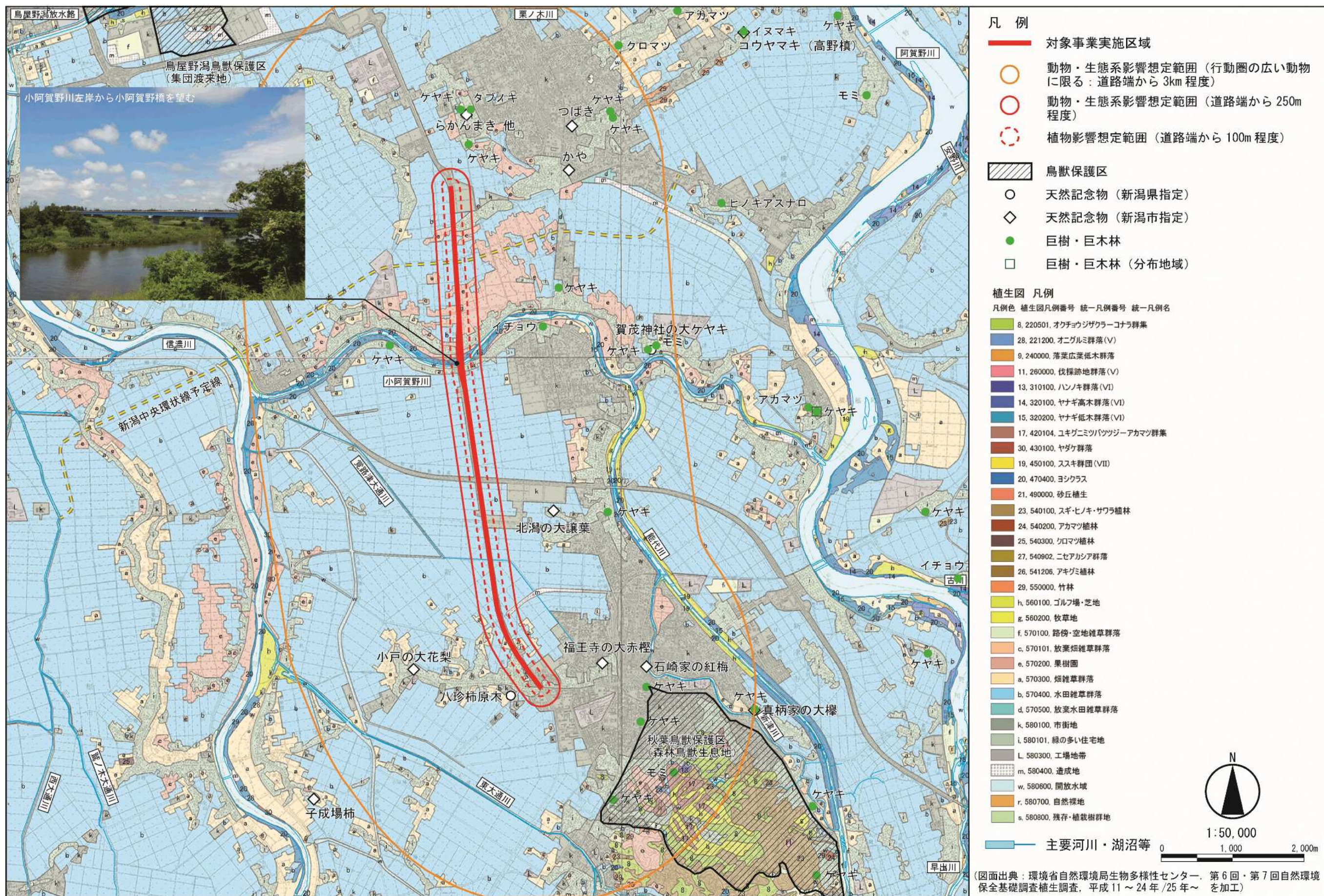


図 7.5.1 動物・植物・生態系に係る調査範囲位置図

(2) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

予測は、建設機械の稼働により発生する騒音が、その影響を受けやすい重要な種等に著しい影響を及ぼすおそれがある場合について、その影響の程度を類似事例を参考に予測する手法とする。また、道路構造、工事施工ヤード及び工事用道路等の位置と重要な種の生息地及び注目すべき生息地の分布範囲から、生息地が消失・縮小する区間及び重要な種等の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握し、それらが重要な種等の生息に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測する。

② 予測地域

予測地域は、調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。

③ 予測対象時期等

予測対象時期等は、事業特性及び重要な種等の生態を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とする。

(3) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置、道路の存在等に係る動物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

7.6 植物

植物に係る環境影響評価の項目は、表 7.6.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.6.1 植物に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・切土工等又は既存工作物の撤去等に係る重要な植物種・群落及びその生育地への影響	工事の実施
・工事施工ヤードの設置に係る重要な植物種・群落及びその生育地への影響	
・工事用道路等の設置に係る重要な植物種・群落及びその生育地への影響	
・道路（地表式又は掘削式）の存在に係る重要な植物種・群落及びその生育地への影響	土地又は工作物の存在及び供用

7.6.1 工事の実施（切土工等又は既存工作物の撤去等、工事用施工ヤードの設置等）、土地又は工作物の存在及び供用（道路の存在）に係る植物の影響

切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在に係る植物の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.6.2 に示し、各手法の詳細を次項以降に示す。

表 7.6.2 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 植物相及び植生の状況 2) 重要な種及び群落の状況（重要な種及び群落の生態、分布、生育の状況、生育環境の状況）
	調査の基本的な手法	1) 植物相の状況 現地踏査において、個体の目視、必要に応じ個体の採取による方法とする。 2) 重要な種及び群落の状況 ・重要な種及び群落の生態 図鑑、研究論文、その他の資料を収集することによる。 ・重要な種及び群落の分布及び生育の状況 現地踏査において、個体の目視、必要に応じ個体の採取による方法とする。 ・重要な種及び群落の生育環境の状況 現地踏査において、微地形、水系等を目視確認することによる。
	調査地域	対象事業実施区域及びその周辺の区域とする。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象事業実施区域及びその端部から 100m 程度を目安とする。
	調査地点	1) 植物相及び植生の状況 調査地域に生育する植物及び植生を確認しやすい場所に調査地点や経路を設定する。 2) 重要な種及び群落の状況 重要な種及び群落の生態等を踏まえ、調査地域においてそれらが生育する可能性の高い場所に調査地点や経路を設定する。
	調査期間	調査期間は 1 年間、昼間の時間帯に行うことを基本とする。 1) 植物相の状況 春夏秋の 3 季実施することを基本とし、そこに生育する植物を確認しやすい時期を設定する。 2) 植生の状況 春～秋にかけて 1～2 回程度実施することを基本とし、植物群落を確認しやすい時期に設定する。 3) 重要な種及び群落の状況 重要な種等の生態を踏まえ、その生育の状況を確認しやすい時期に設定する。
	予測の手法	道路構造、工事施工ヤード及び工事用道路等の位置と重要な種の生育地及び注目すべき生育地の分布範囲から、生育地が消失・縮小する区間及び重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測する。
予測の手法	予測地域	調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落地に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。
	予測対象時期等	事業特性及び重要な種及び群落の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とする。
	評価の手法	①回避又は低減に係る評価 工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在等に係る動物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

(1) 調査の手法

① 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりとする。

- 1) 植物相及び植生の状況
- 2) 重要な種及び群落の状況（重要な種及び群落の生態、分布、生育の状況、生育環境の状況）

② 調査の基本的な手法

調査は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析より行う。現地調査の手法を表 7.6.3 に示す。

表 7.6.3 現地調査の手法

調査項目		調査手法
植物相の状況		現地踏査において、個体の目視、必要に応じ個体の採取による方法とする。
重要な種及び群落の状況	重要な種及び群落の生態	図鑑、研究論文、その他の資料を収集することによる。
	重要な種及び群落の分布及び生息の状況	現地踏査において、個体の目視、必要に応じ個体の採取による方法とする。
	重要な種及び群落の生育環境の状況	現地踏査において、微地形、水系等を目視確認することによる。

③ 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域とする。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象事業実施区域及びその端部から 100m 程度を目安とする。前出図 7.5.1 に調査範囲を示す。

④ 調査地点

植物相及び植生の状況に関しては、調査地域に生育する植物及び植生を確認しやすい場所に調査地点や経路を設定する。また、重要な種及び群落の状況については、重要な種及び群落の生態を踏まえ、調査地域においてそれらが生育する可能性の高い場所に調査地点や経路を設定する。

⑤ 調査期間等

調査期間は 1 年間で昼間の時間帯に行うことを基本とする。調査時期は、植物相の状況に関しては、春夏秋の 3 季実施することを基本とし、そこに生育する植物を確認しやすい時期に設定し、植生の状況については、春～秋にかけて 1～2 回程度実施することを基本とし、植物群落を確認しやすい時期に設定する。また、重要な種及び群落の状況については、重要な種等の生態を踏まえ、その生育の状況を確認しやすい時期に設定する。

(2) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

予測は、道路構造、工事施工ヤード及び工事用道路等の位置と重要な種・群落の生育地の分布範囲から、生育地が消失・縮小する区間及びその程度を把握し、それらが重要な種・群落の生育に及ぼす影響の程度を、科学的知見や類似事例を参考に予測する。

② 予測地域

予測地域は、調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落地に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。

③ 予測対象時期等

予測対象時期等は、事業特性及び重要な種及び群落の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とする。

(3) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置、道路の存在等に係る植物に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

7.7 生態系

生態系に係る環境影響評価の項目は、表 7.7.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.7.1 生態系に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・切土工等又は既存工作物の撤去等に係る重要な植物種・群落及びその生育地への影響	工事の実施
・工事施工ヤードの設置に係る重要な植物種・群落及びその生育地への影響	
・工事用道路等の設置に係る重要な植物種・群落及びその生育地への影響	
・道路（地表式又は掘削式）の存在に係る重要な植物種・群落及びその生育地への影響	土地又は工作物の存在及び供用

7.7.1 工事の実施（切土工等又は既存工作物の撤去等、工事用施工ヤードの設置等）、土地又は工作物の存在及び供用（道路の存在）に係る生態系の影響

切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在に係る生態系の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.7.2 に示し、各手法の詳細を次項以降に示す。

表 7.7.2 調査、予測及び評価の手法（1/2）

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 動植物その他の自然環境に係る概況（動植物に係る概況、その他の自然環境に係る概況） 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況（注目種・群集の生態、その他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係、分布、生息・生育の状況、生息環境もしくは生育環境）
	調査の基本的な手法	1) 動植物その他の自然環境に係る概況 ・動植物に係る概況 現地踏査において、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とし、「動物」における動物相及び「植物」における植物相の調査結果を利用するものとする。 ・その他の自然環境に係る概況 現地踏査において主要な微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認することによる。なお、植物群落に関しては、「植物」の調査結果を利用するものとする。 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況 ・注目種・群集の生態、注目種・群集と他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係 図鑑、研究論文、その他の資料を収集することによる。 ・注目種・群集の分布、生息・生育状況 現地踏査において、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とし、「動物」における動物相及び「植物」における植物相の調査結果を利用するものとする。 ・注目種・群集の生息環境若しくは生育環境 現地踏査において、生息・生育基盤について、注目種・群集の生活の場となる微地形、水系、植物群落等の状況を目視確認することを基本とする。なお、植物群落に関しては、「植物」の調査結果を利用するものとする。
	調査地域	対象事業実施区域及びその周辺の区域とする。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象事業実施区域及びその端部から 250m 程度を目安とする。
	調査地点	1) 動植物その他の自然環境に係る概況 調査地域に生息・生育する動植物及び生息・生育基盤の概況を確認しやすい場所に調査地点や経路を設定する。 2) 注目種・群集の状況 注目種・群集の生態等を踏まえ、調査地域においてそれらが生息・生育する可能性の高い場所に調査地点や経路を設定する。
	調査期間	調査期間は 1 年間、動植物、注目種・群集を確認しやすい時間帯に行うことを基本とする。 1) 動植物その他の自然環境に係る概況 動物は春夏秋冬の 4 季、植物は春夏秋の 3 季実施することを基本とし、そこに生息・生育する動植物を確認しやすい時期に設定する。 2) 注目種・群集の状況 注目種・群集の生息・生育環境の状況を確認しやすい時期に設定する。

表 7.7.2 調査、予測及び評価の手法 (2/2)

項目		調査、予測及び評価の手法
予測の手法	予測の基本的な手法	道路構造、工事施工ヤード及び工事用道路等の位置と生息・生育基盤及び注目種・群集の分布から、生息・生育基盤が消失・縮小する区間及び注目種・群集の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握する。 次に、それらが注目種・群集の生息・生育状況の変化及びそれに伴う地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測する。
	予測地域	調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。
	予測対象時期等	事業特性及び注目種・群集の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在等に係る生態系に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。	

(1) 調査の手法

① 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりとする。

- 1) 動植物その他の自然環境に係る概況（動植物に係る概況、その他の自然環境に係る概況）
- 2) 地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況（注目種・群集の生態、その他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係、分布、生息・生育の状況、生息環境もしくは生育環境）

② 調査の基本的な手法

調査は、文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析より行う。現地調査の手法を表 7.7.3 に示す。

表 7.7.3 現地調査の手法

調査項目		調査手法
動植物その他の自然環境に係る概況	動植物に係る概況	現地踏査において、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とし、「動物」における動物相及び「植物」における植物相の調査結果を利用するものとする。
	その他の自然環境に係る概況	現地踏査において主要な微地形、水系、植物群落等の種類及び分布を目視確認することによる。なお、植物群落に関しては、「植物」の調査結果を利用するものとする。
地域を特徴づける生態系の注目種・群集の状況	注目種・群集の生態、注目種・群集と他の動植物の食物連鎖上の関係及び共生の関係	図鑑、研究論文、その他の資料を収集することによる。
	注目種・群集の分布、生息・生育状況	現地踏査において、個体や痕跡等の目視や鳴き声の聞き取り、必要に応じ個体の採取による方法とし、「動物」における動物相及び「植物」における植物相の調査結果を利用するものとする。
	注目種・群集の生息環境若しくは生育環境	現地踏査において、生息・生育基盤について、注目種・群集の生活の場となる微地形、水系、植物群落等の状況を目視確認することを基本とする。なお、植物群落に関しては、「植物」の調査結果を利用するものとする。

③ 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及びその周辺の区域とする。そのうち、現地踏査を行う範囲は、対象事業実施区域及びその端部から 250m 程度を目安とする。ただし、行動圏の広い注目種・群集に関しては、必要に応じ適宜拡大する。前出図 7.5.1 に調査範囲を示す。

④ 調査地点

動植物その他の自然環境に係る概況に関しては、調査地域に生息・生育する動植物及び生息・生育基盤の概況を確認しやすい場所に調査地点や経路を設定する。また、注目種・群集の状況については、注目種・群集の生態を踏まえ、調査地域においてそれらが生息・生育する可能性の高い場所に調査地点や経路を設定する。

⑤ 調査期間等

調査期間は 1 年間で動植物、注目種・群集を確認しやすい時間帯に行うことを基本とする。調査時期は、動植物その他の自然環境に係る概況に関しては、動物は春夏秋冬の 4 季、植物は春夏秋の 3 季実施することを基本とし、そこに生息・生育する動植物を確認しやすい時期に設定する。また、注目種・群集の状況については、注目種・群集の生息・生育環境の状況を確認しやすい時期に設定する。

(2) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

予測は、道路構造、工事施工ヤード及び工事用道路等の位置と生息・生育基盤及び注目種・群集の分布から、生息・生育基盤が消失・縮小する区間及び注目種・群集の移動経路が分断される区間並びにその程度を把握する。

次に、それらが注目種・群集の生息・生育状況の変化及びそれに伴う地域を特徴づける生態系に及ぼす影響の程度を、注目種・群集の生態並びに注目種・群集と他の動植物との関係を踏まえ、科学的知見や類似事例を参考に予測する。

② 予測地域

予測地域は、調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種に係る環境影響を受けるおそれが認められる地域とする。

③ 予測対象時期等

予測対象時期等は、事業特性及び注目種・群集の生態や特性を踏まえ、影響が最大になるおそれのある時期等とする。

(3) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、工事施工ヤードの設置及び工事用道路等の設置、道路の存在等に係る生態系に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

7.8 景観

景観に係る環境影響評価の項目は、表 7.8.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.8.1 景観に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・道路（地表式又は掘削式）の存在に係る主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	土地又は工作物の存在及び供用

7.8.1 土地又は工作物の存在及び供用（道路の存在）に係る景観の影響

道路の存在に係る景観の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.8.2 に示し、各手法の詳細を次項以降に示す。

表 7.8.2 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 主要な眺望点の状況 2) 景観資源の状況 3) 主要な眺望景観の状況
	調査の基本的な手法	1) 主要な眺望点の状況、2) 景観資源の状況 既存の文献資料等による把握を基本とする。文献資料等による調査において、調査すべき情報が不足すると判断される場合には、聞き取り調査又は現地踏査を行い、必要な情報を確認する。 3) 主要な眺望景観の状況 写真撮影により視覚的に把握する。
	調査地域	調査地域は、対象道路の構造物等の見えが十分小さくなる距離（対象事実施区域及びその端部から 3km 程度の範囲を目安）を考慮して設定するものとし、その範囲において主要な眺望点が分布する地域とする。
	調査地点	調査地点は、主要な眺望点及び景観資源の分布、視覚的關係及び対象道路の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点とする。
	調査期間	現地調査の期間等は、主要な眺望点の利用状況（利用時間、利用時間帯等）、景観資源の自然特性（見どころとなる時期等）を考慮し、主要な眺望景観が当該地域において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯を設定する。
予測の手法	予測の基本的な手法	1) 主要な眺望点及び景観資源の改変 主要な眺望点及び景観資源と対象事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、程度を把握することにより行う。 2) 主要な眺望景観の変化 フォトモンタージュ法などの視覚的な表現方法により眺望景観の変化の程度を把握する。
	予測地域	予測地域は、調査地域のうち、主要な眺望点及び景観資源の改変が生じる地域、並びに主要な眺望景観の変化が生じる地域とする。
	予測対象時期等	景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期等とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 道路の存在に係る主要な眺望点及び景観資源に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。	

(1) 調査の手法

① 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりとする。

- 1) 主要な眺望点の状況
- 2) 景観資源の状況
- 3) 主要な眺望景観の状況

② 調査の基本的な手法

調査は、主要な眺望点の状況及び景観資源の状況については、既存の文献資料等による把握を基本とする。文献資料等による調査において、調査すべき情報が不足すると判断される場合には、聞き取り調査又は現地踏査を行い、必要な情報を確認する。

また、主要な眺望景観の状況については、写真撮影により視覚的に把握する。

③ 調査地域

調査地域は、対象道路の構造物等の見えが十分小さくなる距離（対象事業実施区域及びその端部から 3km 程度の範囲を目安）を考慮して設定するものとし、その範囲において主要な眺望点が分布する地域とする。

④ 調査地点

調査地点は、主要な眺望点及び景観資源の分布、視覚的關係及び対象道路の位置等を踏まえ、主要な眺望景観の変化が生じると想定される地点又は事業影響が想定される地点とし、対象事業実施区域及びその周辺の眺望が可能で、不特定多数の人々が集まる地点とする。

表 7.8.3 及び図 7.8.1 に設定した地点を示す。なお、新たに主要な眺望点が確認された場合は、必要に応じて調査地点を追加する。

表 7.8.3 現地調査地点

番号	調査地点	調査地点の考え方
(1)	亀田総合体育館	対象事業実施区域が視認可能であり、かつ不特定多数の人々が集まる施設。
(2)	小阿賀野川河川敷	対象事業実施区域が視認可能であり、東屋や自動車歩行者専用道が整備されている主要な眺望点。
(3)	北山西第2公園	対象事業実施区域が視認可能であり、かつ不特定多数の人々が集まる主要な眺望点。
(4)	見晴らしの丘（夕陽ヶ丘の散歩路）	対象事業実施区域が視認可能であり、高い視点から周囲を眺望できる地点。

⑤ 調査期間等

現地調査の期間等は、主要な眺望点の利用状況（利用時間、利用時間帯等）、景観資源の自然特性（見どころとなる時期等）を考慮し、主要な眺望景観が当該地域において代表的なものとなる期間、時期及び時間帯を設定する。

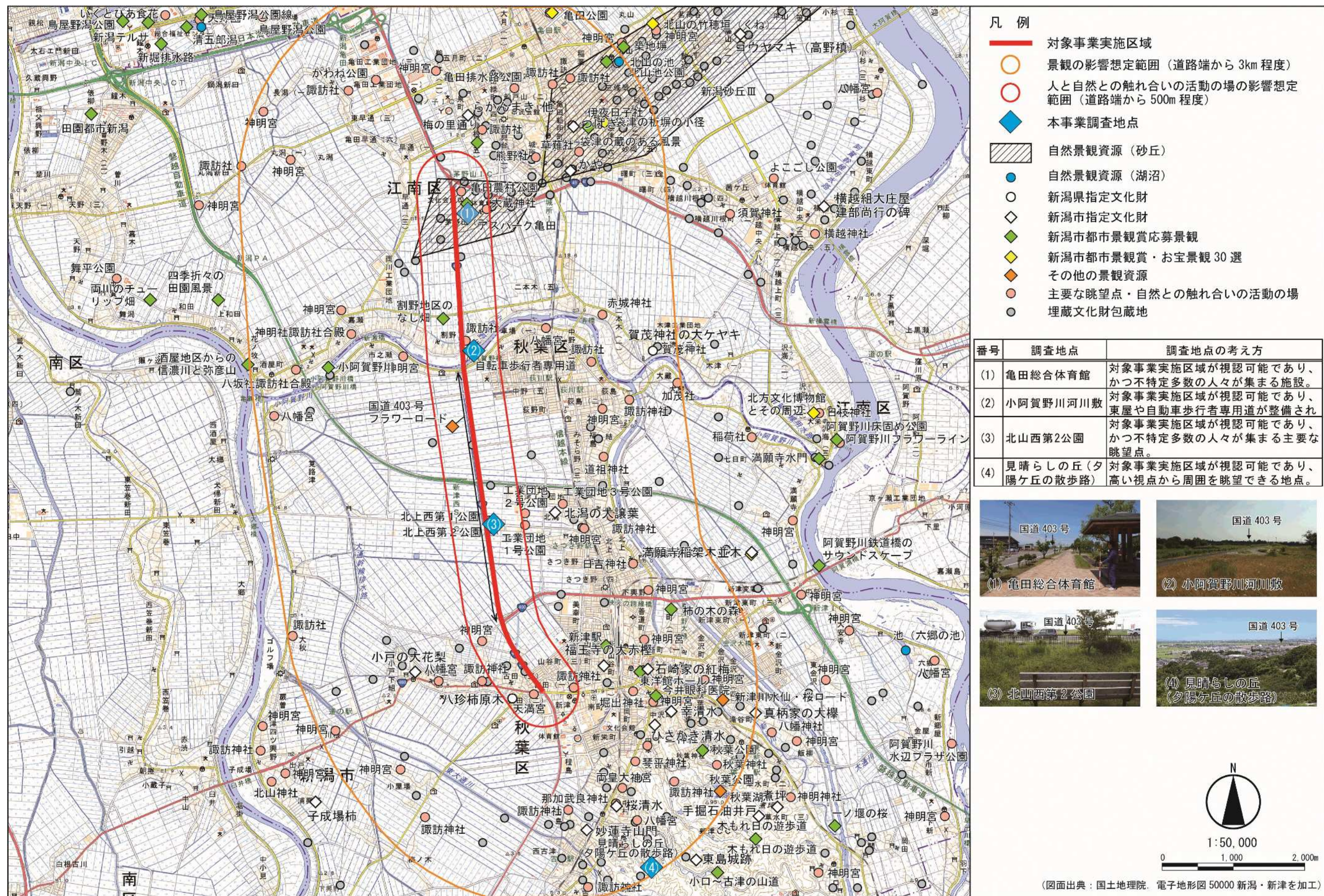


図 7.8.1 景観・人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査地点位置図

(2) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

予測は、主要な眺望点及び景観資源の改変については、主要な眺望点及び景観資源と対象事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、程度を把握することにより行う。

また、主要な眺望景観の変化については、フォトモンタージュ法などの視覚的な表現方法により眺望景観の変化の程度を把握する。

② 予測地域

予測地域は、調査地域のうち、主要な眺望点及び景観資源の改変が生じる地域、並びに主要な眺望景観の変化が生じる地域とする。

③ 予測対象時期等

予測対象時期等は、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期等とする。

(3) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、道路の存在等に係る景観に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

7.9 人と自然との触れ合いの活動の場

人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響評価の項目は、表 7.9.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.9.1 人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・道路（地表式又は掘削式）の存在に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場の影響	土地又は工作物の存在及び供用

7.9.1 土地又は工作物の存在及び供用（道路の存在）に係る人と自然との触れ合いの活動の場の影響

道路の存在に係る人と自然との触れ合いの活動の場の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.9.2 に示し、各手法の詳細を次項以降に示す。

表 7.9.2 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	1) 触れ合い活動の場の概況 2) 主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況
	調査の基本的な手法	調査は、既存の文献資料等による情報の収集及び現地調査の実施により行う。主要な触れ合い活動の場の利用状況に関する情報が、文献・資料では不足すると判断される場合には、聞き取り調査を行い、必要な情報を確認する。 また、現地調査では、主要な触れ合い活動の場を取り巻く自然資源の状況を、写真撮影により視覚的に把握する。また、主要な触れ合い活動の場において行われている主な自然との触れ合い活動内容を詳細に把握する。
	調査地域	調査地域は、対象事業実施区域及びその端部から 500m 程度の範囲を目安とし、その範囲内において主要な触れ合い活動の場が分布する地域とする。
	調査地点	調査地点は、主要な触れ合い活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点とする。
	調査期間	現地調査の期間等は、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な触れ合い活動の場の利用状況（利用時期、時間帯）を踏まえ、それらが適切に把握できる期間、時期及び時間帯を設定する。
予測の手法	予測の基本的な手法	1) 主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変 主要な触れ合い活動の場及びそれを取り巻く自然資源と対象事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、面積や延長等を把握することにより行う。 2) 利用性の変化 主要な触れ合い活動の場の分断等の利用性の変化、主要な触れ合い活動の場への到達時間・距離の変化を把握することにより行う。 3) 快適性の変化 主要な触れ合い活動の場から認識される近傍の風景の変化が生じる位置・程度を把握することで行う。
	予測地域	予測地域は、調査地域のうち、人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。
	予測対象時期等	人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期等とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 道路の存在に係る触れ合い活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。	

(1) 調査の手法

① 調査すべき情報

調査すべき情報は、以下に示すとおりとする。

- 1) 触れ合い活動の場の概況
- 2) 主要な触れ合い活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況

② 調査の基本的な手法

調査は、既存の文献資料等による情報の収集及び現地調査の実施により行う。主要な触れ合い活動の場の利用状況に関する情報が、文献・資料では不足すると判断される場合には、聞き取り調査を行い、必要な情報を確認する。

また、現地調査では、主要な触れ合い活動の場を取り巻く自然資源の状況を、写真撮影により視覚的に把握する。また、主要な触れ合い活動の場において行われている主な自然との触れ合い活動内容を詳細に把握する。

③ 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域及びその端部から 500m 程度の範囲を目安とし、その範囲内において主要な触れ合い活動の場が分布する地域とする。前出図 7.8.1 に調査範囲を示す。

④ 調査地点

調査地点は、主要な触れ合い活動の場の利用性や快適性に及ぼす影響を把握するのに適切な地点とする。

⑤ 調査期間等

現地調査の期間等は、人と自然との触れ合いの活動の特性、主要な触れ合いの活動の場を取り巻く自然資源の特性及び主要な触れ合い活動の場の利用状況（利用時期、時間帯）を踏まえ、それらが適切に把握できる期間、時期及び時間帯を設定する。

(2) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

予測は、主要な触れ合い活動の場及び自然資源の改変については、主要な触れ合い活動の場及びそれを取り巻く自然資源と対象事業実施区域を重ね合わせ、図上解析することにより、改変の位置、面積や延長等を把握することにより行う。

また、利用性の変化は、主要な触れ合い活動の場の分断等の利用性の変化、主要な触れ合い活動の場への到達時間・距離の変化を把握することにより予測し、快適性の変化は、主要な触れ合い活動の場から認識される近傍の風景の変化が生じる位置・程度を把握することで行う。

② 予測地域

予測地域は、調査地域のうち、人と自然との触れ合い活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

③ 予測対象時期等

予測対象時期等は、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期等とする。

(3) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、道路の存在等に係る触れ合い活動の場に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

7.10 廃棄物等

廃棄物等に係る環境影響評価の項目は、表 7.10.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.10.1 廃棄物等に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・切土工等又は既存工作物の撤去等に係る建設工事副産物の影響	工事の実施

7.10.1 工事の実施（切土工等又は既存の工作物の撤去等）に係る廃棄物等の影響

切土工等又は既存の工作物の撤去等に係る廃棄物等の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.10.2 に示し、各手法の詳細を次項以降に示す。

表 7.10.2 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法		必要な情報は、事業特性及び地域特性の把握により調査する。
予測の手法	予測の基本的な手法	対象道路事業における事業特性及び地域特性の情報を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測する。 さらに、地域特性から得られる廃棄物等の再利用・処分技術の現況及び処理施設等の立地状況に基づいて、実行可能な再利用・適正処分の方策を検討する。
	予測地域	予測地域は、廃棄物等が発生する対象事業実施区域を基本とする。なお、再利用方法の検討に当たっては、実行可能な再利用の方策を検討するために、対象事業実施区域の周辺区域を含む範囲とする。
	予測対象時期等	予測対象時期は、廃棄物等の発生する工事期間とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 切土工等又は既存の工作物の撤去等に係る廃棄物等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。	

(1) 調査の手法

必要な情報は、事業特性及び地域特性の把握により調査する。

(2) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

対象道路事業における事業特性及び地域特性の情報を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測する。

さらに、地域特性から得られる廃棄物等の再利用・処分技術の現況及び処理施設等の立地状況に基づいて、実行可能な再利用・適正処分の方策を検討する。

ここで、「廃棄物の種類」とは、以下をいう。

- 1) 切土工等に係る建設副産物：建設発生土、建設汚泥
- 2) 既存の工作物の除去に係る建設副産物：コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材

② 予測地域

予測地域は、廃棄物等が発生する対象事業実施区域を基本とする。なお、再利用方法の検討に当たっては、実行可能な再利用の方策を検討するために、対象事業実施区域の周辺区域を含む範囲とする。

③ 予測対象時期等

予測対象時期は、廃棄物等の発生する工事期間とする。

(3) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、切土工等又は既存の工作物の撤去等に係る廃棄物等に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

7.11 温室効果ガス等

温室効果ガス等に係る環境影響評価の項目は、表 7.11.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.11.1 温室効果ガス等に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・建設機械の稼働に係る温室効果ガスの影響	工事の実施
・資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る温室効果ガスの影響	
・自動車の走行に係る温室効果ガスの影響	土地又は工作物の存在及び供用

7.11.1 工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）、土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る温室効果ガス等の影響

建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、自動車の走行に係る温室効果ガス等の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.11.2 に示し、各手法の詳細を次項以降に示す。

表 7.11.2 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法		必要な情報は、既存の文献資料等の把握により調査する。
予測の手法	予測の基本的な手法	建設機械の稼働、工事用車両の運行、自動車の走行に伴い発生する温室効果ガスの発生状況を予測する。
	予測地域	予測地域は、温室効果ガスが発生する対象事業実施区域を基本とする。
	予測対象時期等	予測対象時期は、温室効果ガスが発生する全工事期間及び将来交通量の発生が見込まれる供用後の時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 建設工事の稼働、工事用車両の運行、自動車の走行に係る温室効果ガスに関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。	

(1) 調査の手法

必要な情報は、既存の文献資料等により調査することを基本とする。

(2) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

建設機械の稼働、工事用車両の運行、自動車の走行に伴い発生する温室効果ガスの発生状況について、「道路事業における温室効果ガス排出量に関する環境影響評価ガイドライン」（平成 22 年 3 月、環境省）及び最新の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」（環境省・経済産業省）等に基づき予測することを基本とする。

② 予測地域

予測地域は、温室効果ガスが発生する対象事業実施区域を基本とする。

③ 予測対象時期等

予測対象時期は、温室効果ガスが発生する全工事期間及び将来交通量の発生が見込まれる供用後の時期とする。

(3) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、建設機械の稼働、工事用車両の運行、自動車の走行に係る温室効果ガスに関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

7.12 文化財

文化財に係る環境影響評価の項目は、表 7.12.1 に示すとおりであり、各項目についての調査、予測及び評価の手法を示す。

表 7.12.1 文化財に係る環境影響評価の項目

環境影響評価の項目	影響要因の区分
・切土工等又は既存工作物の撤去等に係る文化財の影響	工事の実施
・工事施工ヤードの設置に係る文化財の影響	
・工事用道路等の設置に係る文化財の影響	
・道路（地表式又は掘割式）の存在に係る文化財の影響	土地又は工作物の存在及び供用

7.12.1 工事の実施（切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置等）、土地又は工作物の存在及び供用（道路の存在）に係る文化財の影響

切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在に係る文化財の影響について、選定した調査、予測及び評価の手法の総括表を表 7.12.2 に示し、各手法の詳細を次項以降に示す。

表 7.12.2 調査、予測及び評価の手法

項目		調査、予測及び評価の手法
調査の手法	調査すべき情報	文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあってはその区分
	調査の基本的な手法	既存の文献資料等による調査及び現地調査（試掘調査）により調査すべき情報を収集し、その結果を整理する。また、埋蔵文化財包蔵地の存在が示唆された際は、記録保存を目的とした発掘調査を行う。
	調査地域	調査地域は、対象事業実施区域内とする。
	調査地点	調査地点は、対象事業実施区域内とする。
	調査期間	現地調査の調査期間等は、調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況を適切に把握できる時期とする。
予測の手法	予測の基本的な手法	対象道路事業の計画を基に文化財及び埋蔵文化財包蔵地の消滅の有無及び改変の程度を把握する方法により予測する。なお、間接的影響については、類似の事例、専門家の意見等を参考にする方法により予測する。
	予測地域	調査地域のうち、文化財及び埋蔵文化財包蔵地に影響が及ぶおそれがある地域とする。
	予測対象時期等	事業の特性並びに文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえ、環境影響を適切に判断できる時期とする。
評価の手法	①回避又は低減に係る評価 切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在に係る文化財に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。	

(1) 調査の手法

① 調査すべき情報

調査すべき情報は、文化財及び埋蔵文化財包蔵地の種類、位置又は区域並びに文化財にあつてはその区分とする。

② 調査の基本的な手法

調査は、既存の文献資料等による調査及び現地調査（試掘調査）により調査すべき情報を収集し、その結果を整理する。なお、試掘調査については、新潟市教育委員会が実施するものとし、埋蔵文化財包蔵地の存在が示唆された際は、記録保存を目的とした発掘調査を行う。

③ 調査地域

調査地域は、対象事業実施区域とする。

④ 調査地点

現地調査の調査地点は、対象事業実施区域内とし、具体的な調査地点は新潟市教育委員会と協議の上決定するものとする。

⑤ 調査期間等

現地調査の調査期間等は、調査地域における文化財及び埋蔵文化財包蔵地の状況を適切に把握できる時期とする。

(2) 予測の手法

① 予測の基本的な手法

予測は、対象道路事業の計画を基に文化財及び埋蔵文化財包蔵地の消滅の有無及び改変の程度を把握する方法により予測する。なお、間接的影響については、類似の事例、専門家の意見等を参考にする方法により予測する。

② 予測地域

予測地域は、調査地域のうち、文化財及び埋蔵文化財包蔵地に影響が及ぶおそれがある地域とする。

③ 予測対象時期等

予測対象時期は、事業の特性並びに文化財及び埋蔵文化財包蔵地の特性を踏まえ、環境影響を適切に判断できる時期とする。

(3) 評価の手法

① 回避又は低減に係る評価

調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合にはその結果を踏まえ、切土工等又は既存工作物の撤去等、工事施工ヤードの設置、工事用道路等の設置、道路の存在に係る文化財に関する影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、見解を明らかにすることにより行う。

第8章 その他規則で定める事項

8.1 対象事業の許可、認可等の根拠となる法令

表 8.1.1 対象事業の種類と許可の根拠となる法令

対象事業の種類		許可等の根拠となる法令
都市計画道路	都市計画の決定	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第十九条
道路の改築	道路の区域の決定	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第十八条第一項
	河川区域内の土地の占用及び工作物の新築等	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第二十四条及び第二十六条第一項

8.2 方法書の作成者の氏名及び住所

名 称：一般財団法人新潟県環境衛生研究所 先端技術センター

代表者：センター長 大谷 道生

住 所：新潟市西蒲区南谷内 333 番地 1

8.3 方法書の作成にあたり参考とした資料の目録

配慮書の作成にあたり参考とした資料の目録を表 8.3.1～表 8.3.3 に示す。

表 8.3.1 資料の目録（自然的状況に係る資料）（1/2）

項目	資料名	発行年	発行元
気象、大気質等に関する大気環境の状況	1. 気象	日本地誌第9巻 中部地方総論・新潟県 気象統計情報 地域気象観測所一覧(令和7年8月7日現在)	日本地誌研究所 気象庁ホームページ 気象庁ホームページ
	2. 大気質	令和5年度 大気汚染測定結果報告	新潟県環境局環境対策課
		令和4年度 大気汚染測定結果報告	新潟県環境局環境対策課
		令和3年度 大気汚染測定結果報告	新潟県環境局環境対策課
		令和2年度 大気汚染測定結果報告	新潟県環境局環境対策課
		令和元年度 大気汚染測定結果報告	新潟県県民生活・環境部環境対策課
	3. 騒音	新潟市の環境 資料編(令和5年度データ集)	新潟市環境部環境政策課
		新潟市の環境 資料編(令和5年度データ集) 環境GIS+	新潟市環境部環境政策課 国立研究開発法人国立環境研究所
	4. 悪臭	新潟市の環境 資料編(令和5年度データ集)	新潟市環境部環境政策課
	5. 公害苦情等の発生状況	新潟市の環境 資料編(令和5年度データ集)	新潟市環境部環境政策課
水象、水質等に関する水環境の状況	1. 水象	新潟県の河川一覧(令和6年4月1日現在)	新潟県土木部河川管理課
	2. 水質	新潟県管内図(河川及び海岸)	新潟県土木部
		新潟市の環境 資料編(令和5年度データ集) 水環境総合情報サイト	新潟市環境部環境政策課 環境省
	3. 底質	新潟市の環境 資料編(令和5年度データ集)	新潟市環境部環境政策課
		令和5年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果	新潟県環境局環境対策課
	4. ダイオキシン類	新潟市の環境 資料編(令和5年度データ集) 水環境総合情報サイト	新潟市環境部環境政策課 環境省
		新潟市の環境 資料編(令和5年度データ集)	新潟市環境部環境政策課
	5. 地下水	令和5年度 公共用水域及び地下水の水質測定結果	新潟県環境局環境対策課
		新潟市の環境 資料編(令和5年度データ集)	新潟市環境部環境政策課
	6. 公害苦情等の発生状況	新潟市の環境 資料編(令和5年度データ集)	新潟市環境部環境政策課
土壌及び地盤に関する状況	1. 土壌	土壌分類図(土壌図)新潟県	経済企画庁総合開発局
		新潟市の環境 資料編(令和5年度データ集)	新潟市環境部環境政策課
		令和5年度 農用地土壌汚染防止法の施行状況	環境省水・大気環境局
		令和5年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況	環境省
		要措置区域等情報	新潟市ホームページ
	2. 地盤	新潟県地盤図	社団法人新潟県地質調査業協会
		新潟県地盤図説明書	社団法人新潟県地質調査業協会
		新潟平野の地盤沈下	新潟県環境局
	3. 公害苦情等の発生状況	新潟市の環境 資料編(令和5年度データ集)	新潟市環境部環境政策課
地形に関する状況	1. 地形の状況	土壌分類図(地形図)新潟県	経済企画庁総合開発局
	2. 重要な地形	文化財保護法	法律第214号
		新潟のすぐれた自然 地形・地質編	新潟県
		続・新潟のすぐれた自然 地形・地質編	新潟県
		日本の地形レッドデータブック第1集ー危機にある地形ー	小泉武栄・青木賢人
		日本の地形レッドデータブック第2集ー保存すべき地形ー	小泉武栄・青木賢人
		第3回自然環境保全基礎調査 新潟県自然環境情報図	環境庁
		新潟県地質図(2000年版)	新潟県
		新潟のすぐれた自然 地形・地質編	新潟県
地質に関する状況	1. 地質の状況	新潟県地質図(2000年版)	新潟県
	2. 重要な地質	新潟のすぐれた自然 地形・地質編	新潟県
		続・新潟のすぐれた自然 地形・地質編	新潟県
		第3回自然環境保全基礎調査 新潟県自然環境情報図	環境庁

表 8.3.1 資料の目録（自然的状況に係る資料）（2/2）

項目		資料名	発行年	発行元
動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	1. 動物 2. 植物 3. 生態系	大切にしたい野生生物－新潟市レッドデータブック－	平成 22 年 3 月	新潟市
		新潟市の文化財		新潟市ホームページ
		第 5 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書	平成 12 年 3 月	環境省自然環境局生物多様性センター
		第 6 回自然環境保全基礎調査巨樹・巨木林フォローアップ調査報告書	平成 13 年 3 月	環境省自然環境局生物多様性センター
		第 6 回・7 回自然環境保全基礎調査植生調査	平成 11～16 年度/平成 17 年度～	環境省自然環境局生物多様性センター
		新潟県鳥獣保護区等位置図（令和 5 年度）	令和 5 年 10 月	新潟県環境局環境対策課
		レッドデータブックにいがた	平成 13 年 3 月	新潟県
		新潟県第 2 次レッドリスト	平成 26～31 年	新潟県
		環境省レッドリスト 2020	令和 2 年 3 月	環境省
		にいがた命のつながりプラン～新潟市生物多様性地域計画～	平成 24 年 3 月	新潟市
景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	1. 景観	レジャー・公園		新潟市ホームページ
		新潟市地図情報サービス「にいがた e マップ」	新潟市ホームページ	新潟県土木部河川管理課
		都市公園データ		国土数値情報ダウンロードサイト
		県内神社一覧		新潟県神社庁ホームページ
		第 3 回自然環境保全基礎調査「新潟県自然環境情報図」	平成元年	環境省
		都市景観ガイドマップ「まちのいいとこ」新潟市都市景観賞応募編	平成 8 年 3 月	新潟市都市整備局都市計画部都市計画課
		都市景観ガイドマップ「まちのいい顔・いい表情」平成 10 年度新潟市都市景観賞応募の紹介	新潟市都市計画課都市景観室	新潟県環境局環境対策課
		都市景観ガイドマップ「みつけよう！四季映えるまちにいがた」第 3 回新潟市都市景観賞応募の紹介	新潟市都市整備局開発建築部建築指導課都市環境整備室	新潟市環境部環境政策課
		都市景観ガイドマップ第 4 回新潟市都市景観賞「お宝景観 30 選」と応募景観の紹介	平成 17 年 12 月	新潟市都市整備局開発建築部街づくり推進課
		新津まちあるき歴史探訪	令和 6 年 4 月	新津観光協会
		新潟市自転車利用環境計画	令和 6 年 3 月	新潟市
		秋葉区金津地区散策マップ	令和 5 年 3 月改訂	金津コミュニティ振興協議会
	2. 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布	レジャー・公園		新潟市ホームページ
		新潟市地図情報サービス「にいがた e マップ」	新潟市ホームページ	新潟市環境部環境政策課
		都市公園データ		国土交通省国土数値情報ホームページ
		県内神社一覧		新潟県神社庁ホームページ
文化財に関する状況	1. 指定文化財の状況	新潟市の文化財		新潟市ホームページ
	2. 埋蔵文化財の状況	新潟市域の遺跡一覧表		新潟市ホームページ
		新潟市地図情報サービス「にいがた e マップ」	新潟市ホームページ	社団法人新潟県地質調査業協会
一般環境中の放射性物質の状況		新潟市の環境 資料編(令和 5 年度データ集)	令和 7 年 1 月	新潟市環境部環境政策課
		新潟市の環境 資料編(平成 28 年度データ集)	平成 29 年 12 月	新潟市環境部環境政策課

表 8.3.2 資料の目録（社会的状況に係る資料）（1/3）

項目		資料名	発行年	発行元
人口に関する状況	1. 人口及び世帯	令和2年国勢調査 人口等基本集計	令和3年11月30日	総務省統計局
	2. 集落の分布	統計地理情報システム		総務省統計局
産業に関する状況	1. 産業別就業者数	令和2年国勢調査 就業状態等基本集計 別表2	令和4年6月22日	新潟県総務部統計課
	2. 農業の状況	2020年農林業センサス報告書 第1巻都道府県別統計書	令和3年12月24日	農林水産省
	3. 工業の状況	令和2年 都道府県別農業産出額及び生産農業所得	令和4年12月27日	農林水産省
	4. 商業の状況	令和2年 市町村別農業産出額（推計）	令和4年3月29日	農林水産省
	5. 観光の状況	第134回 新潟県統計年鑑 2023	令和6年3月	新潟県総務部統計課
		令和5年新潟県観光入込客統計	令和6年12月	新潟県観光文化スポーツ部観光企画課
土地利用に関する状況	1. 土地利用の指定状況	土地利用調整総合支援ネットワークシステム		国土交通省
		都市計画図（50,000分の1）（令和3年5月現在）		新潟市都市政策部都市計画課
	2. 土地利用状況	第134回 新潟県統計年鑑 2023	令和6年3月	新潟県総務部統計課
河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況	1. 河川利用	信濃川水系新潟県地域主要水系利水現況図	昭和60年3月	国土庁土地局
		阿賀野川水系地域主要水系利水現況図	昭和53年3月	国土庁土地局
		令和3年度 新潟県の水道（令和4年3月31日現在）	令和6年3月	新潟県福祉保健部
	2. 漁業権及び保護水面	令和7年度 遊漁のしおり	令和7年1月末日	新潟県内水面漁業協同組合連合会
		新潟県漁業調整規則	令和4年9月30日 規則第44号	新潟県
	3. 地下水	信濃川水系新潟県地域主要水系利水現況図	昭和60年3月	国土庁土地局
		阿賀野川水系地域主要水系利水現況図	昭和53年3月	国土庁土地局
交通に関する状況		令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査（道路交通センサス）	令和6年4月	国土交通省
		令和3年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 一般交通量調査結果 WEB マップ（可視化ツール）		国土交通省
公共施設に関する事項		新潟市立学校便覧（令和7年5月1日現在）		新潟市
		新潟市の学校一覧		新潟市ホームページ
		新潟県社会福祉施設等名簿（令和6年度）	令和6年4月	新潟県福祉保健部
		保育園一覧（令和7年4月1日現在）		新潟市ホームページ
		認定こども園一覧（令和7年4月1日現在）		新潟市ホームページ
		医療ネット（ナビイ）		厚生労働省
		病院名簿救急病院等一覧表（令和7年4月1日現在）		新潟県福祉保健部地域医療政策課
		新潟市地図情報サービス「にいがたeマップ」		新潟市ホームページ
		図書館・地区図書室		新潟市ホームページ

表 8.3.2 資料の目録（社会的状況に係る資料）（2/3）

項目	資料名	発行年	発行元
生活環境施設等環境の保全に関する施設の状況	1. 水道、下水道の状況	事業年報 にいがたの水道 令和5年度	新潟市水道局
		下水道処理人口普及率	新潟市ホームページ
		新潟県の汚水処理人口普及率(令和5年度末)	新潟県ホームページ
	2. 廃棄物処理施設の状況	一般廃棄物処理実態調査結果 令和5年度調査結果	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
		廃棄物処理施設一覧	新潟市ホームページ
		一般廃棄物処理業許可業者(令和6年2月20日現在)	新潟市ホームページ
		(処分業)許可業者一覧(令和6年2月29日現在)	新潟県環境局資源循環推進課
		産業廃棄物処分業者一覧(令和6年4月10日現在)	新潟市環境部廃棄物対策課
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年12月25日 法律第137号
		新潟市産業廃棄物等の適正な処理の促進に関する条例	平成17年12月22日 条例第151号
環境の保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況		重要事項説明における都市計画法・建築基準法その他関係法令に関する情報一覧(令和7年4月1日現在)	新潟市
		土地利用調整総合支援ネットワークシステム	国土交通省
		都市計画図(50,000分の1)(令和3年5月現在)	新潟市都市政策部都市計画課
		令和5年度 新潟市の環境	令和6年3月 新潟市環境部環境政策課
		新潟地域公害防止計画	平成24年3月 新潟県
		大気汚染防止法	昭和43年6月10日 法律第97号
		大気汚染防止法施行令	昭和43年11月30日 政令第328号
		騒音規制法	昭和43年6月10日 法律第98号
		騒音規制法施行令	昭和43年11月27日 政令第324号
		騒音指定地域	新潟市ホームページ
		振動規制法	昭和51年6月10日 法律第64号
		振動規制法施行令	昭和51年10月22日 政令第280号
		振動指定地域	新潟市ホームページ
		悪臭防止法	昭和46年6月1日 法律第91号
		悪臭防止対策	新潟市ホームページ
		悪臭防止法施行令	昭和47年5月30日 政令第207号
		悪臭防止対策に関するパンフレット	新潟市
		水質汚濁防止法	昭和45年 法律第138号
		土壌汚染対策法	平成14年 法律第53号
		要措置区域等情報	新潟市ホームページ
		新潟市の環境 資料編(令和5年度データ集)	令和7年1月 新潟市環境部環境政策課
		水環境総合情報サイト	環境省
		公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	昭和48年4月20日 新潟県告示第563号
		新潟地域公害防止計画	平成24年3月 新潟県
		新潟市生活環境の保全等に関する条例	平成9年12月24日 条例第47号
		新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則	平成8年3月1日 規則第5号
		新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	昭和46年10月25日 条例第46号
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年12月25日 法律第137号

表 8.3.2 資料の目録（社会的状況に係る資料）（3/3）

項目	資料名	発行年	発行元
環境の保全に係る法令、条例等による指定、規制等に関する状況	新潟市の文化財		新潟市ホームページ
	新潟市域の遺跡一覧表		新潟市ホームページ
	新潟市地図情報サービス「にいがた e マップ」		新潟市ホームページ
	新潟市みどりの基本計画	令和 4 年 7 月 1 日改訂	新潟市
	緑地協定の締結		新潟市ホームページ
	新潟市地図情報サービス「にいがた e マップ」		新潟市ホームページ
	新潟県鳥獣保護区等位置図（令和 6 年度）		新潟県環境局環境対策課
	新潟市風致地区条例のあらまし	平成 29 年 4 月変更	新潟市
	新潟市景観計画	令和 6 年 4 月変更	新潟市
	下越地区土砂災害警戒区域箇所図（令和元年 5 月 31 日時点）	新潟県土木部砂防課	新潟市ホームページ
環境保全計画等の策定の状況	第 4 次新潟市環境基本計画	令和 5 年 4 月	新潟市
	新潟市地球温暖化対策実行計画（地域推進版）	令和 5 年 3 月	新潟市
	新潟市地球温暖化対策実行計画（第 5 期市役所率先実行版）	令和 5 年 6 月	新潟市
	新潟市一般廃棄物処理基本計画	令和 2 年 3 月	新潟市
	にいがた命のつながりプラン～新潟市生物多様性地域計画～	平成 24 年 3 月	新潟市
	にいがた都市交通戦略プラン[基本計画]	令和 1 年 7 月	新潟市
	新潟市みどりの基本計画	平成 21 年 6 月	新潟市
	新潟市都市計画基本方針－都市計画マスタープラン－	令和 5 年 3 月	新潟市

表 8.3.3 資料の目録（環境影響評価項目の選定、調査、予測及び評価に係る資料）

項目	資料名	発行年	発行元
環境影響評価項目の選定、調査、予測及び評価	新潟市環境影響評価条例	平成 21 年 3 月 24 日	条例第 5 号
	新潟市環境影響評価条例施行規則	平成 22 年 3 月 24 日	規則第 8 号
	新潟市環境影響評価配慮指針	平成 29 年 3 月 21 日	新潟市告示第 120 号
	新潟市環境影響評価技術指針	令和 3 年 3 月 26 日	新潟市告示第 205 号
	道路環境影響評価の技術手法（平成 24 年度版）	平成 25 年 3 月	国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所
	道路環境影響評価の技術手法 4. 騒音 4.1 自動車の走行に係る騒音（令和 7 年度版）	令和 7 年 6 月	国土交通省国土技術政策総合研究所
	面整備事業環境影響評価技術マニュアル	平成 11 年	建設省都市局都市計画課
	新潟市地図情報サービス「にいがた e マップ」		新潟市ホームページ
	新潟市都市計画道路 3・4・590 号新潟中央環状道路環境影響評価書	平成 23 年 11 月	新潟市

用語解説集

用語解説集

出典元	新潟市環境影響評価条例
	新潟市環境影響評価技術指針
	新潟市の環境 令和 6 年版（新潟市）
	環境アセスメント基本用語辞典（平成 12 年、オーム社）
	国立環境研究所 EIC ネット http://www.eic.or.jp/index.html
	環境省ホームページ http://www.env.go.jp
	環境用語辞典（平成 9 年、オーム社）
	国土交通省ホームページ https://www.mlit.go.jp/index.html
	道路構造令 https://laws.e-gov.go.jp/law/345C00000000320
	費用便益分析マニュアル（国土交通省道路局都市局 令和 7 年 8 月）
	一般社団法人交通工学研究会 交通工学用語集 http://glossary.jste.or.jp/

用 語	解 説
あ行	
悪臭物質	悪臭は典型 7 公害のうちで最も複雑なものといわれる感覚公害である。したがって悪臭物質の種類も人によってまちまちで一定の基準を決めるのは容易でない。特有のにおいを持つ化学物質は 40 万にも達するといわれるが、化学的に見ると窒素と硫黄の化合物と高級脂肪酸が多い。悪臭防止法では「不快なにおいの原因となり、生活環境を損なうおそれのある物質」として 22 種類の化学物質を特定悪臭物質として規制している。
異常年検定	基準年の気象が平年の気象に比べて異常でなかったかどうかを統計手法を用いて検定する方法。「窒素酸化物総量規制マニュアル（改訂）公害研究防止センター、平成 12 年」では、検定方法として、分散分析による不良標本の F 分布棄却検定法が示されており、評価対象としては風向別出現回数、及び風速階級別出現回数などが考えられる。
1 時間値	大気中の汚染物質の測定において、60 分間試料吸引を続けて測定する場合の測定値。大気環境基準では、二酸化硫黄 (SO ₂)、一酸化炭素 (CO)、二酸化窒素 (NO ₂)、浮遊粒子状物質は 1 時間値の 1 日平均値によることとしている。
一般環境大気測定局	大気中の汚染状況や気象について 24 時間観測を行っている測定局で、自動車排出ガス測定局を含まない。大気汚染防止法第 22 条により、都道府県知事は大気中の汚染状況を常時監視するよう定められている。
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物のことをいい、日常生活に伴って生ずる生ごみ、粗大ごみ、し尿等のほか、事業活動に伴い生ずる紙くず、木くず等の廃棄物のうち産業廃棄物に含まれないものをいう。
温室効果ガス	大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の 7 種類としている。
か行	
環境影響評価	事業（特定の目的のために行われる一連の土地の形状の変更並びに工作物の新設及び増改築をいう。）の実施が環境に及ぼす影響について環境の構成要素に係る項目ごとに調査、予測及び評価を行うとともに、これらを行う過程においてその事業に係る環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価することをいう。
環境基準	環境基本法第 16 条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。

用 語	解 説
	人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。 政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に務めなければならないとされている。これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。又、これら基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。 なお、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。
環境騒音	観測しようとする場所におけるすべてを含めた騒音。
規制基準	法律または条令に基づいて定められた公害の原因となる行為を規制するための基準であり、工場等はこの基準を守る義務が課せられている。大気汚染防止法では「排出基準」、水質汚濁防止法では「排水基準」、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では「規制基準」という用語が用いられている。規制基準は、主に地域の環境基準を維持するために課せられる基準である。
距離減衰	騒音源または振動源から離れるに従い、波面または振動の広がりによって音圧または振動レベルが減少していくこと。発生源の大きさや形状などにより減衰の状況は異なる。騒音では、小さい音源（点音源）では距離が2倍になると6dB減少し、ベルトコンベアのように長いもの（線音源）ではある距離（$1/\pi$：1は音源の長さ）まで距離が2倍になると3dB減少し、さらにある距離を離れると同様に6dB減少する。面音源の場合は近傍ではほとんど減衰がなく、多少離れると3dB、さらに離れると6dBの減少となる。
景観	景色、眺め、特に優れた景色。景観とは見る主体である人と、見られる対象である環境との視覚的関係であり、自然景観と文化景観に分けられる。
計画交通量	道路の設計の基礎とするために、当該道路の存する地域の発展の動向や将来の自動車交通の状況等を勘案して定める自動車の日交通量。
建設工事に伴う副産物	建設・土木工事現場で発生する各種廃棄物及び建物・工作物などの除去に伴って発生するコンクリート、建材などの廃棄物の総称。
公害	人の事業や生活などに伴って生じる大気汚染、水質汚濁、騒音や悪臭などが、人の健康や生活環境に被害を及ぼすこと。「環境基本法」においては「環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康または生活環境に係る被害が生じることをいう」と定義されている。この七つの公害を通常「典型7公害」という。
光化学オキシダント	工場や自動車排出ガスに含まれている窒素酸化物や炭化水素が、一定レベル以上の汚染の下で紫外線による光化学反応を繰り返すことによって生じる酸化性物質（オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、ヒドロキシペルオキシドなど）の総称である。光化学オキシダントの高濃度発生は気温や風速、日射量などの気象条件の影響を受け、夏期の風の弱い日差しの強い日に発生しやすい。オキシダントと同義で使われることがある。粘膜を刺激する性質を持ち、植物を枯らすなどの被害を及ぼす。光化学オキシダントの高濃度汚染が起こるような状態のことを光化学スモッグとよぶ。 環境基準は1時間値0.06ppm以下（窒素酸化物の影響を除いたもの）、注意報基準は0.12ppmで、警報基準は0.4ppm。
降下ばいじん	大気中に排出されたばいじん（燃料その他の物の燃焼または熱源として電気の使用に伴い発生するすすや固体粒子）や風により地表から舞い上がった粉じん（物の破壊、選別等の機械的処理又は鉱石や土砂の推積に伴い発生し、又は飛散する物質）などのうち、比較的粒径が大きく重いために大気中で浮かんでいられずに落下（降下）するもの、

用 語	解 説
	あるいは雨や雪などに取り込まれて降下するものをいう。
交通需要	道路網状のある区間またはある地点を通ろうとする車両などの台数または歩行者の人数。
交通量推計	将来の特定の場所における交通量を予測すること。
さ行	
化学的酸素要求量（COD）	水中に有機物などの物質がどれくらい含まれるかを、過マンガン酸カリウムなど酸化剤 の消費量を酸素の量に換算して示される、水質汚濁の指標の一つ。
自然公園	自然公園とは、自然公園法に基づいて指定された国立公園、国定公園及び条例に基づいて指定された都道府県立自然公園をいい、すぐれた自然の景勝地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養の場として役立てることを目的としている。日本の自然公園は公園当局が土地を所有し、これを一体的に整備管理する、いわゆる営造物公園とは異なり、土地の所有に関係なく、一定の素質条件を有する地域を公園として指定し、風致景観の保護のため公用制限を行う、いわゆる地域性公園である。
自然（緑地）環境保全地域	自然環境保全法または都道府県自然環境保全条例に基づき、野生生物の生息地、高山性植生、亜高山性植生、すぐれた天然林等のうち、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定された地域。自然環境保全地域は、特別地区（海域は海中特別地区）と普通地区に分けられる。特別地区においては工作物の新築など自然環境の保全に支障をおよぼすおそれのある行為を行う際には許可が必要とされ、普通地区でも一定の行為については届出が必要である。
臭気濃度	官能試験法による臭気の数量化方法の一つであり、対象臭気を無臭の正常な空気希釈したとき、ちょうど臭わなくなったときの希釈倍率を臭気濃度という。つまり、臭気濃度 1000 の臭気とは、無臭空気希釈 1000 倍に希釈して初めてにおいが消える臭気のことをいう。臭気濃度を対数変換したものを臭気指数表示という。
主要な眺望景観	主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
主要な眺望点	不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
主要な人と自然との触れ合いの活動の場	不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。
重要な地形及び地質、重要な動物種、重要な植物種及び群落	それぞれ学術上又は希少性の観点からの重要なものをいう。
振動	環境基本法で定義されている典型七公害の一つであり、発生源としては工場・事業場、建設作業、道路交通等が挙げられる。
水質汚濁に係る環境基準	環境基本法の規定に基づき公共用水域の水質について維持されることが望ましい環境上の条件を定めたもの。人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する基準とに分かれる。基準の設定された各項目はそれぞれ測定方法が指定されている。
水素イオン濃度（pH）	水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標。一般に「水素イオン濃度」といわれることもあるが、正確には、水素イオン濃度の逆数の常用対数を示す値。pH 試験紙や pH 計などで簡易に測定できる。pH が 7 のときに中性、7 を超えるとアルカリ性、7 未満では酸性を示す。河川水は通常 pH6.5～8.5 を示すが、河口での海水の混入や、石灰岩地帯や田畑など流域の地質、生活排水、工場排水などの人為汚染、夏期における植物プランクトンの光合成等の要因により酸性にもアルカリ性にもシフトする。河川における pH の環境基準は類型別に定められており「6.5（あるいは 6.0）～8.5」を地域の状況によりあてはめる（類型あてはめ）。ただし、pH 値は厳密には温度によって変化するので、測定時の水温も付記する必要がある。
生活環境の保全に関する環境基準（水質に係る）	水質汚濁に係る環境基準で、生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。pH、BOD、COD、SS、DO、

用 語	解 説
	大腸菌群数、ノルマヘキサン抽出物質（油分など）、全窒素、全燐の9項目（生活環境項目）について環境基準が設定されている。生活環境項目の基準値は、河川、湖沼、海域の各公共用水域について、水道、水産、工業用水、農業用水、水浴などの利用目的に応じて設けられたいくつかの水域類型ごとに、該当する水域名を指定することにより設定される。全窒素及び全燐の基準は、植物性プランクトンの著しい増殖のおそれのある海域及び湖沼について水域類型を指定して適用される。
生活排水	水質汚濁防止法によれば、「炊事、洗濯、入浴等人の生活に伴い公共用水域に排出される水（排水を除く。）」と定義されている。 生活排水の中でし尿を除いたものを生活雑排水という。排水中の窒素やリンによる富栄養化など水質汚濁の原因の中で生活排水の寄与が大きくなり、生活雑排水を未処理で放流する単独処理浄化槽に替わって、下水処理施設の完備や合併浄化槽の普及が望まれている。又、生活者としても日常生活の中で、食品や油をそのまま排水口に流さない、洗濯はできるだけまとめて行い、石鹸をむだづかいしないといった配慮が必要とされている。
生態系	自然界に存在するすべての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。互いに関連をもちながら安定が保たれている生物界のバランスは、ひとつが乱れるとその影響が全体に及ぶだけでなく、場合によっては回復不能なほどの打撃を受けることもある。
生物化学的酸素要求量（BOD）	溶存酸素の存在下で、水中の有機物質などが生物化学的に酸化・分解される際に消費される酸素量のことで、数値が大きくなるほど汚濁していることを示す。河川の水質汚濁の一般指標として用いられる。これらはBODが自然界での酸素要求量が多い有機物質の指標となる点で汚濁の状況を明確に表していると考えられることによる。
騒音	騒音は環境基本法で定義されている典型七公害の一つで、地域住民からの苦情件数が多い公害である。騒音の発生源としては、工場・事業場、建設作業、自動車、航空機、鉄道などがある。
た 行	
ダイオキシン類	有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）を略して、「ダイオキシン」と呼ぶ。ときに「ダイオキシン類」という表記がされる。これは、塩素含有物質等が燃焼する際に発生する、狭義のダイオキシンとよく似た毒性を有する物質をまとめて表現するもの。ダイオキシン類対策特別措置法では、PCDD、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）をあわせて「ダイオキシン類」と定義。いずれも平面構造を持つ芳香族有機塩素化合物で、置換した塩素の数や位置により多数の構造異性体が存在する。
濁度	濁度は水に浮遊する微粒子を、濁りの程度で表したものであり、濁度が大きいほど水が濁っていることを示す。
短期的評価	大気汚染の予測を行うに当たって、大気汚染物質の短期間の高濃度状態についても予測を行う必要がある場合、1時間値等について予測及び評価を行う場合、これを短期的評価と呼ぶ。又、同時に、年間の平均値に対しても評価を行う場合、これを短期的評価と区別して長期的評価と呼ぶ。
窒素酸化物（NO _x ）	窒素酸化物は、空気中で石油や石炭等の物の燃焼、合成、分解等の処理を行うとその過程で必ず発生するもので、燃焼温度が高温になるほど多量に発生する。その代表的な物は一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO ₂ ）であり、発生源で発生する窒素酸化物は90%がNOである。窒素酸化物は、高温燃焼の過程でまずNOの形で生成され、これが大気中に放出された後、酸素と結びついてNO ₂ となる。この反応はすぐに起

用 語	解 説
	こるものではないことから、大気中ではその混合物として存在している。発生源としては、ばい煙発生施設等の固定発生源と、自動車等の移動発生源がある。 窒素酸化物は人の健康に影響を与える。又、窒素酸化物は紫外線により炭化水素と光化学反応を起こし、オゾンなど光化学オキシダントを生成する。二酸化窒素は水に難溶性のため呼吸時に深部の肺胞に達し、呼吸器系炎症を起こす。
中間処理	収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。
注目すべき生息地	学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
長期的評価	大気汚染に係る環境基準の適否の評価方法。二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、及び一酸化炭素については年間にわたる日平均値の 2%除外値を、二酸化窒素については年間にわたる日平均値の 98%値を用いて評価を行う。
鳥獣保護区	鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）」に基づいて環境大臣又は都道府県知事が指定する区域のこと。鳥獣保護区の存続期間は 20 年以内と定められている。 鳥獣保護区の区域内では、鳥獣の捕獲（狩猟）が禁止されている。多様な鳥獣の生息環境を保全するために、管理及び整備を行う。地権者には鳥獣保護施設が設置されることについての受認義務が生ずる。この区域内で特別に鳥獣の保護繁殖を図ることが必要な場合、環境大臣又は都道府県知事は区域内に特別保護地区を指定することができる。特別保護地区では、一定の開発行為について許可が必要となる。又、特別保護地区内では、レクリエーション目的の人の立ち入り、自動車やバイクなどの乗り入れが規制される特別保護指定区域を指定することができる。
沈降特性	実際に現地で採取した試料（土砂）を水に攪拌させ、時間の経過とともに浮遊物質（SS）がどの程度変化するかを試験することによって得られるその試料特有の沈降速度。
等価騒音レベル（LAeq）	変動騒音の表し方の一種。騒音レベルが時間と共に変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均二乗音圧を与える連続定常音の騒音レベル。ある時間内で観測された全ての測定値のパワー平均値と考えてよい。
道路交通振動	道路を自動車が通行することに伴い発生する振動。振動レベルの代表値（道路交通振動に関わる要請限度との比較値）は L10（80%レベルの上端値）を用いる。
特定建設作業	建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音または振動を発生する作業であって、騒音規制法または振動規制法に定められたものをいう。騒音規制法では 5 項目、振動規制法では 4 項目の作業が定められており、それらの作業は、騒音規制法または振動規制法の規制を受ける。騒音又は振動レベル規制の場合、それぞれに敷地境界で、騒音レベルは 85dB、振動レベルは 75dB 以下となっている。レベルの規制以外に 1 日の作業時間、連続しての作業日数、届け出などの定めがある。
土壌汚染	人の事業活動その他の活動に伴い、土壌中に有害物質が残留、蓄積することにより、土壌が有する水質を浄化し地下水を涵養する機能や食料を生産する機能を阻害することを土壌の汚染という。土壌の汚染にかかる環境基準は、カドミウム、トリクロロエチレン等 29 項目が定められている。法的には汚染物質として土壌からの除去が困難で土壌中に残留する金属元素や難分解性の有機物が指定され、可溶性塩類の集積などは通常土壌汚染に含めない。農用地の土壌の汚染防止等に関

用 語	解 説
	する法律では、特定有害物質としてカドミウム、銅、砒素の三つを指定する。大気汚染物質の降下、肥料、農薬の散布、工場排水の流入などが汚染の原因となるが、水田かんがいの多い日本ではかんがい水を通じての汚染例が多い。
な行	
二酸化硫黄（SO ₂ ）	腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。不純物として石灰中に最大で 2.5%程度、原油中に最大で 3%程度含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油などの化石燃料の燃焼時に発生する。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出される。主要大気汚染物質の一つとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。 二酸化硫黄は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。代表的な例として、1961 年頃より発生した四日市ぜんそくが挙げられる。1960～70 年代に高濃度の汚染を日本各地に引き起こしたが、対策が進められた結果、現在は汚染が改善されている。二酸化硫黄の環境基準は 1 時間値の 1 日平均が 0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であることとされている。
二酸化窒素（NO ₂ ）	窒素の酸化物で赤褐色の気体。分子量 46.01、融点-9.3℃、沸点 21.3℃。発生源はボイラーなどの『固定発生源』や自動車などの『移動発生源』のような燃焼過程、硝酸製造等の工程などがある。燃焼過程からほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。代表的な『大気汚染物質』である。 人の健康被害については、二酸化窒素濃度とせき・たんの有症率との関連や、高濃度では急性呼吸器疾患罹患率の増加などが知られている。このため二酸化窒素の環境基準は「1 日平均値が 0.04～0.06ppm の範囲内またはそれ以下であること、またゾーン内にある地域については原則として現状程度の水準を維持しまたはこれを大きく上回らないこと」としている。
日平均値の年間 98%値	環境基準による二酸化窒素の評価を判断する際に、年間にわたる 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当するもの（365 日の測定値がある場合は高い方から 8 日目の測定値）で評価を行う。
日平均値の年間 2%除外値	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び一酸化タンの環境基準の評価に用いる。年間にわたる 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にある測定値を除外したうち、最も大きい測定値。
は行	
廃棄物	廃棄物とは占有者が自ら利用し、または他人に有償で売却することができないため不要になった物をいい、気体状のもの及び放射性廃棄物を除く固形状から液体に至るすべてのものが含まれる。排水は原則として含まれない。さらに、その排出状況等から産業廃棄物と一般廃棄物に分けられる。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （廃棄物処理法）	廃掃法とも略称する。廃棄物の排出抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分などを行い、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする法律。（1970 年制定）
排水基準	汚水などを排出する施設として政令で定められている特定施設を設置する工場・事業所が、公共用水域に排出する場合、その排水が規制の対象となる。基準値は、健康項目については環境基準の 10 倍の値、生活環境項目については家庭汚水の簡易処理により得られる値と同程度に定められている。排水基準には国が定めた基準（一律基準）と、都道府県がその地域の実態に応じて条例で定めたより厳しい基準（上乘せ基準）とがあり、基準違反に対しては処罰が課せられる。
パフ式 （無風時、弱風時）	大気汚染の拡散モデルの一つ。煙源から瞬間的に排出された大気汚染物質の塊をパフという。時間とともに移送・拡散の状況を予測するモデル。移送・拡散の場を非定常と考え、ある時刻の濃度分布とパフの排出量を初期条件として、次の時刻での移送・拡散を逐次計算方式で求める。気象条件の時間的、空間的变化に近似的に対応が可能。非定

用 語	解 説
	常、非均質の場に適用できる。
微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊している $2.5\mu\text{m}$ ($1\mu\text{m}$ は 1mm の千分の 1) 以下の小さな粒子のことで、従来から環境基準を定めて対策を進めてきた浮遊粒子状物質 (SPM: $10\mu\text{m}$ 以下の粒子) よりも小さな粒子である。PM2.5 は非常に小さいため (髪の毛の太さの 1/30 程度)、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。 粒子状物質には、物の燃焼などによって直接排出されるものと、硫酸化物 (SO_x)、窒素酸化物 (NO_x)、揮発性有機化合物 (VOC) 等のガス状大気汚染物質が、主として環境大気中での化学反応により粒子化したものがある。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。 これまで取り組んできた大気汚染防止法に基づく工場・事業場等のばい煙発生施設の規制や自動車排出ガス規制などにより、SPM と PM2.5 の年間の平均的な濃度は減少傾向にある。
人の健康の保護に関する環境基準	水質汚濁に係る環境基準で、人の健康を維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。人の健康を保護するために、カドミウム、シアン、有機燐、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、PCB 等の 27 項目 (健康項目) について基準が設定されている。 これらの基準値はすべての公共用水域において一律であり、おおむね水道水の水質基準値と同じであるが、総水銀、アルキル水銀、PCB については、魚介類の生物濃縮を通じ、食品として人体に取り入れられる危険性が大きいことから、これを考慮した値となっている。又、健康項目に挙げられた物質は、有害物質とも呼ばれている。
費用便益分析	道路事業の効率的かつ効果的な遂行のため、新規事業採択時評価、再評価、事後評価の各段階において、社会・経済的な側面から事業の妥当性を評価し、併せて評価を通じてより効果的な事業執行を促すことを企図するもの。
浮遊物質 (SS)	水中に浮遊している物質のことで、日本工業規格 (JIS) では懸濁物質という。測定方法は一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量をはかる。数値 (mg/L) が大きいほど濁りの度合いが大きいことを示す。
浮遊粒子状物質 (SPM)	大気汚染にかかる環境基準で、「大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のもの」と定義される。この粒径のものは大型のものに比べ気管に入りやすく、呼吸可能粒子 (respirable particle) と呼ばれ、健康への影響が大きい。燃料や廃棄物の燃焼によって発生したものや、砂じん、森林火災の煙、火山灰などがある。アメリカの大気清掃法で“PM10”と称するものとほぼ同一定義である。
ブルーム式 (有風時)	大気の拡散予測式の一つ。移送・拡散の現象を煙流 (ブルーム) で表現する。風、拡散係数、排出量等を一定とした時の濃度分布の定常解を求める。正規型と非正規型の式がある。 計算が比較的容易で、長期平均濃度の推定に適している。定常の場合、濃度の空間分布を求めるのに適している。
粉じん等	粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
や行	
要請限度 (自動車騒音に係る)	騒音規制法においては、市町村長は指定地域内における自動車騒音を低減するために、測定に基づき、道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断基準となる値を要請限度と呼ぶ。
要請限度 (道路交通振動に係る)	振動規制法においては、市町村長は指定地域内における道路交通振動を低減するために、測定に基づき道路管理者などに意見を述べ、都道府県公安委員会に対して対策を講じるよう要請することができるとしている。この判断基準となる値を要請限度と呼ぶ。

用 語	解 説
溶存酸素量 (D0)	水中に溶けている酸素を示す。溶存酸素量は汚染度の高い水中では、消費される酸素の量が多いため少なくなる。又、水温が高いほど、気圧が低いほど、又、塩分濃度が高いほど濃度は低くなる。1 気圧、20℃での純水の溶存酸素量は約 9mg/L である。きれいな水ほど酸素は多く含まれる。藻類が著しく繁殖するときには炭酸同化作用が活発になって過飽和となる。溶存酸素が不足すると魚介類の生存を脅かすほか、水が嫌気性となって硫化水素やメタン等が発生し、悪臭の原因となる。
ら行	
流量	管路内または開水路などを流体（気体または液体）が単位時間に流れる量。
類型指定	水質汚濁の生活環境項目及び騒音の環境基準については、全国一律の環境基準値を設定していない。国において類型別に基準値が示され、これに基づき都道府県が河川等の状況や、騒音に関係する地域の土地利用状況や時間帯等に応じてあてはめ、指定していく方式となっている。これを、「類型指定」という。
粒度組成	地盤を構成する土粒子径の分布状態を全質量に対する百分率で表したものをいう。分析は、日本工業規格「土の粒度試験方法」(JIS A 1204)に基づき実施される。